



JICA 2013

ANNUAL REPORT 国際協力機構 年次報告書

MDGsへの貢献

国際社会の共通目標である、極度の貧困状態にある人々の数を2000年以降15年間で半減させることを始めとする「ミレニアム開発目標(MDGs)」。達成期限の2015年を3年後に控えた2012年時点での「JICAのこれまでの取り組み」の主要なものを、以下に示します。

(なお、MDGsへの取り組みの詳細は、本文62~63ページを参照ください)

8,800校

Goal2: 普遍的初等教育の達成

47カ国で8,800校以上の小学校・中学校の施設の整備(累計)、20万人以上の教員への研修の実施(累計)

6.6億回

Goal4: 乳幼児の死亡削減

6.6億回分以上のワクチンとワクチンを末端まで届けるコールドチェーンの機材(冷蔵庫など)の供与(2000-2011年までの実績)

64カ国

Goal5: 妊産婦の健康の改善

64カ国で母子への継続的なケアの提供と改善を目指した協力を実施(2000-2011年までの実績)

305万ha

Goal7: 環境の持続可能性の確保

森林再生のために305万haを植林(2000-2011年までの実績)

JICA at a Glance

数字で見るJICAの取り組み

インフラ分野の世界への貢献

貧困削減や持続的な成長のためにはインフラストラクチャーの整備が欠かせません。JICAでは円借款、無償資金協力といった資金協力で施設建設を支援しています。

空港

26カ国

JICAがこれまでに資金協力により整備した空港がある国(実施中を含む)。26カ国。

地下鉄・都市鉄道

18都市

JICAがこれまでに資金協力により整備した地下鉄・都市鉄道がある都市(実施中を含む)。13カ国18都市。

アフリカへの貢献

かつてアフリカ大陸は最も開発の遅れた地域と言われ、また国際社会の関心も薄れて行く中、我が国は1993年に「アフリカ開発会議(TICAD)」を開催し、以後具体的行動をもってアフリカ開発に取り組み、本年6月には第5回目の会議を開催、20周年の節目を迎えました。

この間アフリカは急速な発展を遂げつつあり、今やアフリカは「希望の大陸」と呼ばれるようになりました。JICAを始め我が国が行ってきた第4回会議以降、第5回会議までの5年間(2008-2012年)の主要な取り組み実績を、以下に示します。

(なお、アフリカへの貢献の詳細は、本文50~55ページを参照ください)

全体

実績: 年平均 **18.15** 億ドル (暫定値)

目標: 対アフリカODA年間総額を2012年までに倍増
(18億ドルに)

インフラ

実績: **44.29** 億ドル

目標: インフラ、農業を中心に、最大40億ドルの
円借款を実施

教育

実績: **1,242** 校、**6,735** 教室 (暫定値)

目標: 約40万人の子供に裨益する学校1,000校・5,500教室を建設

実績: **792,925** 人

目標: SMASE(理数科教育強化計画)を通じた10万人の初等中等理数科教員養成

保健

実績: **3,950** 力所

(注:2008-2011年までの4年間)

目標: 1,000力所の病院及び保健センターの
建設・改修

実績: **220,950** 人

(注:2008-2011年までの4年間)

目標: 10万人の保健・医療従事者を研修する

水・衛生

実績: **1,064** 万人 (暫定値)

目標: 650万人に対し、安全な飲料水の提供

実績: **13,369** 人

(注:2008-2011年までの4年間)

目標: 水資源の管理者及びユーザー5,000人の
人材育成の実施

民間セクター

実績: **2,353** 人 ← 90人

(注:2008-2011年までの4年間)

目標: 貿易分野での人材育成を10倍にする

実績: **1,962** 人

(注:2008-2011年までの4年間)

目標: 民間セクター関連の研修を
1,500人規模に拡大する

HIGHLIGHTS 2012



救助チームは国際的に定められたガイドラインに基づき、海外の捜索救助現場でチームがその能力を最大限発揮できるように準備・体制を整えています。(写真は、2012年11月の総合訓練の様子)

防災、緊急援助、復旧・復興の経験を世界に発信

東日本大震災とタイを襲った洪水の経験や「防災主流化」の国際的潮流を踏まえて、あらゆるセクターに防災の視点を取り入れることの重要性を訴えています。2012年7月には世界防災閣僚級会議を東北(仙台)で開催し、世界の閣僚と防災の重要性を再確認しました。タイ洪水に対しては、再発防止に向けて抜本的な治水計画策定を支援しました。2013年1月には「災害復旧スタンドバイ借款」制度を新設し、被災国の緊急的な復旧ニーズにも対応していきます。また、大災害時の緊急人道支援を担う国際緊急援助隊は設立30周年を迎えました。JICAはこれからも、防災、緊急援助、復旧・復興をシームレスな支援で途上国ニーズに応じていきます。

関連記事

▶ 本誌... P.87、116

▶ Web... JICAウェブサイト「ニュース」トピックス 2012年7月6日

JICAウェブサイト「ニュース」トピックス 2012年9月12日

IMF・世界銀行年次総会で世界へ発信

「世界経済の中心が東京にやってくる」。10月、世界中から2万人が集まるともいわれるこの大イベントで、JICAは世界銀行等と多数のセミナーを共催し、理事長は、多様化するグローバル開発課題の解決に向けた議論を形成、リードしました。また、来日した各国政府大臣や国際機関長など100名以上と対話を行い、協力事業やドナー連携について意見交換しました。日本に、そして世界に、JICAの取り組みと理念を大いに発信しました。

関連記事

▶ Web... JICAウェブサイト「ニュース」プレスリリース
2012年10月15日



公式セミナー「雇用と開発」で基調講演を行う田中理事長 【撮影：久野真一】



平和の枠組み合意の署名式後に行われた会談にて、握手を交わすムラド議長(右)と堂道副理事長

フィリピン ミンダナオ紛争影響地域の 和平定着に向けた新たな支援へ

2012年10月、アキノ大統領とモロ・イスラム解放戦線(MILF)ムラド議長立ち会いの元、フィリピン政府とMILFの各々の交渉団の間で平和の枠組み合意が署名され、40年に及ぶ紛争終結への重要な一歩が記されました。JICAはこれまでに国際監視団への職員派遣や、和平後を見据えた人材育成・コミュニティ支援を通じた貢献により、政府・MILF側双方と信頼関係を培ってきており、これらの経験を下地に、新しい自治政府の設立に向けた支援を実施していきたいと考えています。

関連記事

▶ Web... JICAウェブサイト「ニュースとお知らせ」プレスリリース
2012年10月15日

改革の成果を人々に、ミャンマー国の支援拡大

2011年3月の新政権発足後、ミャンマー国は政治・経済改革に取り組み、国際社会との対話を進めています。2012年4月の「日・ミャンマー首脳会談」では同国の債務問題の解決に向けた全体的な道筋について合意がなされ、JICAは2013年1月に26年ぶりの円借款、「社会経済開発支援借款」を供与しました。JICAは改革の成果を人々が享受できるよう、同国の社会経済改革を支援しています。

関連記事

▶ 本誌… P.25

▶ Web… JICAウェブサイト「ニュース」プレスリリース 2013年1月30日



2013
1月

ミャンマーの社会経済改革を支援すべく円借款を再開

海外投融资再開後、初めてのインフラ事業向け支援

JICAは1月、海外投融资再開後初のインフラ整備事業への融資契約を締結しました。本事業は、ベトナムにおいて、工業団地向け排水処理サービス、上水施設の整備・運営維持を行うものです。日本の企業と地方自治体とも連携し、日本の環境技術、水運営管理ノウハウ等が活かされるとともに、工業団地には中小企業を始め日本企業の誘致が期待されます。

関連記事

▶ 本誌… P.26

▶ Web… JICAウェブサイト「ニュース」プレスリリース 2013年1月30日



2013
1月

神戸市における融資契約調印式の様子

円借款事業の拡大(L/A承諾額1.2兆円で史上2番目の大きさ)

円借款のL/A承諾額は12,229億円と前年度比28.9%の増を達成し、平成8年度(12,815億円)に次ぐ過去2番目の規模となりました。日本政府のインフラシステム輸出戦略なども踏まえ、アジアを中心に、経済・社会開発の基礎となるインフラ整備事業などを積極的に支援しています。

関連記事

▶ 本誌… P.128

▶ 別冊資料編… P.18-19



2013
3月

インドの持続的な成長を後押しするため3,493億円を承諾 【撮影: 久野真一】



2013
6月

橋やトンネルのひび割れを、遠く離れた場所から正確に計測することができる関西工事測量株式会社(大阪府箕面市)のKUMONOS(写真中央)。社会インフラの老朽化による事故を未然に防ぐと共に、構造物の維持管理の重要性について啓発活動を行うODA案件を今後検討している。

ODAを活用し、日本の中小企業海外展開を支援

JICAが長年ODAの協力で築いた途上国政府とのネットワークや信頼関係、途上国事業のノウハウを、海外展開支援に活用します。平成24年度外務省委託費で実施した20億円、50件規模の調査支援に加え、平成25年度からは2つの課を増設し、体制を強化した上で製品・技術を途上国で普及・実証する事業を開始しました。日本の中小企業が有する優れた技術・製品を用いて、途上国の開発と日本経済の活性化を両立させます。

関連記事

▶ Web… JICAウェブサイト「ニュース」トピックス
2013年6月10日



パレスチナ：母子保健リプロダクティブヘルス向上プロジェクト・フェーズ2
【撮影：今村健志朗】

特集 理事長インタビュー 世界の課題解決に向けて

6

JICA at a Glance	1
HIGHLIGHTS 2012	2
目次	4

事業の目的と概況

日本のODA	12
JICA事業の概況	15
事業展開の方向性	18

活動報告

地域別取り組み

東南アジア・大洋州	20
● 東南アジア	21
● 大洋州	27
東・中央アジア	30
● 東アジア	31
● 中央アジア・コーカサス	33
南アジア	36

表紙写真 ブラジル：収穫の手伝い 【撮影：永武ひかる】

裏表紙写真 エチオピア：青年海外協力隊員(幼稚園教諭)が活動する幼稚園 【撮影：渋谷敦志】

中南米	42
●中米・カリブ	43
●南米	46
アフリカ	50
中東・欧州	56
●中東	57
●欧州	60

課題別取り組み

ミレニアム開発目標	62
経済基盤開発	64
●ジェンダーと開発	65
●貧困削減	67
●平和構築	69
●経済基盤開発	71
人間開発	76
●教育	77
●社会保障	79
●保健医療	80
地球環境	82
●環境	83
農村開発	90
●農業・農村開発	91
産業開発・公共政策	96
●民間セクター開発	97
●資源・エネルギー	100
●ガバナンス	102

様々な事業の取り組み

民間連携	104
ボランティア	106
市民参加協力	108
NGO等との連携	110
移住者・日系人支援	112
人材養成・確保	114
災害緊急援助	116
研究活動	118
開発パートナーシップ	120

なんとかしなきゃ! プロジェクト

3年目の取り組み	122
----------	-----

協力の形態 運営・管理・評価

協力の形態

技術協力	124
地球規模課題に対応する科学技術協力	125
本邦研修	126
有償資金協力	128
無償資金協力	130
フォローアップ	132
JICA-Net	134

運営・管理・評価

環境への取り組み	135
広報活動	136
情報公開	138
コンプライアンス	139
環境社会配慮ガイドライン	140
金融リスク管理	144
海外での安全管理	145
業績評価制度	146
事業評価	147
業務改善への取り組み	148
東日本大震災へのJICAの取り組み	149

資料編

沿革	150
組織図	152
役員一覧	153
予算	154
事例索引	155
国内拠点・海外拠点	156
用語解説	158

別冊(資料編)

※事業実績統計、財務諸表、財務状況については別冊(資料編)をご参照ください。



【撮影：久野真一】

特集 理事長インタビュー

世界の課題解決に向けて

グローバル化、相互依存の深化もあり、世界は大きく動いています。国際協力の分野も、新興国の台頭、脆弱国の問題など国際環境の大きな変化により、これまでにない新たな課題が生まれるなど、いっそう多様化、複雑化しています。

JICAは、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発(Inclusive and Dynamic Development)」をビジョンに掲げ、開発途上国が平和構築から持続的な経済・社会発展に至るまでの間、多種多様な支援に力を注いでいます。2012年4月の田中明彦理事長就任以降も、途上国が抱えるダイナミックな課題に応えるべく、国内外の関係者(ステークホルダー)との連携(パートナーシップ)を強化しながら、途上国を元気にすることで、日本も元気になる国際協力(「元気の出る国際協力」)を進めています。

国際協力機構(JICA)
理事長

田中明彦

開発途上諸国の中に、急速に中進国化する国々と脆弱性の大きい国々という二つの特徴的なグループが登場しつつある

Q1 国際社会を取り巻く環境と、それを踏まえた国際協力のあり方と方向性について、お聞かせ願います。

21世紀最初の10年を経過した時点で考えると、国際協力を取り巻く国際環境は、20年前、30年前に比べて様変わりしています。

大きな要因は、開発途上国の多くがダイナミックに経済成長を遂げつつあることです。とりわけ、中国、インド、ブラジルなどの新興国、ASEANでもインドネシア、フィリピンの経済成長は著しく、日本、JICAをはじめとする国際協力の成果が顕れているといえます。

一方で、脆弱な国は依然として数多くあります。2013年の「人間開発報告」にあるように、ほとんどの国で人間開発指数の改善がみられるものの、2000年に国際社会が掲げた2015年までの「ミレニアム開発目標(MDGs)」の達成が困難な国が少なくありません。

総括すれば、開発途上諸国の中に、急速に中進国化する国々と脆弱性の大きい国々という二つの特徴的なグ

ループが登場しつつあるというのが最近の際立った特徴であり、今後の国際協力は、その両グループをみすえて対応していかなければならないと考えています。

Q2 この二つのグループに対する支援として、それぞれどのような取り組みが求められるのでしょうか。

中進国化しつつある国々の新たな課題は、いわゆる「中進国のわな」に陥らないことです。確かに、経済成長につれて絶対的貧困層は減り、MDGsの各指標の改善も進んでいます。しかし、1日1.25ドル以下で暮らす貧困層はまだ多く、国内格差がむしろ広がっている国も目立つようになってきました。それらの問題が、社会全体が発展していくうえで大きな懸念材料となっています。

JICAのビジョン「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」に掲げるように、これらの国々では、すべての国民に恩恵がいきわたる開発を進めることが質の



フィリピンのミンダナオでJICAが支援する女性のための職業訓練センターを運営するNGOを訪問。JICAは、ミンダナオ島での和平の定着に取り組んできた

共通課題を一緒に解決していくことで、相手国はもとより日本社会にも大きく裨益することになる

高い成長につながると考えています。

その場合、従来の国際協力の枠を超える新しい考え方が必要となってきます。多くの中進国は、先進国と異なる課題を抱えているわけではなく、先進国と共通する課題を抱えるようになっていきます。その面でも、国際協力の複雑性はいっそう増しているといえます。

一方、脆弱国はさらに厳しい状況にあり、国際協力だけでは解決できない課題が数多くあります。脆弱国は、内戦が続いているか内戦が終わった直後という国が少なくありません。内戦を終結するには、国際社会による総合的な取り組みが必要であり、国際協力も平和維持活動などと密接に連携しながら支援を進めていかなければ根本的な解決につながりません。

また、内戦終結から一定の時間が経過した国でも、国家のガバナンス機能がきわめて弱いために、秩序形成さえ困難な状況にあります。それが脆弱性の根源であり、貧困削減や経済開発、教育、保健衛生などの改善が進まない大きな理由となっています。

国際協力にとって難しいのは、ガバナンス機能の弱さが根底にある場合、単に資金や資材を提供するだけでは大きな効果は得られないということです。財政支援を行っても、政府に予算を立案し、執行する行政能力がなければ、効果的な施策に結びつけることができません。そのため、平和構築などの過程において、国際協力を通じてガバナンス強化につながる取り組みを行っていくことがいっそう重要となってきます。



ブラジルのサンパウロ州警察の交番を視察。JICAは、日本の警察庁の協力の下、ブラジルで「地域警察活動プロジェクト」、交番システムに基づく「地域警察活動普及プロジェクト」を実施した(左から3人目が田中理事長)

Q3 そうした新たな展開が求められる中で、JICAはどのような役割を果たしているのでしょうか。

複雑化する国際協力に対し、日本、JICAがこれまで重点的に取り組んできた支援を発展させることで、今後も大きな役割を担うことができると考えています。

JICAは、今や中進国となった、かつての開発途上国が中進国化していくうえで大きな貢献を果たしてきました。かつて世界的な援助潮流においてインフラが重視されない時期がありましたが、JICAは一貫してインフラ支援を進めてきました。そうした継続的な支援によってアジアや中南米でめざましい経済成長を遂げる国が増えてきたと考えています。その経験・実績が、JICAの今後の活動にとって大きな財産となっているのです。

JICAの今後のテーマのひとつは、中進国化していく国々への支援をどのように進めていくかということです。これまでと同様にインフラ支援を通じて経済成長につなげていくという方向性は継続しつつ、「中進国のわな」に陥らないための支援を強化していくことが重要です。具体的には、国内格差の是正、都市化に伴う貧困層の増大、失業問題などの解決、さらには将来の高齢社会に備える取り組みなども工夫していく必要があります。

いずれも解答の用意されていない課題であり、高齢化などは日本にとっても解決されねばならない大きな課題です。まさに、両者が「相互学習」を通じて課題解決にあたるのが重要だと考えています。中進国への支援は、日本にとって大きなマーケットが生まれ、日本の国民や企業の利益につながる一面もあります。共通課題を一緒に解決していくことで、相手国はもとより日本社会にも大きく裨益することになると確信しています。

このような「相互学習」の機会を世界のさまざまな国に広げることで、日本における新しい手法の発見、知識の増大にもつながります。それが、開発途上国を元気にすることで、日本も元気になる「元気の出る国際協力」です。

具体的な事例では、JICAが独立行政法人科学技術振興機構(JST)と連携して展開する、「地球規模課題に対応する科学技術協力(SATREPS)」があります。途上国、その中でも主に中進国と日本の研究機関が

これまでの経験をもとに、人道支援から開発支援への間を切れ目なく繋げていく

協力し、地球規模の課題解決につながる国際共同研究を進めることで、新たな知見を得るとともに、途上国の研究機関の人材育成、能力強化にもつなげようというものです。日本と途上国の研究者が対等な形で国際共同研究を推進することは、まさに、従来型の国際協力にはない新しい手法であり、日本発の国際協力のイノベーションのひとつとして、今後大きく花開く可能性があるかと期待しています。



アフガニスタンのカルザイ大統領(右)との会談。JICAは、紛争によって経済社会インフラが壊滅的な打撃を受けたアフガニスタンにおいて、雇用創出を含む経済成長と民生の安定化に貢献する事業を展開している(アフガニスタン大統領府提供)

Q4 脆弱国に対する支援について、具体的な方針をお聞かせ願います。

脆弱国への国際協力では、JICAは「人間の安全保障」を重視して、世界各地で平和構築支援を実施してきました。JICAが蓄積してきた経験をより効果的に活かすために、今後は、そうした経験を理論化、体系化してい

く必要があると思っています。

ここで重要なことは、相手国と一緒に進めることです。JICAは、無償資金協力と技術協力を組み合わせたプロジェクトなどにより、相手国の関係機関と協力しながら橋や道路づくりなどを行ってきました。そうしたプロジェクトがインフラづくりに役立つだけでなく、その過程を通じてガバナンス能力の強化にも寄与してきたのです。JICAの支援は「人間の安全保障」を確保し、ガバナンス能力を高めるうえで有効な方法だと思っています。

さらに、JICAが重視しているのは、紛争国に隣接する国への支援です。難民を受け入れるホストコミュニティへの支援もJICAは幅広く行ってきました。特に、内戦に逆戻りするかもしれない紛争国の場合、周辺国に紛争や脆弱性が飛び火しないようにすることが大切です。周辺国で開発効果を高めれば、それがモデルとなって紛争国にも大きな影響をもたらすことが期待できます。

JICAは、これまでの経験をもとに、人道支援から開発支援への間を切れ目なく繋げていくことが重要だと思っています。しかし、脆弱国に対する支援では、必ずしも成果に結びつかないケースも少なくありません。財政支援はもとより、プロジェクト支援でもリスクは大きいといえます。脆弱国支援のための新しい指標、評価方法などを導入することも必要だと感じています。そのうえで、どのような取り組みが必要かということを検討していきたいと考えています。



タイのバンコクにて、アセアン工学系高等教育ネットワーク(AUN/SEED-Net)プロジェクトフェーズ3(2013年3月~)の協力枠組み文書(基本合意文書)の署名式に出席。プロジェクト対象国の関係省庁、大学関係者など42人が、一斉に署名を行った(前列右から3人目が田中理事長)

中進国の中でも高所得となった国への協力については、ニーズに応じ、有償で高度な研修や専門家派遣を行う(有償/コストシェア技術協力)

Q5 JICAの今後の活動において、特に重視していることはどのようなことでしょうか。

JICAは、これまで「人と人とのつながり」を通して国際協力を進めてきました。中進国との「相互学習」や、脆弱国と共にプロジェクトを行うのも、まさに「人と人とのつながり」です。

こうした協力をこれからもいっそう強化していきたいと考えています。そのために、日本で行う研修を高度化していく必要があるし、青年海外協力隊などのボランティア活動も広げていきたいと思います。さらに、民間連携や市民参加の促進、世界の開発機関とのパートナーシップ強化も重要です。

新たな取り組みとしては、中進国の中でも高所得となった国への協力です。高所得の国となっても、まだまださまざまな課題を抱えています。そうした国については、ニーズに応じ、有償で高度な研修や専門家派遣を行うこと(有償/コストシェア技術協力)にも取り組んでいきたいと考えています。

脆弱国から中進国、さらに高所得の国まで含めた幅広い国際協力を進めるうえで、JICAほど包括的な機能を持ち、さまざまな領域で国内および世界とのネットワークを持っている組織はありません。JICAは、これまで以上に日本社会が有する知識・ノウハウ・経験を国際社会に活かす役割を担っていきたいと考えます。



社会的弱者(女性や障害者など)の就業機会の拡大を図るスーダンのハルツーム2職業訓練コース参加者から説明を聞く田中理事長



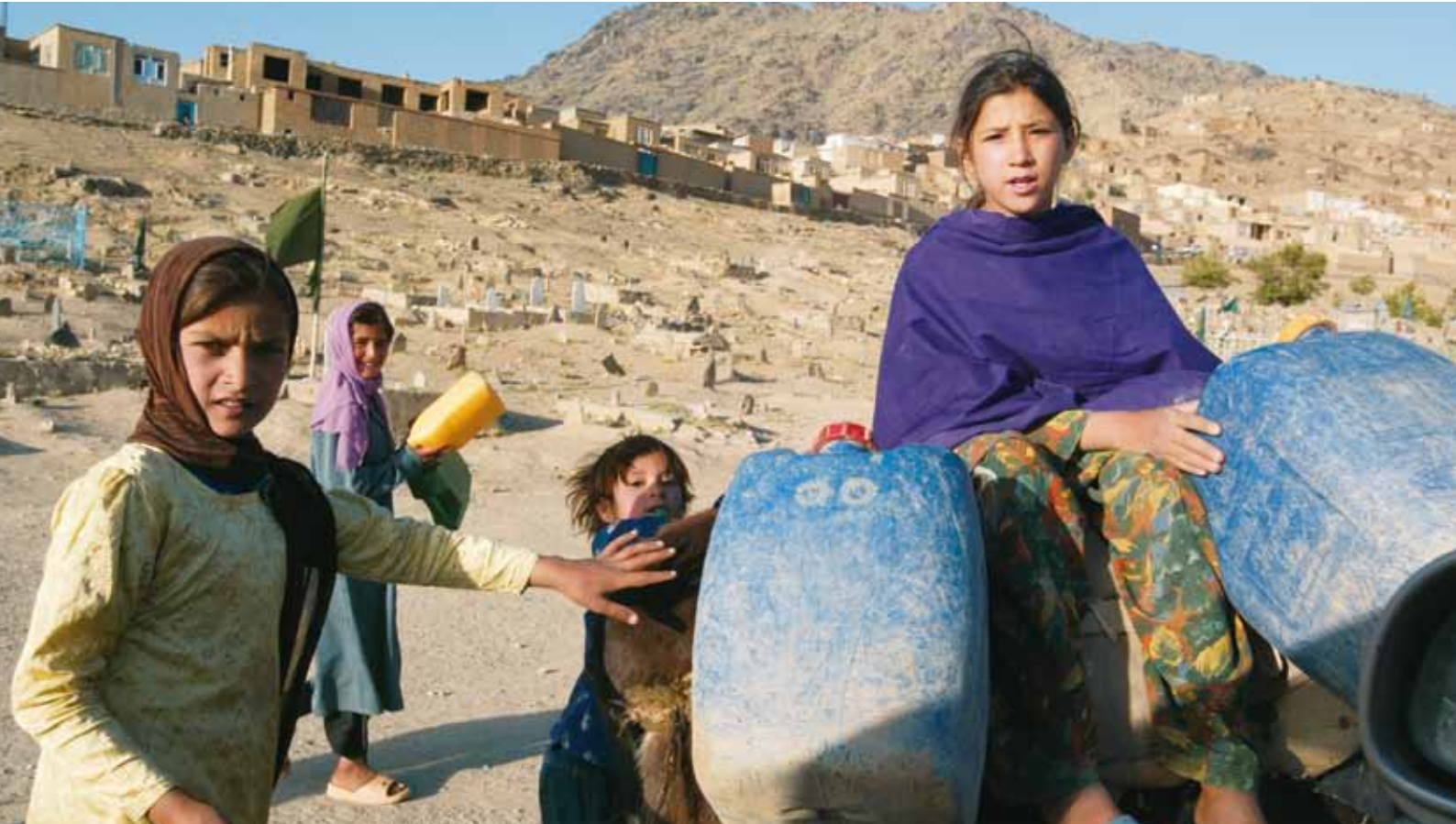
タイのインラック首相(右)と会談。冒頭にインラック首相よりJICAの洪水支援に対する謝辞が述べられた

Q6 理事長に就任されて1年半が経過しましたが、これまでの成果、印象に残ったこと、今後の抱負などをお聞かせ下さい。

印象深かったことは、就任直後に訪れたフィリピンでミンダナオ和平の動きを目の当たりにして、JICAの平和構築支援事業の積極的な意味を確かめることができたことです。また、中進国化している国々がダイナミックに発展している姿にも感銘を受けました。例えば、JICAタイ事務所が作成した、バンコク首都圏で取り組んだJICAプロジェクト等を紹介する地図パンフレットがありますが、バンコクが世界的な都市に発展するのに大きな貢献を果たしてきたことを示すものとして感慨深いものがありました。

2013年6月には、横浜で「第5回アフリカ開発会議(TICAD V)」が開催されましたが、これに先立って、私はアフリカ11カ国を訪問しました。TICAD Vでも多くの各国指導者にお目にかかりました。お会いした皆さんから、日本、JICAがアフリカと日本との関係を深めるために取り組んできたことを高く評価いただくとともに、あらためて日本、JICAに対する期待の大きさを感じました。

アジア、アフリカだけでなく、中南米や中東、大洋州などを含めて、JICAに対する大きなご期待に真摯にお応えしていきたいと考えています。



アフガニスタン：カブール郊外で水を汲む幼い女の子達 【撮影：サイッドジャンサバウーン】

事業の目的と概況

日本のODA	12
JICA事業の概況	15
事業展開の方向性	18

日本のODA

1 ODAとは何か

開発途上国の社会・経済の開発を支援するため、政府をはじめ、国際機関、NGO、民間企業などさまざまな組織や団体が経済協力を行っています。これらの経済協力のうち、政府が開発途上国に行う資金や技術の協力を政府開発援助(Official Development Assistance: ODA)といいます。

2 ODAの形態

ODAは、その形態から、二国間援助と多国間援助(国際機関への出資・拠出)に分けられます。二国間援助は「技術協力」「有償資金協力」「無償資金協力」の3つの手法と、ボランティア派遣など「その他」の方法で実施されます。

3 さまざまな援助手法を一体的に担うJICA

近年、欧米先進国では気候変動や貧困削減など地球規模の課題への取り組みを強化するため、ODAを拡大しています。さらに、中国、韓国などの新興援助国も登場しています。その一方で、日本は厳しい財政事情からODA予算は年々減少する傾向にあります。

こうした国際的な情勢と、国内の行政改革の流れを受けて、政府はODAのさらなる質の向上を目指し、ODA政策の戦略化や実施体制の強化などの改革に取り組んできました。その一環として、ODA実施機関の一元化を目的に、国際協力銀行(JBIC)の海外経済協力業務と、外務省の無償資金協力業務(外交政策上、外務省が直接実施するものを除く)がJICAに承継され、2008年10月1日に新JICAが誕生しました。この統合

によって、ひとつの組織の下で援助手法の有機的連携が実現し、より効果的・効率的な援助が行えるようになりました。主な援助手法の概要は次のとおりです。

二国間援助

▶技術協力

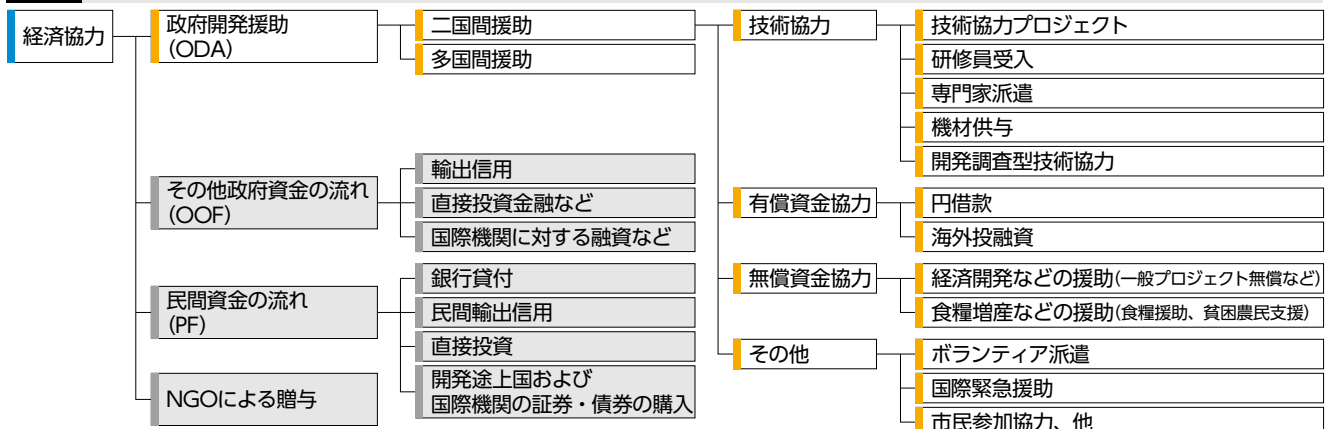
技術協力では、日本の技術・知識・経験を生かし、開発途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を行います。また、相手国の現場の状況に応じたオーダーマイドの協力計画を相手国と共同でつくり上げ、その国の実情に合った適切な技術などの開発や改良を支援するとともに、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備などに寄与することで、課題解決能力の向上や経済の成長を支援します。具体的には、研修員の受け入れ、専門家の派遣、機材の供与、政策立案や公共事業計画策定の支援を目的とした調査(開発計画調査型技術協力)などを実施します。

▶有償資金協力

有償資金協力は、低金利かつ返済期間の長い緩やかな貸付条件で開発途上国に必要な資金を貸し付けて、開発途上国の発展への取り組みを支援する援助方法です。「円借款」や「海外投融資」といった援助形態がこれに当たり、特に円借款は、一般に技術協力や無償資金協力よりも大きな規模の資金貸し付けが可能のため、開発途上国の大規模な基礎インフラ整備を目的とする支援で活用されてきました。

無償の援助とは異なり、有償資金協力を受けた開発途上国には返済義務が生じますが、これにより開発途上国自らがプロジェクトの重要性・優先度を見極め、

図表-1 経済協力と政府開発援助



資金をできる限り効率的に配分・活用していく努力が促されることとなります。

▶無償資金協力

無償資金協力は、開発途上国などに返済義務を課さないで、経済社会開発のために必要な資金を贈与する援助方法です。開発途上国のなかでも、比較的所得水準の低い諸国を中心に、病院や橋の建設などの社会・経済の基盤づくりや、教育、エイズ、子どもの健康、環境など人々の生活水準向上に直結した協力を対象に幅広く実施しています。

無償資金協力は、その形態から一般プロジェクト無償、ノン・プロジェクト無償、草の根・人間の安全保障無償、日本NGO連携無償、人材育成支援無償、テロ対策等治安無償、防災・災害復興支援無償、コミュニティ開発支援無償、水産無償、文化無償、緊急無償、食糧援助、貧困農民支援、環境・気候変動対策無償、

貧困削減戦略支援無償、紛争予防・平和構築無償に分類されます。[◀JICA実施分についてはP.130を参照ください]。

多国間援助(国際機関への出資・拠出)

多国間援助とは、国際機関に資金を出資または拠出して、開発途上国に対し間接的な形で援助を行うものです。対象となる国際機関としては、国連開発計画(UNDP)、国連人口基金(UNFPA)、国連児童基金(UNICEF)などの国連関係の諸機関(拠出)、世界銀行、国際開発協会(IDA、第二世界銀行)、アジア開発銀行(ADB)などの国際開発金融機関(出資)があります。

4 開発援助における国際的な潮流

近年の国際的な援助動向として、ミレニアム開発目標(MDGs) [▶P62~63を参照ください]に代表されるように、国際社会が共通の目標を設定し、その達成の

図表-2 2012年(暦年)の日本のODA実績(援助形態別、暫定値)

援助形態	援助実績(2012年(暦年))			ドル・ベース(百万ドル)			円ベース(億円)			構成比(%) ODA計
	実績	前年実績	対前年比(%)	実績	前年実績	対前年比(%)	実績	前年実績	対前年比(%)	
二 国 間 O D A	贈与									
	無償資金協力	3,555.36	5,037.77	-29.4	2,837.66	4,015.44	-29.3	34.1		
	債務救済	4.69	1,444.51	-99.7	3.75	1,151.37	-99.7	0.0		
	国際機関を通じた贈与	1,860.06	1,972.83	-5.7	1,484.58	1,572.48	-5.6	17.9		
	上記項目を除く無償資金協力	1,690.61	1,620.42	4.3	1,349.34	1,291.59	4.5	16.2		
	無償資金協力(東欧及び卒業国向け実績を除く)	3,554.51	5,032.98	-29.4	2,836.98	4,011.63	-29.3	33.9		
	債務救済	4.69	1,444.51	-99.7	3.75	1,151.37	-99.7	0.0		
	国際機関を通じた贈与	1,860.06	1,972.83	-5.7	1,484.58	1,572.48	-5.6	17.7		
	上記項目を除く無償資金協力	1,689.76	1,615.64	4.6	1,348.66	1,287.78	4.7	16.1		
	技術協力*	3,690.25	3,543.47	4.1	2,945.32	2,824.38	4.3	35.4		
	技術協力(東欧及び卒業国向け実績を除く)*	3,678.51	3,533.76	4.1	2,935.95	2,816.64	4.2	35.1		
	贈与計	7,245.61	8,581.23	-15.6	5,782.98	6,839.82	-15.5	69.6		
	贈与計(東欧及び卒業国向け実績を除く)	7,233.02	8,566.74	-15.6	5,772.93	6,828.27	-15.5	68.9		
	政府貸付等	-445.10	-1,719.93	74.1	-355.25	-1,370.90	74.1	-4.3		
	(債務救済を除く政府貸付等)	-440.53	-372.21	-18.4	-351.60	-296.68	-18.5			
	(貸付実行額)	7,740.16	7,614.07	1.7	6,177.70	6,068.93	1.8			
	(回収額)	8,185.26	9,334.00	-12.3	6,532.95	7,439.83	-12.2			
	(債務救済を除く回収額)	8,180.69	7,986.28	2.4	6,529.30	6,365.61	2.6			
	政府貸付等(東欧及び卒業国向け実績を除く)	-356.33	-1,623.76	78.1	-284.40	-1,294.24	78.0	-3.4		
	(債務救済を除く政府貸付等)	-351.75	-276.04	-27.4	-280.75	-220.02	-27.6			
(貸付実行額)	7,701.33	7,536.97	2.2	6,146.71	6,007.47	2.3				
(回収額)	8,057.65	9,160.72	-12.0	6,431.10	7,301.72	-11.9				
(債務救済を除く回収額)	8,053.08	7,813.00	3.1	6,427.45	6,227.50	3.2				
二国間ODA計	6,800.51	6,861.30	-0.9	5,427.73	5,468.93	-0.8	65.3			
二国間ODA計(東欧及び卒業国向け実績を除く)	6,876.69	6,942.98	-1.0	5,488.54	5,534.03	-0.8	65.5			
国際機関向け拠出・出資等	3,616.84	3,888.42	-7.0	2,886.73	3,099.33	-6.9	34.5			
ODA計(支出純額)	10,417.34	10,749.72	-3.1	8,314.46	8,568.26	-3.0	100.0			
ODA計(支出純額)(東欧及び卒業国向け実績を除く)	10,493.53	10,831.40	-3.1	8,375.26	8,633.36	-3.0	100.0			
ODA計(支出総額)	18,602.61	20,083.72	-7.4	14,847.41	16,008.09	-7.3				
ODA計(支出総額)(東欧及び卒業国向け実績を除く)	18,551.18	19,992.13	-7.2	14,806.37	15,935.08	-7.1				
名目GNI速報値(10億ドル、10億円)	6,149.33	6,088.66	1.0	490,799.80	485,307.80	1.1				
対GNI比(%)	0.17	0.18		0.17	0.18					
対GNI比(%):(東欧及び卒業国向け実績を除く)	0.17	0.18		0.17	0.18					

注) 1. 卒業国で実績を有するのは次の21カ国: 香港、シンガポール、ブルネイ、パレーン、イスラエル、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、バルバドス、トリニダード・トバゴ、仏領ポリネシア、ニューカレドニア、キプロス、マルタ、スロベニア、クロアチア、エストニア、ラトビア、リトアニア

2. 2012年DAC指定レート: 1ドル=79.8136円(2011年比、0.1068円の円安)。

3. 四捨五入の関係上、各形態の計が一致しないことがある。

4. 債務救済には、円借款の債務免除及び付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。

5. 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として計上してきたが、2006年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めた。

6. 技術協力に含めてきたNGO事業補助金については、2011年実績より各国の無償資金協力に含めることとする。

※技術協力に、行政経費・開発啓発費を含む。

ためにさまざまな国・機関が協調して援助を実施する動きの加速化が挙げられます。また、旧来の援助協調では案件単位での連携や調整に重点が置かれていたのに比べ、近年の開発協力は、支援相手国の主体性（オーナーシップ）をより重視しながら、開発途上国自身の開発計画や優先課題を援助国・機関が共同で支援して、その国の開発目標の達成に共に取り組むことが主流となっています。つまり、援助を行う側には、開発途上国の開発戦略の優先順位に沿って、援助を行うことが求められているのです。

5 日本の「貢献度」

2012年の日本のODA(東欧および卒業国向け実績等を除く)は、支出純額(ネットベース)で二国間援助が約68億7,669万ドル(約5,489億円)、国際機関に対する出資・拠出などが約36億1,684万ドル(約2,887億円)、ODA全体では対前年比3.1%減の約104億9,353万ドル(円ベースでは対前年比3.0%減の8,375億円)で、OECD DAC*加盟国では、米国、英国、

ドイツ、フランスに続く第5位となっています。

1989年、日本のODA実績はそれまで1位だった米国を抜き、世界第1位となりました。そして1993～2000年の8年間、日本はODA実績で世界第1位を維持し、DAC諸国をリードし続けてきました。ところが、2001年を境に、(2005年に一次的に増加したものの)その後は縮減傾向が続いています。

これを支出純額対GNI比で見ると、日本は0.17%で、実に24カ国中20位という低い順位です。

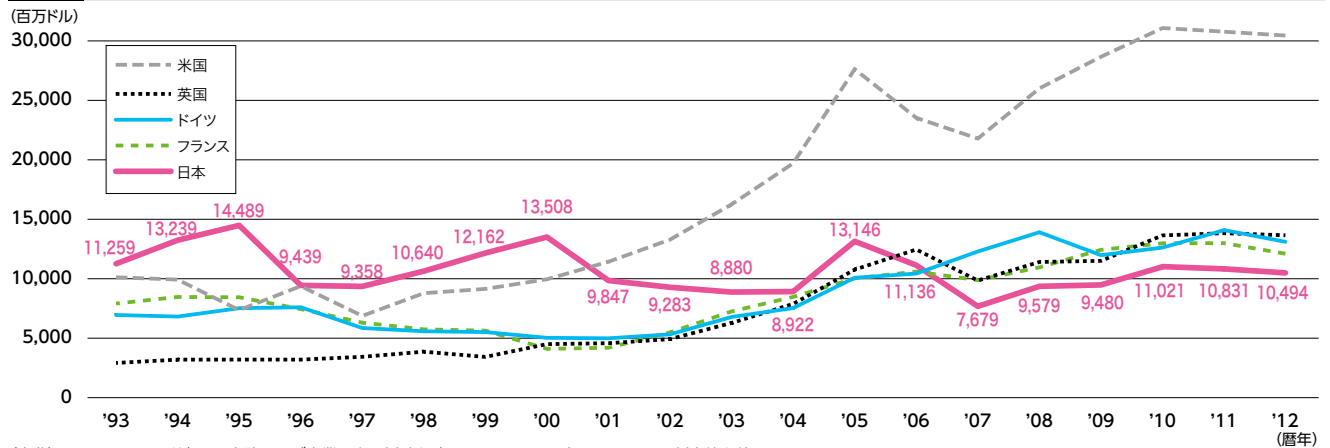
* OECD DAC: Organization for Economic Co-operation and Development, Development Assistance Committee: 経済協力開発機構・開発援助委員会

図表-5 外務省ODA予算の概要 (単位: 億円)

	2012年度		2013年度	
	予算額	伸率	予算額	伸率
政府全体	5,612	-2.0%	5,573	-0.7%
うち外務省	4,180	0.3%	4,212	0.7%
無償資金協力	1,616	6.4%	1,642	1.6%
JICA運営費交付金	1,454	0.2%	1,469	1.1%
分担金・拠出金	512	15.6%	499	-2.5%
援助活動支援等	598	1.8%	601	0.4%

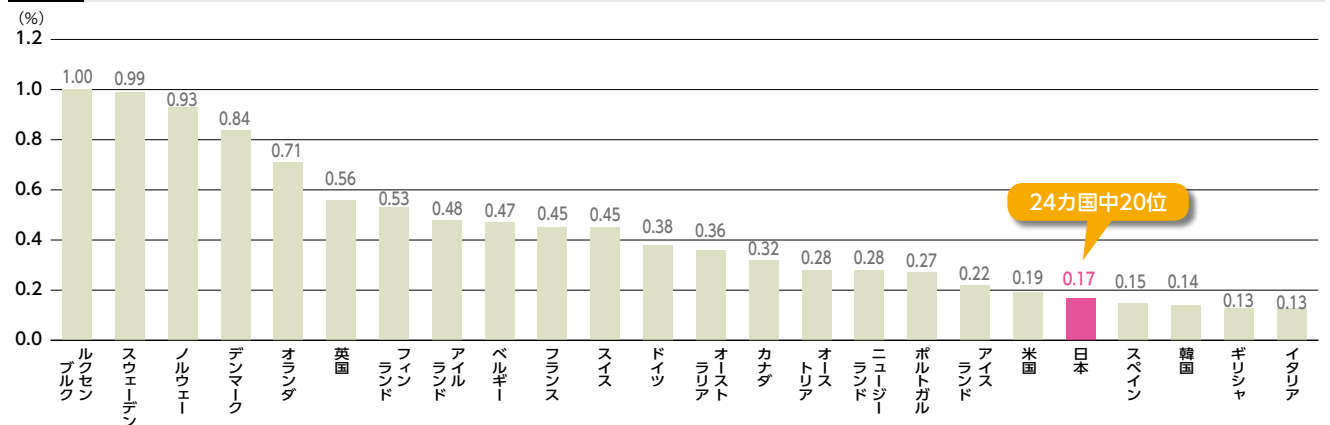
*2012年度外務省ODAは特別会計により管理される復旧・復興枠を含めると4,182億円。(出典)外務省HP

図表-3 DAC主要国の政府開発援助実績の推移(支出純額ベース)



(出典) OECD DAC 注) 1. 東欧および卒業国向け援助を除く。 2. 2012年については、暫定値を使用。

図表-4 支出純額対GNI比(%)



(出典) OECD DAC2012年暫定値

JICA事業の概況

2012年度、JICAは、途上国の貧困削減と持続的経済成長に資する支援、環境・気候変動対策などの地球規模課題、防災の主流化、ミレニアム開発目標(MDGs)達成の推進、平和構築支援、中東の「アラブの春」後の民主化、新しい国づくりへの支援などを重点分野として取り組みました。

2012年度のJICA事業概要

日本のODA実績とJICA事業

日本の2012年(暦年)におけるODA実績(東欧、卒業国および欧州復興開発銀行(EBRD)向けを含む支出総額(暫定値))は、総額186億261万ドル(1兆4,847億円)です。この内訳は無償資金協力が35億5,536万ドル(2,838億円)、技術協力が36億9,025万ドル(2,945億円)、政府貸付などが77億4,016万ドル(6,178億円)でした。

JICAの2012年度事業別実績(図表-6)については、技術協力が1,678億円で、前年度比11.2%減となっています。

また、2008年10月からJICAが実施することとなった無償資金協力の供与実績は、計192件、約1,416億円(贈与契約締結額)となりました(図表-7)。

有償資金協力のうち、円借款の供与実績は54カ国1機関、8,644億円(実行額ベース)、海外投融資の供与実績は2機関2.7億円(実行額ベース)となりました。

図表-8~10は、10年間の技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業規模の推移を示しています。

2012年度の技術協力経費は1,678億

円で前年度に比べ11.2%(211億円)減となりました。

有償資金協力承諾額では2012年度は12,267億円と前年度に比べ増加し、無償資金協力の事業規模も2012年度は総額1,416億円と前年度に比べて増えています。

地域別の実績構成比

図表-11は2012年度にJICAが実施した技術協力、有償資金協力、無償資金協力の地域別の実績を表しています。

技術協力について、その地域別の実績をみると、アジア36.5%、アフリカ22.8%、北米・中南米8.2%の順で割合が大きくなっています。なお、「その他」の

図表-6 2012年度 JICA事業別実績 (単位:億円)

	2012年度	2011年度
技術協力*1計	1,678	1,889
研修員受入	170	201
専門家派遣	568	647
調査団派遣	367	403
機材供与	53	88
青年海外協力隊派遣	83	99
その他ボランティア派遣	34	39
その他	403	413
有償資金協力*2計	8,646	6,097
無償資金協力*3計	1,416	1,074

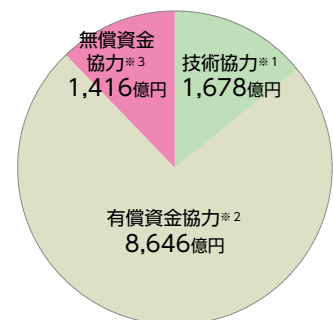
注) 各実績額は少数第1位四捨五入のため、合計値と合わないことがある。

*1 ボランティア派遣、その他経費を含む。

*2 年度内の実行額

*3 贈与契約締結額。ただし、複数の会計年度に及び案件については、各会計年度の供与限度額を計上。

図表-7 2012年度 JICA事業規模

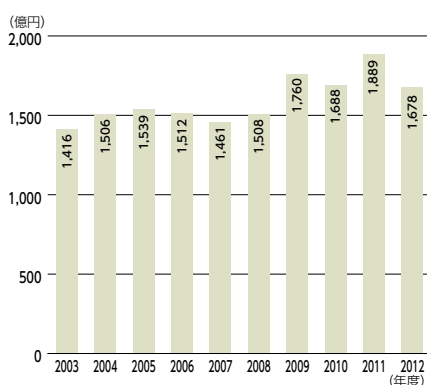


*1 管理費を除く技術協力経費

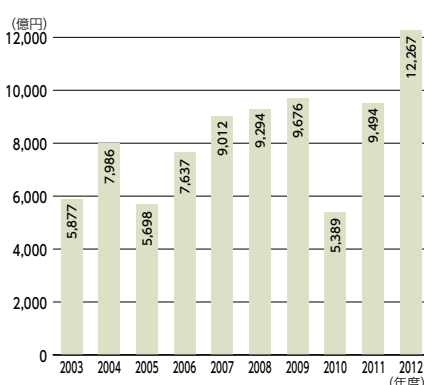
*2 有償資金協力実行額

*3 贈与契約締結額。ただし、複数の会計年度に及び案件については、各会計年度の供与限度額を計上。

図表-8 過去10年間の技術協力経費実績

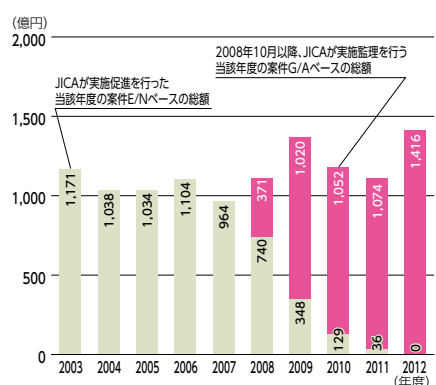


図表-9 過去10年間の有償資金協力承諾額の推移



注) 円借款・海外投融資(貸付・出資)の合計額

図表-10 過去10年間の無償資金協力の事業規模の推移



注) 2007年までは実施促進担当のみ。2008年10月から一部の無償資金協力の事業監理もJICAが担当。

23.4%には国際機関や国・地域をまたぐもの(全世界)などが含まれています。

また、2012年度の新規分に関する有償資金協力の地域別実績はアジア84.5%、中東7.3%、北米・中南米3.9%の順となっています。2011年度に続き、アジアの比率が高くなっています。

一方、無償資金協力では、アジア58.3%、アフリカ28.5%、北米・中南米5.6%と、2011年度と同様にアジアならびにアフリカが高い割合を占めています。

分野別の実績構成比

2012年度の分野別の実績構成比は図表-12に示しています。

技術協力について、その実績を分野別にみると、「その他」29.2%、公共・公益事業19.1%、農林水産13.6%、計画・行政13.0%の順となっています。

有償資金協力については、鉄道・道路・港湾など運輸分野への協力案件が41.7%と多く、次いで商品借

等20.6%、社会的サービス16.2%となっています。

無償資金協力については、公共・公益事業が56.2%、次いでエネルギー12.0%、人的資源10.5%への協力の割合が高くなっています。

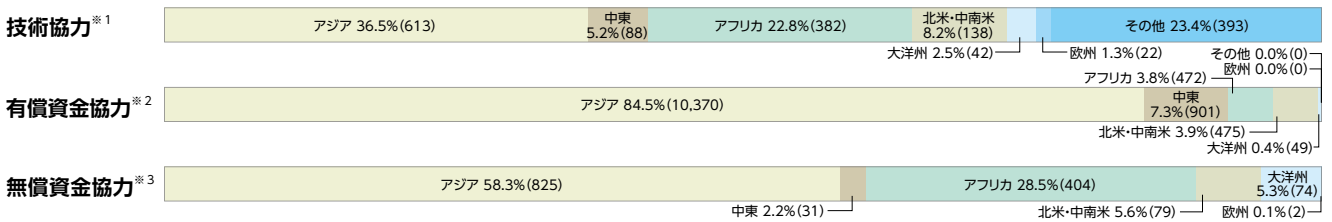
技術協力形態別の人数実績の推移

2012年度のJICA事業の人数実績を形態別にみると、研修員受入(新規)が2万6,081人、専門家派遣(新規)9,325人、調査団派遣(新規)が9,021人、青年海外協力隊派遣(新規)が948人、その他ボランティア派遣(新規)が329人でした。この結果、累計では研修員受入51万5,867人(1954~2012年度)、専門家派遣12万6,139人(1955~2012年度)、調査団派遣24万4,103人(1957~2012年度)、青年海外協力隊派遣3万8,294人(1965~2012年度)となっています。

2003年度以降の形態別人数実績の推移は、図表-13のとおりです。

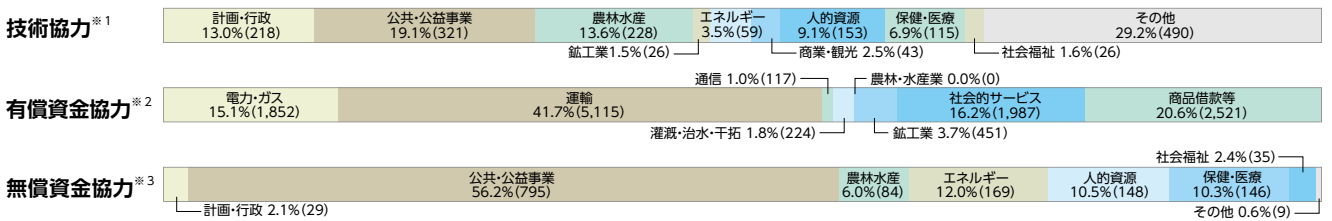
図表-11 地域別の実績構成比

(単位：%/億円)



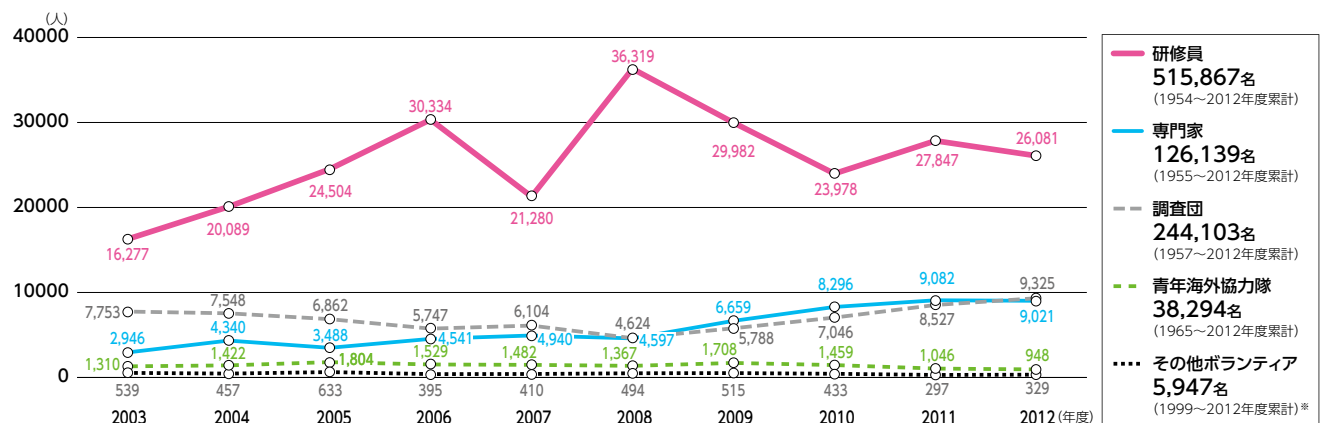
図表-12 分野別の実績構成比

(単位：%/億円)



※1 ボランティア派遣、緊急援助隊にかかる経費を含む経費実績 ※2 新規借款契約調印(L/A)ベース ※3 贈与契約締結額。ただし、複数の会計年度に及ぶ案件については、各会計年度の供与限度額を計上。

図表-13 形態別の人数実績の推移(累計)



注)内訳は、シニア海外ボランティア、日系社会ボランティア、国連ボランティア、日系社会青年ボランティア。これらは1998年まではほかの形態の実績として集計されている。移送者送出は1995年度で終了。1952~1995年度の累計は、73,437人である。

財務諸表の概要

【一般勘定】

1. 貸借対照表の概要

平成24年度末現在の資産合計は193,830百万円と、前年度末比11,841百万円減となっております。これは、現金及び預金の8,989百万円の減、前渡金の3,632百万円減が主な要因です。負債合計は137,106百万円と、前年度末比21,297百万円増となっております。これは、前年度残高がゼロであった運営費交付金債務の22,624百万円増が主な要因です。

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
金額	金額	金額	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	48,350	運営費交付金債務	22,624
有価証券	80,000	無償資金協力事業資金	95,993
その他	15,981	その他	15,665
固定資産		固定負債	
有形固定資産	46,297	資産見返負債	2,250
無形固定資産	5	その他	574
投資その他の資産	3,197		
		負債合計	137,106
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	67,279
		資本剰余金	△ 16,687
		利益剰余金	6,131
		純資産合計	56,723
資産合計	193,830	負債純資産合計	193,830

【有償資金協力勘定】

1. 貸借対照表の概要

平成24年度末現在の資産合計は11,129,499百万円となっており、前年度末比19,146百万円減となっております。これは関係会社株式の減少20,838百万円が主な要因です。負債合計は2,317,620百万円となっており、前年度末比138,705百万円減となっております。これは財政融資資金借入金の減少240,304百万円が主な要因です。

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
金額	金額	金額	金額
流動資産		流動負債	
貸付金	11,020,269	1年以内償還予定財政融資資金借入金	317,109
貸倒引当金(△)	△ 140,847	その他	69,698
その他	131,651	固定負債	
固定資産		債券	260,000
有形固定資産	9,035	財政融資資金借入金	1,662,561
無形固定資産	0	その他	8,252
投資その他の資産		負債合計	2,317,620
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	72,617	純資産の部	
貸倒引当金(△)	△ 40,577	資本金	
その他	77,352	政府出資金	7,714,798
		利益剰余金	
		準備金	1,036,291
		その他	93,497
		評価・換算差額等	△ 32,708
		純資産合計	8,811,879
資産合計	11,129,499	負債純資産合計	11,129,499

2. 損益計算書の概要

平成24年度末の経常費用は242,247百万円と、前年度比5,744百万円増となっております。これは、無償資金協力事業費が前年度比13,186百万円増となったことが主な要因です。経常収益は226,546百万円と、前年度比34,583百万円減となっております。これは、運営費交付金収益が前年度比47,154百万円減となったことが主な要因です。

(単位：百万円)

金額	
経常費用(A)	242,247
業務費	233,527
技術協力プロジェクト関係費	72,017
国民参加型協力関係費	14,738
援助促進関係費	13,333
事業支援関係費	28,242
無償資金協力事業費	96,618
その他	8,579
一般管理費	8,451
財務費用	36
その他	233
経常収益(B)	226,546
運営費交付金収益	126,465
無償資金協力事業資金収入	96,618
その他	3,463
臨時損失(C)	2,022
臨時利益(D)	8
前中期目標期間繰越積立金取崩額(E)	17,454
当期総損失(B-A-C+D+E)	△ 261

2. 損益計算書の概要

平成24年度の当期総利益は93,497百万円と、前年度比571百万円減となっております。これは経常収益が222,202百万円と前年度比2,675百万円増となった一方、経常費用は128,703百万円と前年度比4,146百万円増となったことによるものです。経常収益は受取配当金が前年度比7,556百万円増、経常費用は金利スワップ支払利息が前年度比2,171百万円増となったことが主な要因です。

(単位：百万円)

金額	
経常費用(A)	128,703
有償資金協力業務関係費	128,703
借入金利	31,348
金利スワップ支払利息	8,297
業務委託費	21,031
物件費	12,795
貸倒引当金繰入	25,278
偶発損失引当金繰入	20,196
その他	9,759
経常収益(B)	222,202
有償資金協力業務収入	221,549
貸付金利息	184,958
受取配当金	27,520
その他	9,071
その他	653
臨時損失(C)	2
臨時利益(D)	0
当期総利益(B-A-C+D)	93,497

事業展開の方向性

平成25年度事業展開の方向性にかかる全体方針

(1) 経済成長に資する支援

- アジア経済圏については、政府が策定する「国際展開戦略」と連携し、インフラ・システム等わが国の優れた製品・技術の国際展開を進める。またミャンマーにおいては、市場経済化をより強固なものとするため、積極的に事業資源を投入していく。
- 新興国や中進国を含む高成長を遂げる途上国においては、経済インフラ投資や制度整備などの経済成長支援に加え、格差の拡大を抑制・緩和することが社会の安定と更なる成長のために重要。平等な教育機会の提供、民族・地域・ジェンダー間の格差是正、社会保障制度の整備、健康の確保、農村活性化等、各国の格差の構造に応じた適切な対策を支援する。
- 貧困国や低所得国においては、貧困削減への取組と同時に、貧困削減のためにも経済成長が不可欠であるとの認識に基づき、経済インフラや民間セクター開発や制度整備等の経済政策支援に積極的に取り組む。

(2) 平和構築と人間の安全保障への貢献

- アフガニスタン、イラク、パレスチナ、南スーダンへの支援を継続し、ミャンマー少数民族支援、ミンダナオ和平の定着、サヘル地域の安定化と貧困問題への取り組み、北アフリカ・中東等における所謂「アラブの春」後の政治・社会の安定化等において、他の開発パートナーと連携しつつ事業を展開する。
- 貧困、飢餓、人権、保健・教育、インフラ整備等の基礎的な課題に対して、人間の安全保障の観点からタイムリーな支援を実施していく。

(3) MDGs達成とアフリカ支援

- 現行MDGsについては、進捗が遅れている保健・教育分野を中心にアウトカム重視の支援を充実し、同分野へのわが国コミットメントを着実に実施する。また、ポストMDGs(2015年以降)の国際場裏の議論に能動的に参画する。

- アフリカについては、MDGs達成及びTICADVを見据えた事業実施を行う。TICADでは、貧困削減、平和構築等の議論に加えて、地域としての経済成長(所得倍増)が議論される予定であり、地域の文脈も踏まえて、経済インフラ整備や民間セクター開発等に積極的に取り組む。

(4) 民間連携とわが国知見の活用

- 海外投融資、PPPインフラ支援、BOPビジネス連携促進、中小企業等の海外展開支援、民間提案型の技術協力、民間連携ボランティアなど、民間企業の活動を直接的に支援する事業を推進していく。
- 技術協力、資金協力等のスキームを総動員してわが国知見を普及させるとともに、それらを活用した法制度の整備、ビジネス環境の改善、防災、環境・気候変動対策等の政策策定等への支援を行う等、当機構の持つ援助手法をフルに駆使して、途上国の開発と民間企業の双方に裨益する協力を実現する。
- わが国の産官学民に蓄積されている知識・開発経験などのソフト・パワーの発揮を支援する。

(5) わが国の戦略的外交への貢献

- 資源戦略の展開、海上保安能力強化、サイバーセキュリティ強化等、我が国の戦略的外交に直結する政策課題に取り組む。
- 環境・気候変動対策分野においては、政府が検討中の二国間クレジット取引制度の動向も注視しつつ、我が国の優れた低炭素技術を活用した支援や排出量測定・報告・検証(MRV)体制の強化等に着実に取り組む。
- ASEANやアフリカ連合等の地域機関や世銀、UN機関等の国際機関とも連携し、国を超える戦略的事業にも積極的に取り組む。



モロッコ：シニア海外ボランティア(日本語教師)の働くモハメド5世大学 授業風景 【撮影：久野真一】

活動報告

地域別取り組み

東南アジア・大洋州	20
●東南アジア	21
●大洋州	27
東・中央アジア	30
●東アジア	31
●中央アジア・コーカサス	33
南アジア	36
中南米	42
●中米・カリブ	43
●南米	46
アフリカ	50
中東・欧州	56
●中東	57
●欧州	60

課題別取り組み

ミレニアム開発目標	62
経済基盤開発	64
●ジェンダーと開発	65
●貧困削減	67
●平和構築	69
●経済基盤開発	71
人間開発	76
●教育	77
●社会保障	79
●保健医療	80
地球環境	82
●環境	83
農村開発	90
●農業・農村開発	91
産業開発・公共政策	96
●民間セクター開発	97
●資源・エネルギー	100
●ガバナンス	102

様々な事業の取り組み

民間連携	104
ボランティア	106
市民参加協力	108
NGO等との連携	110
移住者・日系人支援	112
人材養成・確保	114
災害緊急援助	116
研究活動	118
開発パートナーシップ	120



ベトナム：地元の子ども。Cu Lao Cham (Cham Islands) 【撮影：久野真一】

部長インタビュー

東南アジア・大洋州

入柿 秀俊

東南アジア・
大洋州部 部長



パートナーシップのもと、共に発展するために

東南アジア諸国連合(ASEAN)は、世界でも最も成長率の高い地域です。その中で2012年度に特筆されることは、第一にミャンマー支援です。4月に日本政府が新たな経済協力方針を発表したことを受け、国民の生活向上、人材・制度づくり、経済成長という3本の柱に対する支援を本格化しました。

いくつかの先発ASEAN諸国は、現在、高成長が続いている一方、90年代末のアジア金融危機以降、長年にわたりインフラ投資を抑えてきた結果、新たなインフラ不足が顕在化しています。このような現状から、JICAは、第一にインフラ整備計画の再構築を支援しようとしています。インドネシアではジャカルタ首都圏のインフラ整備計画の策定に、また、フィリピンではメトロマニラの交通インフラロードマップの作成に協力しました。同時に、インフラ投資を量的に拡大するため、各国で推進している官民パートナーシップの制度づくりや案件形成、資金協力も推進しています。また、これらの国々では所得水準が上がるにつれ、新たな開発課題が登場しています。例えば、タイでは高齢化が徐々に社会問題となりつつあります。「中進国のわな」を回避するための産業高度化も重要です。このような新たな課題に対して、わが国の経験を踏まえた支援を行っていきたいと考えています。

これに対してベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーなどの後発ASEAN諸国は、あらゆる分野に大きな開発ニーズがあります。このため社会サービスの向上、インフラ整備、人材育成など包括的な支援を展開して

います。そして、ASEANが目指す2015年までの経済統合に対し、ASEANの連結性強化を支援し、地域間格差の是正を実現するような包摂的な開発の支援、環境や気候変動、防災などに取り組んでいます。

大洋州では、豊富な資源を有するパプア・ニューギニア、ソロモンなどの国々は比較的成長が順調です。2012年度はバヌアツの港湾整備に初の円借款を供与しました。5月には沖縄県で「大洋州島サミット」が開催されましたが、自治体との協力や国際機関などの他ドナーとも連携しながら、島嶼国に求められる効率的な上水道システム、気候変動への適応、防災、廃棄物処理、海運整備などの特有の課題に対して広域的視点に基づいた協力を推進しています。

2013年度は、日本とASEANの交流40周年を迎えます。伝統的な分野の協力に加え、日本も直面している諸課題が新たに顕在化しつつあります。今後は相互に学習しあうという側面が強くなっていくでしょう。日本の自治体や市民グループを交えた協力、アフリカや中東などへの共同支援など、日本の重要なパートナーとして、一層関係を深めていきたいと考えています。

東南アジア — 戦略的パートナー関係の深化に向けた協力

東南アジア諸国は、近年高い経済成長率を維持するとともに、約6.2億人の人口を抱え、世界の経済成長のハブとして世界経済を牽引する役割が期待されています。2015年にASEAN(東南アジア諸国連合)共同体形成が計画されているなか、日本企業の進出も増加するなど、日本において同地域の重要性がますます高まっています。

一方、東南アジア地域が経済成長を持続するためには、インフラ開発や人材育成、海外投資を呼び込むための各種の制度整備が必要となります。また、域内や国内の格差、防災、環境問題など多くの課題も残されています。

JICAは、東南アジア諸国の持続的経済成長を後押しするとともに、東南アジア諸国が抱えるさまざまな課題と変化する支援ニーズに対応して、日本の知と技術を生かした協力をを行い、日本が東南アジアとともに発展し、戦略的パートナー関係の深化につながる取り組みを続けています。

特集

事業の目的と概況

活動報告

協力の形態

運営・管理・評価

資料編

援助の柱

経済成長に資する支援、インクルーシブな開発の推進、
ミャンマー支援、新たな課題・地域的課題への対応

● 経済成長に資する支援

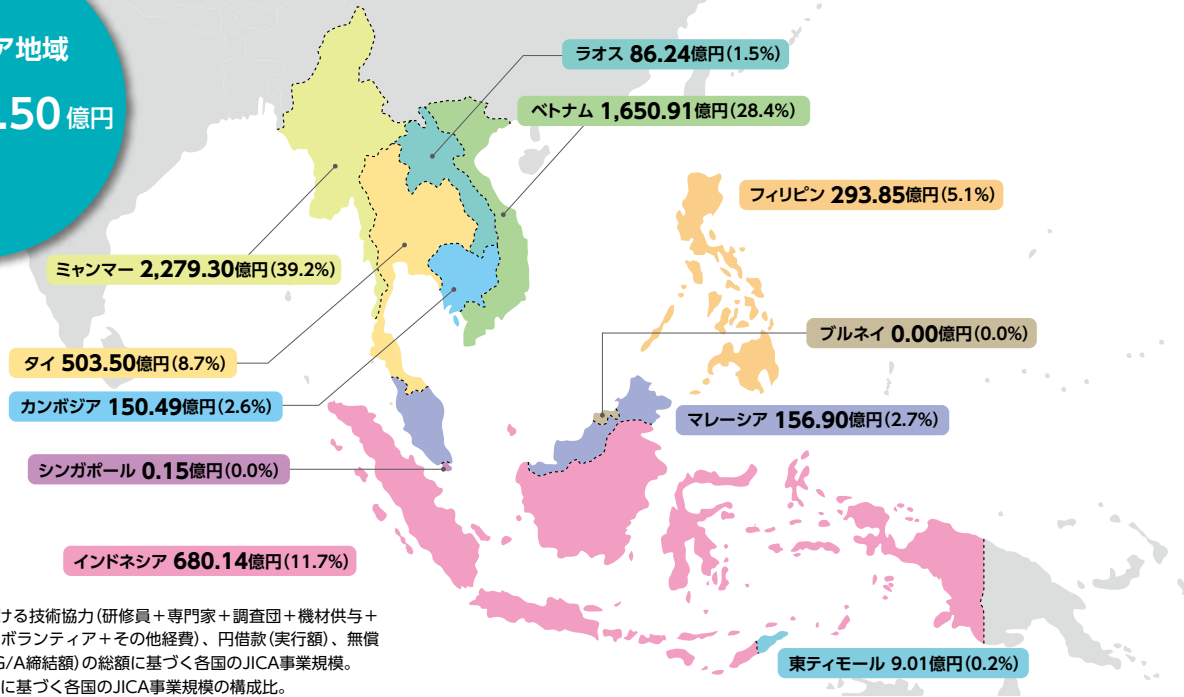
先発ASEAN諸国(インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ)が、いわゆる「中所得国のわな^{*}」に陥らずに持続的な成長を続けるためには、産業の高付加価値化やASEAN共同体の発展・深化などの課題に取り組む必要があります。そのため、各国における各種インフラ整備や投資環境整備、裾野産業育成を進める必要があります。また、これらは、後発ASEAN諸国(ベトナム、ラオス、ミャンマー、

カンボジア)にとっても、経済成長を拡大、継続して行くために取り組みが必要な課題です。JICAはこうした分野について、政策やマスタープランレベルからの関与を行うとともに、具体的な開発事業やソフト面の投資環境改善にかかる支援を行っています。

また、東南アジア諸国が持続的な経済成長を維持するためには、公的資金によるインフラ開発だけでなく、PPP(官民連携)をはじめとした民間セクターの活力を生かした開発が必要です。JICAは、東南アジア

東南アジア地域における国別のJICA事業規模(2012年度)

東南アジア地域
合計5,810.50億円



2012年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+協力隊+その他ボランティア+その他経費)、円借款(実行額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額に基づく各国のJICA事業規模。
^{*}()内は総額に基づく各国のJICA事業規模の構成比。
^{*}複数国にまたがる、あるいは国際機関に対する協力実績を除く。

地域において、PPP推進にかかる制度整備支援を行い、民間資金や中小企業を含む企業活動との連携を強化し同地域の開発を支援するとともに、日本企業を含む民間セクターの活動基盤の整備・強化を支援しています。

さらに、日本の知・技術の活用という観点から、市民社会、地方自治体、民間企業、大学などのパートナーとの協働を進めるとともに、課題先進国としての日本の知見、技術を生かした支援を行っています。

※ 貧困状態から抜け出し、中所得水準を達成した国が賃金上昇などのため国際競争力を失い、経済成長が停滞する状態を指す。

● インクルーシブな開発の推進

東南アジア地域においては、高中所得層が増えるなか、域内格差や国内格差の拡大が懸念されます。今後同地域が成長と安定を享受し続けるためには、こう

した格差の是正を進める必要があります。このためJICAは、基礎教育やガバナンス、保健、農業、安全な水の供給などの支援を進めています。また、ミャンマーの少数民族支援やミンダナオ和平の定着を目的とした行政機関の能力強化などに取り組んでいます。東ティモールはASEANへの早期加盟を目指していますが、域内格差の緩和に向け、人材育成やコネクティビティ強化などの支援を行っています。

東南アジア地域は、自然災害の多発地域であり、持続的な経済成長という観点からも、防災分野での取り組みは重要です。JICAは、自然災害発生時の人道支援、復旧・復興期の支援とともに、自然災害リスクの評価、防災計画の策定、早期警報システムの構築などの分野での支援を実施しており、災害発生時の資金ニーズに対応するスタンドバイ借款などの検討を進めています。

事例 ASEAN 産業と防災の取り組み

産業集積地の自然災害リスク評価と事業継続計画に関する情報収集・確認調査を実施

ASEAN地域は、洪水や暴風雨など気象災害の多発地帯であり、フィリピン沖太平洋上やインド洋ベンガル湾沿岸上およびメコン河流域は台風・サイクロンや洪水などの常襲地帯です。また、ASEAN地域は、地震や津波のリスクが非常に高い地域でもあります。

ASEANでは、当該地域の災害管理体制を強化するための「ASEAN防災緊急対応協定(ASEAN Agreement on Disaster Management and Emergency Response (AADMER))」が2009年12月に発効しています。現在、同協定を具体化したAADMERワークプログラムを基に、ASEAN防災委員会において防災の取り組みが進められており、JICAも支援しています。

2011年の東日本大震災やタイのチャオプラヤ川洪水でも再認識されたように、大規模な自然災害が発生すると、人的被害はもとより、さまざまな形で企業活動に影響を与え、国家経済や地域経済さらには世界経済へ影響を与えます。各企業は、事業継続計画(BCP)を策定し、対策を講じることとなりますが、地域全体に対する電力や用水供給、物流経路の途絶などの基幹的なインフラの機能が停止するような大規模災害に対しては、個々の企業による対策には限界があります。

こうしたなか、産業集積地を抱える地方自治体や政府が民間と連携して、適切に自然災害リスクを把握し、防災対策を含むリスク対策・管理に取り組むことが求められています。

ASEAN地域において産業集積地の防災対策を進めることは、ASEAN地域経済の強靱性の強化につながるるとともに、同地域と経済的に関係が深い日本、さら

には同地域に進出する日本企業にとっても有益です。

こうした背景からJICAは「ASEAN地域における産業集積地の自然災害リスク評価と事業継続計画に関する情報収集・確認調査」を企画、ASEAN防災委員会で提案し、2013年4月にASEANより正式な承認を受け、対ASEAN協力事業として調査を開始しています。

この調査を通じて、ASEAN各国の自然災害リスク、産業集積地、物流インフラ、ライフライン、サプライチェーンの実態を把握し、地域で共有できるデータベースを作成します。また、インドネシア、フィリピン、ベトナムにおいてパイロット地域を選定し、産業集積地の自然災害リスクを評価するとともに、「広域BCP」の策定を支援します。これらの結果を基にして、ASEANにおいてこうした取り組みを進めるための「自然災害リスク評価」と「広域BCP策定」のためのガイドラインを

作成します。

自然災害リスクの評価、広域BCP策定にあたっては、国内支援委員会を組織し、国内有識者から専門的な見地からのアドバイスをいただくとともに、ASEAN各国の有識者によるパネルを設置、調査実施にあたってのアドバイスを得て進めています。

この調査を通じて、今後ASEAN地域において大規模な自然災害が発生した時に、多数の企業が立地する地域全体の経済的影響や損失を最小限とするための取り組みが進むことが期待されます。



チャオプラヤ川洪水により被害を受けた産業集積地

● ミャンマー支援

ミャンマーでは、急速に民主化が進むとともに、自由経済化に向けた努力が続けられています。日本を含めた各国企業の関心が高い一方で、人材の不足、基礎インフラの不備など多くの課題を抱えています。JICAは国民の生活向上に向けた支援、人材の能力向上や制度整備のための支援、持続的な経済成長のための支援を行っています。

● 新たな課題・地域的課題への対応

先発ASEANにおいては、高齢化問題など日本と同様の新たな課題に直面しており、JICAに対する支援ニーズにも変化が起きています。このような新たな支援ニーズに対応すべく、インドネシアにおいては社会保障、タイでは格差是正、マレーシアでは高齢化対策について調査を実施し、支援策を検討しています。

また、海上保安能力強化やサイバーセキュリティ、環境、気候変動対策など国境を超える地域的課題に対しても協力を行っています。

国別概況と重点課題

● インドネシア

インドネシアの実質GDP成長率は、2011年の6.5%に続き、2012年も6.2%と高成長を維持しましたが、2.4億人の人口を背景にASEAN地域経済を牽引する

国として存在感が高まる一方、交通渋滞の深刻化や電力需給のひっ迫など、インフラ整備が経済成長に追い付かない状況です。

インフラ不足が特に深刻なジャカルタ首都圏の課題を解消すべく、JICAは「首都圏投資促進特別地域(MPA)マスタープラン」を策定しました。2020年時点の望ましい都市像と必要なインフラ整備計画を、民間企業の知見を取り入れつつ策定したもので、2012年10月に両国閣僚により承認されました。現在は、インドネシア政府とともに、右計画に含まれる開発事業の形成・実施促進に注力しています。

インフラ整備への民間企業の参入を促進する手法としてニーズが高まっている官民連携スキームについても、JICAは関連制度の整備支援とともに、モデル案件形成を通じて政府機関の能力向上を図るなど、包括的に協力しています。さらに、気候変動のような地球規模課題や、インドネシアのドナー化といった新たな課題への協力も展開しています。

● フィリピン

世界経済の減速にもかかわらず、堅調な家計消費やサービス部門の貢献によりフィリピン経済は好調で、2012年の実質国内総生産(GDP)成長率は6.6%を達成しました。その一方で所得格差、海外投資環境の未整備、災害に対する脆弱性など、今後の持続的な発展を妨げうる克服すべき課題が山積しています。

事例 フィリピン 自治体との連携による支援

横浜市との連携によるセブ首都圏都市開発ビジョンを作成

JICAは横浜市と連携し、フィリピン第二の都市圏であるメトロ・セブの都市開発ビジョン「メガ・セブ・ビジョン2050」の策定を支援しました。JICAと横浜市の包括連携協定(2011年10月)、横浜市とセブ市の「技術協力に関する覚書」(2012年3月)に基づくものであり、みなとみらい地区などの開発経験を踏まえた国際協力を推進している横浜市の知見がセブ側から高く評価されました。

本事例では、データを積み上げる従来のマスタープラン手法ではなく、目指す都市ビジョンを議論した上で、個別事業と整合性を持たせて提案するアプローチ(バックキャスト手法)をとったことで、短期間で結果を得ることができました。策定されたビジョンは、住みやすさ、交通等の4つの開発戦略で構成されており、さらに、安全な水の24時間供給実現といった参考目標も掲げられています。JICAは同ビジョンに基づき、今後、交通インフラや上下水道事業、廃棄物処

理等の個別事業の実施をODA、官民連携などを通じて支援していく予定です。なお、既に、外務省委託調査を受注した横浜市内の企業3社が、汚泥処理、固形廃棄物処理、太陽光発電の分野で調査を実施しているほか、JICAの技術協力プロジェクトとして、2012年には横浜市水道局が設立した横浜ウォーター(株)が、メトロ・セブ水道区の浄水処理や配水管理などの支援を実施しています。

本事例は、JICAが自治体と連携して海外の都市計画全体を支援する初の事

例であり、日本政府が推進する自治体の海外進出をJICAが支援する新たなODAのモデルとして注目されています。



下水の整備や住民の意識が追い付かないため、川の汚染が目立つ現在のセブ市

このような状況下においてJICAは、①投資促進を通じた持続的経済成長、②脆弱性の克服、③ミンドアナ紛争影響地域における平和構築を重点とした協力を実施しています。

フィリピンは日本政府が推進する自治体の海外進出をJICAが支援する新たなODAモデルとなっています。JICAと横浜市は2011年に開発途上国における都市課題解決に向けた協力を目的に包括連携協定を締結し、フィリピン第二の都市セブに対する協力を進めています【P.23 事例を参照ください】。

フィリピン南部ミンドアナ島では40年にわたり政府と独立を求めるグループとの間で紛争が続いていましたが、2012年10月にフィリピン政府とモロ・イスラム解放戦線(MILF)との間で和平の枠組み合意が締結され2016年に新しいバンサモロ自治政府が設立されることが合意されました。JICAはこれまでの経験をもとに新自治政府設立に向け、将来の行政官の人材育成や、地域開発のモデルづくりを通じて移行プロセスを支援していく予定です。

● タイ

タイ政府は、第11次国家経済開発計画(2012-2016)のなかで、「公平・公正かつ適応力のある幸せな社会」を国家ビジョンとして掲げ、持続的かつ包括的な経済・社会開発に取り組んでいます。一人当たりのGNIは4,420ドル(2011年)で既に中進国となっていますが、持続的に社会・経済を発展させていくためには、産業競争力の強化、高齢化対策、環境・気候変動対策、社会的弱者支援といった課題を抱えています。また、ASEAN連結性強化、格差是正といった域内共通課題への取り組みが求められています。

JICAは、①持続的な経済の発展と成熟する社会への対応、②ASEAN域内共通課題への対応、③ASEAN域外諸国への第三国支援に重点を置いた協力を実施しています。

例えば、2011年に発生した大洪水被害への対策を引き続き行っているほか、競争力強化に向けたインフラ整備、気候変動への対策や地方での環境分野での取り組み、地方の中小企業支援、高齢者への介護サービスの改善など、中進国となったタイが抱える課題に対する協力を実施しています。

● カンボジア

カンボジアの一人当たりGNIは830ドル(2011年)、

貧困率は約26.1%であり、改善傾向にはあるものの、依然ASEANの中で遅れた状況にあります。

JICAは、カンボジアの経済発展と貧困克服、ASEAN統合を見据え、「経済基盤の強化」、「社会開発の促進」、「ガバナンスの強化」の3つを援助重点分野として、ハード・ソフト両面からカンボジアの国づくりを支援しています。

カンボジアでは、近年、日系企業を含む海外からの投資が急増しています。JICAは、カンボジア開発評議会内に設けられたジャパン・デスクを通じ、投資家向けのサービス向上を支援しています。また、2013年5月には、国道5号線改修事業を対象に円借款貸付契約に調印しました。同事業はカンボジアの東西を結ぶ基幹国道の建設を支援するもので、ベトナム・ホーチミンからタイ・バンコクを繋ぐ南部経済回廊の一部として極めて重要な位置づけとなっています。

また現在、カンボジア政府は中長期の国家開発計画の策定を進めています。JICAは世界銀行・アジア開発銀行などととも、カンボジア政府とあるべき開発戦略について議論を行っています。



専門家がシエムリアップ水道公社の指導にあたる

● ラオス

ラオスは安定的にGDP7%台後半の成長を遂げており、後発開発途上国からの脱却およびMDGsの達成に向けて開発が進められています。

JICAの支援の基本的な考え方は、自立的・持続的成長の原動力となる経済成長の基盤づくりとMDGsの達成に向けた支援です。社会経済インフラ整備・民間セクター強化、農村地域開発、基礎教育の拡充、保健医療サービスの普及、行政能力向上を重点に協力



パフサン変電所から約40kmのpakkading峠越え

を行っています。その中で、不発弾対策の必要性や豊富な電力資源の活用など、ラオスの特徴を踏まえるよう配慮しています。

また、同国は近年、投資対象としても注目を集めており、特にサバナケットはベトナム・ラオス・タイを結ぶ東西回廊沿いにあり、日系企業からの投資も進んでいます。JICAはこれまで、有償・無償資金協力による東西回廊整備を行い、投資環境整備に向けて支援を行ってきました。2012年には、円借款事業である基幹送電線が完成を迎え、サバナケットへの電力供給に貢献しています。

● ミャンマー

ミャンマーでは、2011年3月の新政権発足後、民



寺院を借りて行う集団採血検査の様子

主化・国民和解に向けた改革が進んでいます。2013年1月30日には、ミャンマーに対する本格的な支援再開の前提となる円借款延滞債務解消のための措置を実施しました。JICAはミャンマー政府の改革を後押しするために、経済協力方針の重要3分野に沿った支援を行っています。①「国民の生活向上のための支援」としては、少数民族支援、農業技術の向上、医療体制の改善、地方インフラ整備を行っています。②「経済社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」では、経済・金融、貿易・投資・中小企業振興、農業・農村開発といった分野を中心とした経済改革のための政策づくりを支援する「経済改革支援」[OP.25 事例を参照ください]、金融分野の近代化、海外からの投資促進に向けた法制度整備、日本センターや大学支

事例 ミャンマー 経済改革支援

経済改革に向けたミャンマーの取り組みを支援

新政権下のもと、さまざまな課題を抱えているミャンマーにおいて、JICAは人材育成を通じた経済改革への支援を行っています。

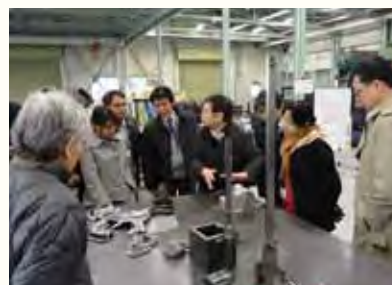
ミャンマーでは2011年3月に新政権が発足し、民主化・市場経済化のための諸改革を行ってきています。しかし、国営企業に対する財政負担、未発達な金融機関、貿易を制約する輸出入制度、非近代的な農業など、多くの課題を抱えています。

JICAは、経済改革に向けたミャンマーの取り組みを支援するプログラムの一つとして、2011年度より、「経済改革支援」事業を実施。同プログラムでは、ミャンマーの行政官や民間人材が経済開発推進に必要な知見を深めることを目的として、「経済・金融」、「貿易・投資・中小企業振興」、「農業・農村開発」の3

分野で分科会を設け、政策提言および行政官育成を行っています。

2011年度は30名、2012年度には31名の行政官を日本に招へいし、研修を行いました。同研修は、日本やアジア各国の発展経験などについての講義に加え、省庁や地方自治体、民間企業の訪問、意見交換を行い、今後のミャンマーの経済開発推進に必要な知見を深められるよう計画しました。今後、「経済改革支援」で、対象3分野の抱える具体的な課題に対し、人材育成および日・ミャンマーの有識者間での共同研究等を通じて、ミャンマーが引き続き着実に経済改革を進められるよう支援していきます。

「経済改革支援」に加え、さまざまな研修・専門家派遣による国づくりを担う若手人材育成を通して、今後のミャンマーの経済発展が推進され、そして、日本との関係の強化が深まることが期待されます。



製造工場を視察する研修員

援を実施しています。特にミャンマー政府の政策立案へのアドバイスを行うため国家計画経済開発省などに専門家を派遣しています。③「持続的な経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援」については、ヤンゴン都市圏の開発、交通・通信網整備、電力状況の改善等に取り組んでいます。

また、2013年1月にはシニア海外ボランティア(医療分野)が初めて派遣され、今後も文化・スポーツなど、多くの分野でボランティア事業の支援が期待されています。

● ベトナム

日本は1992年末の対ベトナムODA再開以降、一貫してベトナムへの最大のODA供与国であり続けています。また、2013年1月には、安倍首相が初の外遊先としてベトナムを訪問し、両国首脳が「戦略的パートナーシップ」をさらに発展させ、協力関係を強化していくことで一致しています。現在では、製造業の拠点としてだけでなく、消費市場としても注目が集まり、日系企業の進出が盛んになるとともに、大学、自治体、NGOなどにおいても相互の協力関係が深化し、さまざまなレベルで日越関係が醸成されています。

ベトナムは2020年の工業国化を国家開発目標の中心に据え、「制度整備」、「人材育成」、「インフラ開発」を柱に、将来的な先進国入りを目指す新たな開発の段階に入っています。JICAは、ASEAN経済統合による関税の完全撤廃が実施される2018年までが極めて重要な局面との認識に基づき、「成長と競争力強化」、「脆弱性への対応」、「ガバナンス強化」を柱に重層的な協力を展開しています。2012年は、運輸・電力などの経済インフラ整備に対して人材育成も含めた協力を継続するとともに、市場経済システムの深化に必要な国营企業改革、国家統治の根幹をなす憲法改正への協力など、ベトナムの新しい課題に対し迅速かつ包括的な協力を行っています。

● 東ティモール

東ティモールは、2012年5月に独立10周年を迎えました。同年に行われた総選挙の結果、8月には第5次政権が発足しました。また、総選挙が成功裏に終了したことを見届け、同年12月には国際平和ミッションが撤収するなど、東ティモールは、本格的な自立に向けての正念場を迎えています。

東ティモールにとっての喫緊の課題は、石油収入へ

の過度の依存からの脱却に向けたリーディング産業の育成、雇用機会の創出であり、また、それらを実現させるための人材育成です。こうしたなか、JICAは「経済活性化のための基盤づくり」、「農業・農村開発」、「政府・公共セクターの能力向上」の3つの協力プログラムを設定し、それらの課題に取り組んでいます。

2012年は、日本との国交樹立10周年でもあり、その記念事業として、大阪ガス・グループ、東ティモール国立大学、JICAによる三者連携にて人材育成事業を実施することを合意し、2012年9月に連携協定を交わしました。

● マレーシア

マレーシアは、2010年3月に新経済モデルを発表し、2020年の先進国入り(一人当たりのGNI 15,000~20,000ドル)を目指して取り組みを進めています。先進国入りに向けては、経済の高付加価値化、開発と環境保護の調和、教育・就労機会の均等化、社会的弱者の保護といった課題を抱えています。

JICAは、①先進国入りに向けた均衡のとれた発展の支援、②東アジア地域共通課題への対応、③東アジア地域を越えた日・マレーシア開発パートナーシップ、に重点を置いた協力を実施しています。

具体的な取り組みとして、産業界が求める高度な技術を持つ人材の育成や科学技術の応用に向けた高等教育分野、各種インフラ整備、社会的弱者の保護(障害者支援)、気候変動対策を含む環境分野での協力や、税関等ASEAN連結性向上や海上保安といった地域内共通課題への対応、アセアン、アフリカ、イスラム諸国を対象とした南南協力を実施しています。

● シンガポール

1998年度にJICAからのODAによる支援を「卒業」したシンガポールとは、パートナーとして相互に協力し、日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラムとして、1994年度から他のASEAN諸国などを対象に年間約10~15コースの研修を実施しています。2012年度までに326コースを実施し、93カ国5,650名の研修員を受け入れています。本プログラムでは、さまざまな分野のコースを実施しており、2012年度からは民主化、経済の自由化が進むミャンマーを対象として、税関分野での研修を実施するなどの取り組みも進めています。

大洋州

— 島嶼国特有の「狭小性」「隔絶性」「遠隔性」を重視した協力

大洋州地域の国々は、国土や人口が限定的で国内市場の規模が小さく（狭小性）、広大な海域に分散する小さな島々で構成されており（隔絶性）、国際市場へのアクセスも悪い（遠隔性）といった特性があります。また、自然災害や気候変動の影響を受けやすく、近代化に伴う環境問題が顕在化しやすいうえ、燃料や食料価格の高騰など経済危機に対する抵抗力が極めて低いことも課題となっています。

JICAは、国ごとの事情を考慮して、優先される問題の解決に向けた協力に取り組むとともに、防災や環境問題など地域共通の課題には広域協力を実施しています。

援助の柱

日本の知見や経験を活用した日本ならではの協力

JICAは、太平洋諸島フォーラム(Pacific Islands Forum: PIF)に加盟するフィジー、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、ナウル、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、クック諸島、ニウエに協力しています。

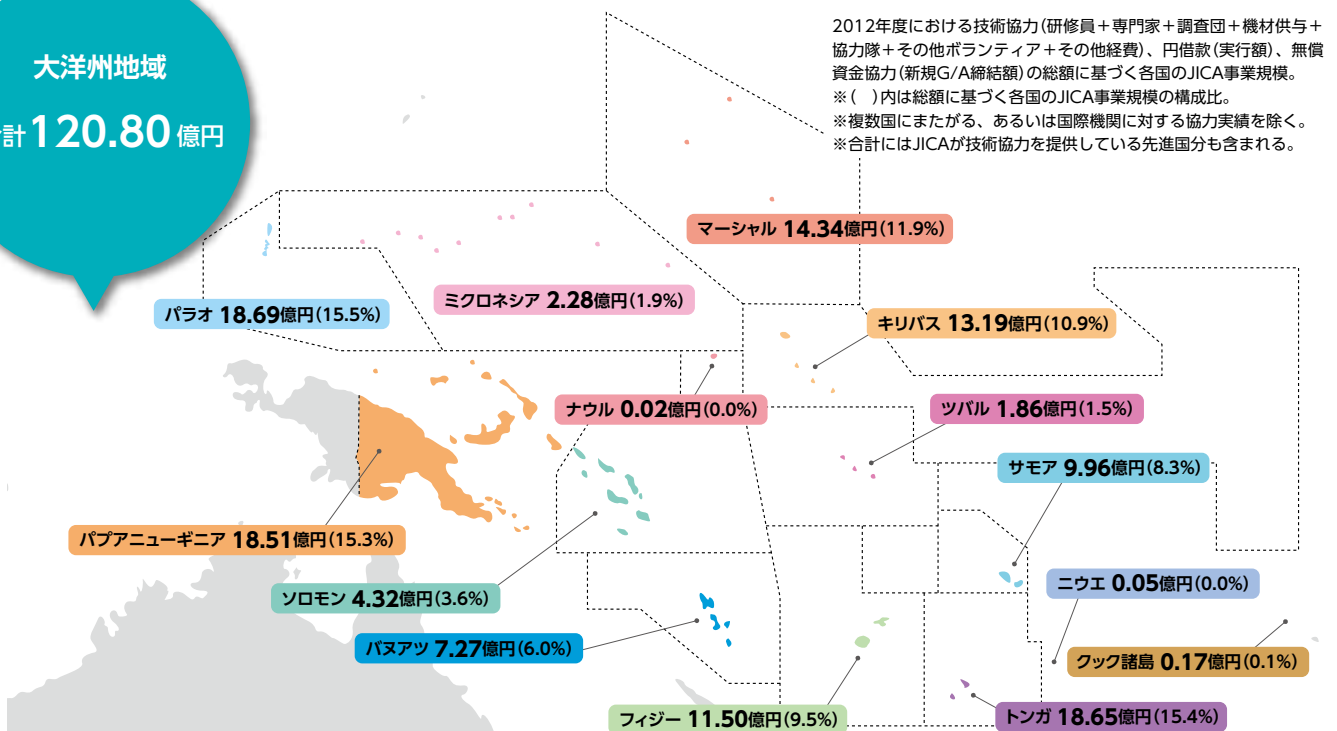
太平洋の島嶼国では、伝統的な自給自足型経済に近代的な経済や文化が流入したことによって、輸入依存型の経済構造に変化した結果、多くの国で大きな貿易赤字を抱えるようになりました。また、無秩序な開発に伴う環境汚染や地球温暖化といった環境問題にも

直面しています。さらに、教育や保健などの社会サービスが分散する小さな島々まで行きわたらず、運輸インフラも不十分であるといった現状が、社会経済の発展や自立を困難にしてきました。

JICAは、各国の独自性に配慮しながら、島嶼国共通の課題を支援するため、複数国を対象とする広域的な協力を実施しています。広域協力では、中核的な役割を担う国に専門家を派遣して地域共通の開発モデルをつくり、第三国研修などを通じて周辺国に広げるアプローチを採用しています。また、2012年5月に

大洋州地域における国別のJICA事業規模(2012年度)

大洋州地域
合計 120.80 億円



特集

事業の目的と概況

活動報告

協力の形態

運営・管理・評価

資料編

開催された第6回太平洋・島サミットでも重要性が言及されている通り、島嶼特有の課題を克服してきた沖縄などにみられる日本の知識や経験を活用した協力も実施しています【[事例を参照ください](#)】。

重点課題と取り組み

● 環境保全

国土の狭い大洋州の島々では、ごみ問題が共通の課題です。JICAは2000年からサモアに対し、廃棄物処分場の埋立方法の改善と管理・運営能力の向上を支援し、以後周辺諸国でも廃棄物管理改善の協力を展開しています。2011年からは域内11カ国を対象に、持続的な廃棄物管理を目指した制度構築や人材育成の支援を行うために、太平洋地域環境計画事務局(SPREP)^{*}と連携して地域共通の目標である廃棄物地域戦略2010-2015の実施を地域レベルと各国レベル

^{*} SPREP：21の太平洋島嶼諸国および地域と豪、仏、ニュージーランド、米で構成。

の両方から協力しています。このような取り組みを通じて、「人間活動による環境への負のインパクト」を低減し、小さい島が存続可能となる循環型社会の形成を支援しています。

一方で海に目を向けてみると、大洋州の人びとは、水産資源や観光資源、防災機能などのさまざまなサービスを提供しているサンゴ礁に大きく依存しています。しかしながら、近年



パラオでサンゴ礁調査を行う専門家とカウンターパート

事例 大洋州地域 自治体との連携による支援

沖縄県での経験を生かした協力

2012年5月に沖縄県名護市で開催された「第6回太平洋・島サミット」において、太平洋島嶼国の開発のために、地理的、気候的に類似性のある沖縄の知見、経験を活用していくことが発表されました。また、2013年3月には、沖縄県とJICAとの間で包括的な連携協定が締結され、連携協力をより一層強化していくことが合意されました。

島で暮らす人びとにとって、安全な飲料水の安定的な確保は死活問題です。JICAはサモアに対して、宮古島市との連携のもと、水道事業運営に関する協力を行ってきました。本協力では、生物浄化法という同市が実際に採用している島ならではの経験に根差した浄水方式をモデル的に導入し、維持管理が容易であると、サモアから高い評価を得ました。

近年は、大洋州島嶼国では、都市化や、生活様式の変化に伴って、環境に脆弱な島のゴミ問題をどのように克服していくかが急務となっています。トンガでは、那覇市、NPO法人沖縄リサイクル運動市民の会との連携により、ごみの減量化に向けた「美ら島ババウもったいない運動プロジェクト」を行っています。那覇市は、島でのごみ問題の克服に向けて、市民の協力を得て約3割の減量に成功しました。このノウハウを活用し、トンガにおいてリサイクルシステムの構築を目指した支援が行われています。

また、各国に広がるサンゴ礁は、近年では、乱獲や環境汚染、気候変動の影響など、複合的な要因により沿岸生態系が悪化しています。JICAは琉球大

学との連携により、パラオ国際サンゴ礁センターを拠点に、ミクロネシア地域でのサンゴ礁生態系の適切な保全・管理に関する支援を行っています。



地域住民へのリサイクル啓蒙活動を行う

では、乱獲や沿岸域の開発による環境汚染、気候変動の影響など、複合的な要因による沿岸生態系の劣化が進んでいます。JICAは、南太平洋大学への専門家派遣を通じて、フィジーをはじめバヌアツ、サモア、トンガといった周辺国の沿岸資源の持続的な保全・管理に関する協力を行っています。また、ミクロネシア地域においては、パラオ国際サンゴ礁センターを拠点として、琉球大学および科学技術振興機構(JST)と共同で、サンゴ礁生態系の研究能力および持続的な維持管理能力の強化に向けた支援を実施しています。

● 防災・気候変動

大洋州は、サイクロンや地震・津波、洪水などの自然災害の被害を受けやすい地域です。離島が多く、通信や交通に制約があるため、災害情報が住民に伝わりにくく、緊急救援も行き届きにくい状況です。

JICAは、技術協力や無償資金協力などを組み合わせ、地域全体の防災強化に取り組んでいます。具体的には、気象観測と予警報の能力向上のため、フィジー気象局に地域各国の技術者を集めた研修、サモアの気象観測施設整備などです。ツバルとソロモン諸島では、防災ラジオ放送網を整備し、住民への災害情報伝達の迅速化を図っています。フィジーとソロモン諸島では、伝達された情報に基づいて住民が適切に避難できる体制づくりを目指す協力を実施するなど、防災分野において幅広い協力を実施しています。

大洋州の島嶼国は、気候変動による影響を強く受ける国々でもあります。特にツバルなどの低環礁国は海面上昇などの気候変動の影響に脆弱です。JICAは、東京大学と科学技術振興機構(JST)と協力して、サンゴ礁や有孔虫など生物起源による砂の生産・運搬・堆積のメカニズムを生態工学的に研究する科学技術協力を実施しています。



ソロモンコミュニティ防災における避難訓練の様子

● 運輸インフラ整備

国土が広大な海域に分散する大洋州の国々にとって、人や物資の輸送のための運輸インフラの整備は不可欠で、教育や医療といった社会サービスへのアクセスの観点でもまさにライフラインとなっています。これまで、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、サモア、ツバル、トンガなどに対して無償資金協力により港や貨物旅客船の整備を行っています。2012年6月にはバヌアツに対する初めての円借款として、首都ポートビラ港に新たな国際貨物埠頭を建設するための借款契約を締結しました。



トンガへ供与されたフェリー

● 社会サービスの向上

大洋州地域では、ワクチンを運ぶコールドチェーンの整備が不十分な国が多く、安全な予防接種を提供するための体制も整っていませんでした。そのため、2004年に、JICAはWHOなどの国際機関と連携して、「大洋州における予防接種プログラム強化」に関する協力を開始し、地域の予防接種体制の整備やワクチンの管理などに関する技術普及や人材育成を支援しています。

一方、遠隔地や離島では、教育の機会が限られていることも大きな課題です。JICAは、テレビやラジオ、衛星通信ネットワークなどを利用して、教育の機会の拡大と質の向上のための協力も展開しています。域内12カ国で構成される南太平洋大学に対しては、無償資金協力や技術協力を通じて、ICTセンターの整備や情報通信分野の人材育成などを行っています。また、初等教育への就学率の低いパプアニューギニアに対しては、国立教育メディアセンターを整備し、教育番組の制作や、テレビを通じてモデル校の授業を地方の小・中学校に届けるといった支援を行っています。



キルギス：収穫した白菜が乾燥しないよう、不要な葉っぱを被せる親子 【撮影：久野真一】

部長インタビュー

東・中央アジア

柳沢 香枝

東・中央アジア部
部長



各国の事情に即した支援と、民間セクターの活性化をテーマに

東アジアでは、成長著しいモンゴルに対する経済開発支援を強化し、中国とは、両国が直面する共通の課題であって、日本にも影響が及ぶ分野での支援を行っています。中央アジア・コーカサスでは資源国と非資源国の間の所得の2極化が進んでおり、JICAは各国の事情に即した支援を行うとともに、地域内協力につながるインフラ整備などを支援しています。

モンゴルは、2000年代に入って鉱物資源の開発などにより高度成長を続け、2011年には17%を超える成長を達成しました。2012年には国債(チングスボンド)を発行するなど援助以外の資金の調達も開始しました。他方、急激な経済成長に伴う問題も生じています。このような状況を踏まえ、JICAは鉱業セクターの持続的開発とガバナンスの強化、産業構造の多角化と基礎的サービス向上、首都機能強化を重点に支援しています。2012年度はウランバートル市の交通混雑を緩和するための高架橋(通称太陽橋)が完成し、モンゴル国民から日本の技術に対する称賛が寄せられました。

中央アジア・コーカサスでは、資源に恵まれたカザフスタン、ウズベキスタン、アゼルバイジャンなどと、タジキスタン、キルギスなど経済成長の軌道に乗れない国との格差が広がっています。JICAは、2012年度に策定した実施方針のもと、各国の事情、優先事項を踏まえたきめ細かい支援を行うとともに、地域内の連結性の強化も念頭においた電力・運輸インフラ整備にも取り組んでいます。

民間セクターの活性化に資する日本企業との連携の強化も重要課題であり、2012年度にはモンゴルとコーカサス地域に対する投資セミナーを開催しました。

2013年度は、モンゴルの経済成長を支える原動力となる高等教育の強化や格差の是正につながる案件の形成に取り組みます。また新国際空港の建設も開始されます。中央アジア・コーカサスでは、バリューチェーンづくりを意識した農業・農村開発や運輸インフラ整備、ビジネス人材育成のための日本センターの活用などに重点的に取り組んでいく方針です。さらに、民間セクター開発に向けて、中小企業やBOP※ビジネスとの連携も促進していきます。

中国については、JICAがこれまで培ってきた協力の経験を基に、中国の経済発展状況も踏まえたうえ、両国が直面する共通課題で、かつ日本にも直接影響が及び得る課題、例えば大気汚染等の越境公害、感染症などの分野に絞り込んで協力を進めていく方針です。

※ BOP: Base of the Economic Pyramid. (一人当たり年間所得が3,000ドル以下の底辺層)を対象とした持続可能なビジネス

東アジア

戦略的パートナーシップの強化～
互恵的な二国間関係を目指して

急速な経済成長がもたらした環境問題などの諸課題に直面する中国。豊かな鉱物資源に支えられ目ざましい発展を遂げようとしているモンゴル。これらの国々の安定的で持続的な発展は、日本だけでなく世界的にますます重要になっています。

JICAは、両国に対し、互恵的かつ相互補完的な経済関係の強化に資する協力を展開しています。また、新興ドナーとして影響力を拡大している中国に対しては、援助国としての連携を強化する観点から対話やセミナーなどの取り組みを行っています。

援助の柱

地域の安定と持続的かつ健全な成長を支援

● 中国

中国は経済的に発展しているだけでなく、技術的な水準も向上しており、ODAによる中国の開発支援についてはすでに一定の役割を果たし、その大部分を占めていた円借款、JICAが実施する無償資金協力についても新規供与は終了しました。

そのような状況の下、JICAは政府方針に基づき、両国が直面する共通の課題であって、日本国民の生命や安全にも影響する、例えば、わが国への越境公害、感染症、食品の安全等の分野に絞り実施していきます。

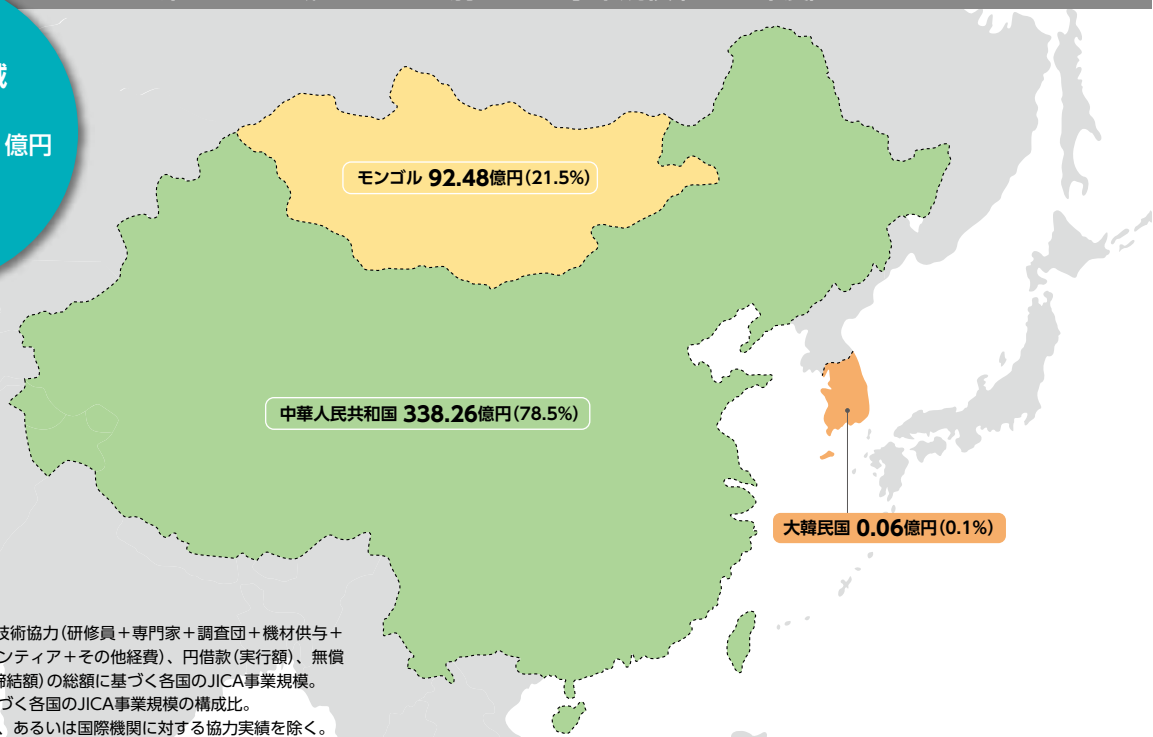
● モンゴル

2012年4月に公表された「対モンゴル国別援助方針」に示された3分野を重点課題として、協力の選択と集中を推進しています。

- ① 鉱物資源セクターの持続可能な開発とガバナンスの強化：モンゴル経済の鍵を握る鉱物資源の持続可能な開発のための制度整備や人材育成。資源収入の適正管理に資する制度整備など。
- ② Inclusive Growthの実現に向けた支援：産業構造の多角化を見据えた中小・零細企業を中心とする雇

東アジア地域における国別のJICA事業規模(2012年度)

東アジア地域
合計430.80億円



2012年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+協力隊+その他ボランティア+その他経費)、円借款(実行額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額に基づく各国のJICA事業規模。
※()内は総額に基づく各国のJICA事業規模の構成比。
※複数国にまたがる、あるいは国際機関に対する協力実績を除く。

用創出や基礎的社会サービスの向上など。

- ③ウランバートル市都市機能強化：ウランバートル市のインフラ整備と都市計画・管理能力の向上など。

国別概況と重点課題

重点課題を踏まえた主なプロジェクトは次の通りです。

● 中国

「大気中の窒素酸化物総量抑制プロジェクト」：大気中の浮遊物質のうち、特に健康への影響が懸念されるPM2.5の原因物質の一つである窒素酸化物の削減に向け、日本の経験を踏まえながら、技術面、政策・制度面の検討や、実践的な抑制技術・手法の普及を図ります。

● モンゴル

「新ウランバートル国際空港建設事業」：首都ウランバートルに新空港を建設することにより、首都空港の安全性・信頼性の改善、利便性の向上を図り、同国のさらなる経済発展に寄与します。

「モンゴル日本人材開発センタービジネス人材育成プロジェクト」：無償資金協力で建設された「日本・モンゴル人材開発センター」を拠点として、ビジネスコースや中小・零細企業への支援を通じ、市場経済化に資する人材育成を図ります。

事例

モンゴル ウランバートル市の大気汚染対策能力の強化

ウランバートルにきれいな大気を取り戻すための支援

世界で二番目に大気汚染が深刻な都市とされているウランバートル(WHO調査)。実際に大気汚染の被害が住民に及んでいるなど早急な対策が求められています。JICAは同市の大気汚染対策能力の強化を目的として、高い専門性が必要とされる技術能力の向上や大気汚染対策に係る制度構築という行政面の強化を支援してきました。

モンゴルの首都ウランバートル市における大気汚染は、老朽化した火力発電所からの排出ガスや、冬季に摂氏-30～40℃まで下がることもある同市で暖房用に大量の石炭を効率の悪いボイラなどで燃焼していることによる排出ガス、渋滞の深刻な市内を走る車両からの排気ガスなどが主原因と考えられています。

しかし、これらの汚染源が同市全体の大気汚染にどの程度影響しているのか、またこれら汚染源を減少させるためにはどのような対策を取るべきなのかなど、全くわからない状況でした。

このような状況下、JICAはモンゴル政府からの要請を受けて、2010年3月から本格的にプロジェクトを開始。将来の大気汚染対策の実施に向け、まずモンゴル側関係機関が大気汚染の現状を把握・管理するための技術面・行政面の能力向上に重点を置きプロジェクトを実施しました。

具体的には、排ガス濃度測定や汚染源目録の整備、大気拡散シミュレーションモデルの構築などの高い専門性が必要とされる技術を移転、その結果モンゴル政府自らが測定したデータに基づき汚染源毎の寄与率が少しずつ明らかになっ

てきました。また、関連施設の技術診断などに基づく対策提言を行い、実際にその幾つかがウランバートル市議会で承認され実施に向け進められているなど、具体的な成果が現れています。さらに、行政が汚染源を把握・管理するためのボイラ登録などの制度づくり、行政機関と民間事業者・大学・研究機関等が連携して大気汚染対策に取り組むことのできる組織体制の構築にも力を入れてきました。

しかし、実際の大気環境の改善には、排出抑制設備の導入や燃料燃焼方式の転換、土地利用の管理などを含むインフラ整備や都市計画の見直しなど、関連政策の転換や大きな投資が必要となります。

ウランバートル市が再びきれいな大気を取り戻すためには、科学的根拠に基づき検討された対策を政府へ提言し、実際に実施していくことが必要です。モンゴル側の大気汚染対策能力のさらなる強化を目指し、JICAは引き続き協力を行っていきます。



煙突中の排ガス濃度を測定している様子



発電所から排出される黒煙

中央アジア・コーカサス

国際社会が注目するアジアと
欧州に開かれた天然資源の宝庫

ユーラシア大陸のほぼ中央に位置する中央アジア・コーカサス地域は、1991年に旧ソ連崩壊に伴い独立した中央アジア5カ国(ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン)、コーカサス3カ国(アゼルバイジャン、アルメニア、グルジア)から成ります。

地域内の経済格差が拡大していることに加え、紛争が続くアフガニスタンの周辺に位置することもあり、地域全体としてバランスのとれた安定と発展が、国際社会にとって重要となっています。

援助の柱

地域内協力を通じた安定した経済発展支援

JICAは、同地域の地域内協力や民主化・市場経済化促進に注力し、①中央アジア電力・運輸インフラ整備プログラム、②民間セクター活性化を通じた市場経済化促進プログラムを重点に協力を展開しています。

国別概況と重点課題

● ウズベキスタン

ウズベキスタンは天然ガスおよび金などの天然資源の国際商品市況価格の高値に支えられ好調な経済成長率を維持しています。その発展を確かなものとするため、(1)火力発電所の近代化や鉄道新線の建設

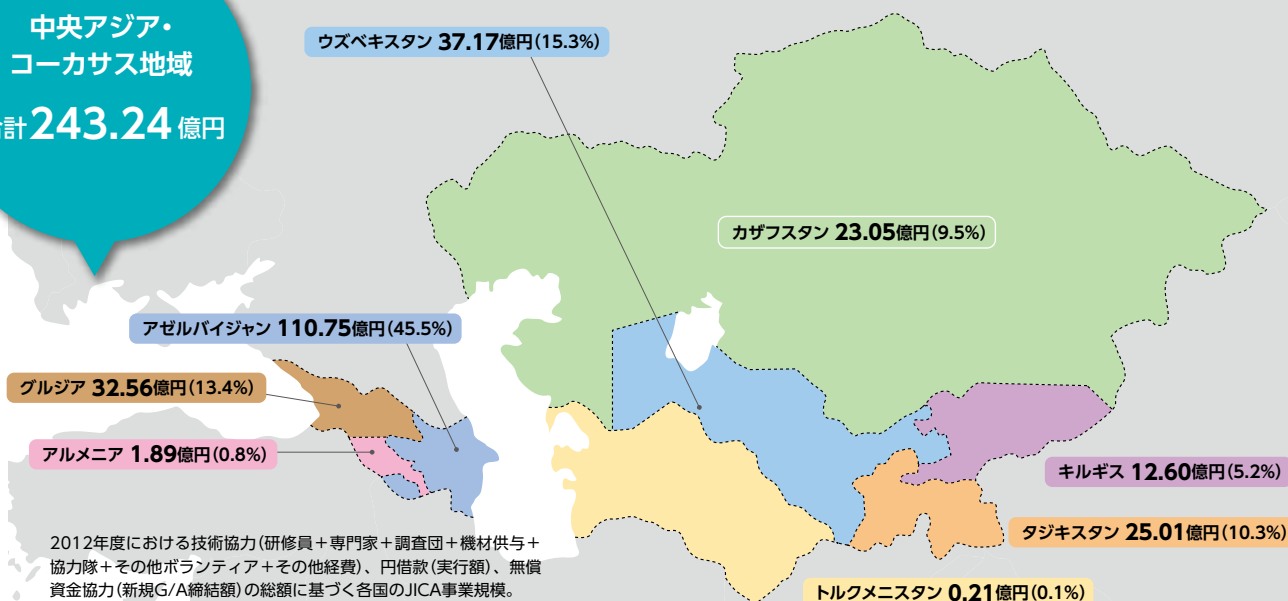
等の経済インフラ整備、(2)日本センターを通じたビジネス人材育成等による民間セクターの発展に資する制度構築・人材育成に対する支援、(3)農村部の所得向上につながる水利組合強化と水資源管理の改善や保健医療・教育の充実を重点分野として協力を展開しています。

● カザフスタン

世界第2位の埋蔵量をもつウランなど豊富な資源を有するカザフスタンは、資源依存型経済からの脱却を目指し、均衡のとれた持続的経済成長を実現するために産業の多角化に力を入れています。JICAではカザ

中央アジア・コーカサス地域における国別のJICA事業規模(2012年度)

中央アジア・
コーカサス地域
合計 **243.24** 億円



2012年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+協力隊+その他ボランティア+その他経費)、円借款(実行額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額に基づく各国のJICA事業規模。

※()内は総額に基づく各国のJICA事業規模の構成比。

※複数国にまたがる、あるいは国際機関に対する協力実績を除く。

フスタンと日本とのビジネス関係強化も念頭に、日本センターを通じたビジネス人材の育成や産業の基盤となる経済インフラを支援しています。また日本の知見・技術を生かした防災・災害マネジメントや省エネルギー分野での人材育成支援も行っています。

● タジキスタン

アフガニスタンに隣接し、中央アジア地域と南西アジア地域の連結点に位置するタジキスタンは、独立後の内戦を経て、経済・社会の安定化と構造改革に努めています。JICAは「貧困からの脱却と成長軌道への移行：格差の是正及びインフラ整備を通じた持続的経済成長の基盤作り」を基本方針に「アフガニスタンに隣接するハトロン州を中心とした農村開発及び基礎的社会サービスの改善」、「中央アジアと南アジアの連結点における運輸・小規模電力インフラ整備」を重点に支援しています。

● キルギス

山岳国のキルギスは旧ソ連からの独立後、中央アジアの中でもいち早く市場経済化を推進してきましたが、金以外に有力な資源がないため、安定した経済成長の軌道に乗りきれしていません。JICAは「輸出力の強化とビジネス振興による経済成長・貧困撲滅への支援」を目標に、「農業・ビジネス振興」「運輸インフラ整備」を重点分野とし、一村一品、共同森林管理、日本センターによるビジネス人材育成、道路行政・道路維持管理能力強化などの支援を展開しています。

● トルクメニスタン

経済は豊富な埋蔵量を有する天然ガスに支えられており、近年は欧米や近隣諸国との関係強化を進めています。JICAは主に、トルクメニスタンの政府職員が運輸交通、保健医療、農業開発、中小企業育成等の分野において日本の経験を学ぶ研修事業を通じて同国の経済や社会の発展を支援しています。

事例 ウズベキスタンの養蚕業振興

大学と連携しウズベキスタン養蚕業の復興を幅広く支援

ウズベキスタンはシルクロードの中継地点として、古来より絹産業が発達していました。しかし、ソ連崩壊以降は養蚕・生糸技術が停滞し国際競争力のある生糸・絹織物が減ってきています。また、近年は外国産の低級蚕種から生産される繭を廉価で中国に輸出しており、絹産業の収入が減り、伝統産業の継承が困難になりつつあります。

このような課題に対処するため、JICAは東京農工大学と連携し、2009年からウズベキスタンの養蚕業の復興のための協力を行っています。

堅調な経済成長を続けるウズベキスタンですが、農村部の所得向上と格差是正が課題です。そのため国内の主要産業である綿花栽培の合間に取り組める養蚕業の振興はきわめて重要です。その復活に立ち上がったのは、養蚕業・製糸業の研究活動でも有名な東京農工大学でした。

同大学の卒業生がJICAのシニア海外ボランティアとしてウズベキスタンの国立養蚕研究所に派遣されたことをきっかけとして、養蚕業の厳しい現状を知った東京農工大からの提案を受けて、JICAは2007年度に「ウズベキスタン共和国シルクロード農村副業復興計画」を草の根技術協力として採択。フェルガナ州での養蚕農家の生計向上に向けた取り組みをはじめました。

本プロジェクトでは外来種との交雑が進み品質が低下している在来種に替えて、日本の養蚕技術を導入し飼育方法の改

善指導を行い、養蚕農家の収入向上に貢献しました。日本国内でも伝統的な絹織物であるアトラスの認知度を高めるために、アトラスを生かした製品のデザインコンテストを実施し、バッグなど集まった約300の作品のうち、特に優秀な作品を日本各地で展示しました。また市場開拓につなげるため成田空港と関西国際空港でアトラスを使った製品販売も行っています。

このような成果を踏まえ、2013年3月からは、次のステップとして、蚕の原種管理や雌雄の選別など、日本の養蚕技術の移転による高品質な種の育成・管理、採卵から幼虫の供給にわたる自主生産システムの確立、餌となる桑畑の整備・管理・植林、桑材(廃材)の活用、指導者の育成などを行う新規プロジェクトを開始しました。

今後も日本の養蚕技術の普及と産業振興による幅広い支援を展開し住民の生活向上を目指す予定です。

パートナーの声

プロジェクト代表

養蚕業は一カ月で農作業が終了でき、農家の副業として適しています。

高品質な生糸、絹製品の生産開発に焦点を当てており、東部で成功した事例を他地域へ技術移転していきたいと考えていますが、結果として、ウズベキスタンの養蚕技術向上と養蚕農家の高収入が期待できます。



現地での養蚕風景



アトラス・デザインコンテスト作品

● アゼルバイジャン

豊富な石油・天然ガス資源により経済成長を続けるアゼルバイジャンは、近隣各国および欧州諸国への資源輸出国として国際的地位を高めています。持続的な経済成長のためには産業の多角化が課題です。JICAは、経済成長維持に不可欠な経済・社会インフラの更新を重視しており、首都バクー近郊での発電所建設や、地方都市での上下水道整備や農業基盤整備を支援しています。また、産業発展を支える人材育成の支援も行っています。

● アルメニア

中央アジア・カスピ海地域と欧州をつなぐアルメニアは旧ソ連からの独立後、積極的な民主化、市場経済化を推進してきました。その一方で旧ソ連時代に整

備された老朽化したインフラ整備や地震が発生する地域でもあることから、防災対策の強化が課題となっています。JICAは、アルメニアの均衡のとれた持続的な経済成長の達成を基本方針に、経済インフラ、地域開発、防災対策の強化を中心に支援しています。

● グルジア

グルジアはアジアと欧州の結節点に位置し、カスピ海産原油・ガスの欧州への通過路としての重要性を高めています。地理的優位性を生かした貿易・輸送業の発展とともに、輸出産業の育成が課題です。JICAは、経済発展の基盤となる経済・社会インフラ整備と人材育成を重視しており、輸送の根幹を担う東西ハイウェイの整備や、研修を通じたビジネス環境整備等を支援しています。

事例 キルギスでの共同森林管理

森林管理署、自治体、森林利用者と、森を守り・育てる

山岳国キルギスでは、1940～50年代の大量伐採で森林面積が大幅に減少し、森林の質も低下していました。JICAは、2008年度からキルギスが目指す共同森林管理(JFM)の実施体制強化に協力しています。

キルギスの森林面積は1930年の約119万haに対し、一時は約62万haにまで減少しました。1960年代以降、森林面積は穏やかに増加しており、またキルギス政府による、1991年の独立以降の森林経営の改革を通じてますます増加に転じています。しかし、財政難と人出不足により、適切な森林管理が十分にできておらず森林の質のさらなる低下が懸念されています。

1995年からは、スイスの援助機関の支援で、キルギス政府は森林に関する法制度を整備し、国有林の森林経営を民間セクターに移管するなどの改革を進めてきました。その一環として共同森林管理(JFM)が導入されました。森林管理署、地方自治体、森林利用者の三者で森林経営を効率的に進めるもので、「トライアングュラーアプローチ」とも呼ばれています。その実効性を高めるために、JICAに関係機関の能力向上、実施体制強化の協力要請がありました。

JICAは、2009年1月から、環境保全林業庁、地方自治庁をカウンターパート機関として、5年間にわたるプロジェクトを開始しました。中央アジアにおける森林分野での二国間技術協力は、これが

初めてです。

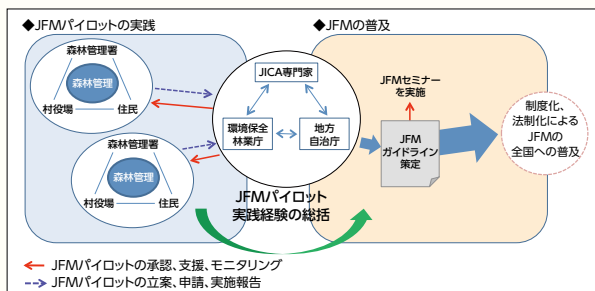
プロジェクトでは、森林管理の専門家の派遣、日本への研修員受け入れ、簡易給水設備の提供などを通じて、JFMを普及させる枠組みの強化を目標に、地方自治体や森林利用者が意思決定プロセスに参加できる仕組みづくりを行っています。また、森林利用者による森林管理促進などをテーマにガイドラインを作成し、ガイドラインの普及と活用のためのセミナーやワークショップを開催することで、関係機関の理解・普及を図っています。ガイドラインを作成するにあたり、これまでにチュイ州、イシクル州などでJFMパイロットプロジェクトを進めてきました。その際、自主・自立性を促すために、森林管理署や地方自治体、森林利用者のアイデアに基づいて森林運営を行うことを原則として支援しました。

プロジェクトにより、パイロットサイトでは、新規に約300haの植林が実施され、地域住民の所得向上が図られ

ました。また、官民双方の協働により、森林管理署(国)、地方自治体(地方)、森林利用者(民)の三者で森林管理を行うJFMモデルが構築されたことはインパクトがあります。さらに、国の予算に依存せず、住民の力で持続的に森林経営が実施できる方向性を作り出した点も非常に大きな成果といえます。



日本人専門家の現地活動



トライアングュラーアプローチ実施概念図



スリランカ：クリヤピティア僧院。集団生活で修行する僧侶の学校 【撮影：久野真一】



部長インタビュー

南アジア

荒井 透

南アジア部 部長

2極化が進む中で、多彩な協力を推進・展開

南アジアは、経済成長が著しいインド、バングラデシュ、スリランカと、なお不安定な要素を抱えるアフガニスタン、パキスタンなどとの2極化が鮮明になっています。2012年度、JICAは、前者の3カ国に対してはインフラニーズに応じて大きな規模の円借款を供与し、後者のうち、アフガニスタンに対しては復興支援を行いました。また、この地域に共通する気候変動・災害に対応する防災支援を行ってきました。

2012年度は、インド、バングラデシュに対する円借款の事業規模が拡大しました。インドでは、デリー・ムンバイ間の貨物専用鉄道建設やチェンナイ地下鉄建設をはじめ、経済発展に不可欠な電力、上下水道などのインフラ整備に向けた支援に加え、日印共同事業であるIITハイデラバード校支援などを実施しました。

バングラデシュでは、ダッカ都市交通整備や電力などインフラ整備を支援する一方、防災、教育、保健・衛生などミレニアム開発目標(MDGs)の目標達成に向けた支援を継続しました。

スリランカでも、国道の橋梁建設に対して本邦技術活用条件(STEP)による円借款の供与や電力、防災、上水道分野のインフラ整備支援を進めました。

一方、紛争などで不安定な国に対しても幅広い支援

を行っています。電力不足が深刻なネパールでは水力発電所建設を12年ぶりの円借款で支援し、アフガニスタンでは、人口急増問題解決のためにカブール首都圏開発計画の推進と稲作を中心とする農業・農村開発などに取り組み、パキスタンでも、カラチ小児病院建設やポリオ根絶に向けた支援などを進めました。

2013年度は、日印首脳会談で合意されたデリー・ムンバイ間の貨物専用鉄道建設や南部開発などの支援を進め、バングラデシュでは上水道整備や地方開発、運輸分野の支援を行っていきます。また、ASEANと南アジアの連結性強化のための広域協力の調査に取り組む一方、2012年の東京会合で日本政府が表明したアフガニスタン支援を着実に実施していく方針です。

南アジア

—— 多様性を踏まえアジア全体の長期的な発展を見据えた協力を

南アジア地域(インド、ブータン、アフガニスタン、パキスタン、スリランカ、モルディブ、バングラデシュ、ネパール)は、欧州に匹敵する面積に、欧州に倍する人口(16億人)を抱える地域です。東・東南アジアから中東・アフリカに至るシーレーンの中核に位置する地政学的・戦略的に重要な地域で、域内外の経済交流の基点となっています。域内各国を見ると、宗教・民族・文化・言語面から多様性に富んでいるとともに、所得格差や宗教間対立などで不安定さを抱えた地域ともいえます。南アジア地域の経済と社会の安定と発展は、わが国を含めたアジア全体の安定と発展に不可欠であり、JICAは各国のニーズに応じた多彩な協力を展開しています。また、国や地域を超える課題についても、取り組んでいく予定です。

援助の柱

持続的成長・民間経済活動活性化への支援、平和構築・復興支援、貧困削減に貢献するインクルーシブな開発の実現、環境・気候変動対策

JICAは南アジア地域の支援において、以下4点の重点課題を設定しています。

① 持続的成長・民間経済活動活性化への支援

新興国として経済成長が著しい国においては、経済成長の基盤となる運輸、電力・上下水道などのインフラ整備を通じて持続的成長を支援します。また、インド、バングラデシュをはじめ南アジア地域においては、日本企業の関心が急速に高まりつつあり、日本政府の政策を念頭に、民間との連携を図り協力を進めています。

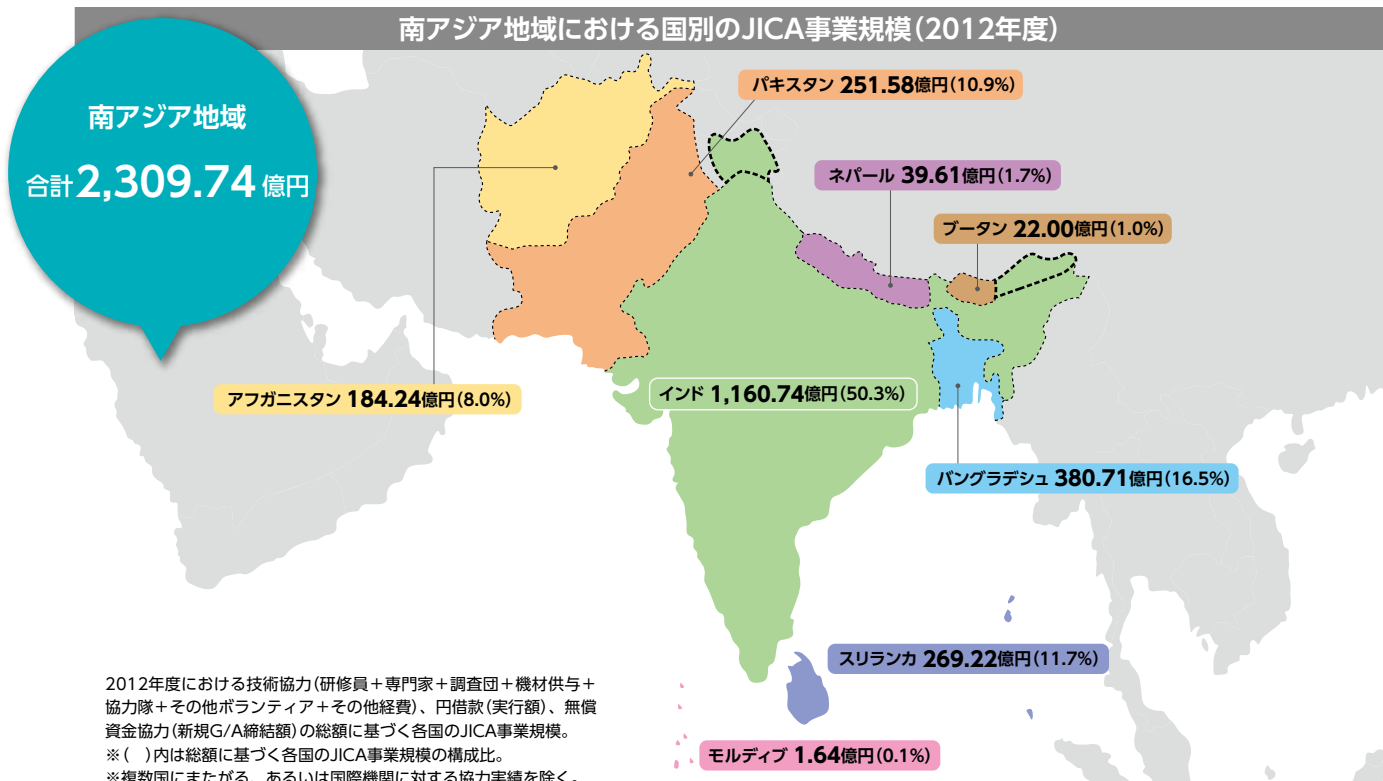
② 平和構築・復興支援

アフガニスタン・パキスタン両国のほか、四半世紀にわたる内戦が2009年5月に終結し復興期から開発段階に移りつつあるスリランカ、新憲法制定に向けて国づくりの途上にあるネパールにて、地域・国の平和と安定を目指して支援しています。

③ 貧困削減に貢献するインクルーシブな開発の実現

南アジア地域はサブサハラ・アフリカを上回る約5億人の貧困人口を抱え、貧困対策は各国の共通課題となっています。ジェンダー格差も依然として大きい

南アジア地域における国別のJICA事業規模(2012年度)



地域であり、ミレニアム開発目標(MDGs)の達成が危ぶまれる国もあります。経済成長の基盤となるインフラ整備、また保健・医療、教育、農業、農村開発などの分野でも貧困層に配慮し、公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減に積極的に取り組みます。

④環境・気候変動対策

パキスタン、スリランカ、バングラデシュをはじめ南アジア地域はサイクロン・洪水・地震など気候変動・自然災害の影響を強く受ける地域であり、また生物多様性保全の面でも世界的に重要な地域であるため、気候変動対応・防災関連の協力を推進しています。

国別概況と重点課題

● インド

発展著しい新興国の代表格であるインドは、世界経済の中で急速に存在感を増しており、2012年時点のGDP(購買力平価)では、世界第3位の規模に至っています。

インドでは、産業発展の基盤となる運輸・エネルギー供給などのインフラ整備が依然立ち遅れており、昨今の経済発展や拡大する人口ニーズに対応する上でのボトルネックとなっています。また北東州などでは、州人口の30%以上の人々が貧困線以下での生活を余儀なくされているなど、開発から取り残されている状況にあります。これら貧困州の生計向上や、基礎

的サービス拡充も開発の大きな課題です。

JICAは2012年度、「タミル・ナド州送電網整備事業」「チェンナイ地下鉄建設事業」「貨物専用鉄道建設事業」などインフラの整備計画に対する円借款貸付契約に調印しました。これらは、日本企業も進出する同国の経済発展を支える産業集積地域での事業であり、両国の一層の関係強化も視野に入れています。また低所得者の生活水準の引き上げを目的として、農産物の生産性向上・多様化、上下水道の整備など、所得増加やサービス拡充を目的とした事業を実施しており、同国の持続的な成長に貢献しています。

● ブータン

ブータン王国はヒマラヤ山脈の東端に位置する人口約70万人の内陸国で、経済成長のみに偏重せず国民が幸福感を持って暮らせる社会を目標とする「国民総幸福量(GNH: Gross National Happiness)」を開発の基本理念として掲げていることで知られています。過去5年間のGDP成長率は9.3%と、豊富な水資源を生かした水力発電による経済成長を遂げている一方で、近年は、急速な都市化に伴う都市環境問題、雇用創出、地域間格差、経済基盤の脆弱性などが課題となっています。

JICAは、ブータン政府の重点分野も踏まえ、①農業・農村開発、②経済基盤整備、③社会開発、④ガバナンス強化、を柱として支援を展開しています。

事例 インド 産学官による交流強化に貢献

インド工科大学ハイデラバード校支援プログラムで日印の関係強化

経済成長を続けるインド。12億人の巨大市場であり親日国でもあるインドは、日本にとって最も重要な国のひとつです。しかし、日本で学ぶ留学生は中国人留学生8万人、韓国人留学生2万人に比べて500人余り。一方、インドから米国への留学生は10万人を超えています。この現状に対して、JICAは産学官による交流を支援しています。

経済成長とともに高まる人材ニーズに対して、インド政府は国内最高峰の理工系大学であるインド工科大学(IIT)の拡充を進めています。日本は新設IITの一つ、IITハイデラバード校に対して、複合的な支援を展開しています。

学術交流の促進を目指す技術協力「日印産学研究ネットワーク構築支援プロジェクト」では、日印の研究者の交流や産学連携、IITハイデラバード校卒業生の日本留学を支援しています。また、地球規模課題対応国際科学技術協力事業

により、慶応大学による「自然災害の減災と復旧のための情報ネットワーク構築に関する研究プロジェクト」が進行中です。また、建設中の新キャンパスでは、国際会議場や図書館など日印協力のシンボルとなる施設を円借款で整備していきます。建設する施設の建築デザインは、東京大学による技術協力「学際的研究交流を通じたインド工科大学ハイデラバード校キャンパスデザイン支援プロジェクト」により行われています。

今後、ますます重要になっていく日印

の二国間関係の強化に、IITハイデラバード校支援プログラムは貢献しています。



国際会議場の設計について議論するIITハイデラバード校のデザイン学長(中央)と東京大学の建築家チーム

● アフガニスタン

JICAでは、アフガニスタンにおける不安定な治安情勢を踏まえ、最大限の安全対策を講じながら、雇用創出を含む経済成長と民生の安定化に貢献する事業を展開しています。アフガニスタン政府と一体となって、JICAはカブール首都圏開発を中心とするインフラ整備と農業・農村開発を最重点分野として支援しています。カブール首都圏開発では、道路や電力など社会経済基盤の整備やデサブ地区での新都市建設、カブール市の再開発などの開発計画を完成させ、道路、水資源開発などの事業化を推進しています。

農業・農村開発については、今後5～10年間にわたって取り組むべき包括的な支援フレームワークを策定し、①行政機能・能力強化、人材育成、②水資源開発・管理、③農業生産性の向上、④農業振興・農村開発を4本柱とする支援を行っています。

さらに、政府の行政サービスの向上、制度構築などの支援に取り組むとともに、中・長期的な人材育成



復興期から開発段階へ農業農村開発(アフガニスタン)

の観点から、最大500人を日本の各大学院に受け入れる中核人材育成プロジェクトも実施中です。また、アガ・ハーン財団などの国際NGOとも密接に連携し、支援が届きにくい地域へと支援を広げる試みも進めています。

● パキスタン

パキスタンは、約1億8千万人の人口を有する世界第6位の人口大国です。2001年9月11日の米国同時多発テロ以降は、アフガニスタンを含む地域全体の平和に果たす役割も注目され、その安定と発展が国際社会でも一層重要視されています。豊富な労働力を抱え、経済市場としての高い可能性も持っている一方で、近年は不安定な政治・治安状況およびマクロ経済状況により経済成長率が伸び悩んでいます。また、国民の約4人に1人は依然として貧困層にあるなど、発展に向けたさまざまな課題を抱えています。

こうした状況を踏まえ、JICAは、①経済基盤の改善、②人間の安全保障の確保と社会基盤の改善、③国境地域などの安定・バランスの取れた発展を3本柱として支援を実施しています。経済活動のボトルネックである電力不足の解消や国内製造業の高付加価値化を優先的に支援するほか、技術協力、有償資金協力、

事例 パキスタン 防災に日本の経験を生かす

パキスタンの防災強化を支援する「防災対策支援プログラム」

パキスタンでは、毎年のように洪水、土砂災害、サイクロン、地震等の自然災害が発生しており、これら災害は人々の暮らしを直撃し、貧困にますます拍車をかけています。防災強化に向け、日本の経験が生かされています。

従来パキスタンにおいては事後対応中心の災害対策が主流でしたが、近年では予防・軽減対応に軸を置いた防災体制強化に向けて国家防災管理令(後に国家防災管理法)の公布、防災行政の中心となる国家防災管理庁の設置など、国をあげた取り組みが行われています。国家防災管理法を具体化する国家レベルの防災計画づくりに当たって、パキスタン側が参考としたのが、日本の防災に関する知見です。JICAの支援による防災計画づくりにおいて、法制度整備、防災人材の育成など長年の災害の経験を通じて培った日本の知識・経験が生かされています。さらにパキスタンの過去の災害の分析、関連機関間の協議が重ねられ、その結果現地の実情に即した実践的計画が

出来上がりました。そして、2013年2月、この国家防災管理計画が正式に承認され、パキスタンにて初めて国家レベルの包括的な防災計画が誕生しました。これにより、パキスタンは防災体制の強化の実現に向けた大きな一歩を踏み出すこととなります。

今後は承認された計画に沿って、パキスタン政府による防災強化のためのさまざまな具体的な取り組みが進められる予定ですが、課題が山積しておりその道のりは必ずしも平坦ではありません。JICAは引き続きイスラマバードおよびカラチ等の気象レーダーの整備などを含む早期予警報システムおよび今後パキスタンの防災行政の中核を担う人材育成強化などの支援を継続していく予定であり、

これら協力を通じパキスタン政府による取り組みを底支えていきます。

関連リンク: トラブルを乗り越えパキスタン初の国家防災計画策定
http://www.jica.go.jp/topics/news/2012/20130321_01.html



現地国内各地で開催された関連機関とのコンサルテーション会合において活発な意見交換が行われました。国家防災管理計画は多様な関係者からの意見をとりまとめ策定されました

無償資金協力を組み合わせたポリオ対策・予防接種の強化、都市部の上下水道インフラ・制度の整備を行っています。また災害大国である日本の知見を生かして、防災対策の計画づくりから実施までを支援しています。

● スリランカ

スリランカは、北海道の約0.8倍の国土面積に、人口2,045万人が住んでいます。30年近く続いた紛争が2009年に終結したことを受け、復興需要を中心とした内需拡大が成長を牽引しています。2011年の実質GDP成長率は8.0%と高い成長率を達成し、一人当たりGNIは2,580ドル(2011年)と中所得国に位置づけられています。

スリランカ政府は、紛争後の均衡のとれた復興と経済開発を軌道に乗せていくために、運輸や電力などの経済基盤の強化を通じ、民間投資の活発化を図り、2016年までに所得倍増させる開発計画を掲げています。また、都市と農村間の所得格差へ対する取り組みも行っています。

JICAはスリランカの協力ニーズを踏まえて、同国で初めての法面対策などの土砂災害防災分野への資金協力など脆弱性を軽減するための基盤整備を行っています。また、首都圏の交通ネットワーク整備に向けたマスタープランの策定、道路網の充実、電力分野での低ロス送電線網の整備を通じた経済成長のための

基盤整備を行っています。紛争の影響を受けた北部州においては、給水施設・棧橋など公共施設の整備や地域全体計画の作成を進めたほか、開発が遅れている地域の生計向上や、小規模酪農の改善などを通じた農村地域の社会環境改善に取り組んでいます。

● モルディブ

モルディブは約1,190の小島からなり、人口も32万人(2009年)と少なく、総合的な社会開発が困難という特徴を抱えています。

同国経済は観光業と水産業がGDP全体の約4割を占め、世界経済の影響を大きく受ける脆弱な経済構造となっています。

JICAは経済・社会開発および民生の安定・向上に資する分野(気候変動への対応を含む)を対象に協力を実施しています。また、ボランティアが教育や青少年育成などの分野で活躍しているほか、太陽光発電によるグリーンエネルギーの導入を支援しています。

● バングラデシュ

バングラデシュは、日本の約4割の国土に約1億5,000万人が暮らしており、世界で最も人口密度の高い国(都市国家除く)となっています。サイクロン、洪水、地震といった自然災害にも脆弱で、いまだに人口の約3割に当たる5,000万人以上が貧困層であるなど、

事例 スリランカ 紛争影響地域生産性回復プログラム

復興から開発への移行を力強く後押し

スリランカは、長い間続いた武力紛争によって破壊された各種インフラの復旧・復興に取り組んでいます。JICAは、インフラ整備を含めた包括的な支援を行っています。

スリランカでは30年近く続いていた武力紛争が2009年に終結しました。紛争中は各種インフラが破壊されたほか、紛争末期には28万人にも及び国内避難民(IDP)を生み出す結果となりましたが、現在ではIDPの帰還も進み、それぞれの土地での生活再建が始まっています。このような状況において、帰還先では、地域の復旧・復興を促進するインフラ整備は元より、個々人の生活を支える生計向上の取り組みや生産活動の再開、また住民組織や行政の能力強化などが喫緊の課題となっています。

本プログラムでは、直接紛争の被害を受けた北部州、東部州および紛争影

響のあった隣接州において、人々の脆弱性の軽減とこれら地域の中・長期的な開発への円滑な移行を目指し、政策レベルから草の根レベルまで幅広く支援を実施しています。東部州では円借款による地方道路・給水事業などを実施し、生活に密着したインフラの整備を支援しています。また北部州においては紛争終結直後からインフラ復興や生産活動再開に関する開発計画の策定、技術協力プロジェクトによる行政能力強化、個別専門家およびNGOによる生計向上支援を実施しています。

JICAは引き続き、小規模基礎インフラ整備への支援、生計向上支援の拡大、

青年海外協力隊派遣と、包括的な取り組みを実施していくことで、さらなる復興の後押しと地域経済の活性化に貢献していきます。



北部州ムラティブ県にて配布したココナツの苗
右後ろには帰還民の家が見えます

貧困削減が大きな課題となっています。近年は堅調な経済成長を続けており、投資先・市場としても注目されていますが、電力・運輸・上下水道などの基本的なインフラの不足が課題となっています。

これらの課題のもと、JICAは持続可能な経済成長の実現と貧困からの脱却を目指して、経済成長の加速と社会の脆弱性克服のための支援を行っています。

経済成長への支援としては、電力や運輸などのインフラ整備への協力を継続的に実施しています。また、首都ダッカでの急速な都市化に伴う慢性的な交通渋滞改善のため、都市鉄道整備や第二の都市への給水事業整備への円借款を供与しました。

社会の脆弱性克服の観点からは、サイクロンや地震など自然災害への対応力強化を支援しているほか、基礎教育や母子保健の改善にも継続的に取り組んでいます。また、開発の遅れている農村部におけるインフラ整備や地方行政の強化への支援も実施しています。

● ネパール

ネパールは内陸国であり、南アジアの中でも最貧国の一つとなっています。北部は標高8,000m級のヒマラヤ山脈、南部は60m前後の平野部を含み、地形・気候とも多岐にわたっています。

1996年からマオイスト(共産党毛沢東主義派)が武

装闘争を開始し、10年に及び内戦状態にありましたが、2006年11月の包括和平合意以降は、和平プロセスが進んでいます。しかし、依然として政治・社会的に不安定な状況にあり、水力発電、観光業などの開発ポテンシャルが大きい産業はあるものの、インフラが脆弱であることから経済成長から取り残されています。また、貧困問題に加え、地域、ジェンダー、民族、カーストなどによる格差も課題となっています。

JICAは「持続的かつ均衡のとれた経済成長の実現」を目指し、インフラ整備、平和構築・民主化支援、農村部の貧困削減に取り組んでいます。インフラ整備としては、カトマンズ盆地と南部タライ平野を結ぶ道路建設を支援しているほか、水力発電所整備のための円借款を供与しました。また、民主化支援や貧困削減の観点から、法整備・行政能力の強化、農業・教育・保健分野での支援を行っています。



村人と村の行政機関代表者が、流域管理や土壌保全の問題について話し合う(ネパール)

事例 バングラデシュ 廃棄物管理に貢献

クリーンダッカを目指した取り組み

バングラデシュの首都ダッカでは、増え続ける廃棄物が社会問題となっていました。そこで、ダッカ市とJICAの取り組みにより、ごみ収集量が大幅に改善しました。

バングラデシュは、いまだ世界の最貧国の一つですが、近年の急速な経済成長に伴い、都市部への人口集中や市街地の拡大が進んでいます。なかでも、首都ダッカは人口1,200万人を超える大都市。人口増加や経済成長、生活様式の変化といった都市化の動きに加え、廃棄物処理や管理など行政の対応が不十分であったことや、ごみを道端や水路に捨てるなど、人々の生活習慣もあり、増大しつづける廃棄物の管理が大きな社会的問題となってきました。

こうした状況の中、JICAは、2000年から13年間以上にわたりダッカ市の廃棄物管理の改善に取り組んできました。2006年には、ダッカ市廃棄物管理の基

本計画となる「クリーンダッカ・マスタープラン」を策定、これに基づき、廃棄物管理に関わるダッカ市職員の能力強化、廃棄物収集・運搬車輛の供与、最終処分場の拡張・新設、青年海外協力隊による環境教育などの支援を行いました。この結果、ごみ収集量は1日1,400トンから1日2,500トン以上と大幅に改善されました。また、現在では、日本の供与した廃棄物収集・運搬車輛が日々ごみの回収に走っているほか、ダッカ市職員やボランティアによる清掃活動が日常的に行われるようになりました。こうしたダッカ市とJICAの取り組みは、国内の他都市でも導入しようという動きがあります。また、2012年12月にはスーダンおよび

南スーダンの廃棄物管理関係者をダッカ市に招き、JICAのプロジェクトの活動が紹介されました。ダッカ市とJICAの長年の地道な活動により、協力の成果が広がっています。



日本が供与した収集車で廃棄物の積み込み作業が毎日行われています



ボリビア：生命の水プロジェクトで設置された貯水タンク。住民から感謝のセレモニーが行われた【撮影：久野真一】

部長インタビュー

中南米

高野 剛

中南米部 部長



成長する中南米で日本の強みを活かす民間連携を強化

中南米では、2012年度に入って、日本企業の進出が進むメキシコの自動車分野の裾野産業育成、ブラジルの造船分野での協力をはじめ、日本の技術力を生かした民間連携につながる事業についての調査や実施が拡大しています。JICAは、中南米地域においても日本の民間セクターとJICAが行う開発協力の連携をさらに推進し、資源開発、防災など幅広い分野で途上国・新興国支援を進めていきます。

日本の自動車メーカーの現地生産が加速しているメキシコでは、高品質な部品の調達を行うために地場企業のレベルアップが期待されています。JICAは、メキシコ政府の要請を受けて部品サプライヤー育成支援を開始しました。今後は、自動車産業関連分野の高度な人材の育成でも協力していく計画です。

ブラジルでは、海底油田の開発に伴う船舶需要が拡大しており、日本の造船ビジネスの促進にもつながる造船技術者育成の支援を同国を対象に進めようとしています。さらに、ブラジルをはじめ、ITを活用して電力システムの効率運用を図るスマートグリッド、都市交通や土地利用の高度化を進めるスマートシティづくりに向けた調査などを進めています。

また、コスタリカの地熱開発事業や、ニカラグアの公共施設のLED照明化による省エネを含む事業などにも円借款を供与します。

資源開発の関連では、ボリビアの山岳地域の開発と

当該地域のリチウムなどの資源開発に必要な電力を供給するための地熱開発事業への技術協力を行い、それに続く円借款の迅速な供与を目指すなど、日本の資源確保にも寄与する支援を行っています。防災も重点テーマであり、日本の官民が有する早期警報システムその他の防災関連技術の普及に向けてペルー、チリなどで支援を行っています。

2013年度も、ASEANの約2.5倍のGDPを持つ中南米との経済関係強化につながる取り組みを進めていきます。JICAは2013年に日本企業を公募して民間連携調査団を南米に派遣し、160万人を超える現地日系社会とも連携したJICAならではの形で民間連携の取り組みを加速させていきます。

また、日本は、メキシコ、ペルー、チリに続いて、コロンビアとも経済連携協定(EPA)の締結交渉を進めており、JICAでは、これら4カ国から成る「太平洋同盟」との協力・連携の可能性についても検討していきます。

中米・カリブ

—— 地域の課題克服を目指し効果的な開発協力を推進

メキシコ、中米とカリブ地域^{※1}は、言語・文化などの共通点がある一方で、国の規模・社会経済状況の違いから多様なニーズが存在しています。

JICAは、各国の置かれている状況と、地域単位で共通する開発課題の克服に取り組む広域協力・域内協力の動きとを考慮しながら、①持続的経済成長に向けた基盤整備、②地球規模課題への取り組み、③人間の安全保障の視点を踏まえた格差是正支援の3つを重点課題として、地域の安定した発展を支援しています。

援助の柱 経済基盤整備、地球規模課題、格差是正に取り組む

中米地域では、1970年代後半から10年余り続いた中米紛争が社会・経済発展に大きな影響を与えました。その後、紛争が終結し、1990年代に和平プロセスが進んだ結果、近年は民主主義が定着し、ほとんどの国で安定的な経済成長がみられます。また、カリブ地域では、主に観光業と米国在住の移民からの海外送金によって、一定の経済成長が持続しています。

その一方で、毎年ハリケーンなどの自然災害に見舞われるほか、一次産品の輸出や海外送金への依存という脆弱な経済構造をもつなど、多くの課題を抱えています。これら共通する課題の克服と地域の発展に向け、中米統合機構(SICA)やカリブ共同体(CARICOM：カリコム)などの地域機関を通じた地域統合や域内協力の動きが活発化しています。

JICAは、このような広域協力・域内協力の枠組み

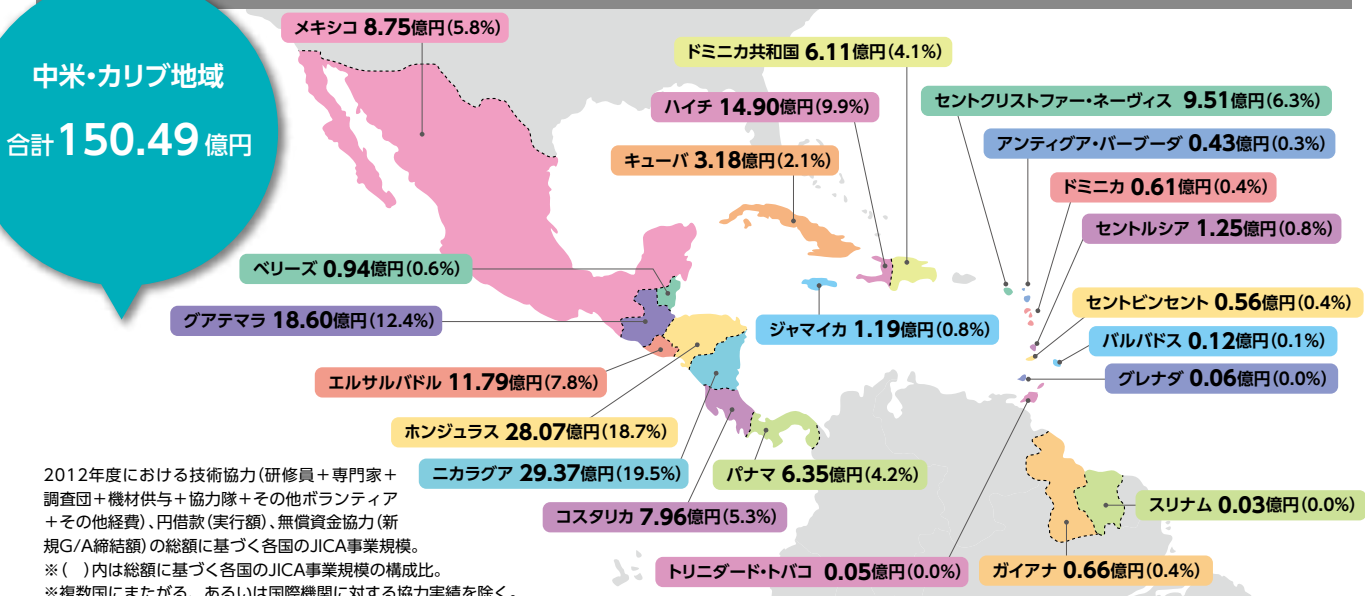
や動向を考慮し、米州開発銀行(IDB)などの国際機関や他援助国との連携を推進しつつ、各国に共通する開発課題への地域単位での支援(広域協力)に取り組んでいます。

2012年3月にIDBとの間で、中米・カリブ地域に対する再生可能エネルギー及び省エネルギー分野向け協調融資「COREスキーム」(Cofinancing for Renewable energy and Energy efficiency)実施合意書に署名しました。この合意書に基づいて、コスタリカ、ニカラグアなど複数の国において具体的な円借款の案件形成が進められています。

カリコム加盟国に対しては、2010年9月の第2回日・

※1 グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、パナマ、ドミニカ共和国、アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ国、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、セント・クリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、スリナム、トリニダード・トバゴ、キューバ

中米・カリブ地域における主な国別のJICA事業規模(2012年度)



特集

事業の目的と概況

活動報告

協力の形態

運営・管理・評価

資料編

カリコム外相会議にて策定された「日本とカリコム諸国の平和・開発・繁栄のためのパートナーシップ」を基調とした、防災・環境に配慮した持続的開発への取り組みを支援しています。

また、「日本・メキシコ・パートナーシップ・プログラム(JMPP)」のように、メキシコなどの新興国と連携した域内の途上国を支援する三角協力の取り組みも進んでいます。

重点課題と取り組み

持続的経済成長に向けた基盤整備

中米地域では、長年にわたる内戦の影響やハリケーンなどの自然災害による基礎的経済インフラの整備・修復の立ち遅れが、経済成長に向けた障害のひとつになっています。JICAは、地域全体の物流の効率化を図るため、道路や橋の整備支援に取り組んでいます。

グアテマラでは、1996年に終結した内戦による被害が特に大きかった平和地域(ZONAPAZ)において、道路整備に取り組んでいます。同地域を横断する国道や、県同士を結ぶ幹線道路を整備することにより、経済・社会サービスへのアクセス改善および輸送力の強化を図り、生活水準向上、地域経済活性化、和平の定着が期待されています。

また、中米・カリブ地域では、2008年秋に発生した世界金融危機からの回復が見られるものの、その速度は鈍く、持続的な成長の確保と格差是正に向けた取り組みがますます重要となっています。

2005年にEPA(経済連携協定)が発効し経済関係強化が進むメキシコに対し、進出する日系企業への裨益も念頭に現地裾野産業の育成に協力しています。特

に自動車関連産業の進出が著しい北部と中部地域を対象に、2010年から「プラスチック射出成形技術人材育成プロジェクト」を実施するほか、2012年からは日系自動車部品サプライヤーとメキシコ自動車部品サプライヤー間のサプライチェーンを促進することを目標として、州政府とメキシコ貿易投資促進機関(ProMexico)との共同のもと、「自動車産業基盤強化プロジェクト」を開始しました。

地球規模課題への取り組み

気候変動対策(再生可能エネルギー、環境保全・改善および防災)

JICAは前述のIDBとの協調融資による再生可能エネルギーや省エネルギーなどの緩和策、防災能力向上のような適応策といった気候変動対策にも積極的に取り組んでいます。

緩和策としては、主力電源である水力発電が近年の降雨量の変動により不安定化しているコスタリカにて、国内に豊富に存在する地熱資源の開発を目指しており、複数の地熱発電所の建設から成る円借款の案件形成に取り組んでいます。また、火力発電への依存度が高いニカラグアでは、電力構成の多様化および電力需給バランスの緩和が優先度の高い課題となっており、JICAは、複数の小水力発電所の建設に加えて、世界的にも例の少ない街灯・公共施設照明・住宅照明の省エネルギー機器への交換を内容とする円借款の案件形成に取り組んでいます。今後も温室効果ガス削減に向けた同地域の取り組みを促進する方針です。

適応策である防災能力の強化も非常に重要な課題となっています。エルサルバドルでは、2011年10月に発生し同国の経済・社会インフラに甚大な被害をも

事例 生活・衛生環境改善を支援

パナマ初の下水処理場が完成

パナマにおいて、初めての本格的な下水処理場を整備することにより、汚染が著しいパナマ市、パナマ湾の環境を改善し、住民の生活・衛生環境の改善を図ります。

パナマは全人口340万人のうち、首都圏に約120万人が集中しています。急激な発展を遂げる首都には高層ビルが立ち並び一方、同国には下水処理場がなく、下水が未処理のまま市内の川を流れ、パナマ湾に流されています。悪臭漂う周辺のビーチには人影もなく、2001年には同国保健省がパナマ湾で収穫された海産

物の摂取を禁止するに至りました。

そんな中、JICAは、2007年より円借款の供与(承諾額:193.71億円)を通じ、同国初の下水処理場および市内から下水処理場まで下水を集めて運ぶ遮集管の建設を支援しました。また、本事業では協調融資により米州開発銀行(IDB)が、市内の下水管網を整備しています。



完成した下水処理場

下水処理場は2013年2月に完成し、2013年6月現在試運転中です。今後も下水処理場の建設や下水管の範囲拡大を通じ、一日も早く美しいパナマ湾が取り戻される日が来ることが期待されます。

たらした熱帯低気圧E-12に対し、「経済インフラ復旧プロジェクト」を通じ、国内の18橋梁に対する被害状況調査、復旧計画策定支援、仮設橋の設置支援などを行いました。中でも特に緊急度や重要度の高い2カ所で仮設橋の設置が完了し、今後物流の増加および経済活性化が期待されます。また、同国に対しては2012年11月より無償資金協力「広域防災システム整備計画」による地震計、GPS観測システムなどを供与し、同国の災害対応能力の強化に貢献しています。

人間の安全保障の視点を踏まえた格差是正支援

中米・カリブ地域には、一定の経済発展を達成しつつも、基礎教育や保健医療サービス、安全な水などを享受できない貧困状態に置かれている人々が依然多くいます。JICAは「人間の安全保障」の視点を踏まえ、格差の大きい同地域におけるインクルーシブ(包摂的)な開発を目指し、政府・地域社会・住民の能力を高めることを念頭に、事業を計画・実施しています。

ガバナンスの分野では、ホンジュラスで、2011年10月から「地方開発のための自治体能力強化プロジェ

クト」(通称FOCALII)を通じた地域開発が推進されています。これに先んじて同国西部にて実施された「西部地域・開発能力強化プロジェクト」(2006年9月～2010年10月)では、住民参加のもとでの市の現状調査、開発計画の策定、事業実施を行う一連の開発プロセス(FOCALプロセス)の導入を支援し、この成果は地方分権を進めるための有効な手段として同国政府に高く評価されました。後継プロジェクトであるFOCALIIでは、このFOCALプロセスの全国展開が行われており、同国における地方行政能力のさらなる向上を支援しています。

また、中南米地域の最貧国であり、2010年の大地震の被害からいまだ復興段階にあるハイチでは、地震の被害により建物の90%以上が倒壊したレオガン市街地における道路整備(舗装・側溝の整備及び排水路の改修)を無償資金協力にて支援しています。同市内の交通網改善により、地域の社会経済活動を活性化すること、並びに地域住民の積極的な雇用を狙った労働集約型工法の採用により、地域住民に現金収入の機会を提供することで生活向上を目指しています。

事例 ニカラグア シャーガス病対策プロジェクト

中南米4カ国での成果を、全世界に向け普及・発信

シャーガス病は貧困の病と呼ばれる中南米特有の感染症で、数十年の潜伏の後、心肥大・心機能低下を引き起こし、死亡のリスクもある病気です。JICAは、シャーガス病対策に積極的に取り組んでいます。

シャーガス病は、感染経路のほとんどが糞糞き屋根や土壁の割れ目などに住む吸血昆虫サシガメによる媒介で、ニカラグアでは、少なくとも5万人の感染者が存在すると推定されていますが、症状が分かりづらく潜伏期間が長いことから正確な状況把握は困難で、慢性患者への治療法はまだ確立されていません。

JICAはいち早くこの感染症に着目し、1990年代にグアテマラで研究を開始。その後10年以上にわたり中米4カ国(グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、

ニカラグア)で技術協力プロジェクトを展開してきました。プロジェクトを通じてシャーガス病のリスク地域を特定し、殺虫剤散布によるサシガメ駆除を推進するとともに、保健省職員と地域住民コミュニティなどの連携による監視システムを確立したことによって、ニカラグア、グアテマラ、ホンジュラスでは、世界保健機関(WHO)、米州保健機関(PAHO)など国際機関の賛同のもと、感染力の強い外来種サシガメによる新規感染中断、エルサルバドルでは消滅認定が達成されま

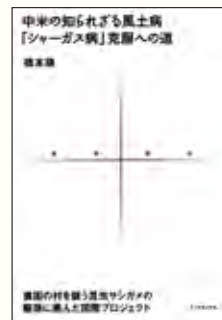
した。中米各国で培われた知見・経験を定着させるため、JICAは広域専門家(シャーガス病対策アドバイザー)を派遣し、これまでの協力の集大成として成果の集約を行っています。また、JICAによるシャーガス病対策の経験・成果がタイやペルーなどで行われた国際会合において発信されたり、書籍として2013年に出版されるなど、全世界に向けた成果の普及・発信にも積極的に取り組んでいます。



サシガメ監視の説明を住民にする保健省職員(マタガルパ県)



住民から捕獲したサシガメの届け出を受ける保健省職員(ヌエバ・セゴビア県)



「中米の知られざる風土病「シャーガス病」克服への道」橋本謙著(ダイヤモンド社)

南米

—— 域内連携を進めながら効果的な支援を展開

豊富な天然・鉱物資源、肥沃な大地を有する南米地域は、近年の資源や食料の需要増大と価格の上昇などを追い風に、堅調な経済成長を遂げています。しかし、南米各国では、いまだに所得や社会サービスへのアクセスなどの格差が大きく、経済成長の陰で貧困生活を強いられる地域や人々も多く存在します。

JICAは、国ごとの事情を考慮して優先される問題の解決に寄与する支援を行うとともに、アマゾン流域をはじめ地球環境に多大な影響をもたらす南米地域の環境保全に力を注いでいます。

今後は、地球規模課題、経済基盤整備、格差是正を軸に協力を展開するとともに、民間企業との連携や域内でも所得や技術レベルの高いブラジルなどとの連携による域内外の国々の開発支援なども進めていきます。

援助の柱 経済基盤整備、地球規模課題、格差是正に取り組む

南米諸国の経済は、一次産品の生産と輸出に大きく依存しており、世界経済や市場の動向に著しく左右されてきました。今後も持続的な成長に向けた基盤整備に加え、産業育成、貿易振興、投資環境整備などへの支援が必要となっています。民間による経済活動を促進する基盤として、行政能力の向上や治安の安定も不可欠です。また、経済成長に伴い、都市環境問題が深刻化している地域も多く、その対応も急務となっています。

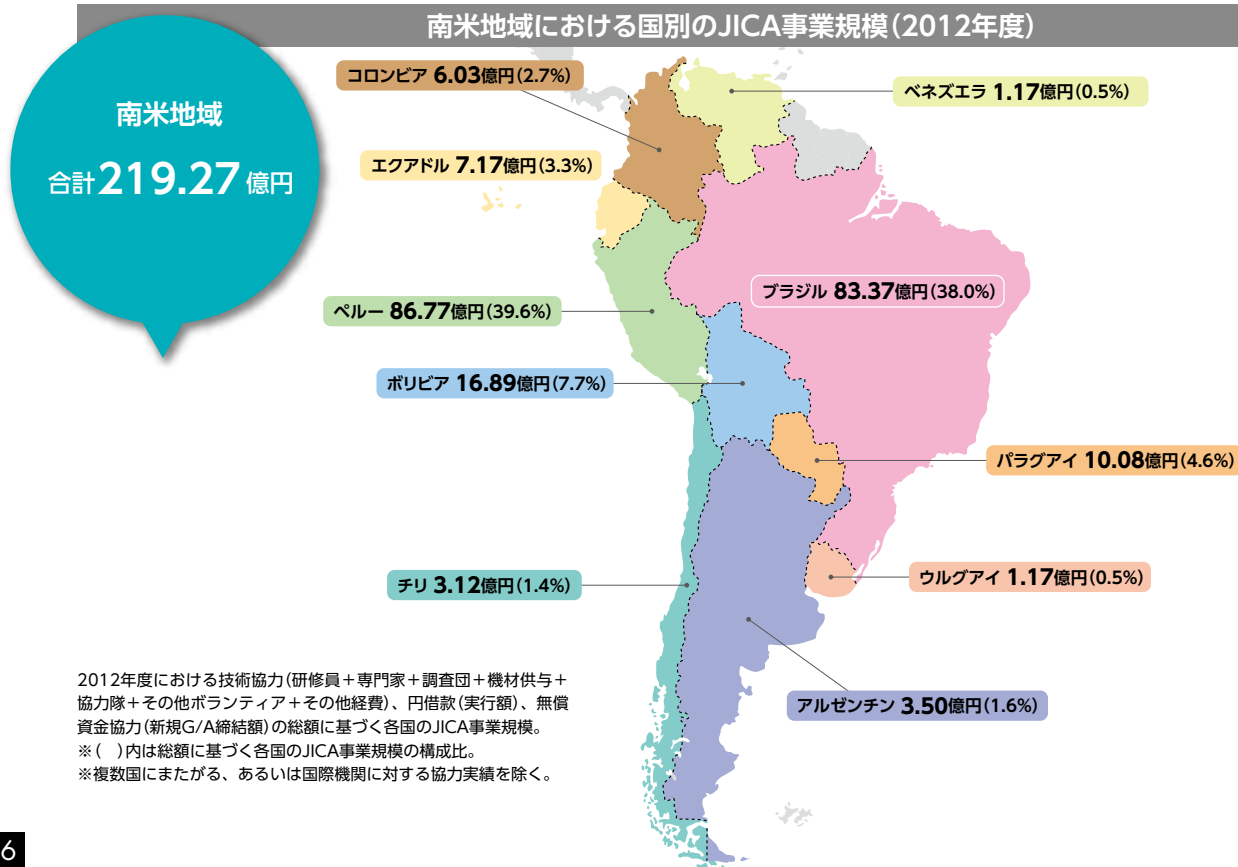
近年の堅調な経済成長の陰には、引き続き域内、

国内の経済的格差から生まれる社会不安が存在しています。このような状況下、経済成長と合わせて格差是正と地域の安定に向けた取り組みが進められています。

また、世界最大の熱帯雨林のアマゾン地域を有する南米では、気候変動への影響、食料の安全保障やエネルギーなどの確保の観点からも、地球規模課題への取り組みが重要となります。

近年は、チリ地震やブラジル、コロンビア、ベネズエラで洪水などの自然災害も頻発しており、災害対策

南米地域における国別のJICA事業規模(2012年度)



2012年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+協力隊+その他ボランティア+その他経費)、円借款(実行額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額に基づく各国のJICA事業規模。
 ※()内は総額に基づく各国のJICA事業規模の構成比。
 ※複数国にまたがる、あるいは国際機関に対する協力実績を除く。

医療施設や地域コミュニティとの協力の下、地雷被災者等障害者に対する総合リハビリテーション^{*}の質を向上

コロンビアでは、50年にわたる非合法武装ゲリラと政府軍との国内紛争が今も続き、国内で自分の土地を追われた避難民は450万人以上とされ世界最大、地雷死傷者の数は年間500名を超える状況にあります。JICAは、コロンビアの平和の構築と格差是正に向けた協力のため、2008年に「紛争の被害者支援・共生和解プログラム」を立ち上げ、複数の技術協力事業や研修、専門家派遣などによる支援を行ってきました。そのなかで、2008年8月から2012年8月までの4年間、技術協力プロジェクト「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト」を実施しました。対象医療施設・地域コミュニティにおける総合リハビリテーションの質は向上し、コロンビア側はこの成果を他県にも広めようと、自立的な活動を始めています。

コロンビア国内紛争で埋められた地雷の被害の多くは農村部貧困地域で発生しており、被災者の医療施設への交通の便が悪く、受診前の2次感染により損傷が拡大すること、また、病院におけるリハビリテーションの質が決して高くないなどの問題があります。このプロジェクトでは、地雷被災者が国内で最も多いアンティオキア県と、南西部唯一のリハビリ拠点となるバジェ・デル・カウカ県内計4つの医療施設において、地雷による障害者のリハビリテーションに従事する専門職の能力強化を支援するとともに、地域コミュニティにおいて、地雷被災時の応急手当のレベル改善や、障害者の社会参加を促進するための取り組みを行いました。その結果、医療施設においては、地雷被災による身体の切断障害および視覚障害に対するリハビリマニュアルが完成し活用されるようになり、医師、理学療法士、作業療法士などのリハビリ専門職がチームになり、各々の障害者のリハビリテーションに取り組む体制が強化されました。また、地域コミュニティを対象として地雷被害に遭わないための啓発活動や、被災した際の応急手当技術指導が行われ、コミュニティのリー

ダーや消防員などに広く浸透しました。あわせて、障害者自身が講師となって、障害者の社会復帰・社会参加に向けた権利についてのセミナーを行い、障害者のみならず地域コミュニティ全体の意識も大きく変化しました。

コロンビア側関係機関は、このプロジェクトで得た成果を全国に広めようとしており、他県の行政や医療施設従事者を対象にしたセミナーを開催しています。また、コロンビア政府は、障害者の社会参加に向けた支援を今後一層強化するため、現在JICAとともにその手法の検討を開始しています。

現地の声

大統領府対人地雷総合アクションプログラム(PAICMA) プロジェクトリーダー
ソライダ・デルガド・シエラさん

このプロジェクトは首都ボゴタの二つの中央政府機関(PAICMAと保健社会保障省)がリーダーシップを取りつつ、プロジェクトサイトが社会開発指標および文化の面で大きく異なった2つの県で実施されました。また2県の保健局や病院、NGOなど合計8つの機関が関わっていたため、プロジェクト開始当初からその

運営の困難さが予想されましたが、これら8つの機関は当初からプロジェクト結果を全国に普及するという自覚をもって臨んでいました。プロジェクトが終了した現在でも、我々はプロジェクト期間中に日本から得た技術・知見をそれぞれの組織で応用し実践しており、プロジェクト成果は着実に普及されています。

プロジェクト期間中に日本から複数の専門家が派遣されましたが、これらの専門家がその専門性を生かし我々カウンターパートに必要な専門的技術の移転、プロジェクトの効率的な運営方法などに、多大な貢献をしてくれました。なによりも、プロジェクトを通じてコロンビアにおいても地雷被災者への総合リハビリ政策が実施可能であり、また実施すべきであるということ深く理解させてくれました。JICAの終了時評価で、このプロジェクトが、多くの機関が調整し合って成功させたグッドプラクティスであるとの評価を得たことは、我々の大きな誇りとなっています。

※地雷被災に遭った場合の応急処置、救援ルート、医療施設での治療、その後の社会復帰を目指した機能リハビリテーションと社会参加までの一貫した活動のことを指す。



日本人専門家による、バジェ大学病院でのリハビリテーション視察の様子



プロジェクトで作成した、地雷被災防止、被災時応急処置、被災者の権利等についての教材

も重要な課題となっています。

また、ブラジルなどの比較的所得が高く、技術力も向上した国々とは、中南米やアフリカの諸国の開発に取り組む協力パートナーとしての関係強化も進めています。

南米には160万人を超える日系人社会が存在し、多くの資源や食料をこの地域から輸入している日本にとって、南米地域との関係は今後いっそう重要となっていきます。

重点課題と取り組み

持続的経済成長に向けた基盤整備

南米地域は天然資源が豊富で、民間投資を中心に近年順調な経済成長を遂げてきました。2008年の世界的な経済危機と資源価格の乱高下の影響を受けたものの、2010年以降経済は回復しています。JICAは、各国の重要な開発課題である国内の所得格差是正も考慮し、地方部の経済活性化に向けた支援に取り組んでいます。

パラグアイでは、国内の道路の80%以上が未舗装であるため、雨季になると通行不能になることも多く、主要産業の農畜産物の販路が寸断されるなど、経済活動に支障をきたしています。日本は「地方道路整備事業」(円借款)を通して、道路の礫舗装や老朽化した橋梁の架け替えを行っています。また、新たに農畜産物の生産拠点と輸出港をつなぐための道路インフラ整備を行う「東部輸出回路整備事業」(円借款)をJICA初の外貨返済型円借款として供与を予定するなど、安定した経済成長に向けて幅広く支援を行っています。

ボリビアのアンデス山岳高原(アルティプラノ)地域は、鉛、亜鉛、リチウムなどの鉱物資源や、ウユニ塩湖、世界文化遺産のポトシ銀山などの観光資源に恵まれています。しかし、この地域の貧困率は国内で最も高く、平均月所得は全国平均の半分以下、都市部と農村部で4倍以上の格差を抱えています。この地域の主要産業は農牧畜業ですが、インフラ整備の不足や4,000mを超す高原帯の厳しい気候条件に加え、近年では気候変動の影響で農牧畜業の生産性が低下傾向にあり、住民は将来の生計に不安を抱えています。日本は同地域での地熱発電所建設などのインフラ整備支援に加え、同地域の産業生産力向上を通じた住民の生計改善に取り組むべく、観光分野および農牧業分野を中心とした産業の育成・促進に向けた計画策定を

支援しています。

地球規模課題への取り組み

南米地域は、気候変動など地球規模問題の影響を受けやすい地域で、南米での取り組みが地球規模の問題の解決につながります。JICAは、多くの国でこの分野での協力に取り組んでいます。南米地域は比較的技術レベルが高い国もあることから、日本の科学技術を応用して地球規模の諸課題の解決に貢献するため、大学など日本の研究機関と共同での研究協力も推進しています。

ブラジルでは、アマゾン熱帯雨林保全のために衛星画像を活用していましたが、年間5カ月近くも厚い雲に覆われるアマゾン地域の地上を十分に監視できずにいました。「アマゾン森林保全・違法伐採防止のためのALOS衛星画像の利用プロジェクト」(技術協力)では日本の陸域観測技術衛星ALOS(Advanced Land Observing Satellite)を活用し、雲の状況に関係なく地上の状況が把握できるシステムを導入し、ALOS画像の判読技術の確立と、既存の衛星モニタリングシステムにALOSを組み込むための支援を行いました。

またアルゼンチンでは、同じくALOSの衛星画像とこれらの処理技術・解析技術を用いて同国南部パタゴニア地方の氷河の実態と変動を明らかにするべく、「ALOS高解像度衛星画像を用いたアルゼンチン・アンデス山岳地帯における氷河台帳作成」(科学技術研究員派遣)として、日本から専門家チームが派遣されています。同地域の氷河は地球温暖化の指標となるばかりではなく、地域人口約250万人の飲料水や灌漑用水となっているなど重要性が高く、氷河の実態と変動のメカニズム解明に期待が高まっています。

コロンビアでは、サトウキビなどの窒素多肥を必要とする農業生産が盛んに行われています。そのため、日本の稲で確立された、窒素肥料を効率よく投入し、環境への負荷が低い農業生産システムの技術移転が要請され、日本は「窒素利用効率の高度化による農業生産由来の温室効果ガスの削減」(科学技術研究員派遣)を実施しました。コロンビアに本部を構える国際熱帯農業センター(CIAT)に日本から科学技術研究員を派遣し、広範囲に生育する農作物の画像を計測し、得られたデータを解析する研究を行い、窒素利用効率に優れた品種の選抜に関する技術の移転に寄与しました。同研究は今後も高度な栽培コントロールにも応用できるなど、非常に発展性が高い研究と位置づけられ

ています。

チリは日本と同じく地震・津波多発国であり、2010年には世界観測史上6番目の規模であるマグニチュード8.8の大地震により広範囲で被害が発生しました。津波による被害は特に大きく、防災面でも多くの課題を残しました。日本は2011年3月に発生した東日本大震災による津波被害の実態と教訓を他の津波に備えるべき国々と共有し、悲劇を繰り返さないよう津波防災の強化に取り組んでいます。チリでは、津波被害推定技術や高精度の津波警報手法の開発などを目的とした共同研究プロジェクト「津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究」(地球規模課題対応国際科学技術協力)を実施しています。

貧困削減と格差是正

貧困対策と格差の是正は、南米地域各国共通の課題であり、各国政府が重点政策として位置づけています。

エクアドルの山岳地域に位置するチンボラソ県では、農業所得の低さ、教育や医療などの基礎インフラの不備、森林破壊や土壌浸食の進行などの複合的で深刻な貧困問題を抱えています。日本は「チンボラソ県持続的総合農村開発プロジェクト」(技術協力)を通じて、チンボラソ県内4ゾーン30集落を対象に、参加型開発を持続していくための住民の啓発、関連行政機関の連携・調整による実施体制の強化、および職員的能力強化を支援し、対象地域住民の生計の向上、生活環境の改善を目指しています。

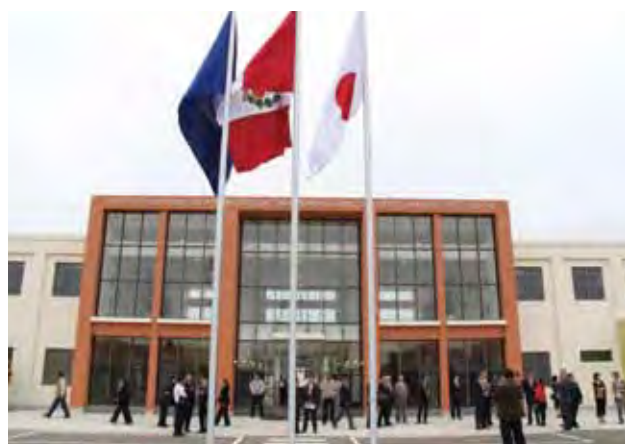


エクアドル チンボラソ県持続的総合農村開発プロジェクト

全人口の約13パーセントが何らかの専門的な処置を必要とする身体的・精神的障がい者であるといわれるペルーでは、昨年、日本の無償資金協力により、首都リマに国立障がい者リハビリテーションセンターが

完成しました。必要施設の新築や必要機材の整備を通して、リハビリテーション医療サービスの拡大と専門職の養成、診療の充実に寄与していきます。

また、日本は「アマソナス州地域開発事業」(円借款)を通じて、ペルー国内の最貧困州に対し、観光開発を軸とした総合的地域開発を支援しています。日本が援助する資金は、遺跡など観光資源の整備、ビジターセンターなど観光施設の建設、アクセス改善のための未舗装道路の整備、観光客の増加に対応可能な廃棄物処分場建設、観光行政能力強化、地域住民への啓蒙や観光業への参画支援などに充当されます。



日本の無償資金協力により建設された、ペルー国立障がい者リハビリテーションセンター

官民一体となった日本との関係強化

比較的所得水準が高い国々では、政府や外国からの援助が経済全体に与える影響は相対的に小さくなり、民間の経済活動が開発のけん引役となることが期待されます。

南米地域では、鉱物分野、エネルギー分野をはじめ、多くの日本企業が進出しており、また進出企業数は年々増加しています。こうした民間の経済活動が進めば、その国の経済開発が促進されるとともに、日本との関係強化にもつながります。

本邦民間企業の技術・製品が南米地域の社会経済開発に役立つ機会を模索するとともに、現地に根づく日系人や日系社会そしてJICAとのパートナーシップを促進することを目的に、「第一回中南米民間連携調査団」をブラジル、パラグアイに派遣しました。調査団には13社の本邦民間企業・組織が参加し、先方政府や現地企業と協議を行いました。その結果、すでにJICA事業の活用を検討を開始した企業や、現地日系社会と具体的な事業計画の検討を始めた企業も出てきています。



セネガル：村に設置された太陽光発電、水浄化装置。きれいな水の出る蛇口に集まった村人たち 【撮影：久野真一】



部長インタビュー

アフリカ

乾 英二

アフリカ部 部長

経済成長の加速化へ、新たな5年に向けて

2012年度は、2008年に開催された第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)の成果のまとめと、2013年開催のTICAD Vに向けた準備が大きなテーマになりました。JICAは、これまでの実績のもと、次の5年に向けて明確な目標を設定してアフリカ開発を支援していきます。

TICAD IVで、日本政府は、2012年までに対アフリカODAを倍増するとともに、インフラ整備、農業分野を中心に最大40億円の円借款の供与、保健衛生、教育などの支援拡充を約束し、ほぼ公約を達成しました。2012年のTICAD IVフォローアップ閣僚会議(モロッコ)でも、東日本大震災があった中でも、日本が約束を守る継続的な支援を行ってきたことに、感謝が表明されました。

TICAD Vの準備では、外務省のセクター別ワーキンググループに参加し、セクター別の目標設定やプログラムなどを提案し、具体的な案件形成を幅広く実施しました。TICAD Vの特色は、アフリカ連合の主体性が前面に打ち出されたことと、変化する世界情勢への対応を強めたことです。

このような取り組みと併行して、JICAは内陸国の多いアフリカの貿易・経済活性化を目指す経済回廊の整備、OSBP※の導入、農産物バリューチェーンの構築など地域間連携を促進する支援を進めてきました。

さらに、アフリカの民間企業の育成に向け、カイゼンに代表される日本の優れた生産技術の導入、産業人材の育成なども継続的に実施してきました。加えて、アフリカの国々を事業のパートナーとして検討している日本企業の支援、アジア諸国やブラジルなどの参画を得ての南南協力推進、食料増産に向けた稲作支援、ソマリアや南スーダンなどでの平和と安定に向けた国づくりの支援などを幅広く展開してきました。

2013年度は、TICAD Vの目標達成に向けて、アフリカの多様性を踏まえた地域間の連携、広域協力、民間連携などのさらなる促進に力を注いでいきます。そして、格差を生まない成長への支援、産業構造の転換支援、社会セクターの充実、地球環境保全につながる支援など、新たな5年に向けた多様な支援を目指していきます。

※ OSBP：ワンストップ・ボーダー・ポスト（国境手続円滑化）

アフリカ — Hand in Hand with a more dynamic Africa^{※1} 「躍動のアフリカと手を携えて」

2013年6月、TICADV(第5回アフリカ開発会議)が横浜で開催されました。アフリカは、貧困や紛争などの課題を抱えつつも、ダイナミックに変化しています。2000年以降、5%を超える経済成長を順調に記録しており、欧米各国に加え中国やインドなどの新興国からも民間投資が急増しています。JICAは、アフリカの持続的な成長と貧困削減のために、アフリカへの支援を推進します。

特集

事業の目的と概況

活動報告

協力の形態

運営・管理・評価

資料編

援助の柱 → ダイナミックに成長するアフリカと、官民一体によるアフリカ支援の推進

● TICADIVフォローアップの成果

2008年5月に横浜で開催されたTICADIV(第4回アフリカ開発会議)では、アフリカの成長の加速化、人間の安全保障の確立、ミレニアム開発目標(MDGs)の達成、平和の定着とグッドガバナンス、環境・気候変動問題への対処などの優先課題が参加各国・機関にて合意されました。日本政府は、2012年までのアフリカ支援の倍増、新規円借款の最大40億ドルの供与、10年間でサブサハラアフリカでのコメの生産量倍増に向けた支援、10万人の理数科教員・10万人の保健・医療従事者の訓練、650万人に対する安全な水へのアクセス確保など、20項目以上の数値目標を掲げ、この5年間(2008～2012年度)で概ね達成されました。

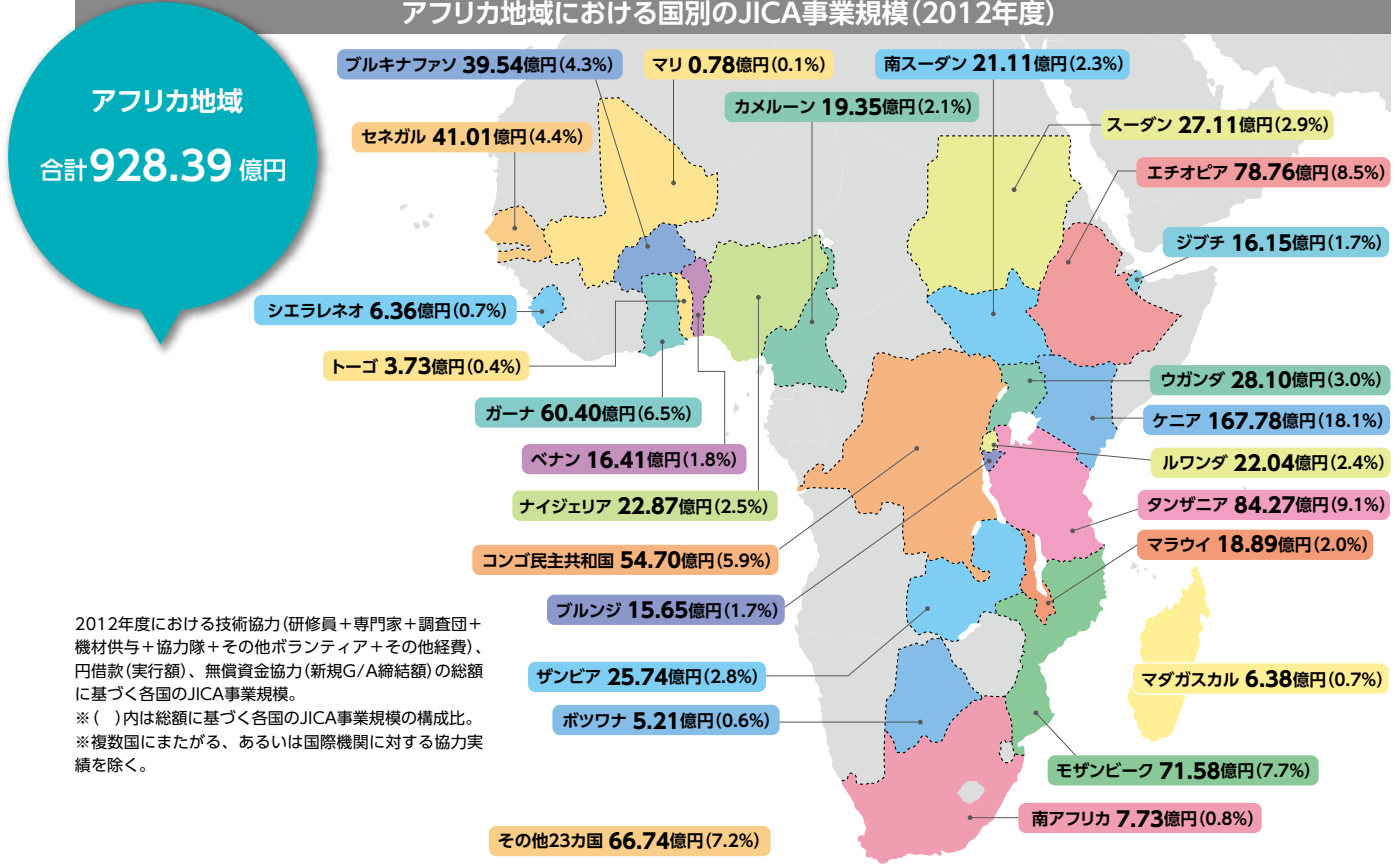
JICAは、これらのコミットメント達成に大きく貢献しました。具体的には、JICA実施分の技術協力の倍増^{※2}を達成し、円借款については、40億ドルの目標に対し約44億ドルの新規供与を実現しました。10年間でのコメ生産倍増目標については、まだ中間段階ですが、2007年に対し2010年で約3割増(1400万トン⇒1840万トン)と順調に推移しています。理数科教員・保健医療従事者の訓練、安全な水へのアクセスについては、目標値を大きく超えて目標を達成しました^{※3}。

※1 TICADVのテーマ

※2 技術協力:2003～07年度の年平均228億円⇒2012年度525億円

※3 理数科教員の訓練人数:5年間で約79.3万人、保健医療従事者の訓練人数:2008～2011年度の4年間で22.1万人(外務省実績含む)、安全な水へのアクセス確保:5年間で1,064万人(暫定値、一部外務省実績含む)

アフリカ地域における国別のJICA事業規模(2012年度)



2012年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+協力隊+その他ボランティア+その他経費)、円借款(実行額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額に基づく各国のJICA事業規模。

※()内は総額に基づく各国のJICA事業規模の構成比。
※複数国にまたがる、あるいは国際機関に対する協力実績を除く。

この間、アフリカは2008年秋のリーマンショックによる経済成長の減速、2011年以降の「アラブの春」による政治的混乱、2011年のコートジボワール内乱、2012年以降のマリ情勢の混乱などあったものの、日本を含む先進国がリーマンショック後の成長回復に手間取っているのとは対照的に、2010年以降は5%を超える成長軌道に服しています。



TICADIV AfDB主催の分科会にて発言する理事長

重点課題と取り組み

1. 「横浜行動計画2013 - 2017」と「アフリカ支援パッケージ」

このような状況を踏まえ、TICADVでは「強固で持続的な経済」「包摂的で強靱な社会」「平和と安定」の3つのテーマの下、「横浜行動計画2013-2017」では、「経済成長の促進」「インフラ整備・能力強化の促進」「農業従事者を成長の主人公に」「持続可能かつ強靱な成長の促進」「万人が成長の恩恵を受ける社会の構築」「平和と安定、民主主義、グッドガバナンスの定着」の6つが重点課題として合意されました。

また、安倍総理大臣より以下の項目を含む「アフリカ支援パッケージ」が発表されました^{※4}。

- 今後5年間でODA約1.4兆円(140億ドル)を含む最大約3.2兆円(320億ドル)の官民の取り組みでアフリカの成長を支援
- インフラ整備への約6,500億円(65億ドル)の公的資金を投入
- 5大成長回廊整備支援、戦略的マスタープランを10カ所において策定
- 産業人材を3万人育成、TICAD産業人材育成センターを10カ所設立
- アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(安倍イニシアティブ)を立ち上げ1,000人を日本に招へい
- 自給自足から儲かる農業への転換(SHEPアプローチ^{※5})を10カ国で展開
- 2,000億円(20億ドル)の低炭素エネルギー支援
- 新たに2,000万人の子供に対して、質の高い教育環境を提供
- ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ^{※6}の推進
- サヘル地域向け開発・人道支援1,000億円(10億ドル)
- 司法、メディア、地方自治、治安維持等の分野で5,000人の行政官を育成

これまでわが国は、主に政府開発援助(ODA)を通じ

※4 詳しくは外務省 HP を参照。http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000006374.pdf

※5 Small Horticulture Empowerment Project. 小規模園芸農家に対して、農家自身が市場調査に参加して売れる作物を選定する研修等を通じて、農家の所得増加を支援する取り組み。P.54 を参照。

※6 全ての人が基礎的保健医療サービスを受けることが可能な状況。P.55 を参照。

事例 ボツワナ・ザンビアへの円借款供与

南部アフリカ地域の悲願、カズングラ橋の建設

JICAは、南北回廊のボトルネックとなっていたボツワナ・ザンビア国境をつなぐ「夢の架け橋」の建設に向けて、2012年度、両国に円借款を供与しました。

2012年10月、JICAは、南部アフリカのザンベジ川に架ける「カズングラ橋建設事業」のために、ボツワナ共和国に約87億3,500万円、ザンビア共和国に28億7,700万円を限度とする円借款貸付規約を結びました。本件は、「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ(EPISA for Africa)」の一環であり、アフリカ開発銀行との協調融資によるものです。

ボツワナとザンビア両国は、資源に依存した経済から産業の多様化を目指しています。内陸国の両国が大きな期待をか

けているのが、南アフリカのダーバン港につながる南北回廊を通じた物流の活性化です。しかし、両国の国境を流れるザンベジ川の移動手段はフェリーのみであり、トラック運転手は国境通過に平均約30時間を要しています。このため、橋の建設は両国を含む南部アフリカ地域の悲願となっていました。

今回の円借款による資金で、ザンベジ川に延長930mの鉄道併用橋「カズングラ橋」を建設し、国境管理施設を設けて

通関手続きの簡素化することで、越境時間を6時間に短縮し、物流のボトルネックの解消が期待されます。

カズングラ橋の完成は、2018年3月の予定です。



重量トラックを運ぶフェリーの様子

てアフリカの開発に貢献してきました。しかし、経済成長に伴い、世界各国からアフリカへの民間投資が急増しており、2005年以降はアフリカへの海外直接投資(FDI)の総額がODA総額を上回る状況が続いています。アフリカは、ODAによるインフラ整備や人材育成などへの支援とともに、民間投資による農業・工業生産の拡大、雇用創出、技術移転などを必要としています。

TICADVで安倍総理が表明した「アフリカ支援パッケージ」は、ODAと民間投資を官民一体となって推進することを重点課題としています。JICAは、今後「アフリカ支援パッケージ」に基づく広範な取り組みを予定していますが、その中から「重点的な取り組み」のいくつかを以下にご照会します。

2. JICAによる重点的取り組み

(1) 地域統合推進、回廊開発

2000年代半ば以降、広域インフラ整備や域内関税の撤廃、出入国・通関手続きの簡素化・調和化などが、

東部アフリカ共同体(EAC)、南部アフリカ開発共同体(SADC)などの地域経済共同体(RECs)を中心に推進されており、アフリカ域内の市場統合、貿易拡大が着実に成果を上げています。このような地域統合の拡大・深化は、日本企業のアフリカ進出にとっても、地元市場の拡大、原材料の調達コスト・輸送コストの削減などの点で重要です。

JICAは、TICADIV以降、広域インフラの整備やOSBPの推進などを支援しています。TICADV以降は、「アフリカ支援パッケージ」におけるインフラ整備関連のコミットメント(6,500億円(65億ドル)の公的資金投入など)を踏まえ、これらの支援を継続・強化します。また、「アフリカ・インフラ開発計画」*7を踏まえた案件形成や「戦略的マスタープラン」の実施などにより、基幹インフラ(道路、港湾、電力など)とその周辺地域を含む回廊地域の総合的な開発を推進します。

*7 アフリカ連合とアフリカ開発銀行が作成したアフリカ大陸全体を対象とした中長期の広域インフラ整備計画

事例 エチオピアの産業政策への協力

カイゼンの普及と理数科教育の充実

エチオピアは、アフリカ連合(AU)や国連アフリカ経済委員会(UNECA)の本部が置かれるなどアフリカ政治・外交の中心国の1つで、「アフリカの角」の和平でも重要な役割が期待されています。

近年は高い経済成長を遂げていますが製造業が伸び悩んでおり、JICAは、民間セクターにおける品質・生産性向上や産業人材育成につながる理数科教育の向上などを支援しています。

品質・生産性向上(カイゼン)普及・能力開発プロジェクト

チュニジアにおけるJICAのカイゼンプロジェクトに注目したメレス前首相の主導で、エチオピア政府は、2009年に工業大臣直轄のカイゼン機構(Kaizen Unit)を設置して日本へ協力を求めました。

JICAは、カイゼン機構職員の能力向上とカイゼン手法の技術移転、マニュアルの作成、全国普及のための計画作成とともに、パイロットプロジェクト企業30社を設定して技術協力を行いました。カイゼン導

入の結果、パイロットプロジェクト企業は、コスト、売上高、労働生産性、不良率の低下など大きな成果を達成しました。

この実績のもと、2011年11月からカイゼンを全国に普及する体制の確立を目指して、カイゼン機構(Ethiopian Kaizen Institute)の組織・体制の整備、カイゼン機構コンサルタントの能力向上などを目指し、零細企業を含めて265社へのカイゼントレーニング実施を予定しています。

理数科教育改善プロジェクト

エチオピアの初等教育の就学率は70%を超えるまでに改善されましたが、修了率は58%にとどまり、学習到達度も低い水準にあります。JICAは、教員の能力開発や教材支援などを行っています。

特に、工業化を目指すエチオピアでは理数科教育に重点を置いており、JICAは、1998年以来、ケニアなどアフリカ

各国で協力してきた理数科教育強化計画プロジェクトの実績をもとに、2011年度からエチオピアでも理数科教育改善プロジェクトを実施しています。

プロジェクトでは、モデル地区の初等科7-8学年(日本の中学校に相当)の理数科教員に対する、長期専門家(研修運営管理、理数科教育)および短期専門家の派遣や教育関係機関担当者のインドネシアや日本での研修などを通じて、生徒中心型の授業のレベルアップに向けた支援を行っています。



カイゼントレーニングの様子【撮影：今村健志朗】



生徒中心型の授業風景

(2) 産業人材開発

アフリカは豊富な労働力を抱えています。生産年齢人口^{※8}は2008年に5.5億人に達しており、2040年には中国・インドを上回る10.7億人に達する見込みです。今後、このような豊富な労働力を十分に活用することが持続的な経済成長に必要です。また、一部の国で社会問題化している若年失業問題の解決のためには、雇用創出とともに教育の質の向上(基礎学力の向上、実務的な教育カリキュラム、教員の教授法改善など)が必要です。

日本企業のアフリカ進出に当たっても、現地の労働力、技術者、中間管理職などの人材の質が重要です。日本企業の海外進出の大きな特徴は、現地の人材活用・登用による雇用創出、能力開発、技術移転を伴うことです。これは受入国にとっても大きなメリットであり、アフリカ各国が熱望しているものです。

JICAは、中等理数科教育強化プロジェクト(SMASE)をアフリカ27カ国で展開し、ケニア、エジプト、南アフリカでは理工系大学の教育支援を行うなど、この分野で豊富な実績を有しています。また、日本企業の強みである「カイゼン」アプローチによる生産性・品質向上への関心が高まっており、「カイゼン」の導入に必要な制度導入や人材育成の要望が急増しています。

今後は、「アフリカ支援パッケージ」における人材育成関連のコミットメント(産業人材3万人育成、TICAD産業人材育成センター10カ所設立など)を踏まえ、これらの人材開発支援を



エジプトでの理工系大学の教育支援(E-JUST)
【撮影：久野真一】



南スーダンでの理数科教育強化(SMASE)の様子 【撮影：久野真一】

より広範に展開するとともに、新たなアフリカの地場産業と現地日本企業のニーズに即した人材育成支援を行っていきます。

※8 15歳～64歳の人口

(3) 農業開発

アフリカは、広大な大地を抱える一方で農業生産性が長年停滞しており、人口増加に伴う食糧需要の増加を賄うことができず、日本に匹敵する食糧輸入を行っています^{※9}。その一方、農業開発の余地が大きく域内の食糧需要も旺盛なことから、アフリカの農業開発が国際的にも有望視されています。今後の開発推進のためには、



モザンビーク・ナカラ回廊のインフラとその周辺地域を含む総合的開発



ケニアでの小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト(SHEP)の様子

国家レベルでの農業開発計画の策定、農業近代化による生産性改善などとともに、付加価値の高い作物栽培などの市場志向型の農業を導入し、個々の農家の収益向上を図ることが重要です。

JICAは、TICADIVにおける「10年間でサブサハラアフリカでのコメの生産量倍増に向けた支援」の表明を踏まえ、「アフリカ稲作振興のための共同体」(CARD)^{※10}を2008年に立ち上げ、CARD参加23カ国の国家稲作振興戦略の策定を支援し、各国の戦略に沿ったコメの増産を支援しています。引き続き2018年の倍増目標達成に向けた支援を行っていきます。

また、ケニアで開始した小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト(SHEP)^{※11}は、小規模農家が市場に対応した栽培や営農、輸送の課題に自ら取り組めるよう能力強化を図り、また、男女別の指標を導入するなど積極的なジェンダー主流化を通じ、小規模園芸農家の収益向上を支援しました。その結果、支援対象農家の収益が2倍になるといった成果が見られました。TICADVでは、このようなSHEPアプローチを10カ国で展開することを安倍総理より表明しました。

※9 2009年のアフリカの農産物輸入額(532億ドル)は、日本の同年実績(357億ドル)を上回っている。また、アフリカ域内で消費されるコメの45%、小麦の85%を輸入に頼っている(FAO統計による)。

※10 Coalition for African Rice Development

※11 Small Horticulture Empowerment Project

(4) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)

アフリカにおける保健関連のMDGs指標は、子供への予防接種、HIV/AIDSおよび結核の感染拡大防止、マラリア死亡率低下で進捗が見られており、妊産婦死亡率の低減についても成果が出つつありますが、大半の国で2015年までのMDGs目標の達成が困難な状況です。

このように、アフリカにおいても一定程度の人々が基礎的な保健サービスを受けられるようになってきましたが、依然として経済的・地理的・物理的な理由により必要な保健サービスを受けられない人々が存在しており、その格差が課題となっています。

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)は、所得や地域による保健サービスの格差を是正する取り組みであり、人材育成、施設整備などとともに、保健財政改革や医療保険普及などの制度的、経済的な取り組みが含まれます。

日本は全国民が公的医療保険制度に属する「国民皆保険」というUHCを達成した国です。このような「国民

皆保険」の経験を踏まえつつ、アフリカの実情に則したUHCの推進を進めます。

(5) 平和と安定

これらの開発や成長の全ての前提となるのが平和と安定です。アフリカでは、1990年代に内戦や紛争が頻発しましたが、2000年代に入って多くの内戦や紛争が解決に向かい、昨年、1990年代より無政府状態が続いたソマリアにおいても暫定政府が成立しました。

一方、北アフリカからサハラ砂漠南縁のサヘル地域においては、イスラム過激派などのテロ集団と治安機関との争いが続いていましたが、昨年、マリ北部での紛争やアルジェリアでの人質事件が発生し、同地域の安定化が新たな課題となりました。

JICAは、関係各国の司法・治安機関関係者の人材育成などの短期的な取り組みとともに、貧困削減、雇用創出、格差是正など、紛争の経済的・社会的背景への中長期的な取り組みを通じ、これらの地域の平和と安定の確保に貢献します。

事例 コートジボワールの復興支援

「第二の象牙の奇跡」を目指して

コーヒー豆・カカオの産地として知られるコートジボワールは、西アフリカの中心国の一つです。2000年代の混乱で、社会・経済が停滞したものの、2011年のアラサン・ワタラ大統領の就任、続く国民議会選挙の実施を経て、国全体が復興に向けて大きく動き出しています。

現地での混乱が収束すると、JICAはいち早く職員を再配置し、コートジボワール最大の都市・アビジャンの都市計画づくりに着手しました。かつては「西アフリカのパリ」と呼ばれた美しいアビジャンは、都市化の進行による無秩序な土地利用、生活インフラ・公共投資の不足など、厳しい現実と直面しています。これらの課題の解決に向け、JICAは2012年から調査を開始。現状把握と従来のアビジャンの都市整備計画の評価・分析などを進めました。そして2013年2月からは、本格的な協力を開始し、2030年を目標年度とする都市整備計画や都市交通計画の策定に加えて、人材育成や、都市計画分野の研修員を日本で受け入れるなど、幅広く取り組んでいます。

また、さらなる経済復興が待ち望まれるなか、民間セクター支援にも力を入れ始めています。これは、現地民間企業の発展と、今後の本邦企業進出に向けた官

民連携についても強化する予定です。加えて、農業・漁業各分野の発展に向け、農業技術アドバイザーと漁業・養殖技術アドバイザーをそれぞれ派遣し、コートジボワールの食料安全保障の改善に貢献する支援を展開しています。

これらの取り組みに加えて、コートジボワールの復興支援・国民和解に向けた支援を進めています。特に、混乱期に大きな影響を受けたアビジャン市内やコートジボワール中部・北部について、そのコミュニティ支援や人材育成を通

じた国民和解・社会統合を進めるプロジェクトの実施に向けて、準備・調査を進めています。

コートジボワールの平和・復興は、西アフリカ全体の平和と安定にとって極めて重要であり、今後も支援を加速していく方針です。



アビジャン市内の主な交通手段や通勤時の混雑状況



エジプト：首都カイロから南東に30km離れたオアシス都市のファイユームはナイル川からの水が豊富で古代より農耕が盛んな所 【撮影：久野真一】

部長インタビュー

中東・欧州

肥沼 光彦

中東・欧州部 部長



平和と安定への貢献から中進国支援まで幅広く展開

日本が石油輸入の約9割を依存する中東地域、重要なビジネスパートナーである欧州の一角をなす東欧諸国の平和と安定への貢献は、日本にとって大きな意義をもっており、支援を通じ、日本の民間セクターのビジネスに繋げていくことも十分に可能な市場です。2012年度は、中東、東欧、北アフリカで、国づくりの基盤となる産業・人材育成や民主化・平和構築支援から日本企業のビジネス進出のサポートまで幅広い活動を実施しました。

2011年に始まった中東の政治変革の原因となった都市と地方の格差や若年層の雇用問題などの課題は現在も解決を見ていません。また、今も続くシリアの内戦や、その結果生じている周辺国への難民の流入により、中東地域の情勢は一層混迷を深めています。このように不安定な地域情勢に対する、平和構築の視点での貢献とともに、一方では旺盛なインフラ需要を有する国に対し、日本の成長戦略にも調和するような支援を実施していく、これらが当部の支援の主軸をなしています。

2012年度にはエジプトへ専門家を派遣し、中期経済計画づくりを支援しました。また、米国ブルッキングス研究所との共同研究「中東・北アフリカにおけるアラブの春後のインクルーシブな成長」を通じて、世界銀行、国際通貨基金(IMF)と共同でセミナーを開催し、各国のガバナンス能力向上につながる取り組みも実施しています。

一方、復興からビジネスへの移行期を迎えたイラクでは、円借款による経済基盤インフラ建設などを通じて日本企業のビジネス進出の後押しとなる活動もしています。

東欧では、日本の高い環境技術を生かしてEU加盟に

向けた課題である環境保全分野の支援を行っているほか、ボスニア・ヘルツェゴビナやコンソボでは平和の定着と国づくりに向けた支援などを続けています。モルドバでは医療機器の輸入に本邦技術活用案件(STEP)による円借款を供与、ユニバーサルヘルズ分野における日本企業進出を支援するという新しい試みを行いました。

2013年度も、日本の技術力を活かした支援に重点を置いています。特に中東地域では日本企業の仕事に対する倫理観が高く評価されており、日本の技術・ノウハウの導入が期待されています。こうした期待に応えるため、湾岸諸国のような所得の高い中進国に対しても、人材育成を通じた協力を続けていきます。また、モロッコの水資源管理や再生エネルギー利用に関する支援を核として、サブサハラアフリカを対象とした南南協力にも積極的に推進し、実効性のある支援を進めていきます。

春にはパレスチナのジェリコで農産物加工団地が完成し、平和と繁栄のシンボルとしてさらなる発展が期待されるほか、秋にはトルコでボスポラス海峡地下鉄が開通するなど、大きな成果が見込まれる1年となりそうです。

中東

人々に直接届く“Inclusive Development”を
通じた地域の安定化に向けて

豊富な天然資源を有し、高い経済成長率や人口増加率を背景に膨大な開発ニーズを抱える中東地域は、日本にとって、国民生活や経済活動に欠かせないエネルギー資源の安定的確保先であり、また、日本企業にとって、アジアの次に狙うべき海外進出のフロンティアと呼べる地域です。

一方、世界の重要な交易路の一部をなす中東地域の政治・社会・経済の不安定化は、相互依存関係の上に成り立つ国際社会の脅威であり、日本としても、国際社会と協調し中東地域の平和と安定に貢献していくことが必要です。

また、北アフリカ諸国は中東の一員でありながらアフリカ大陸の一部として開発をリードできる立場にあり、これら諸国によるサブサハラ支援を後押しすることで、開発援助への関与を通じた北アフリカ諸国のキャパシティ向上が期待できるとともに、TICADプロセスにも大きく貢献することになります。

援助の柱

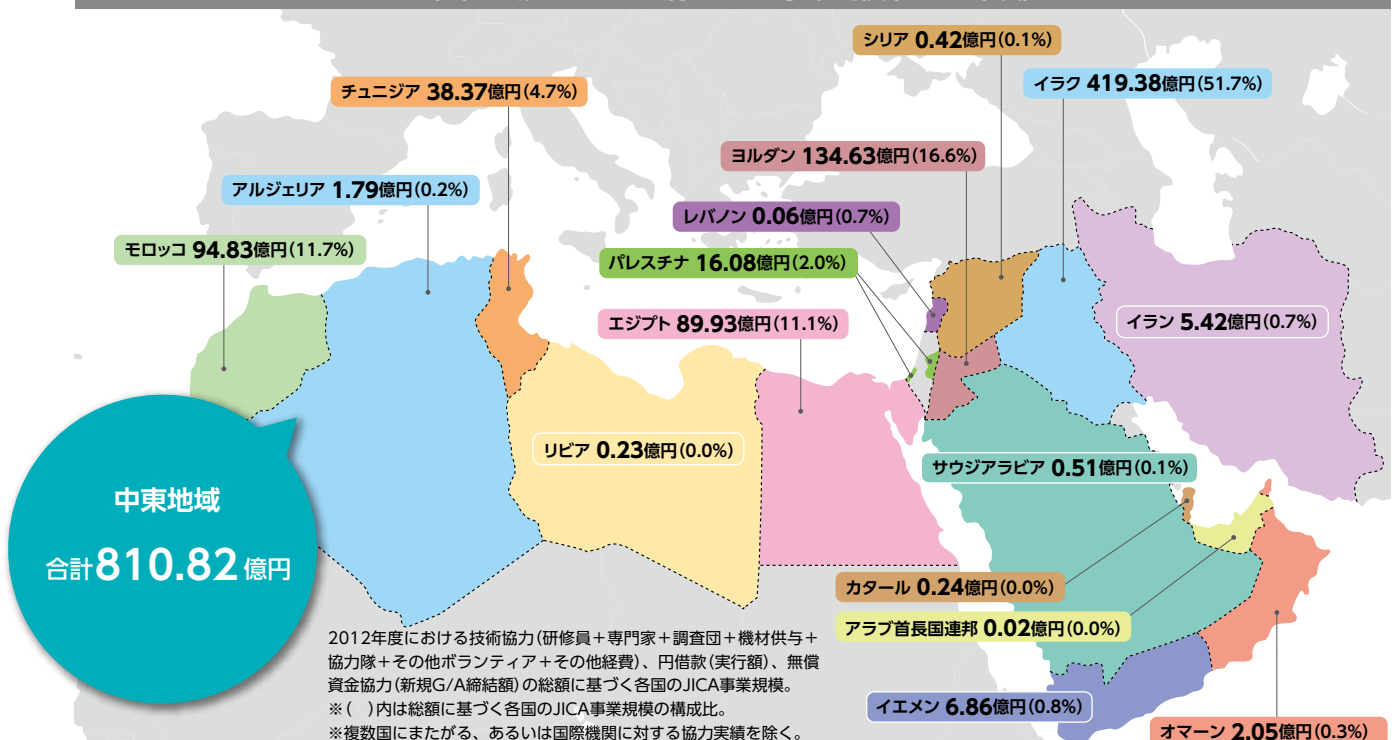
- ① 中東の政変後の安定化に向けた支援
- ② 平和構築・復興開発に向けた支援
- ③ 日本企業の海外進出支援
- ④ TICADの目標達成への貢献

● 中東の政変後の安定化に向けた支援

2011年の中東の政変の背景となった地方・都市間格差、若者の雇用問題の解決を目指し、JICAは、日本政府が表明した対北アフリカ・中東支援の重点分野(①「公正な政治・行政運営」の確立支援、②「雇用促進・産業育成」支援、③「人づくり」支援)を中心に、“Inclusive & Dynamic Development”を念頭に置いた協力を実施しています。

2011年2月の革命以降、JICAはエジプトの国づくりの指針となる「国家開発計画」の策定を支援しています。この支援の成果は、2012年11月に「Strategic Framework for Economic and Social Development Plan until year 2022」としてエジプト政府から国内向けに発表されました。また、雇用促進・産業育成支援の分野では、ヨルダンで、2012年8月にL/A調印した新規円借款「人材育成・社会インフラ改善事業」が始ま

中東地域における国別のJICA事業規模(2012年度)



特集

事業の目的と概況

活動報告

協力の形態

運営・管理・評価

資料編

っており、今後、ヨルダン国内の産業育成や公共サービスの改善に寄与することが期待されています。さらに、エジプト日本科学技術大学設立支援やチュニジア・ボルジュ・セドリヤ・テクノパークなどを通じ、科学技術振興に資する人材育成面での支援も進行しています。

● 平和構築・復興開発に向けた支援

イラク戦争開戦から10年が経過したイラクでは、経済・社会インフラの破壊により電力や水が不足し、いまだ多くの国民が劣悪な環境下での生活を余儀なくされています。一方、世界有数の石油埋蔵量を誇り、高い経済成長が続くなか、インフラニーズも膨大です。こうしたニーズに対応するためには、内外の民間企業の活躍を促す環境整備も重要な課題です。イラクの多様な復興ニーズに応えるために、JICAは経済成長基盤の強化、民間セクターの活性化、生活の質の向上、ガバナンスの強化を重点とした協力を行っています。2012年は、円借款4件のL/A調印を行った他、日本

やヨルダンなどの近隣国での研修を通じた人材育成を実施しました。

中東和平の鍵を握るパレスチナでは、将来的なパレスチナ国家建設を支援するため、日本政府が打ち出した「平和と繁栄の回廊」構想の実現に向け、核となるジェリコ農産加工団地開発にかかる協力などを実施しています。加えて、2011年からは東アジア諸国(インドネシア・マレーシア)と連携してパレスチナ人材の能力強化を行っています。また、2013年には、パレスチナ支援のより一層の拡大を目指し、イスラム開発銀行との連携拡大に向けた覚え書に署名しました。

一方、2011年の政変は、エジプトやチュニジアに留まらず、多くの国で内乱や政権の崩壊を招きました。JICAは、政変直後の治安悪化を理由にイエメン、リビアに対する支援を中断していましたが、2012年には技術協力を再開し、イエメン向けには新たな国づくり支援として人材育成を実施しました。また、リビアに対しても、内戦の犠牲となった負傷者支援のため「義

事例

ヨルダン シリア難民・ホストコミュニティ支援プログラム

シリア難民とヨルダン国民の助けとなる支援を目指す

現在ヨルダンには、隣国シリアの情勢不安を受けて多くのシリア難民が流入しています。増加の一途をたどるシリア難民の数はUNHCRによると5月14日現在で約4万5千人に上ります。こうした状況を受け、JICAはUNHCRと連携しつつシリア難民・ホストコミュニティ支援プログラムを実施しています。

本プログラムは、ザアタリ難民キャンプおよびシリア難民が多く住む地域(ホストコミュニティ)を支援対象とし、シリア難民とヨルダン国民の双方にとって助けとなることを目指しています。難民キャンプ内での緊急支援物資配布や、資機材不足に悩むホストコミュニティの学校や病院への機材供与に加え、青年海外協力隊員(以下、隊員)を派遣することで、草の根レベルの支援も実現しています。

現在派遣中の隊員5名は、理学療法士や幼児教育といった専門性を持っており、難民キャンプ内とホストコミュニティに分かれて活動しています。

ホストコミュニティ内の児童施設で活動中の隊員は、「活動の中で簡単な文字や数字を教えた時に子どもたちが嬉しそうに目を輝かせたのが印象的でした。彼らが学びの時間と場所を持てるお手伝いを引き続きしていきたいと思います」と話します。

同じくホストコミュニティの障害者施設

で活動中の隊員は「銃撃や爆発に巻き込まれて受傷した後、十分な治療を受けられなかったために後遺症に悩まされている人が多いです。UNHCRに難民登録をしたシリア人であれば無料で受診できる医療機関がありますが、希望の診療料がない、薬の在庫が切れているなどの理由で思うように受診できない例もあります」と話します。

両隊員の話の中で共通していたのは、「厳しい状況の中でもシリア難民は互いに助け合う心と前向きな気持ちを持ち続けている」ということでした。

このように、JICAは物資の供与のみならず人的支援も行い、地理的(キャンプ内・外)にも時間的(短

期・長期)にも、包括的な難民支援に取り組んでいます。



整列するシリア難民の子どもたち(後方は「セーブ・ザ・チルドレン」の建物です)

手・義足マネジメント」研修を実施しました。現在も内戦が続くシリアについては、ヨルダンに避難しているシリア難民に対して、2013年2月、洪水被害を受けた難民キャンプ向けに緊急支援物資を供与しています。

● 日本企業の海外進出支援

中東地域は石油資源の供給元として重要なパートナーであり、インフラビジネスの市場としても魅力のある地域です。しかし、日本と歴史的につながりが深くビジネスノウハウの蓄積がある東南アジアと比べ、中東地域は、商習慣の違いや、欧州との長く深い経済関係がすでに構築されているというハードルがあります。このような中東地域において、JICAはエジプト初のSTEP(本邦技術活用条件)案件である「カイロ地下鉄4号第一期線整備事業」を実施し、それまで欧州企業が主として受注していた地下鉄建設への日本企業参画への突破口を開いています。また、安全上日本企業が進出しにくいイラクでも、JICAは2011年からバグダッドに事務所を開設、イラク政府と密な関係を構築し、日本企業の活躍の場を増やすべく注力しています。現在、円借款事業による締結済みの調達契約の

約40%は日本企業が受注しています。同時にイラクでは、民間セクター開発が重要な開発課題でもあることから、日本企業などの進出を促進するためのビジネス環境改善に向けた支援を検討しています。

一方、ODA卒業国となった湾岸諸国にも技術協力を継続しています。2012年、有償技術協力(相手国政府のコスト・シェア)による研修員受入(サウジアラビア)や専門家派遣(オマーン)を実施しました。

● TICADの目標達成への貢献

JICAは、過去の技術協力を通じて育成した人材や組織を効果的に活用すべく、北アフリカ諸国(エジプト、チュニジア、モロッコ)の実施するサブサハラ・アフリカ地域諸国への南南協力をサポートしています。2012年、モロッコでは仏語圏アフリカ諸国対象の母子保健や港湾管理研修などをはじめサブサハラ・アフリカ諸国向け研修を22件実施しました。また、2012年8月にはモロッコの円借款「地中海道路建設事業」が完成し、国境を跨ぐ広域運輸インフラ整備を通じてTICADの目標達成に貢献しています。

事例 エジプト 開発計画策定支援・選挙支援

エジプトの国づくりを支える支援を実施

2011年2月の革命以降、JICAは同国の国づくりを支えるため、新たな国家開発計画の策定支援や民主的な選挙運営を行うための専門家派遣や研修による支援を行っています。

エジプトは、西洋の価値観を取り入れながらも独自の伝統や文化を維持し経済成長を果たした「アジア」に注目し積極的に学ぶため、日本に支援要請がなされました。

JICAは、2011年3月より、国際機関での選挙支援経験が豊富な専門家を同国に派遣し、高等選挙委員会をはじめ、議会選挙に関わるエジプト政府機関関係者と面談し、民主的な選挙のための制度整備や有権者教育など選挙運営に関するアドバイスを行っています。

エジプト高等選挙委員会のアブドエルモエズ・モハメド委員長(当時)は「アジアの民主国家である日本の経験から学ぶものは多く、エジプトが今後、直面する課題を乗り越えていく上でのヒントを得たい」と話され、日本の支援を生かした今後の民主的な国づくりへの意気込みを感じ

じます。

革命後のエジプトでは、より民意を反映した形で新しい国家・社会のビジョンを示し、その実現のためにより戦略的で透明性のある開発計画を策定・実施していくことが課題となっており、JICAは専門家派遣やインドネシア、トルコの開発計画策定省庁を招いた知見共有セミナー開催を通じた開発計画策定のための協力も実施しています。

協力の成果として、国家開発の展望および戦略を示した「2022年までの経済及び社会開発計画のための戦略的フレームワーク」が策定され、今後、同フレームワークに基づいた実施計画の策定・実施のための体制づくりに向けた支援を展開していく予定です。



大統領選挙において投票所で投票を行う女性

欧州 — EU加盟を見据えた支援

欧州地域の国々の多くは欧州連合(EU)に加盟し、未加盟国もEU加盟を志向して経済・社会開発に取り組んでいます。JICAは、民族紛争を経験した西バルカン地域の諸国への安定した国づくりへの支援も含め、EUとの関係、将来の援助卒業を念頭に置きながら、①環境保全、②平和の定着、③市場経済化支援を重点として、JICAの知見と日本の得意分野を生かした協力を行っています。

援助の柱 環境保全、平和の定着、市場経済化支援

● 環境保全

EU加盟を目指す国は、火力発電所の排気ガス汚染に対する規制の適用や、総発電量の30%を再生可能エネルギーとするなど、自国の環境基準をEU基準に適合させていく必要があります。JICAの支援も、このサポートを目標としています。

対セルビア初となる円借款「ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設事業」は、発電所の排煙脱硫装置の設置を支援するもので、SO₂や煤塵の排出量が削減され、セルビアの環境改善と将来のEU加盟を視野に入れたEU環境基準の達成が期待されています。

また、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ルーマニアでも火力発電所の環境対策に対する円借款を供与し、コソ

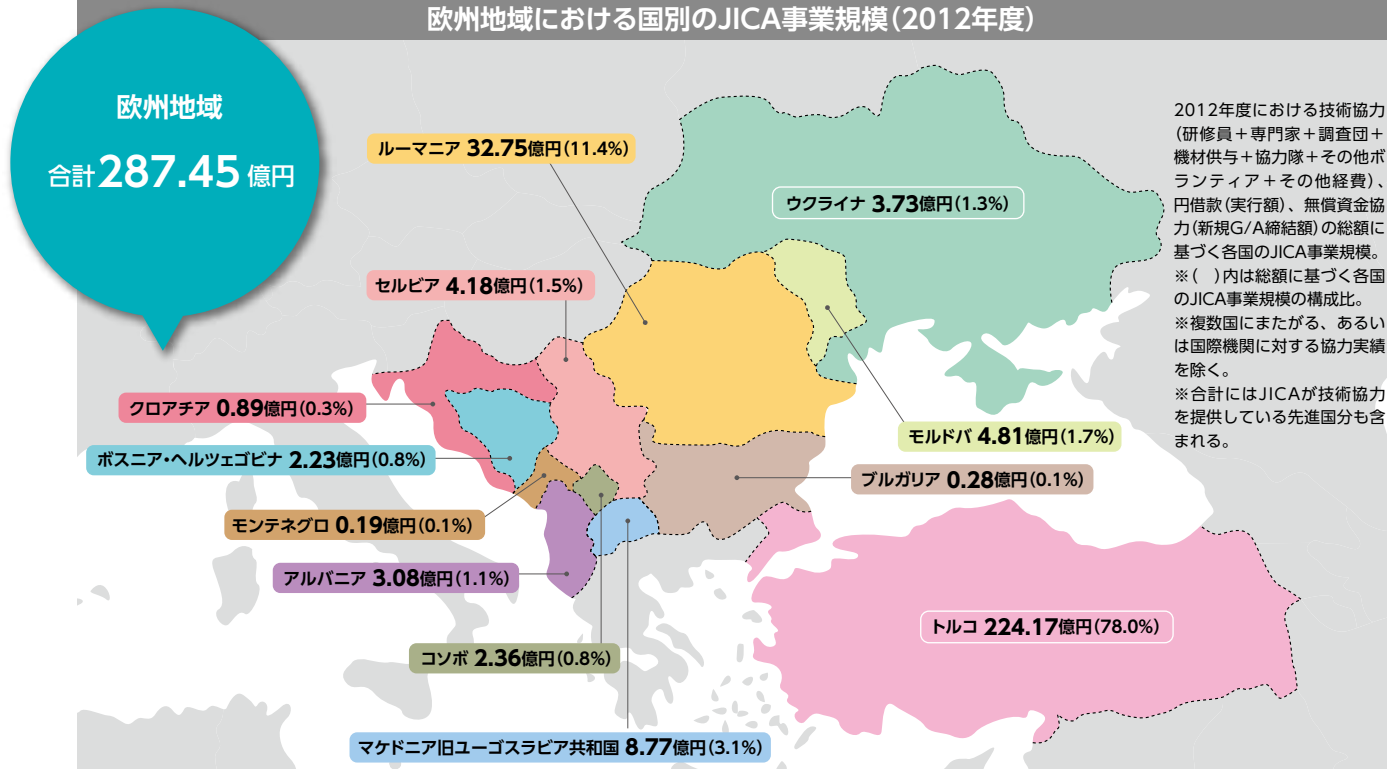
ボでは廃棄物分野への協力を行うなど、欧州地域では環境分野への協力が大きな柱となっています。

● 平和の定着

西バルカン諸国は、1990年代の民族紛争や内戦から復興したものの、高い失業率や潜在的な民族対立などいまだ多くの問題を抱えています。多民族が共存可能な安定した社会の構築が重要なテーマであり、これを国際社会が支えていく必要があります。2004年に開催された西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合では、EU加盟の枠組みのもとでバルカンの安定の達成を図ることが確認されました。

JICAは、主にボスニア・ヘルツェゴビナを対象に、

欧州地域における国別のJICA事業規模(2012年度)



民族融和を進めてEU加盟を促すための支援を行っています。技術協力「スレブレニツァ地域における信頼醸成のための農業・農村開発プロジェクト」では、民族を超えた地域住民の共働による農業・農村開発の活動を支援しており、異なる民族間の交流を通して、着実な信頼醸成を図っています。

● 市場経済化支援

西バルカン諸国とモルドバ、ウクライナは、EUへの有望な輸出拠点となることが期待されています。特に、西バルカン諸国は一人当たりGNIが比較的高く、域内人口も5,000万人超の巨大市場であり、中欧自由貿易協定(CEFTA)を締結しているために域内の関税がゼロとなっています。このような状況を踏まえ、JICAは観光振興、中小企業振興、インフラ整備などで経済活動の促進を図る支援を行っています。

● トルコ

近年、経済発展著しいトルコは、アジア・中東およ

びヨーロッパをつなぐ結節点に位置しており、欧米および中東、コーカサス、中央アジアとのバランスの取れた外交を展開するなど周辺地域に及ぼす大きな政治的影響力も持っています。JICAは、このようなトルコと互恵的なグローバル・パートナーとしての関係を強化するため、円借款と技術協力を通じて支援してきました。

具体的には、トルコの持続的経済発展を支援するためのビジネス・投資環境の改善や、経済活動への影響を最小限に抑えるための防災・災害対策能力の向上に資する事業を推進しています。2012年度は災害リスク管理に関する技術協力や地震・津波災害軽減と防災教育に関する科学技術協力の開始に向けた準備を進めました。

さらに、トルコ国際協力調整庁(TIKA)との共同事業として、周辺諸国に対する技術協力を実施しており、今後もトルコとの開発パートナーとしての連携・強化を図っていく方針です。

事例 モルドバ 医療サービス改善事業

医療器材の整備や技術協力で支援

モルドバは人口約350万人の東欧の小国です。EU加盟国であるルーマニアと旧ソ連圏のウクライナと国境を接する内陸国であり、EUと旧ソ連圏を結ぶ役割も果たしています。現在、医療サービス面は向上したものの、医療器材が不足しております。JICAは器材と技術面で支援しています。

モルドバでは、旧ソ連から独立後、経済や財政状況が悪化するなか、医療財政も圧迫され、住民は必要な医療サービスを十分に受けられない状況となっていました。医療費が全額国庫負担であったことや、病院が乱立し非効率であったこともその要因でした。それから約20年をかけて、同国政府は国民皆保険制度を導入して医療財政改革を進めるとともに、医療機関の役割分担と連携によって医療サービスレベルを向上させ、「医療改革のモデル」と呼ばれるようになりました。

一方、モルドバの医療機関は、比較的高いレベルの医療従事者を擁するものの、医療器材は不足しているため、一般的な診断・治療への対応という観点に加え、

増加傾向にある心血管疾患や癌といった専門的な医療レベルが求められる疾患へ

の対応という観点でも課題を抱えております。このため、円借款「医療サービス改善事業」により医療器材・検査器材などの整備を進め、モルドバの医療改革を後押ししています。さらに今後は、器材維持管理能力向上や臨床技術向上を目的とした技術協力も併せて協力を行

い、総合的な日本の技術を活用した支援も検討しています。



調印する市川雅一JICA理事(左)とウサトゥイ保健大臣

ミレニアム開発目標 (MDGs)

—— 国際社会が協力して解決しなければならない人間開発と貧困撲滅のための課題

MDGsの達成状況

2000年9月、189カ国が一堂に会する国家首脳会合、国連ミレニアム・サミットがニューヨークで開催され、21世紀の国際社会の目標となるミレニアム宣言が採択されました。宣言では、平和と安全、開発と貧困、環境、人権、弱者の保護などの課題を挙げ、国連の役割に明確な方向性が提示されています。

この宣言と、1990年代に行われた主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、共通の枠組みとしてまとめたものが「ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)」です。MDGsは、2015年までに達成すべき8つの目標を掲げています。

MDGs開始以降、この13年間で全般的に多くの国で貧困削減やBHN(Basic Human Needs)の充足においてかつてない進捗がみられました。ターゲット別では、貧困人口比率半減や安全な飲料水へのアクセスは既に達成している一方で、母子保健に関するターゲットの達成率の低さが目立っています。

他方、世界的には達成済みの安全な飲料水へのアクセスも、アフリカでは未達成というように、地域間、域内や国内、男女別、所得別などによる差が顕著になってきました。また、目覚ましい経済成長を遂げた国々の多くがMDGsでも高い達成を遂げたことにより、経済成長が貧困削減に対して重要な意味を持つことが再認識された一方で、自然災害や食料価格の高騰、金

融危機、感染症といったグローバルな課題が、MDGsの順調な達成を阻害する大きなリスクとして顕在化してきました。

JICAのMDGsへの取り組み

JICAは、次の観点からMDGsの達成に向けて取り組んでいます。

● JICAのMDGs達成に向けての考え方

— 「人間の安全保障」とMDGs

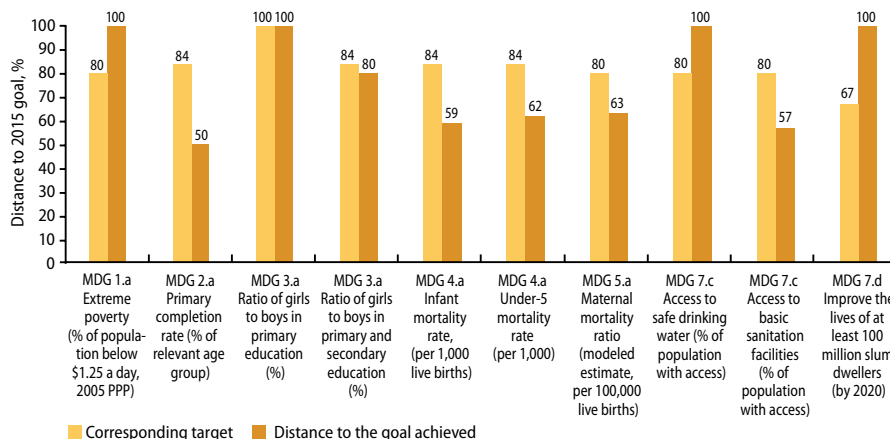
世界各国の努力により、MDGsの達成に向け一定の進捗が見られるものの、その状況は一様ではありません。遅れが顕著な地域や課題に対しては、取り組みを加速する必要があります。また、気候変動、食料・エネルギー価格の高騰や災害といった問題は、MDGsの達成にとって大きなリスク要因であり、こうしたリスクにも対処していかなければなりません。MDGsの達成と平和と安定の実現は密接に関係しているため、紛争を予防し、再発を防ぎ、平和を定着させるための努力も必要です。相互依存が深まる世界の中では、国家を単位とした安全だけでなく、人間一人ひとりの安全・安定に注目する安全保障の視点に主軸をおいた支援がさらに重要になってきており、特定の人々が疎外されない社会・制度の構築が不可欠です。

JICAは、日本の近代化・戦後復興やアジアへの協力経験の蓄積を生かしながら、開発途上国の自主性

(オーナーシップ)を尊重した取り組みを進めています。また、持続的な成長を通じて貧困削減を進めてきたアジアの成功経験と教訓を、アフリカをはじめ世界の多くの人々と共有するとともに、新興国を含めた他援助国や国際機関、市民社会、民間企業などの幅広い関係者とのパートナーシップを強化しています。グローバル化が進展し、地球規模の諸課題が相関性を増す中、JICAは人間の安全保障

MDGsの達成状況

FIGURE 1 Global progress toward achieving the MDGs
Developing countries, percent of total required progress between 1990 and 2015, as achieved in 2010 or 2011.



出典：世銀/IMF Global Monitoring Report 2013

の理念の下、MDGs達成への新たな挑戦に向かい、すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発を目指します。

● アジアの経験を世界へ

— 持続的な成長を通じた貧困削減

個々の国の市場規模も小さく、成長が貧困削減になかなかつながらないアフリカに比して、アジアの成長は同地域の貧困削減にも大きく貢献しました。

日本は政策立案、制度整備や人づくりを行うとともに、経済活動上重要となる社会経済基盤を整備することで、アジアの持続的な成長に貢献してきました。これらが一体的に進められたことにより、貿易や投資の促進、産業の集積、生産性の向上などがもたらされ、結果として民間セクターが成長し、成長や雇用機会の拡大につながりました。JICAはこのようなアジアの経験を活かしつつ、各国の事情に応じた支援を進めます。

● MDGsを取り巻くリスクにも対処

2011年、世界の人口は70億人を超え、水や食料、エネルギー等の問題が深刻化する「地球の限界」が現実として迫ってきました。気候変動や災害、環境破壊や紛争等がこれを加速化させています。MDGs達成やその成果を持続させるためには、こうした地球規模の課題や平和構築への対処が不可欠であり、国際社会や各国政府による対応に加えて、人々が自らリスクや外的ショックに対して対処できる力をつけることが大切です。JICAは、各国政府の政策や制度構築への支援から人々の能力強化まで包括的なアプローチでMDGsを取り巻くリスクにも対応していきます。

● パートナーシップの拡大に向けて

近年、開発協力の担い手は多様化し、南南・三角協力や市民社会や民間企業による活動も活発化しています。MDGs達成のためには、これらのアクター間の連携を強化することにより、開発協力の質やスケールを向上させることが有効です。社会や経済的な環境が類似する途上国間で課題解決への知見を共有する南

南協力、これにドナー国も加わることで発展段階が異なる国々の「知」のベストミックスを図る三角協力は、途上国のニーズに応じた能力向上により一層貢献できる協力形態として近年注目が高まっています。JICAは1975年の第三国研修開始以来、南南・三角協力のトップランナーとして歩んできています。

また、民間企業の途上国への進出・投資拡大に伴い、開発における民間の役割は増大しています。近年、貧困削減には経済成長が不可欠と改めて認識される中、ODAには民間企業のビジネスや投資環境の整備等を通じ民間の資金や人材を動員するような触媒機能が一層求められてきています。また、市民社会等が従来JICAのような公的な援助機関が担っていた役割を代替・補完するケースも多くなってきています。JICAは、民間企業や市民社会等とのさらなる連携強化を通じて、開発協力の効果増大を目指しています。

● MDGs終了後に向けて

— ポスト2015年開発枠組み構築への貢献

MDGsの達成期限まであと2年を切ったいま、国際社会では2015年以降の開発枠組みをどうするのかという議論が活発化しています。MDGsで未達成の課題がある一方、多くの新しい課題がある中、わかりやすくターゲットが簡潔なMDGsの良さを継承しつつ、どのようにまとめあげていくのか、世界中で市民社会、政府、有識者らによる検討が展開されています。

2015年以降の開発枠組みは経済、社会、環境の3局面のバランスをとったものとする事で合意されています。MDGsは貧困削減に主眼をおいていましたが、これに環境や経済的視点(成長、雇用など)からも目標を検討することになったのです。

今後も世界各国のさまざまな関係者が、ポスト2015年開発枠組みについての議論が継続されていくこととなりますが、JICAは日本政府の一員として、人間の安全保障を指導理念とし、インクルーシブな成長やレジリエンス(強靱性)の視点を重視しつつ、これらの枠組みの検討に参加していきます。

8つのMDGs



極度の貧困と
飢餓の撲滅



ジェンダーの平等の推進と
女性の地位向上



妊産婦の健康の改善



持続可能な環境の確保



普遍的初等教育
の達成



乳幼児死亡率の削減



HIV/エイズ、マラリアおよび
その他の疾病の蔓延防止



開発のためのグローバル・
パートナーシップの推進

ロゴ作成：NPO 法人「ほっとけない世界のまずしさ」



インドネシア：ジャボタベック鉄道マンガライ駅。エコノミークラス列車は屋根もドアも乗客で溢れている【撮影：久野真一】

部長インタビュー

経済基盤開発

三浦 和紀
経済基盤開発部 部長



国づくりの基盤整備、インクルーシブな開発を支援

経済基盤開発部は、国家の経済基盤となる都市・地域開発の計画づくりや公共インフラの整備のほか、「ミレニアム開発目標(MDGs)」の主要な課題となっているジェンダー平等、貧困削減、平和構築などに幅広く取り組んでいます。いずれも開発を進める上で基本的なテーマであり、JICAの各部門と横断的な形で連携を図り、効果的な支援を推進しています。

経済基盤開発部の取り組みとして、JICAが中期計画で目標として掲げる持続的経済成長の達成に寄与するため、都市・地域開発や運輸交通分野、情報通信分野の協力を行っています。

2012年度は、ミャンマーのヤンゴン都市圏において、急速な民主化の流れを背景とした都市化が進む中、将来にわたる持続的開発の方向性について、マスタープランを策定しました。アフガニスタンでも、人口急増に都市機能が追いつかないカブールの首都圏開発の協力を、人材育成とインフラ整備の両面で進めています。アフリカでは、内陸国から沿岸国に至る、いわゆる経済回廊の開発を支援しています。

特に注力しているのは、民間との連携による効果的な支援です。道路・橋梁・鉄道・空港・港湾・情報通信技術(ICT)などのインフラに関わる政策・制度づくり、運営維持管理のための人材育成に協力するとともに、具体的な整備計画を策定し、それを資金協力で結び付けて投資環境を整え、民間による投資を促進するもので、ASEANや中南米、アフリカなどでも活発に展開し

ています。

一方、ジェンダー平等と貧困削減は、JICAの全案件に関わる基本的な課題です。ジェンダー主流化のための政策・制度づくり、女性のエンパワーメント、貧困層の金融包摂に資するプロジェクトなどを進めるとともに、各国のジェンダー状況、貧困状況に関する情報を整備して、個々の事業に助言することにより、JICAとしての横断的・組織的な取り組みを推進しています。

平和構築では、紛争の根底にある貧困の削減や社会格差の改善のため、紛争地域における職業訓練、農業開発など雇用創出に向けての取り組みのほか、脆弱なインフラの整備や国のガバナンス機能の強化などといったテーマまで、マルチセクターで取り組んでいます。

2013年度は、2012年10月に成立したフィリピンのミンダナオ和平の枠組み合意を受けて、平和の定着と復興に向けた支援を本格化します。民主化が進むミャンマーに対しても包括的な協力を推進します。さらに民間連携の拡大や、ポストMDGsを意識した2015年以降の取り組みを、積極的に検討・準備していく方針です。

ジェンダーと開発

ジェンダーの視点に立って、開発課題やニーズ、インパクトを明確に



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

ジェンダーとは、社会的・文化的に形成される性別のことで、男女の役割やその相互関係を含む意味合いをもちます。世界を見ると、女性の方が社会・政治・経済的に不利な立場に置かれていることが多く、国連のミレニアム開発目標(MDGs)にも「ジェンダーの平等の推進と女性のエンパワーメント」が掲げられています。

JICAは、すべての政策・事業において、企画・立案・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階でジェンダーの視点に立って、開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていく「ジェンダー主流化」を進めています。

● 課題の概要

ジェンダー主流化とは、あらゆる分野での「ジェンダー平等」*を達成するための手段を指します。開発政策や施策、事業は、その作成過程やインパクトが中立ではなく、男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提のもと、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、ジェンダーの視点に立って開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスです。

ジェンダーは、その国の人々の意識、文化、伝統、慣習などによって無意識のうちに規定されていることが多く、各種政策、制度、組織などもその影響を受けています。そこで、相手国の政策や各種制度がジェンダー視点に立つよう、女性省などのナショナル・マシーナリー(ジェンダー平等を目指す国の機関・機構・組織)を支援することが大切になります。

多くの場合、統計やデータ、各種指標がジェンダー視点に基づいて集計されていないのも問題です。対象となる地域社会への理解が不足したままジェンダーの概念を取り入れると、かえってジェンダー格差を拡大したり、負のインパクトを招いたりします。各種計画・事業に必要な基礎データを地域、性別、年齢、民族、宗教別に収集し、総合的に分析すると同時に、そういった視点を有する人材を育成することも重要です。

ジェンダー主流化を進めるには、女性のエンパワーメント推進も重要ですが、女性だけに焦点をあてれば実現できるものでもありません。地域の男性や意思決定者、社会への影響力の大きい人々(行政官、教育者、政治家、宗教リーダーなど)の意識変革が必要であり、女性を取り巻く社会構造や制度の変革につながる取り

組みが求められています。さらに、例えば農作業の多くを担う女性が使いやすい農機具開発や、水資源管理組合への女性の参画を促すなど、一見ジェンダー視点が不要に見えるさまざまな分野・事業でもジェンダー視点に立って見直し、男性と女性それぞれが実際に果たしている役割に即した、きめ細かな活動を支援に組み込むことが必要です。

● JICAの取り組み

JICAは、長年にわたり、「開発と女性」の視点を組み入れた援助を実施するために、基本方針や重点課題の検討を重ねるとともに、組織的にジェンダー主流化推進体制を構築してきました。

実際の援助でも、ジェンダー平等のための政策・制度づくり、組織能力強化をカンボジア、ネパールのナショナル・マシーナリーの支援を通じて行っています。また、女性のエンパワーメントを推進するため、さまざまな国において、女子教育や母子保健、女性の起業家支援など、多岐にわたる支援を行っています。

また、その他多様な分野においても、ジェンダーの視点を成果や活動に反映させるよう配慮しています。インドでは、植林事業に女性を雇用しただけでなく、女性の収入向上支援を組み合わせることによって、薪を確保するために若木を伐採することのないよう(代替

※ OECD開発援助委員会(DAC)の「開発協力におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントガイドライン」によると、「ジェンダー平等とは、男性と女性が同じになることをめざしてはいない。人生や生活において、さまざまな機会が男女均等であることをめざすものである。また、ジェンダー平等といっても、すべての社会や文化に画一的なジェンダー平等モデルを強制するものでもない。ジェンダー平等の意味するところを男性と女性がともに考えて選択する機会を均等に有し、そのジェンダー平等を達成するために男女が協同で取り組むという考えである。現在は明らかにジェンダー格差が存在しているので、男女を平等に扱うのみでは不十分である」(OECD“DAC Guidelines on Gender Equality” p.12 Boxより)。

燃料を購入できるよう工夫しました。ケニアでの小規模園芸農家への支援では、女性の農業生産活動に果たす役割に着目し、各種活動に女性の参加を確保し、男女双方へのジェンダー啓発活動を行いました。その結果、農家の夫婦関係が平等な経営パートナーへと変容し、また収入増加などの成果も見られました。

近年の課題に、人身取引(トラフィッキング)をはじめとする女性に対する暴力があります。人身取引は、被害者(女性と児童が多いが男性も含まれる)に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす重大な人権侵害を伴う犯罪であり、人道的な観点からも国際組織犯罪対策と

しても、迅速かつ的確な対応が求められています。JICAは人身取引対策にかかわる組織や人材の能力強化を支援するため、2009年からタイでプロジェクトを開始し、2012年からはタイでの経験を踏まえ、周辺国でも体制を強化するため、ミャンマー、ベトナムでも事業を開始しました。またニカラグアでは、治安の悪化が深刻化するなか、青少年が直面する社会リスクが深刻な問題となっており、家庭内暴力や性的虐待なども増加しています。このような社会リスクの軽減に向けた予防とケアを組み合わせた支援を行っています。

事例 カンボジア 技術協力プロジェクト「ジェンダー主流化プロジェクト・フェーズ2」

女性の経済的なエンパワーメント支援に向けた体制強化

25年以上にわたる内戦の影響で多くの人命が失われたカンボジアでは、40歳以上の男性が女性に比べて顕著に少なく、女性が復興・開発に重要な役割を果たしてきました。しかし、男性に比べて女性は社会的・経済的な地位が低く、また女性が世帯主である家族の多くが貧困な生活を強いられています。このような状況に対し、カンボジア政府は、男女格差をなくし公正で平等な社会をつくることを目指して、1996年、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの促進を担う女性省を設置しました。

JICAは女性省の設立当初から個別専門家を派遣し、女性省の優先課題であるジェンダー主流化の促進に向けた他省庁の政策への助言や、関係省庁間の連携・調整に関する取り組みを支援してきました。2003年から2008年にかけて実施した「ジェンダー政策立案支援計画プロジェクト」では、女性省職員の調査分析、施策の計画・実施、モニタリング・評価といった政策立案に必要な能力向上を図り

ました。またコンボンチャム州で実施されたパイロット事業を通じ、関係省庁における政策立案にあたってのセクター別の政策提言が取りまとめられるとともに、ジェンダー主流化の効果的なメカニズム導入手法が開発されました。

現在実施中のプロジェクト(2010年～2015年)では、これまでの取り組みの成果を政府内に定着させ、女性省の調整の下、関係省庁(中央・地方)が連携しな

がら女性の経済的エンパワーメントを促進するための事業を効果的に実施できるよう支援を行っています。その一環として、「農産加工」と「農業」という二つのテーマの下でパイロット事業を通じた関係者の能力向上のための活動を行っています。これら事業を通じて、受益者レベルにおいて、農業投入のための借金の減少、子どもの教育費や医療費などの突然の出費への対応、家庭内暴力や季節的な出稼ぎの減少、女性の自信や意思決定権の増加、家庭内の調和などのプラスの効果が見られています。今後は、現場で得られたさまざまな知見を中央レベルにフィードバックし、さらなる職員の資質の向上、そして農村地域の女性の経済的エンパワーメントのための包括的なガイドラインとしてまとめられることが期待されます。



女性省大臣による農産加工パイロットプロジェクト参加者活動視察(写真中央右:女性省大臣)



農業パイロットプロジェクトで養鶏技術を実践している女性参加者

貧困削減

—— 貧困層のもつ潜在的な能力・可能性の拡大を支援



※MDGsの8つの目標のうち、
該当するものを表しています。

開発途上国全体における貧困人口は、アジアの経済発展などもあって、1990年の47%から2008年には24%に減少しています。しかし、サブサハラ・アフリカでは、今も人口の約半数が貧困にあえいでいます。また、近年の食料価格の高騰や金融危機の影響などにより、貧困に転落する人口の増加が懸念されています。

JICAは、JICAのビジョン「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」を進めるため、4つの戦略のひとつとして「公正な成長と貧困削減」を掲げ、途上国の人材育成・能力開発、政策・制度の改善、社会・経済インフラの整備を支援しています。

● 課題の概要

貧困は、日本がODAの理念として掲げる「人間の安全保障」の観点からも、看過できない課題です。1日1.25ドル未満で生活する貧困層の数は、世界で14億人と推定されています。

また、自然災害や環境破壊などによって伝統的な生計手段を続けていくことが困難になり、貧困に転落しやすい脆弱な人々がいます。病気や失業、教育の低さ、社会的差別といった問題は、それぞれが影響し合います。ひとたびその悪循環に陥ってしまうと、別の不利な状況を生んで生活はどんどん悪化し、貧困からの脱却をいっそう難しくします。これは「窮乏化のわな」と呼ばれ、貧困削減に取り組む際の大きな課題となっています。貧困や脆弱性を放置しておくことは、貧富の格差の拡大や生活資源の争奪を助長して社会を不安定化させる要因になります。

近年では貧困は、安定的・持続的な生計を確保できること(①経済的能力)に加え、健康で基礎的な教育を受け、衛生的な環境で生活できること(②人的能力)、人々の生活を脅かすさまざまな「脅威」に対処できること(③保護能力)、人間としての尊厳や自らの文化や習慣

が尊重され、社会に参加できること(④政治的能力、⑤社会・文化的能力)の、5つの能力が欠如した状態であるとの考え方が主流になってきています。

● JICAの取り組み

JICAは公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、5つの能力を強化し、能力を発揮できる環境を整えることで、貧困層の一人ひとりが貧困状態から脱却することを目指します。具体的には、①貧困層を直接的な支援の対象とする「貧困対策」、②事業を実施したことによる貧困層の便益を最大化することで貧



コミュニティ道路を整備する住民(東ティモール)

近隣の道路を整備することで、住民はクリニックや学校、市場などに行きやすくなる。また、住民が工事に参加するため、住民の主体性が育まれ維持管理の効果も高まります

困層の現状を改善する工夫を事業に組み込む「貧困配慮」の両方の取り組みを実施しています。

このため、どこにどのような貧困層がいるのか(ターゲットティング)といった情報を整備し、貧困削減に有効なノウハウを集積しています。また、収入の不安定な暮らしを送る貧困層が、毎月安定して医療、教育、食料などに支出できるよう、貯蓄サービスや少額からの資金の貸し付けを提供するマイクロファイナンスや条

件付所得移転(政府が個人や世帯に、現金やそれに準じるものを直接支給することで所得の再分配を行う所得移転に、受給資格要件や義務等の条件を付した給付方法)、貧困層への短期雇用を創出できる労働集約工法など、近年注目されている新しい手法について、研修や勉強会などを通じ、関係者の理解を深めています。

事例 マイクロファイナンスへの取り組み

日本とCGAPの金融包摂に向けた連携

日々の生活が不安定な貧困層にとって、マイクロファイナンスなどの公式な金融サービスにアクセスできることは、貧困状態を改善するための必要条件です。JICAは、金融アクセスの改善を通じた貧困削減に貢献するため、技術協力や資金協力などを通じてマイクロファイナンスへ取り組んでいます。その効果的な実施に向けて、金融包摂に関する国際機関 CGAP (Consultative Group to Assist the Poor : 貧困層支援協議グループ)との連携も深めています。

世界では労働年齢にある成人のうち、約25億人が銀行などの公式な金融サービスを利用することが出来ていません。貧困層に限ってみると77%の人々が金融サービスを利用できず、持続的な経済成長と貧困削減の足枷になっているといわれています。

近年、APEC、G20などの国際会議において、全ての人々が健全かつ安全な金融サービスを利用できる状態を目指す金融包摂(Financial Inclusion)が盛んに議論されており、貧困層などの金融アクセスを確保し、自立を支援する手段としてマイクロファイナンスが改めて注目を浴びています。

このような金融包摂に関する国際的な議論を先導する役割を担っているのがCGAPです。CGAPは途上国の貧困層への金融アクセス確保を目指して設立された研究・政策提言のための国際機関です。CGAPのマイクロファイナンスや金融包摂に関するさまざまな提言や研究成果などについては、ホームページ(<http://www.cgap.org/>)を通じて広く公開されています。

CGAPには30以上の国・援助機関と民間財団が参加しています。日本も1997年からCGAPに参加しており、2000年からは毎年財務省から拠出を行っています。日本における窓口はJICAが務めており、辻JICA客員専門員が、2012年7月にCGAP経営委員会の委員に選任され、2013年7月からは委員長

に就任しています。

2013年3月には、CGAP Tilman Ehrbeck氏(最高経営責任者(CEO))、Vijay Mahajan氏(CGAP経営委員会委員長(当時)、インド大手マイクロファイナンス機関BASIX創設者・CEO)を招へいし、財務省・JICA共催、外務省後援による「CGAPマイクロファイナンス公開セミナー」を開催しました。セミナーでは、日々進化するマイクロファイナンスの現状と貧困削減への可能性、マイクロファイナンスを取り巻く課題とその解決に向けたCGAPの先駆的な取り組みについて、途上国の現状を踏まえた紹介が行われ、CGAPと日本・JICAとの協力関係について共有されました。当日は100名を超える参加者のもと、金融包摂に関して活

な議論が行われ、多くのメディアからの参加もあり、金融包摂やマイクロファイナンスに関する関心の高さが伺えました。

上記は、CGAPと日本・JICAの連携の一例ですが、CGAPのマイクロファイナンスに関する最先端の研究成果、政策提言、ガイダンスは、JICAが実施する事業の改善などに活用されています。また、JICAが取り組んできた貧困層の金融ニーズの把握に向けた調査や貧困層を対象としたプロジェクトの成果についてもCGAPに共有され、CGAPでの議論や方針の策定に貢献しています。

JICAは今後もCGAPと相互に知見の共有・活用を図り、開発途上国における金融包摂に貢献していきます。



世界の公式な金融へのアクセスの状況について説明するTilman Ehrbeck氏(左はVijay Mahajan氏)

平和構築

紛争が終結しても、紛争状態に逆戻りする国が多い。
平和構築の支援は、同時に、紛争の再発を防ぐ支援



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

紛争の多くは、開発途上国のなかでも特に貧しい国や地域で起きている国内紛争です。そこでは兵士だけでなく、一般市民や子どもが被害者や加害者になることも多く、紛争終結後も人々の生活に多大な影響を与えます。

JICAは平和の促進と紛争・再発の予防に貢献するために、紛争の要因となる貧富の格差や機会不平等などの解決につながる社会資本や経済の復興と、国の統治機能の回復、治安強化などの支援に力を注いでいます。

● 課題の概要

近年、世界で勃発している紛争のほとんどが開発途上国での国内紛争です。なかでも多くが経済的に貧しい国や地域で発生し、犠牲となる市民の数が増えるとともに、兵士と市民の明確な境界線がなくなり、一般市民や子供が加害者となる紛争も増えてきました。

武力を伴う紛争は人々の生活の礎であるインフラを破壊するだけでなく、社会の絆を裂き、相互不信や憎しみを増長させます。それまで築き上げてきたさまざま

まなものを破壊し、その後の再建の道に負の遺産を残します。「和平・停戦合意後5年以内に、44%が紛争状況に逆戻りしている(世銀、2003年)」ともいわれています。

平和構築支援では「軍事」、「政治」、「社会／経済」の3つの枠組みで行う包括的な取り組みが必要です。紛争を予防、解決し、平和を定着させるためには、軍事的な手段や予防外交などの政治的な手段とともに、紛争の要因となる貧富の格差の是正や機会の不平等

事例 コートジボワール 平和と安定のための首都圏開発支援

大アビジャン圏都市整備計画策定および社会的統合促進のためのコミュニティ緊急支援プロジェクト

コートジボワール共和国の経済首都アビジャンは、貧困に加え基礎的な社会インフラ施設の不足などさまざまな問題を抱えています。JICAは、都市機能回復のため都市計画策定を支援しています。

コートジボワール共和国は、1960年の独立後から70年代にかけて「象牙の奇跡」と呼ばれる年率平均8%の驚異的な経済成長を遂げ、とりわけアビジャンは「西アフリカのバリ」と呼ばれるほどの繁栄を謳歌しました。しかし、1999年に発生したクーデターと、2000年代の国家の分断と政治的・経済的混乱によって、かつての美しい都市には巨大な貧困地区が形成されました。また、学校施設や保健施設、道路、排水路といった基礎的な社会インフラ施設の不足に加えて、さらに深刻な問題として10年以上に及ぶ国土の混乱により生じた地域、政党間の対立や若年層、元戦闘員、国内避難民および帰還難民を吸収しきれない労働市場の制約により、高い失業率というソフト面での不安定要因も抱えています。

このような状況に対しJICAは、日本の都市計画の技術を生かし、コートジボワールの経済首都かつ西アフリカ経済全体の回復・成長にとっても必要不可欠な都市であるアビジャンが、長きに渡る停滞から復興し、都市機能を回復させ、いち早く開発に着手するための都市計画策定を支援します。

また、ソフト面での社会的不安を解決



アビジャン自治区の中心部に位置するプラトー(Plateau)コミュニティの交通渋滞(夕刻)の状況

するための緊急的な支援の一環として、紛争影響が最も大きかった2つのコミュニティ(アボボコミュニティ、ヨブゴンコミュニティ)を対象として、基礎的な社会インフラのリハビリと雇用状況の改善、市役所職員のプロジェク実施能力の強化を行い、社会的調和の促進に貢献します。



アビジャン自治区郊外のアレペ(Alépé)にある自然発生的にできたマーケット

などを改善するための開発援助が重要となります。

● JICAの取り組み

JICAは、紛争の予防と平和の促進に配慮しつつ、紛争の発生と再発の予防に貢献できるように取り組んでいます。紛争中とその直後に人々が直面するさまざまな困難を緩和し、その後の中長期にわたる安定的な発展を目的とした協力を展開しています。

具体的には、①社会資本の復興に対する支援、②経済活動の復興に対する支援、③国家の統治機能の回復に対する支援、④治安強化に対する支援を重点課題に掲げています。

近年力を入れている取り組みとしては、紛争中あるいは紛争直後の国家再建の初期段階から、開発を通じて和平プロセスを後押しする支援を行っています。例えば、フィリピン・ミンダナオ中西部地域にて、独立（後に高度な自治権）を求めて政府と武力紛争を継続してきたモロ・イスラム解放戦線(MILF)と、フィリピン

政府の和平プロセスを下支えするために、和平合意の締結前から社会・経済開発事業(通称J-BIRD)を実施するとともに、国際監視団(IMT)に要員を派遣しています。2012年10月、フィリピン政府とMILFはミンダナオ和平に関する「枠組み合意」を締結しました。JICAは、引き続き包括和平合意の締結に向けて支援を行うとともに、2016年に発足する新しい自治政府である「バンサモロ政府」の円滑な設立と地域の安定的な発展に貢献していきます。

また、紛争後の国や地域における人々の生計向上と雇用確保を促進するために有効な事業のあり方について、これまでのJICA事業の経験をレビューし教訓を導き出す取り組みを行い、国際会議などで発信しています。

今後も、JICAは紛争影響国や地域での事業を通じて知見を蓄積して事業を積み重ねていくとともに、平和構築に携わる専門家の人材育成などを通じて、平和構築分野での支援を強化していきます。

事例 ミャンマー少数民族支援

地域総合開発による平和の推進

ミャンマーの国境地域では、長年の戦闘により、多くの少数民族が土地を追われ、難民・国内避難民となっています。JICAは、和平への動きを後押しするため支援を行っています。

ミャンマーには100以上の少数民族がいるといわれており、タイ・インド・中国などとの国境地域に位置する7州においては、主要民族であるビルマ族を上回る数の少数民族が居住しています。これまで、同地域では連邦政府と少数民族の武装勢力が戦闘を繰り返し、多くの住民が土地を追われ、難民・国内避難民となってきました。

2011年に新政権成立後、連邦政府は11の主な少数民族武装勢力と停戦合意を締結し、和平合意に向けた政治対話を継続しています。JICAは、停戦合意を締結したこれらの少数民族地域のうち、カレン州・モン州を対象とし、2013年2月から「少数民族のための地域総合開発支援プログラム形成準備調査」を開始しました。この地域では2012年1月に、連邦政府と最大規模の武装勢力であるカレン民族同盟(KNU)の間に63年ぶりの停戦合意が締結され、和平への動きを後押しするための社会・経済開発を支援することを目的としています。

同地域では、国境沿いの難民キャンプには、およそ14万人が、ミャンマー国内にも国内避難民が数十万人いるといわれ、これらの人々は生活基盤や土地を持たないまま、不安定な生活を強いられています。JICAは、難民・国内避難民の帰還・定住を支援するために、短期的には水・道路・教育施設などの生活基盤整備・雇用機会の創出などの生計向上支援のための方策の検討に加え、中長期的な安定にもつながるよう、10~20年先の地域の総合的な開発の方向性を、政府や地域に住む少数民族、帰還してくる人たちと一緒に検討しています。

こうした社会経済開発を通じ、地域の



停戦合意地域において、今後は政府・少数民族武装勢力が協力して住民の生活支援を行うことを説明

さまざまなレベルの人々・機関の信頼関係を構築しながら進めていく地域開発が、他の少数民族地域へのモデルとなっていくよう進めているところです。

専門家の声

調査団総括 橋本強司さん

本件はミャンマーで初の広域開発協力の端緒となる調査です。この地域の開発は、開発内容と実施体制の両面で、ほかの少数民族に“開発の先”を見せるモデルケースになると考えています。調査を通じ、全国展開につながる成果を示したいと思います。



難民・国内避難民の帰還候補地の住民に生活状況について聞き取りを行う 【撮影：佐藤彰】

経済基盤開発 — ひとびとの希望を叶えるインフラ



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

インフラは国や地域の経済的成長を支え、富の再分配を通じて、個人の生活の質を高め、その持続的な向上を確保するものです。グローバル時代においては、低所得国もグローバルなインフラネットワークに組み込まれ、道路の拡幅、港湾や空港の拡張などが必要となりますが、中所得国になると、都市化の進展やモータリゼーション、工業化などによって、より大規模なインフラの構築が課題となり、その整備ニーズは莫大です。

JICAでは、このような成長の度合いによっても異なる、インフラニーズに応えるべく、適切な社会システムや制度の検討を含めた都市・地域開発計画を策定し、その計画に基づく運輸交通インフラや情報通信ネットワークなどの整備と、それらを維持管理・運営する組織の強化や人材の育成に協力しています。

都市・地域開発

● 課題の概要

世界の人口は、約70億人に達したといわれています。特に、開発途上国の都市人口は1970年の約6.8億人から、2010年に約26.0億人に増加し、2030年には世界の都市人口の約80%が開発途上国に集中すると予測されています。

都市の成長は、国の経済発展を支えるうえで欠かせません。しかし、開発途上国の都市では、職業機会を求め、急速に流入する人口を受け入れる住宅やインフラ、雇用制度の整備などが追いつかず、多くの人々が、劣悪な居住環境、不安定な収入での生活を強いられています。また、都市部の人口増に伴い、交通渋滞や廃棄物の増加、緑地の減少による環境汚染、治安の悪化など、都市問題は年々複雑・深刻化しています。

● JICAの取り組み

日本も、戦後、世界的に類を見ないペースで都市化が進み、さまざまな都市問題を経験しています。問題に対応するため、都市開発に必要な基準を定めながらインフラ整備や宅地開発を進め、公害克服と生産性向上を両立する新たな技術開発にも注力してきました。

また、地震や台風などの自然災害のリスクを軽減するため、早くから防災、復旧対策の整備が進められました。JICAは、こうした日本の経験、技術を生かして、開発途上国の都市・地域開発のため、主に6点の支援を展開しています。

1. 経済活動に寄与する基幹インフラ整備
2. 良好な居住空間の実現
3. 低炭素都市の実現
4. 災害に強い都市の実現
5. 良好な都市経営の実現
6. 都市復興の実現

すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな都市開発

JICAは、相互に絡み合った開発途上国の都市が抱える課題に迅速に対応し、中長期的な視野に立って、経済成長と貧困削減の好循環を生みだしていく都市の構築を支援します。「すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな都市開発」をビジョンとして、あらゆる人々が参画できる開発プロセスを重視した支援に取り組んでいます。

開発の構想策定から人材育成までの総合的な支援

開発途上国の都市・地域開発の多様なニーズに応えるためには、開発計画の策定、計画に沿った開発の具体化、導入された施設などの運営・維持管理にわたって、さまざまな段階での支援が必要です。将来的に、こうしたプロセスを自立的に実行するためには、都市・地域開発計画の実施の担い手となる機関の組織、スタッフの能力向上、必要な法制度改善などを合わせて行わなくてはなりません。

JICAは、技術協力、資金協力、ボランティア事業など、複数の支援メニューを総動員し、包括的に都市・地域開発を支援しています。

ヤンゴン都市圏開発マスタープランの最終成果を報告

急激な人口増加に対し、都市生活を支える社会基盤インフラの整備が必要となっているヤンゴン。JICAは「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査」を開始し、ヤンゴン都市圏開発マスタープランの作成を進めてきました。

ヤンゴンの発展はミャンマーの発展

人口約510万人を抱えるミャンマー最大の商業都市ヤンゴン。周辺の6つのタウンシップ(行政区)を含めた1,500平方キロメートルに及ぶヤンゴン都市圏の人口は、2040年には1,000万人を超えることが予想されています。

しかし、ヤンゴン市では、長期にわたる諸外国からの投資や技術支援の制約により、経済や社会開発が停滞。都市生活を支える社会基盤インフラの老朽化が進んでいます。また、都市計画に関連する法令の整備や、統計資料、地形図データの更新なども進んでおらず、早期の整備が不可欠な状況となっています。

こういった背景を受け、JICAでは、2012年8月から「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査」を開始し、2013年3月までヤンゴン都市圏の中・長期的で包括的な開発ビジョンの提案と、ヤンゴン都市圏開発マスタープランの作成を進めてきました。

3月21日、このマスタープランの完成に当たり、日々変化するヤンゴン都市圏の現状と開発構想の紹介を目的として、JICAミャンマーセミナー「ヤンゴン都市圏開発を構想する」をJICA市ヶ谷ビル国際会議場(東京都新宿区)で開催。ヤンゴン地域政府開発担当大臣も兼任するラ・ミン・ヤンゴン市長をはじめ、ミャンマーからヤンゴン都市圏開発にかかわる各セクターの関係者12人が来日し、日本の関係省庁や開発関係者、民間企業の関心は高く、会場は200人以上の参加者の熱気に包まれました。

開会の挨拶に立った黒柳俊之JICA理事は「JICAとミャンマーの交流の歴史は非常に古い。従来は、緊急援助や人道的支援が中心だったが、ミャンマーの民主化が進むとともに、援助の質・量も急拡大し、インフラ整備をはじめ非常に幅広い援助を展開している」と述べました。

東京の都市開発の教訓を生かす

ラ・ミン市長による基調講演「ヤンゴン市開発の課題と展望」では、ヤンゴン市

建設の歴史と、現在のヤンゴン市が抱える問題について説明。インフラ整備や都市開発など7項目に及ぶヤンゴン市開発委員会の努力目標を挙げ、「より大きな経済都市圏の形成に向け、ヤンゴンの都市環境整備に向けたインフラ整備や社会開発は喫緊の課題となっている。中でも優先すべきは、ヤンゴン地域の上下水道の整備だ」と訴えました。

JICAのヤンゴン都市圏開発プログラムの国内支援委員会の委員長を務めている、日本学術会議会長の大西隆東京大学工学研究科教授(当時)は、「ヤンゴン都市圏の発展と東京の教訓」と題した講演を行い、東京の都市開発の成功と失敗を例に、都市の膨張の抑制、開発圧力の誘導、保存と再開発(都市開発の戦略)などについて説明しました。

ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査団の総括を務める日本工営株式会社開発事業部の山田耕治事業部長代理は、マスタープラン「Yangon2040 The Peaceful and Beloved Yangon」の概要を説明し、2040年に向けた開発ビジョンについて、民主化が進むミャンマーの平和と、市民から愛されるヤンゴンの都市像を目標に、緑豊かな自然環境と市の中心部に輝く寺院、シュウェダゴン・パゴダの黄金の光をイメージした開発プランを紹介しました。また、これを支える4本の柱として「国際ハブ都市」「快適に暮らせる都市」「インフラの充実した都市」「良好な統治された都市」を挙げ、中心ビジネス地区(CBD)と、複数の副都心や緑の島(公園緑地)を配置する分散型都市を整備する構造が最適と述べました。

セミナーの後半では、ラ・ミン市長も喫緊の課題として挙げた上下水道・都市排水セクターの現状と課題を、上下水道改善プログラム協力準備調査団の総括を務める、株式会社TECインターナショナルの百瀬和文特任理事が紹介。また、廃棄物セクターの現状と課題については、ヤンゴン市開発委

員会の汚染管理・清掃局長であるタン・ルウィン・ウー氏から、都市交通セクターの現状と課題については、ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査団(都市交通)の総括を務める、株式会社アルメックの庄山高司代表取締役から発表がありました。

ミャンマーの発展に貢献

最後に、JICA経済基盤開発部の三浦和紀部長が参加者全員に謝辞を述べるとともに、「JICAとしても、皆さまとともに、日本全体としてミャンマーの発展に貢献していきたいと考えています」と締めくくりました。

既に、3月から「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査」のフェーズ2が始まっており、上下水道・都市排水、都市交通などのマスタープラン調査が進められています。また、緊急性の高い優先事業については、資金協力案件としての準備が進んでいます。6月には同様のセミナーがミャンマーで開催されており、JICAは、ヤンゴン都市圏が持続的により良い都市環境を形成できるよう、引き続き協力を行っていきます。

ヤンゴン市開発委員会で都市開発アドバイザーを務めるチョー・ラッ氏は、JICAとのプロジェクトについて「日本とともに、ここまでとてもよい仕事ができて光栄だ。マスタープランの策定の過程で双方の意見が食い違うことはあったが、すべてはヤンゴン市のさらなる発展のため。引き続きプロジェクトに取り組んでいきたい」と意欲を見せました。



公園都市といわれたヤンゴン市の中心部に輝くスレー・パゴダ(寺院)。奥に見えるのがヤンゴン川

運輸交通

● 課題の概要

開発途上国では、道路、鉄道、港湾、空港などの運輸交通インフラの整備が遅れているために経済発展が進まず、貧困の一因ともなっています。持続的な発展と成長のためには、人や物の移動手段である運輸交通インフラの整備が不可欠です。

運輸交通インフラの整備に対する需要は世界的に高く、老朽化した施設の維持管理や改修、更新のニーズも急増しています。運輸交通インフラの整備には多大な資金を要するため、財源確保が大きな課題です。限られた公的資金で必要なすべてのインフラを整備することは困難なため、民間資金の導入などさまざまな財源を確保し、運輸交通サービスを無駄なく持続的に

提供していくことが求められています。

さらに、公共交通機関の導入や交通手段の転換を通じて、渋滞解消や物流効率化によるCO₂削減、大気汚染物質の抑制など、相手国の環境社会配慮に対する取り組みを支援していくことも必要です。

● JICAの取り組み

JICAの協力は、人や物を迅速、円滑、安全に移動させることにより、経済社会活動を活発化させ、人々の所得向上や生活環境の改善に貢献することを目指しています。

開発途上国で運輸交通インフラの整備を行う場合、単に道路や橋を整備するだけでは十分ではありません。効率的な運輸交通システムの計画策定が必要なほか、運輸交通インフラを適切に維持管理・運営する人材の

事例 シーレーンの安全・安心の確保: 海上保安分野の協力

世界の海を守る

地球上の約7割を占める海は、世界をつなぐ“道”。その安全・安心を担うのが海上保安官です。JICAは、日本の海上保安庁との連携のもと、開発途上国の海上保安官とともに広大な海を舞台に協力を進めています。

地球上の約7割を占めている海は世界をつなぐ“道”であり、四方を海に囲まれたわが国にとって、その安全・安心の確保は国の経済の生命線です。わが国の貿易における海上輸送の割合はトン数ベースで99%以上を占め、原油の約8割以上は中東地域から東南アジアを経て運ばれてきています。また、アデン湾を通過する船舶年間約18,000隻のうち、そのほぼ1割にあたる約1,700隻は日本関係船舶です。

JICAは、海上交通路(シーレーン)の安全・安心を確保するため、海上保安庁との連携のもと、開発途上国の海上保安機関を支援しています。これまで、マラッカ・シンガポール海峡の沿岸国を中心に人材育成、航路標識の整備、巡視船艇の供与などを進めてきました。マレー

シアでは2002年に海軍から分離した海上法令執行庁(MMEA)が設立され、JICAは専門家派遣や研修を通じて組織体制の強化や立ち入り検査能力の強化などを支援してきました。現在MMEAは人員約4,000人、最大63mの巡視船を有する機関となっており、周辺海域の安全性の向上に役立っています。

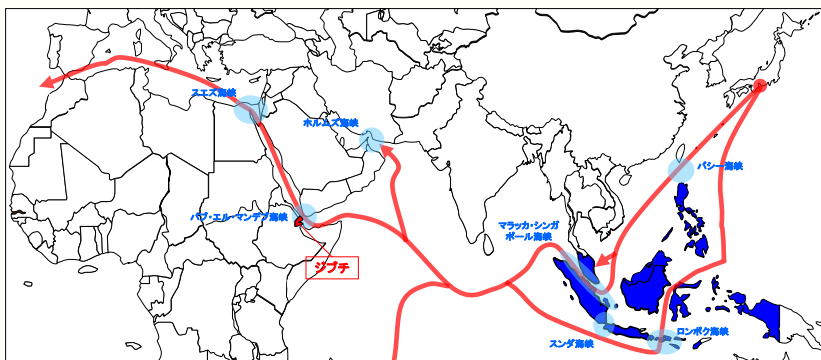
しかしこの数年は、ソマリア沖・アデン湾での海賊行為が国際問題になり、2011年は全世界の海賊行為発生件数(439件)の約半数以上をこのエリアが占める状況となっています。この状況を受け、わが国をはじめ国際社会が連携して海賊対策を進めるなか、JICAも課題別

研修に中東・東アフリカ地域の国々から研修員を招へいし、2013年5月からはブチ国において技術協力「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」を開始しました。今後、同プロジェクトにおいても中東・東アフリカ地域の海上保安機関を対象とした技術支援を実施していく予定です。

海上交通路の安全・安心は1国だけの取り組みで完結できるものではなく、関係国間・関係機関間での連携が重要です。今後、これまでの支援を通じて構築してきた世界のネットワークを生かし、各プロジェクト間ひいては各国間の協力関係を強化する取り組みを展開していきます。



フィリピン沿岸警備隊への短期専門家の派遣



海上交通路(シーレーン)のイメージ図。海上交通路の安全・安心を確保するためには沿岸国海上保安機関の能力向上が不可欠です。着色している国においては技術協力プロジェクトを実施中。その他の国からも課題別研修に多数参加

育成、組織の強化、組織を支える社会・制度の仕組みも構築しなければなりません。JICAは、利用者や周辺住民など受益者に焦点を当て、“何のために、誰のために”を考え、住民参加による協力の実施やNGOとの連携なども積極的に進めています。

また、運輸交通分野の協力においては、物流・人流の国際化や国境をまたぐ地域経済圏の発展を促進するための「国際交通」、人々の移動の可能性を公平に確保し国土の調和ある発展に対応する「全国交通」、都市の持続的な発展と生活水準の向上に対応する「都市交通」、開発から取り残されてしまいがちな地方の生活水準を向上させるための「地方交通」など、複眼的な視野が必要です。このように、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」を、JICAは目指しています。

成長戦略への貢献および日本企業への裨益

日本政府は、2010年、「新成長戦略」としてODAを通じて民間企業の開発途上国への進出を後押しするとともに、開発途上国の持続的な経済成長を支援することを閣議決定しています。また、2013年5月に開催された第4回経協インフラ戦略会議において「インフラシステム輸出戦略」として、ASEAN地域やアフリカ地域では、域内の国際回廊整備による連結性強化が取り組み方針として決定されています。これを受けてJICAでは、TICADV(第五回アフリカ開発会議)と連動する形で、またASEAN地域では特に民政移管後のミャンマーにおいて、道路、鉄道、海運などの運輸交通インフラ整備にかかる「連結性強化」の視点を重要視し、物流改善や資源ルート確保【[P.73 事例を参照ください](#)】を通じた本邦企業に裨益ある環境を整えていきます。



ベトナムからミャンマーまで東西に横断する東西回廊整備の一環として、円借款による支援で建設されたタイとラオスを結ぶ第2メコン国際橋

情報通信 (ICT)

● 課題の概要

先進国では情報通信技術(ICT)が著しい発展を遂げています。ICTは、中央省庁の業務のコンピュータ化(電子政府化)、インターネットを利用した教育(eラーニング)、電子商取引(eコマース)など、行政、社会、経済のさまざまな分野で活用されています。ICTは、国の経済社会構造を効率化し、生産性の向上、生活の質的向上、省エネルギー化など、あらゆる活動の改善を下支えする潜在的能力をもっており、現代社会はICTなくして成り立たないと言っても過言ではありません。

しかし、多くの開発途上国ではICTの普及が遅れており、先進国とのICT格差(デジタル・デバイド)が生まれ、また、途上国内においても通信が可能なところ(情報へのアクセスが可能なところ)とそうでないところの情報格差が、そのまま経済格差となり、格差がますます拡大していくという構図が発生しています。

● JICAの取り組み

JICAでは、デジタル・デバイドの是正があらゆる協力の有効化・効率化に必要と考えており、開発途上国におけるICT利用を促進することに貢献しています。

日本政府は、2000年7月に開催されたG8九州・沖縄サミットで、遠隔学習の導入など開発援助におけるICT利用の促進により、デジタル・デバイドの解消へ貢献するとともに、ODAの効率化を図るために、30カ所のICT拠点の設置を表明するなど、アジアを中心として開発途上国のICT化に向けた協力を推進しています。

社会・経済開発につながるICT政策

JICAは、開発途上国のICT化の推進に向け、5つのメニューを提供しています。

- ① ICT政策策定能力向上：電気通信に関する国家戦略、関連産業育成などICT政策の策定を支援するアドバイザーを派遣しています。
- ② ICTインフラ整備：基幹通信網や地方の通信基盤整備のための将来計画の作成や、維持管理体制強化への支援などを実施しています。
- ③ ICT利用による援助効果・効率の向上：政府行政部門へのITの導入や教育、医療、商業などあらゆる分野の協力でITを活用することにより、事業の効果・

効率の向上につなげています。

- ④ ICT人材の育成：ITを広く普及させるために、技術者、政策担当者などの能力向上を目標とした人材育成プロジェクトを実施しています。IT分野の支援のなかで大きな比重を占めるものです。

- ⑤ 放送：電波障害や干渉に強く、安定的な受信を可能とする地上デジタル日本方式の普及などの協力を行っています。

事例 ラオス IT基盤を支えるエンジニア育成支援

ラオス国立大学ITサービス人材育成プロジェクト

プロジェクト期間：
2008年12月1日～2013年11月30日

急速にIT利用が広まっているラオス。JICAは、それを支えるITエンジニアの育成や、若者がITを利用した新しいビジネスを始められる仕組みづくりを、ラオス国立大学工学部とともに進めています。

2012年度はGDP成長率(8.2%)を上回る民間IT投資の伸び率(19.8%：業界団体調べ)を示したラオス。企業だけでなく、家庭にもパソコンやスマートフォンが急激に普及してきています。その反面、IT基盤を支えるエンジニアが不足し、外国人エンジニアに重要なシステムを任せている例も多く見られます。このような状況のもと、本プロジェクトは、JICA専門家から技術移転を受けたラオス人教員による「即戦力となるITエンジニア」の育成を実現しています。過去2回開催した大卒者向けコースには、計65名が参加し、ほぼ全員が卒業と同時にIT関連職種に就きました。2012年からは、同コースがラオス初のIT修士コースに格上げされ、現在34名が学んでいます。これらコースは、業界標準のIT資格が取得できる科目や、実際に業務で使うシステムを開発する科目を取り入れていることから、実践的であるとの評価を受けており、学生に奨学金を提供したり、社員をコースに派遣したりする企業や政府機関が増えてきています。コースの一部を切り出した短期コースも好評で、これまで68回開催、延べ772名が受講しました。

また、2012年には、起業支援制度(インキュベーター)を初めてラオスに導入しました。アイデアや技術はあるが、経営は素人である若者を対象に、会社スペースの提供や、登記、経理、マーケティングに関する助言などを行っており、2013年5月時点で、日系1社を含め、4社が入居しています。ラオス語でのデジタル情報の提供、オンラインでの商品販売など、ラオス国外では一般的でも、ラオス国内向けとなっていなかったビジネスを、彼らがパイオニアとなって立ち上げようとしています。



プロジェクト主催Workshop一般参加者



Technical writing技術移転中



タイ人短期専門家技術移転中



スリランカ：クルネーガラの学校。幼稚園児から中学生までが同じ敷地で学んでいる 【撮影：久野真一】

部長インタビュー

人間開発

萱島 信子
人間開発部 部長

ポストMDGsを見すえ、教育、保健、社会保障の議論を深める

JICAは、教育、保健、社会保障の視点から、人間開発に幅広く取り組んでいます。2012年度は、ミレニアム開発目標(MDGs)後の開発目標を検討するポストMDGsに向けた議論を深め、円借款と技術協力を組み合わせた学校や病院のハード・ソフト一体となった支援、日本の教育改革にもつながる学術ネットワークづくりなどに注力しました。

2012年度は、ミレニアム開発目標(MDGs)の目標達成に向け、教育、保健、栄養改善、雇用と衡平な成長、すべての人が等しく保健サービスを受けられるユニバーサルヘルスカバレッジ(UHC)などの議論を深めてきました。さらに、2013年開催のTICAD Vに向けて、TICAD IVの成果と課題をまとめました。

また、円借款と技術協力の組み合わせにより、現場のハード・ソフトの充実と政策づくりまでの一体的な支援を、保健分野ではバングラディッシュ、スリランカなどで、教育分野ではモロッコなどで検討を進め展開しています。

新しい取り組みでは、日本自身が抱える課題と密接につながる援助課題があります。高等教育のグローバル化が進む中で、開発途上国だけでなく日本でも高等教育の国際化が大きな課題になっています。JICAは、日本の大学をハブとした学術ネットワークづくりにもつながる協力を進め、知の創造と世界への発信を目指しています。

保健医療は、日本政府の成長戦略でもキーワードの一つになっています。世界で例のない国民皆保険制度のもとで良好な医療を行ってきた日本の実績や医療技術が海外から高く評価されており、JICAとして、日本の医療ビジネス展開と開発途上国のニーズを踏まえた協力を検討しています。日本が直面している高齢化問題も、近い将来、アジア各国に訪れる課題です。日本に学びたいという声に答えて、JICAは相互学習の機会づくりを検討しています。

2013年度は、9月の国連総会でポストMDGsの議論が本格化します。脆弱国の課題に加え、中進国化した国々でも成人病や社会保障などが新たな課題になりつつあります。JICAとして、日本の知見を生かして、開発途上国、日本双方の課題解決につながる効果的な協力を目指していきます。

教育 / 社会保障 / 保健医療

—— 世界のすべての人が豊かな人生を歩めるように



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

ミレニアム開発目標(MDGs)の2015年の達成に向けて、国際社会は共に努力していますが、学校に通っていない子どもは全世界で6,000万人以上に上り、5歳に満たない子どもが1日に20,000人以上も亡くなるなど、現在も多くの人々が、人間的な生活を営むことができない状況にあります。

JICAは、人々が健康で創造的な毎日を過ごし、意義ある目標を追求できることを目指し、「人間の安全保障」の理念に基づき、「教育」「保健医療」「社会保障」の3分野を中心に協力を実施しています。

教育

● 課題の概要

教育は、すべての開発の礎です。教育により知識や技能を獲得することで、人は自らの人生の可能性を切り開き、豊かなものとしていくことができます。人々が能力を高めることで、総体として、社会全体の貧困削減や経済的な成長、科学技術の発展などを促進します。また、世界全体の安定と平和には、宗教や民族

を超えた相互理解の促進が不可欠であり、この点でも教育が重要な役割を担っています。

しかし、開発途上国の教育は多くの課題を抱えています。学校に通っていない子どもの数は1999年に比べ4,400万人減少しましたが、依然として6,100万人にも上ります。最貧国では、たとえ小学校に入学しても3分の1が卒業できずに退学しています。また、初等教育の普及により、中等教育(技術教育も含む)の需要が高まっていますが、その就学率は低い水準に留ま

事例 教育 工学系高等教育ネットワーク(AUN/SEED-Net)プロジェクト・フェーズ3

日・ASEANの大学間ネットワーク構築と新たな発展に向けて

JICAでは、途上国の大学と本邦大学の大学間ネットワークの構築・強化を通じて、途上国の大学の能力強化を支援するとともに、本邦大学の国際化にも貢献する協力を推進しています。その代表的な事例として、本邦14大学とASEAN10カ国を代表する26のメンバー大学との大学間ネットワーク強化を通じて、ASEAN側メンバー大学の教育・研究能力の向上を支援する「アセアン工学系高等教育ネットワーク(AUN/SEED-Net)」プロジェクトがあります。

2003年の協力開始以降、フェーズ1、フェーズ2の協力では、メンバー大学の若手教員の本邦大学またはASEAN域内の大学への留学による高位学位(修士号・博士号)取得支援、日・ASEAN大学教員間の共同研究や学術セミナーの開催などを通じて、メンバー大学の研究・教育能力の向上と多国間の学術ネットワークの強化を図り、ASEAN地域の社会・経済発展に必要な工学系人材を持続的に輩出することを支援してきました。その結果、これまでに、延べ約900名、ASEAN側メンバー大学の約2割の教員の学位取得を支援し、700以上の共同研究が行われ、1,000件を超える学術論文が発表されま

した。その過程では、ASEAN側400名、日本側200名の大学教員の人的ネットワークが形成され、2011年には国際学術雑誌も創刊しました。

またJICAは、2013年3月からフェーズ3を開始し、これまでの協力のアセットを活用しながら、ASEAN側大学および本邦大学と、当該地域に進出する日系企業を含む産業界との連携を促進し、地域共通課題の解決に資する共同研究活動を実施することによって、域内産業の高度化とグローバル化および地域共通課題への取り組みを促進することを目指しています。また、フェーズ3においては、ASEAN側メンバー大学を7大学、本邦側

メンバー大学を3大学増やし、拠点大学の研究・教育能力と多国間の学術ネットワークをさらに強化することで、アジアにおける科学技術振興のプラットフォームの形成強化を図ることを目標としています。



高学位取得を目指すASEAN諸国の若手教員たち

っています。

さらに、開発途上国では、高等教育に対する関心が近年急速に高まっています。MDGs以降も見据えて、知識やイノベーションの創造(研究)、社会経済開発をけん引する人材の育成(教育)、経済や社会のグローバル化に伴い複雑化する開発課題の解決や産業界・社会への還元(社会貢献)などを通じて、高等教育機関が各国の知識基盤社会づくりで中核的な役割を果たすことが期待されています。

また、アジアの一員である日本にとって、アジアと本邦の大学間の連携強化は、同地域の高等教育機関の国際化を促進させるだけでなく、域内の産業界が求める高度人材の育成を通じたアジアの経済成長支援につなげることができ、結果として日本の社会経済を活性化させるという観点からも重要です。2015年までに予定されているアセアン経済統合により、人、モノ、資本等の流れが自由化され、今後は高等教育機関の連携・ネットワーク化がますます重要になることが予想されています。併せて、グローバル化の動きにより、地域の経済・社会にも影響力を持つ高等教育機関の重要性が高まっています。一方で、これら開発途上国の高等教育機関では、十分な資格・能力をもった教員や教育・研究用の施設・機材の不足などの問題に直面している場合が多く、質の高い教育や研究活動の提供が難しいのが実情です。この点からも、高等教育支援の重要性は高いといえます。さらに、こうした協力が本邦大学のグローバル化の一助ともなり、支援を通じて日本をよく知る相手国現地産業人材が育成されるという成果にもつながっています。

● JICAの取り組み

1. 基礎教育

基礎教育とは、「読み・書き・計算」といった、人が生きていくために必要不可欠な基本的な知識や技能を教える教育のことで、初等・中等教育のほか、就学前教育やノンフォーマル教育(識字教育など)を含みます。

開発途上国が、基礎教育分野で抱える課題はさまざまですが、JICAは特に、初中等教育の量的拡大と質の向上に焦点をあわせ、具体的には、①現地業者を活用した学校校舎の建設、②教員研修の改善を通じた教員の教える力の強化、③地域住民が参加する民主的な学校運営体制の確立を通じた学校現場での教育環境の改善、④これらの協力の持続性確保に必要な中央・地方の教育行政官のマネジメント能力強化、

の4つを重点とした協力を推進しています。

特に、基礎教育支援の重点地域であるサブサハラ・アフリカの国々に対しては、2008年5月に表明された第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)の横浜行動計画に沿って、①500校以上の小・中学校の建設、②10万人の理数科教員に対する研修の実施、③住民参画型の学校運営改善モデル「みんなの学校」を1万校に拡大させる、といった支援を展開してきました。

最近では、現場レベルでの協力の成果を、相手国の教育政策へ着実に反映させることや、子どもの学習成績の向上といった形でのインパクト発現により結び付けることを目指し、従来のプロジェクトベースの協力に、教育セクターへの財政支援や政策アドバイザー専門家の派遣などを組み合わせた、包括的な支援を積極的に進めています。

開発途上国で一人でも多くの人々が良質な教育を受けることが可能となるように支援を行うことは国際社会の責務であり、「万人のための教育(Education for All: EFA)」、MDGs達成の目標年である2015年に向けて、JICAは引き続き基礎教育に対する協力を着実に実施していきます。

2. 高等教育

一国の教育制度の最終段階に位置するのが高等教育です。近年、特に重視されている高等教育の量、質、公平性の向上を目的として、JICAは、日本の大学の協力を得ながら、開発途上国における高等教育分野の支援を行っています。国や地域の高等教育分野をけん引する中核的な拠点大学を主な支援対象とし、教員の能力向上、キャンパスや教育研究資機材整備、大学運営体制強化、産学地連携促進、大学間ネットワーク構築などを通じ、その教育・研究能力の向上を支援しています。

アジア地域では、アセアン工学系高等教育ネットワーク(AUN/SEED-Net)への支援を中核に置きつつ、ニーズに応じて他の拠点大学への協力も実施しています。さらに、日本の大学院の正規課程における長期研修を通じて高度人材の育成も図っています。

中東・アフリカ地域では、2010年2月に部分開校したエジプト日本科学技術大学(E-JUST)への支援を中核に置き、産業界での活躍も見据えた実践力を有する高度人材の育成を図っています。ここ最近のアフリカにおける高等教育機関の重要性の高まりに対してもE-JUSTの果たす役割が大きくなることが期待されます。

技術革新、それに伴う社会の変化が激しい昨今、JICAは世の中のニーズに対応し、新たなイノベーションを生み出し、国づくりの中核を担う人材を育成・輩出するために、引き続き高等教育支援に取り組んでいます。

社会保障

● 課題の概要

近年、開発途上国においても、産業化や都市化による家族や地域社会のつながりの希薄化が進み、人口の高齢化も進展しています。また、目覚ましい経済成長を遂げた国・地域がある一方で、そこから取り残されている人も多く、富の偏在化や格差の拡大が社会の不安定化につながっています。

経済成長とともに安定した社会を構築していくためには、医療保障や所得保障の充実を図り、社会全体でさまざまなリスクに備え、安心、安全な社会を築いていくことが重要です。社会的弱者の自立支援は、社会・経済活動への参加を促し、活力ある国づくりにつながります。

● JICAの取り組み

JICAは、日本の社会保障の知見や経験を生かしつつ、「社会保険・社会福祉」「障害と開発」「労働・雇用」の3分野を中心に、社会保障の充実に取り組んでいます。

1. 社会保険・社会福祉

医療保障、所得保障(年金など)の社会保険制度の整備、高齢者などに対する社会福祉施策の強化を支援しています。これらの分野では、自国の制度の構築のために日本の知見から学びたいというニーズが高く、関係省庁の中核人材を日本に招き、日本の制度整備や運営に関して情報提供や意見交換を行っています。近年は、東南アジア地域の中進国を中心に、高齢化対策に関する日本の経験に強い関心が示されています。

2. 障害と開発

JICAは障害者をサービスの受け手と見るだけでなく、開発の担い手としてとらえています。「障害の有無にかかわらず、すべての人が住みやすい国をつくる」という願いは、JICAの大きな目標です。

JICAは、開発途上国の障害者の「参加と平等」の実

事例 社会保障 要援護高齢者等のための介護サービス開発プロジェクト(LTOP)

タイでの高齢化対策を支援

高齢化のスピードが速いアジア。既に高齢化を迎えているタイでは、喫急の対策が求められています。JICAは、高齢者介護に焦点を当てた初の技術協力プロジェクトを展開しています。

高齢化対策は、「課題先進国」である日本の経験に対し、他国から高い関心や期待が寄せられている分野です。

経済発展の著しいASEAN地域においても、医療水準の向上、出生率の減少等に伴う少子高齢化の波が訪れています。なかでもタイは、総人口に占める65歳以上の人口の割合(高齢化率)が8.9%と、すでに「高齢化社会」を迎えています。今から11年後の2024年には、高齢化率が14%に達し、早くも「高齢社会」となることが予測されており、日本を上回るスピードで高齢化が進んでいます。

欧州諸国では、徐々に高齢化が進んだため、長い時間をかけて対策を進めることができましたが、アジアの高齢化はスピードが非常に速いのが特徴であり、先進国並みの経済発展を遂げる前に、先進

国並みの人口の高齢化に直面することになります。

人口の高齢化に伴い発生する社会保障ニーズに対し、タイ政府は早急な政策的対応が必要と考えています。特に介護については、都市部への出稼ぎや核家族化が進むなか、伝統的に強かった家族の介護力が低下してきています。介護を必要とする高齢者やその家族を支える社会サービスを早急に整備しなければ、近い将来、介護の質や家族の介護疲れなどが社会問題化することが懸念されます。

これらの状況をふまえ、JICAは、高齢者介護に焦点を当てた初の技術協力プロジェクトとして、「要援護高齢者等のための介護サービス開発プロジェクト」を2013年1月から2017年8月までの予定で実施しています。タイ国内の都市部と

農村部から6カ所のパイロットサイトを選び、介護サービスのモデルを試行し、効果のエビデンスや費用を検証して得られた分析結果をもとに、持続可能な高齢者介護に関する政策を提言します。

また、高齢化対策は、特にASEAN地域で顕在化しつつある課題であるため、このプロジェクトから得られた知見をASEAN諸国と共有していく計画です。



プロジェクトサイトで高齢者の要介護状況を確認する日本人専門家(コンケン県)

現を目的として、障害者が主体的に社会に参画できるような支援を重視し、障害者リーダーや障害者団体の育成を通じたエンパワメント、バリアフリー環境の整備などに力を注いでいます。

3. 労働・雇用

開発途上国では、経済発展に伴い労働災害が増加している一方で、労働安全衛生などの法制度や実施体制の整備が不十分なために、労働災害による被害を受けても、十分な補償が得られず、貧困状態に陥るリスクを抱えた労働者が大勢います。また、先進国の景気低迷を受けた新興国での失業増加や、若年層の就業難などの雇用の問題は、社会の安定にとってのリスクとなる可能性があります。JICAはこれらの課題に対し、労働安全衛生改善や公的雇用サービスの強化および就労支援に取り組んでいます。

保健医療

● 課題の概要

開発途上国では、適切な保健医療サービスを受けられずに多くの人々が命を失っています。日本政府はこれまでに2015年までのMDGs目標達成に向けて継続的な支援を表明しており、JICAは、以下の項目で示す「母子保健」「感染症対策」「保健システム強化」の三つの課題に焦点を当てて取り組んでいます。

他方で、2015年以降を見据え、日本政府は2013年6月に「国際保健外交戦略」を新たに表明しました。同戦略においては、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の重要性やグローバルな官民連携および日本国内の民間部門との連携などが謳われています。これを受け、2013年6月に開催されたTICADVIにおいてはアフリカにおけるUHCへの貢献が打ち出されています。

UHCとは、「すべての人が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復にかかるサービスを、支払い可能な費用で受けられる」ことを意味します。JICAは、これまで保健医療従事者の能力強化、医療施設・設備の充実といったサービスの供給体制強化に軸足を置いた協力を進めてきましたが、今後はこれに加え貧困層を含むすべての人々が基本的な保健医療サービスにアクセスできるよう、保健医療財政の強化、医療保障制度の構築などの協力についても推し進めていきます。この方針を具体化するため、研修事業などを通じたアジ

アやアフリカ諸国間の経験共有の促進に取り組むほか、タイなどの国に対しては、現状調査を行い、先方ニーズに添って日本の健康保険の診療報酬制度などに関する経験共有のセミナー・研修などを実施していく予定です。

● JICAの取り組み

1. 母子保健の向上

妊娠・出産で命を落とす年間36万人の妊産婦や、5歳未満で亡くなる年間810万人の子どものうち99%が開発途上国の人々です。妊産婦と子どもの健康は開発途上国において最も深刻な問題の一つとなっています。

JICAは、2011年度に課題別指針「母子保健」を作成し、包括的な母子継続ケア普及と持続のための保健システム強化を多くの国で支援しています。具体的には、母子保健サービス展開に向けた保健省の政策・事業管理能力の強化、地方行政能力強化、保健医療施設の機能強化、助産師などの保健人材の能力強化、コミュニティの意識向上と体制強化、サービス実施に係る病院や保健所などの関係者間の連携体制の強化に着目し、その仕組み・能力の強化を目指しています。

2012年度には、ジブチやセネガルで妊産婦の安全なお産と新生児ケアの実施体制を強化するための協力を開始しました。また、ラオス、タジキスタンでは、母子保健サービス提供の脆弱な地域に対し、技術協力との相乗効果を意図して、分娩施設を伴ったヘルスセンターの増設や整備、病院への機材調達を無償資金協力で行うことが決定されました。ミャンマーにおいては長年機材の更新がなされていない産婦人科病院と小児病院の三次病院に対する機材調達の無償資金協力を行うことが決定されました。

2. 感染症対策

エイズ・結核・マラリアだけでも毎年数百万人の命を奪う感染症は、開発途上国の人々への直接的な脅威であり、経済・社会発展の阻害要因となっています。しかも、経済活動や運輸・交通の発達により世界に拡大する恐れがあるだけに、世界全体で取り組むべき課題です。

こうしたなか、JICAは、日本政府が資金拠出を行っている「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」やUNICEFなどと協力し、国家戦略計画の策定、保健情報の収集・分析、予防・検査・治療サービス提供能

力の強化、サービスへのアクセス改善などを目的とした技術協力や、ポリオ・麻疹などのワクチンやマalaria対策の蚊帳など関連資機材の供与のための資金協力を実施しています。技術協力については、2012年度にアフガニスタン、カンボジア、ミャンマー、ザンビア、ソロモンなどの国々で感染症を対象としたさまざまな協力を継続したほか、ガーナでHIVの母子感染の予防に関する運営能力を強化する協力を新たに開始しました。また、日本の感染症研究分野の知見を活用し、「地球規模課題対応国際科学技術協力」により、エイズ、結核、デング熱などの分野でアジアやアフリカの研究機関との共同研究を進めています。

3. 保健システム

保健システムとは、保健医療サービスを人々に提供するための基盤(行政・制度の整備、医療施設の改善、医薬品供給の適正化、正確な保健情報の把握とその有効活用、財政管理と財源の確保)と、それらに携わる組織・人材、サービスを提供する人材の育成・管理を含む仕組みを意味します。特定の疾病・課題と、保

健システム全体の強化にバランスよく取り組む必要があると同時に、多様な支援機関による保健システムに特化したパートナーシップが設立されるなか、援助協調の枠組みを踏まえた役割と協力が求められています。

JICAは積極的に国家保健計画や予算策定に貢献し、計画の円滑な実施を支援しています。モルドバでは円借金を活用して中核的な病院に集中投資を行い、病院の統廃合促進を含む保健改革を通じた効率的な保健システムの確立を支援するとともに、日本の優れた医療技術の普及も見据え、準備調査を実施しました。ケニアでは保健省の政策に沿って、地方保健行政のマネジメント能力強化とコミュニティレベルでの健康増進活動を支えるコミュニティヘルス戦略の強化に取り組んでいます。タンザニア、南スーダンでは、保健人材マネジメントを支える保健人材データベースの構築・普及を支援しています。また、保健人材マネジメントに関するフランス語圏アフリカの域内協力、保健医療施設の経営改善を目指した日本型経営手法の応用・普及にも取り組んでいます。

事例 保健医療 きれいな病院プログラム

スリランカの成果を、タンザニアなどアフリカで

JICAは、スリランカの病院で日本型品質マネジメントが導入された事例をモデルとして、タンザニアをはじめアフリカ15カ国で、保健行政官と病院関係者を対象に、研修と実践による「きれいな病院プログラム」展開を支援しています。

「きれいな病院プログラム」は、日本型品質マネジメント(5S-KAIZEN-TQM)^{*}を活用して病院改革を行うものです。これは、2000年からスリランカのキャッスルストリート母子病院で独自に取り組まれ、新生児感染症の低減、医療サービスの向上など大きな実績を上げた事例をモデルとし、JICAの支援により5S-KAIZEN-TQMという病院マネジメント手法として発展しました。

その成果をもとに、2007年3月から、この5S-KAIZEN-TQM手法の導入をタンザニアなど15カ国で取り組んでいます。アフリカの多くの病院は、医師や看護師などの人材、医療サービス、機材・医薬品不足など大きな課題を抱えています。そうしたアフリカの保健行政官や病院関係者が日本やスリランカの病院などの視察・研修を通じて理念と実践法を学び、自国の病院行政や病院の改善に生かす取り組みで、保健システム強化に貢献する

ものと期待されています。

タンザニアでは、保健福祉省が参加し、国立ムベヤコンサルタント病院をパイロット病院として活動を始めました。院長が日本とスリランカでの研修を受けた後、セクションごとにチームをつくって、職場の整理整頓に始まり、健康保険の申請不備の防止、薬や資材の適正在庫管理などの改善を推進しました。自分たちの努力と知恵で職場環境の改善やサービスの向上が図られたことで、病院スタッフのモチベーションも高まりました。この取り組みが注目され、保健省の支援により全国の州立病院に広がっています。さらに、マラウィ、ザンビア、ウガンダなどの周辺国からの視察も数多く受け入れており、今後、アフリカでの広域展開の拠点になることが期待されています。

なお、「きれいな病院プログラム」は、日本とスリランカによるアフリカ支援という三角協力の優良事例としても高く評価され、2012年にはUNDPより南南協力ソリューション賞を受賞しました。

* 5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)、KAIZEN(改善、根拠に基づく参加型の問題解決)、TQM(総合的品質管理)を段階的に導入することにより、資源に制約のある状況で病院マネジメントを向上する手法



5Sで整理整頓された外来診療室の様子



フィリピン：マングローブ植樹の重要性を理解して作業に取り組む子供たち 【撮影：久野真一】

部長インタビュー

地球環境

不破 雅実
地球環境部 部長



2015年の新たな枠組みづくりに向けて

地球環境部は、森林・自然環境保全、環境管理、気候変動対策、水資源、防災と広い範囲をカバーしています。そうした各分野に加えて横断的な課題として、気候変動対策と防災の主流化という地球規模の課題などに取り組んでいます。

2年後の2015年は2000年に作成されたミレニアム開発目標(MDGs)の目標年です。2015年3月には仙台で第三回国連防災世界会議が開催され、防災に関する兵庫行動枠組(HFA)の次の目標が決められる予定です。気候変動枠組みについては、全ての温暖化ガス排出主要国が参加する国際的枠組みを2020年から開始するため2015年までにその枠組みの中身を詰めて国際的な合意形成を目指します。このような区切りの年である2015年に照準を合わせ、それまでのステップを刻んだのが2012年度の重点活動であり、その先に2013年度の活動方針があります。

JICA地球環境部ではポスト2015年を議論する国際会議などに積極的に参画してきました。

防災はあらゆる開発の分野に組み込まれるべき横断的課題であると認識され、それを防災の主流化という表現を使っています。これまで開催された2回の国連防災世界会議は日本で行われ、2015年3月の「第三回国連防災世界会議」も被災地である仙台で開催することが決まっています。兵庫行動枠組(HFA)の次の枠組みが議論され発表される予定です。また、2015年に目標年を迎えるMDGsの次の目標では、防災を組み入れることについて国際社会の合意形成が加速されてきています。JICAは防災の事前投資が災害による経済開発の遅れを

防止する効果を検証し、また災害のリスク分析を踏まえて有効で効率的な防災投資を実現するための方策を提案しています。2013年度は、ポストMDGsの議論に防災を組み込むための議論を深化させ発信していきます。

気候変動対策もCOPや新たに設置されるグリーン気候基金の理事会などの国際会議に継続的に参加していきます。2020年以降の新しい枠組みが成立するようにJICAの取り組みを国際的に発信していきます。同時に日本政府が推進する新たな二国間の温室効果ガス(グリーンハウスガス：GHG)削減枠組みである二国間オフセット・クレジット制度(JCM)の実施促進を支援する活動を進めます。森林保全によるGHG削減を目指すREDD-plusの制度構築展開も支援します。

環境管理分野では、2013年度下水と廃棄物対策に特に重点を置く考えです。さらにASEANでの家電リサイクルシステム確立に協力するなど、今後の世界のモデルとなるような案件形成に力を注いでいきます。

水と衛生分野はMDGsの一部であり、これまであらゆる地域で活動を展開しています。今後は技術協力をさらに発展させ、地方自治体と民間企業の目指す海外水ビジネス展開を支援する方針です。

こうした活動を通じて、地球規模の課題に国際社会とともに取り組み、日本の知見を発信していきます。

環境

—— 貧困と環境破壊の悪循環を断つために



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

開発途上国では、人々の生活基盤である環境の破壊が進み、ますます貧困が深刻化していくという悪循環が起きています。私たちはかけがえのない自然環境を刻々と失いつつあり、環境と調和の取れた持続可能な社会と開発を実現する必要に迫られています。

人類すべての生命を取り巻く地球環境の保全へ向けて、JICAは、「自然環境保全」「環境管理」「水と衛生」「防災」「気候変動対策」の5つの課題に取り組んでいます。

自然環境保全

● 課題の概要

世界では、資源の大量消費や大規模な開発の結果、森林や湿地の減少、沿岸生態系の劣化、土壌劣化、生物種の絶滅など自然環境の破壊が急速に進んでいます。森林は、伐採、インフラなど大規模な開発、農地などへの転用により、毎年、日本の国土面積の3分の1にあたる約1,300万haが減少し、また過剰伐採による森林の劣化も進んでいます。海洋では、過剰漁獲、観光開発などにより、サンゴ礁の19%がこれまでに失われ、海洋漁業資源は、80%が最大限または過剰に利用されていると推計されています。

自然環境は、食料や衣服、医薬品など、私たちの生活に欠かせないさまざまな資源や防災などの機能を提供しており、生態系サービスの劣化や崩壊は、人類の生存基盤の根幹を揺るがす問題につながります。

地球上で失われつつある森林や湿地などの自然環境を保全し、生態系と人間活動の調和がとれた社会づくりに貢献することが国際社会の一員として求められています。

● JICAの取り組み

JICAでは、2000年から2011年にかけて1,383万haの保全地域(森林保全1,149万ha、その他の生態系保全234万ha)を対象に、森林情報の整備、管理計画の立案や地域住民の生活改善などの活動を行うとともに、森林再生のために305万haの植林を行いました。これらの活動によって便益を受ける人口は累計で1,070万人に上っています。

一方、開発に伴う土地利用の転換、人口増加による自然資源の利用圧力の増加は、開発途上国では引き続き大きな課題であり、これらに対応するため、JICAは「自然環境の維持と人間活動の調和を図る」ことを目指し、次の3つのテーマを掲げて協力を実施しています。

1. 住民主体の自然資源の持続的利用

開発途上国では、多くの人々が地域の自然資源を日々の生活のために利用しています。しかし、自然の回復力を超えた過剰な利用によって、自らの生活基盤である自然環境を壊してしまう例も少なくありません。また、資源の利用と管理をめぐる行政と住民の軋轢が生じることもあり、地域住民の視点に立ちつつ、行政とも連携したうえで、住民主体の自然資源の管理を行うことが課題です。

JICAは、相手国政府と住民が共同で自然資源を適切に管理し持続的に利用する仕組みの構築を目指し、ラオス、ベトナム、エチオピア、マラウイ、マダガスカル、セネガルなどにおいて制度や組織の整備、適正技術の普及などに取り組んでいます。

2. 生物多様性の保全

自然資源の過剰利用、乱獲や外来種の侵入、気候変動などにより、2万種を超える野生生物が絶滅の危機に瀕していると推計されています。

JICAは、国立公園などの重要な保護区の管理、調査・モニタリング、行政官や研究者の能力向上、エコツーリズムの導入、環境教育など多様な支援を行っています。

また、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)

で採択された「愛知ターゲット」(陸域17%、海域10%以上を保護区として保全するなど)を踏まえ、その目標達成に向けた開発途上国の取り組みを技術移転、人材育成などにより支援しています。

3. 持続可能な森林経営

森林には木材資源を供給する機能だけではなく、水を蓄え安定供給する機能、二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収・蓄積する機能、土壌の栄養分を保持する機能、洪水や土砂崩れといった自然災害を防止する機能などがあります。JICAは、植林などによる森林再生だけでなく、現存する森林を適切に保全・管理して減少を抑制し、森林の質を維持・改善する努力が重要であるとの認識の下、森林資源の現状把握とモニタリング、造林などの技術開発、森林保全・管理の体制構築、住民の意識の向上などの活動を実施しています。また、気候変動対策の一環としてREDD-plus(森林減少・劣化の抑制などによる温室効果ガス排出削減)の開発途上国での体制整備への支援を実施しています。

環境管理

～環境問題に伴うリスク・損失を軽減し、持続可能な発展を実現～

開発途上国が経済発展に伴う環境負荷を予防的に抑える能力を強化

● 課題の概要

多くの途上国では経済発展に伴い、水質汚濁や大気汚染、不適切な廃棄物処理などの環境問題が深刻化しており、水、森林といった限られた資源の枯渇が心配され、生物のみならず人類の生活や健康を脅かすとともに、健全な経済発展を阻害する要因にもなっています。日本の過去の経験を踏まえると、環境問題への取り組みは生態系や人の健康に影響が出てからでは手遅れであり、回復に向けてより多大な費用が必要となります。

また、2012年6月にブラジル、リオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議(通称リオ+20)」では、改めて国際社会における環境問題の取り組みが

事例 ベトナム 森林保全支援

自然環境保全プログラムを通じた支援

JICAは、「自然環境保全プログラム」を通じて、ベトナム政府の政策目標実現を支援しています。

ベトナムの森林面積は、過去の戦争、人口増加と貧困による農地への転換や違法伐採などによって、1945年の約43%から1990年には約27.7%まで減少しました。ベトナム政府はこのような状況を改善するため、2020年までに森林面積を国土の45%に回復する政策目標を立てて森林の面積回復と持続的利用に取り組んでいます。

JICAは「自然環境保全プログラム」を通じて、ベトナム政府の政策目標実現を支援しています。具体的には、森林分野のアドバイザーを農業農村開発省森林総局に派遣し、政策立案やドナー協調の支援を行っています。また、「北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト」では、住民参加型の森林管理と生計向上が両立するよう支援し、「ディエン

ビエン省REDD-plusパイロットプロジェクト」では、同省のREDD-plus行動計画の策定を通じて、REDD-plusに必要な政策・制度構築や森林モニタリングなどの技術移転を進めています。JICAは今後も、住民と行政が効果的に連携して、森林の回復と持続的利用を行う体制づくりへ貢献を続けます。



普及員から住民への植林指導



焼畑により森林が部分的に消失している様子

不可欠ということが確認されています。そして、今後の環境と調和した発展に向けては「グリーン経済の推進」が不可欠であることや、先進国から途上国への支援を強化していくことが合意されています。

こうした状況の中で、途上国では環境対策にかかる施設整備や制度づくりといった、環境問題への対応能力の強化がますます重要となっています。

● JICAの取り組み

環境問題は、複数の要因が重層的に関係し、空間的な広がりを持つことが多いため、短期間で解決を図ることが困難という特徴があります。また、インフラ整備といった直接的な投資に比べて、環境対策に対する対応が遅れることも少なくありません。特に途上国では国家財政も厳しいことから、こうした傾向が強く見られる場合もあります。しかし、先に挙げたリオ+20でも、環境との調和を図りながら経済発展を行っていくこと、貧困撲滅を最大限の目標としつつ「人」を中心とした持続可能な発展を行っていくことが確認されています。そのため、人類の活動全般から発生する環境への負荷を最小限に抑え、持続可能な発展をするための方策として適切な「環境管理」の実施がますます重要となっています。

このような背景を踏まえて、JICAは開発途上国の発展状況やその地域に合わせた多様な支援を行っています。その中でも必要なのは、予防に重点を置いた取り組みであり、環境対策の制度づくりといった環境問題への対応能力の強化を重点としています。

その際、環境管理を行う組織や個人の対応能力の強化が不可欠との認識から、近年は、環境管理能力の開発(キャパシティ・ディベロップメント)の強化を重視しています。また、過去に実施した協力を活用した、南南協力による効果的な支援といった取り組みも行っています【[P.121](#)を参照ください】。具体的な取り組みは以下のとおりとなっています。

1. 水環境

水質の監視能力や管理計画の立案、政策提言能力の向上など、河川・湖沼・海洋の水質汚濁防止のための施策を支援しています。また、下水道施設整備など、生活廃水や産業廃水を処理し、衛生環境を改善するために必要となる計画の立案と施設の整備や、効果的な施設の運営・管理に向けた支援も実施しています。

2. 大気環境

大気質の監視能力や管理計画の立案、政策提言能力の向上など、大気汚染防止の施策を支援しています。大気汚染物質を除去する施設整備や新たな汚染物質測定に向けた支援にも取り組んでいます。【[P.32](#)を参照ください】

3. 廃棄物管理

廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分にわたる行政サービス能力や管理計画の立案、政策提言能力の向上など、廃棄物管理のための施策を支援しています。

特に最近では、廃棄物の減量・再使用・リサイクルの推進(3Rの推進)を通じて循環型社会の形成に向けた支援を強化しており、廃電気・電子製品(Electrical and Electric Waste: 通称E-waste)のリサイクル制度の構築といった支援も行っています。

4. その他

環境管理基本計画の策定を支援しているほか、環境に対する負荷が大きかつ人間に対する影響も心配される化学物質対策といったより進んだ環境管理への支援にも取り組んでいます。

水と衛生

● 課題の概要

水は、人間が生きていくうえで不可欠です。飲料水、食料生産、生計を確保する経済活動に必要なものとして、直接・間接的に人間の生存を支えています。

しかし、人間が利用可能な水資源には限りがあります。地球は「水の惑星」と呼ばれますが、地球上の全水量のうち比較的容易に利用できる河川水や湖沼水はわずか0.01%です。

一方で人口増加が続く開発途上国では水需要も増え続けており、限りある水資源を国民の生存のため、国の経済発展のため、自然環境の保全のために、いかに配分するかという極めて困難な課題に直面しています。

また、水と密接に関連しているのが、衛生の問題です。世界の下痢症による5歳未満児の死亡者数は年間150万人にも及びます。下痢症の多くは、糞便から排出される病原菌が水、食べ物、人の指などを介して人の口に入ることにより感染します。したがって、糞便

を生活環境から隔離するための衛生施設(トイレ)の整備が非常に重要となります。加えて排便後の手洗い、給水施設の回りを清潔に保つといった衛生的な行動により感染経路を遮断できます。疾病の減少には給水と衛生を同時に改善していくことがきわめて重要です。

日本は戦後の経済成長の中で、洪水や濁水を克服しながら、上下水道を着実に整備し、衛生的な社会をつくりあげてきました。その一方で、直接または間接的に多くの水を輸入する大量消費国であり、開発途上国の水・衛生問題の解決に携わることは日本の責務で

事例 ブルキナファソ 技術協力プロジェクトによる支援

中央プラトー地方給水施設・衛生改善プロジェクト

安全な水へのアクセス率が低いサブサハラ・アフリカにおいて、JICAは、行政機関や民間セクターを巻き込んだ維持管理能力強化を技術協力にて支援しています。

ブルキナファソの中央プラトー州および南部中央州では、2012年に無償資金協力により300基の井戸を完成させたのと並行して、技術協力プロジェクト「中央プラトー地方給水施設・衛生改善プロジェクト」を2009年から実施しています。

ブルキナファソの特徴は、各井戸に設置された水管理委員会が、能力や住民の参加意識が低いために、運営が立ち行かなくなることのないよう、複数の水管理委員会を束ねた水利用者組合を各村落単位でつくり、行政機関から技術支援を受けながら、傘下の委員会間の互助的な維持管理制度を目指している点にあります。これにより、1つの水管理委員会では対応できないような大規模な修理にも組合として対応でき、井戸の稼働率が向上することになります。また、地方自治体、水利用者組合、ポンプ修理業者といった主要関係者間での協定・契約の締結により、各関係者の役割と責務を明確にした給水施設維持管理体制の構築を目指しています。本プロジェクトでは、この新たな制度の利点を住民に粘り強く説明しながら水利用者組合の設立とその能力強化を進め、当初中央プラトー州内3県でパイロット的に開始した設立活動が州全域に普及し、さらに全国展開を見据えるまでに至っています。また、当初より衛生啓発活動をプロジェクトに組み込み、住民が安全な水の大切さを理解し、手洗いなどの衛生的な行動が習慣として定着するよう支援しています。



ブルキナファソの村落部では村ごとに共有の井戸を設置。女性や子供が重いタンクを持って何キロも歩くことも



村の人々に対して衛生活動の普及を進めるのがボランティアの役割

あるといえます。

JICAは、次のような観点から水・衛生分野での協力を推進していきます。

● JICAの取り組み

1. 水資源の管理と効率的な水利用

増大する水需要に対し利用可能な水資源量が限られている中では、水資源の「適正な管理」が重要です。セクター間の水配分をいかに調整し、同時に水環境の保全を図るかということです。これを怠ると無秩序な水利用が進み、「アラル海の悲劇」のような環境破壊が繰り返される恐れもあります。さらには気候変動の影響により、洪水や干ばつの頻発も予想されています。JICAは統合水資源管理の観点から、気候変動が水資源に及ぼす影響を評価しつつ、各国の水資源管理計画の策定を中心に協力を進めます。

限られた水資源を適正に管理するためには、水利用の効率化がきわめて重要です。節水農業の促進、排水や下水処理水の再利用などがこれにあたります。JICAは、特に、日本の経験・技術を生かせる上水道における漏水などの無収水の削減を中心に、積極的に協力を進めていきます。

2. 安全な水と衛生施設へのアクセス改善

「安全な水と基礎的な衛生施設(トイレ)へのアクセス」は、ミレニアム開発目標(MDGs)に掲げられ、国際社会における主要開発目標のひとつとなっています。2010年7月の国連総会でも「基本的人権」として宣言されています。

しかし、世界では、2010年時点で、いまだ7.8億人が安全な水にアクセスできないほか、トイレにアクセスできない人々は25億人にのぼります。

JICAは国際社会の一員として、これらのアクセス改善に積極的に取り組んでいます。具体的には、都市部と村落部の双方で、資金協力による給水施設の整備と技術協力による運営・維持管理体制の強化を同時に進めています。都市給水では、水道事業体の経営改善にも取り組み、膨大な施設整備ニーズに対して民間資金も動員できるようにしています。

また、取り組みが遅れていた衛生施設へのアクセス改善では、サブサハラ・アフリカを中心に徐々に協力を拡大していきます。

3. 水関連災害の軽減

水は災害の原因でもあり、洪水や干ばつにより、世界中で多数の人命と財産が失われています。気候変動による豪雨や渇水の増加は、水関連災害の増大に結びつき、開発途上国の持続的な社会、経済の発展を妨げる大きな要因となります。援助国の支援と開発途上国の地道な努力により得られた尊い果実が災害により霧消してしまうことのないよう、災害に強い社会をつくり上げていくことが必要となります。

JICAは、日本が古くから築き上げてきた治水や渇水調整の経験・技術を最大限生かし、資金協力による構造物対策と技術協力による洪水などへの対応能力強化を進めています。

防災

● 課題の概要

風水害、地震、火山活動など、世界ではさまざまな災害が発生していますが、この30年ほどで災害数や被害が増加しています。特に、開発途上国では社会基盤の整備が遅れているうえに、人口の都市部への集中が重なり、災害に対して脆弱です。自然災害は、尊い人命を奪うだけでなく、人々の暮らしを直撃し、貧困に拍車をかけてしまいます。従来の防災支援は、ダムや堤防などの構造物(ハード)による対策が主流でしたが、予警報やハザードマップの作成や避難訓練などのソフト面も重視して、ソフトとハードを適切に組み合わせることで人や社会の災害対応力を総合的に向上させる支援が必要です。

● JICAの取り組み

1. 取り組み方針

JICAは「予防→災害発生直後の応急対応→復旧・復興→さらなる予防活動の促進」という災害マネジメントサイクルに基づいて、継続的な支援を行っています。

①安心・安全な社会への取り組み

開発途上国の自然災害リスクは増加しています。防災先進国である日本の技術力を活用し、開発途上国の災害リスクを評価することで、潜在的なリスクの軽減対策と想定される災害への予防対策などを提案し、人々が安心して暮らせる社会への取り組みを支援します。

②総合的な防災計画策定への支援

災害リスクの把握、行政機関の防災体制・能力の

持続可能な開発を目指して-「防災の主流化」に関する調査研究の実施

JICAでは外部の有識者との連携のもと「防災主流化」についての調査研究プロジェクトを立ち上げ、防災への取り組みを通じて、どのように持続可能な開発を実現するか、検討を進めています。

「防災の主流化」とは、「開発のあらゆる分野のあらゆる段階」において、さまざまな規模の災害を想定したリスク削減策を盛り込むことによって、災害に強い、しなやかな社会を構築し、災害から人々の生命を守るとともに、持続可能な開発を目指す取り組みです。

1980年代後半以降、開発における防災の重要性が国際社会で徐々に認識されるようになり、1994年に開催された第1回国連防災世界会議において「持続的な経済成長を実現するためには、災害に強い社会の構築が必要」と謳う横浜戦略が採択されています。続く、2005年の第2回国連防災世界会議においては、同会議で採択された兵庫行動枠組みのなかで持続可能な開発の取り組みに防災の観点を効果的に取り入れることの重要性が確認されました。

わが国においても、過去、政府が災害のリスクを削減するために計画的かつ継続的な投資を行っており、かつ、伊勢湾台風(1951年)、阪神淡路大震災(1995年)等、大規模災害の経験を踏まえて、法律や制度を見直し、さまざまなセクターに防災の視点を組み込むための努力を重ねています。こうした取り組み

が災害による死者数の減少だけでなく、日本の経済発展にも貢献しています。

例えばバングラデシュでは、学校の建物に洪水時の避難用シェルターの機能を持たせることによって、死者数の減少に貢献しているとの報告もなされています。

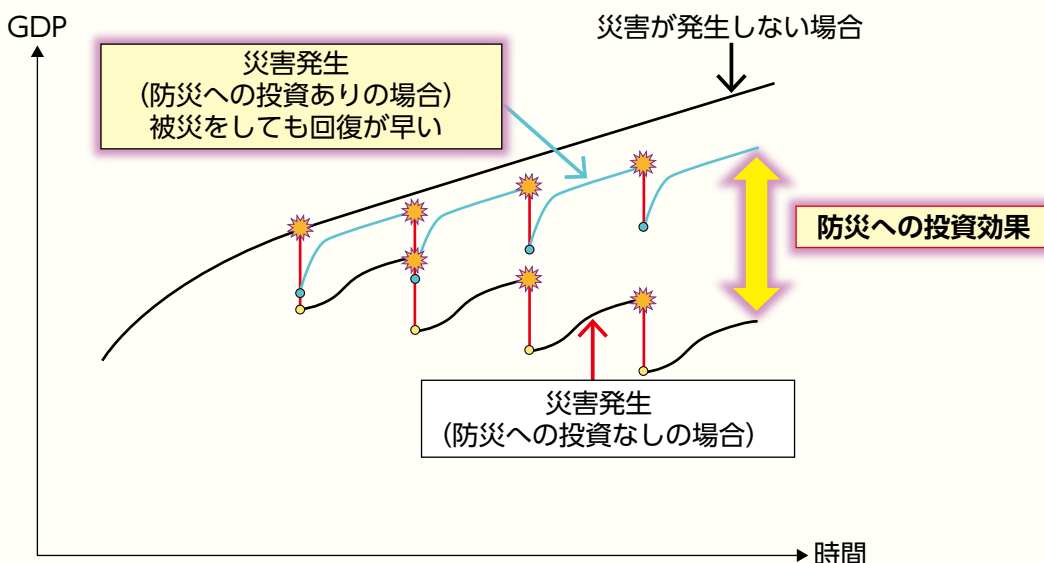
しかし、こうした防災への投資が経済成長に寄与するののか、つまり防災投資効果については、これまで定量的には立証されていませんでした。このためJICAでは外部の有識者との連携のもと「防災主流化」についての調査研究プロジェクトを立ち上げ、防災投資効果の経済評価モデル(JICA Disaster Risk Reductionモデル:通称DR²ADモデル)を検討しました。パキстанを事例としてDR²ADモデルを用いたシミュレーションを行ったところ、防災投資が経済成長、さらに、社会的格差の是正に寄与することが判明しました(この結果は、国連国際防災戦略事務局(UNISDR)の“Global Assessment Report on Disaster Risk Reduction”P.87に紹介されています。また、このモデルは今後一般公開される予定であり、さまざまな国を事例に検証され、さらにモデルの改良へとつながっていくことが期待されています)。

JICAではこの結果を踏まえ、防災への投資を効果的に進めるための方策として、今後はあらゆる開発に防災の視点を組み込む予定です。これまでも、主にインフラ事業の実施に際して、防災の視点を組み込んできました。例えば、カンボジアでは洪水リスクが高い地域での道路建設の際に、防災の視点を組み込み、道路を高上げすることで、道路に堤防の機能を持たせ、洪水のリスクを回避できるようにしました。今後は、こうした「防災の視点の内包化」を制度化し、あらゆる事業を行う際にまず災害リスクの有無を確認し、必要に応じて対策を講じることで、災害リスクを軽減し、ひいては持続可能な開発を実現したいと考えています。



「防災の主流化」の例
(バングラデシュで建設した学校に災害避難時のシェルター機能を付加しました)

防災への投資の基本的な概念図



向上、関連法制度の整備、防災意識の向上や災害発生時の対応能力の強化などの総合的な防災計画(マスタープラン)と活動計画(アクションプラン)の策定を支援します。

③住民への啓発・普及活動を通じた「人間の安全保障」の観点からの支援

日本の経験から「公助」に加え、相手国の「自助」や「共助」が重要ですが、行政の防災体制能力が不十分な開発途上国では、コミュニティ自身による災害対策が特に重要です。これを継続的なものとするために、コミュニティや個人の防災能力強化への直接的な取り組みに加え、行政とコミュニティや個人との連携の強化を支援します。

2. 主な取り組み

東日本大震災の教訓などを収集・分析しました。そして、①リスクについて適切に理解すること(Risk Literacy)、②災害対策を多重に講じたり、他の分野の事業にも防災の視点を付加したりすることにより、災害リスクを軽減すること(Redundancy)、③社会変化に対応するために常に改善し続けること(Kaizen)の3つを「災害に強いしなやかな社会づくり」を実現する国際防災協力のアプローチとして提案しています。

また、タイでは、2011年7月から3カ月以上にわたり大規模な洪水が発生し、230万人もの人々が被災、日系企業などの産業も深刻な被害を受けました。JICAは迅速に調査団と専門家チーム・ポンプ車を派遣し、応急対応や復旧・復興に向けた事業を実施しています。

気候変動対策

● 課題の概要

気候変動問題は、自然生態系や社会・経済を含む人類の生活基盤全体に影響を及ぼします。公正な経済成長や貧困削減、人間の安全保障に対する大きな脅威となるものであり、世界全体で取り組んでいくべき重要な課題です。近年、気温や海面の上昇などに伴う沿岸低地の水没、干ばつ・集中豪雨・洪水などの異常気象・自然災害の増加、食料生産・水資源の減少などの気候変動の悪影響と考えられる現象が各地で報告されています。今後、より広範囲な地域、分野で深刻化すると予測されており。

● JICAの取り組み

1. 温室効果ガス削減への取り組みを支援

近年、開発途上国からの温室効果ガスの排出量が増加しており、気候変動がもたらす悪影響を最小限に抑えるには、先進国だけでなく、開発途上国を含めた温室効果ガスの排出削減の取り組み、「緩和策」の実施が不可欠です。

貧困削減など解決すべき課題が山積みする開発途上国にとっては、温室効果ガスの削減と生計向上や経済開発といった開発便益を両立させるアプローチが重要となってきます。

JICAは、再生可能エネルギーの導入、省エネの促進、都市公共交通システムの整備、廃棄物管理、森林管理や植林支援などの分野で協力を実施しているほか、国家温室効果ガスインベントリの作成、省エネ法の整備、低炭素型の都市づくりなど、政策策定や戦略づくりの支援を幅広く行っています。

2. 気候変動の悪影響から途上国の人々を守るために

気候変動の悪影響を最も受けやすいのは開発途上国の貧困層であり、人間の安全保障の観点からの取り組みが非常に重要です。

JICAは、気象災害に対する防災、護岸や堤防整備、飲料水供給施設の整備、水資源の適正管理、生態系保全、灌漑農業の推進、乾燥耐性に優れた農作物の導入・品種改良など、その国のニーズに応じた「適応策」支援を展開しています。また、気象観測や気候変動予測、影響評価などに基づいた、地域ごと、国ごとの適応策の立案、実施支援も進めています。こうした協力は、今後ますます重要になってくると考えられます。

3. 気候変動対策と持続可能な開発の両立を目指して

気候変動の問題は、エネルギー、運輸・交通、森林、水資源、防災、農業、保健・衛生など、途上国が抱えるさまざまな課題に密接に関係しています。開発途上国にとって気候変動問題はまさに開発の問題そのものといえます。

JICAは、これまでの持続可能な開発への支援の経験を土台に、国際的な議論を踏まえ、内外の関係機関との連携を図りながら、政策レベルから具体的な事業実施への支援、研究などさまざまな切り口から、開発途上国における気候変動対策の支援に取り組んでいます。



セネガル：鮮やかな衣装の農家の女性たち 【撮影：久野真一】



部長インタビュー

農村開発

熊代 輝義
農村開発部 部長

「持続可能な生産」「安定供給」「農村振興」を軸に

農業・農村開発の協力は、「持続可能な農業生産」「安定した食料供給」「活力ある農村振興」を基本に、農漁村の貧困削減、経済発展、国民の栄養確保などを目的としています。2012年度、農業・農村開発の今後の取り組みをまとめた「ポジションペーパー」を作成し、2013年度以降、事業の展開に活かしていきます。

2008年以降高止まりの食料価格は、2012年も米国の干ばつなどのため再びピークを示し、米国で開催された「主要8か国首脳会議(G8)」などでも、深刻な影響を受ける開発途上国への支援が議題となりました。

まず、JICAは、アフリカに対して生産性を高め、バリューチェーンを整備し、干ばつなどのショックにも強い農業・農村開発に力を入れてきました。2012年度も、10年間でサブサハラアフリカの米生産の倍増を目指す「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)」、ブラジルと連携しながら民間セクターの参入を図りつつ地域の小農を中心とした農業開発を進めるモザンビーク・ナカラ回廊農業開発、ケニアなどで、商品性の高い作物づくりを目指す小規模園芸農家能力向上プロジェクト、2011年に干ばつに見舞われた「アフリカの角」地域で希少な水の効率的利用を図る支援などの協力を進めました。

さらに、国際社会への対応として、米国G8で発表されたアフリカの「食料安全保障及び栄養のためのニュー

アライアンス」のもとでモザンビークについて同国政府、ドナー、民間企業を組み込んだ協力枠組み文書のとりまとめに参画しました。

紛争終結国においても、農業セクターの重要性が高いアフガニスタン、イラク、南スーダンなどで幅広い支援を行っています。

JICAは、2012年、農業・農村開発分野の協力の方向性をまとめた「ポジションペーパー」を作成、今後の事業に活かしていくことにしています。

2013年度も、これらの協力に加え、民間企業の参入促進、所得水準の向上した国における高品質・安全な食料生産、農業を通じた気候変動対策への貢献、ミャンマー支援などに取り組んでいきます。2013年5月には、日本政府の「海外インフラシステム輸出戦略」に新たなフロンティアとして農業分野が掲げられましたが、開発途上国の発展に貢献し、同時に中小企業を含めた日本企業の海外展開に資する支援にも一層力を入れていきます。

農業・農村開発

— 世界の食料不安と貧困問題に取り組む



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

2008年に急激に上昇した食料価格は、2011年、2012年と計3回のピークを迎え、その後も高止まりしています。価格高騰は、開発途上国の食料安全保障を脅かします。特に、都市部貧困層や自家消費分すら賄えない零細農漁民に大きな被害を与えます。

JICAは、農村部と都市部双方の住民への食料・栄養の確保支援を通じて、ミレニアム開発目標 (MDGs) の「極度の貧困と飢餓の撲滅」に貢献するため、農業・農村開発、水産の課題に対する協力を展開しています。

農業・農村開発

● 課題の概要

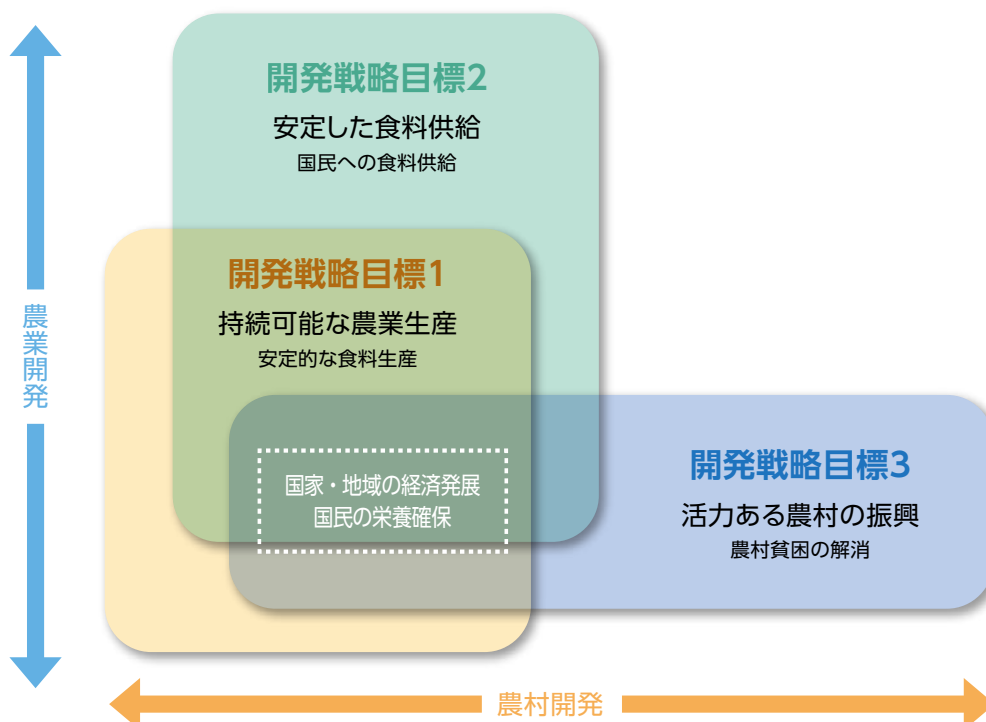
グローバル化の急速な進展、気候変動、食料価格と原油価格の高騰、バイオ燃料の需要拡大、所得の向上に伴う食料に対する嗜好の変化、民間セクターの参入拡大、世界的な農地争奪、紛争後の復興など、農業・農村を取り巻く状況は大きく変化しています。多くの開発途上国では農業従事者が人口の過半数を占め、また貧困層の4分の3が農村部に居住しており、こうした変化による影響を最も受けることになります。

食料供給の安定

国連食糧農業機関 (FAO) の推計によると、開発途上国の栄養不足人口は、2010年～2012年において8億5千2百万人と見込まれ、依然高い水準となっています。MDGsの目標のひとつ「2015年までに世界の栄養不足人口半減」の達成は容易ではない状況です。

国民に安定的に必要な量の食料を供給すること (食料安全保障) は、国家の経済と社会の安定の基礎となる重要な政策課題です。しかし、多くの途上国では政府の計画策定・実施能力の不足、農業インフラの未整備、生産技術の低さ、流通面の未整備などから国民の食料安全保障が脅かされています。

農業・農村開発の協力目標と視点・目的



この結果、国民の健康悪化、食料輸入による貴重な外貨の流出、農村部から都市部への出稼ぎや離農者による都市部の貧困問題の悪化につながっており、国の経済・社会の不安定要因のひとつとなっています。

農村貧困の削減

2012年の世界銀行の報告によると、開発途上国における最貧困層 (1日1.25ドル未満の生活) は、割合

特集

事業の目的と概況

活動報告

協力の形態

運営・管理・評価

資料編

としては低下しているとはいえ、2008年の12億9,000万人に対し、2015年でもなお約10億人が最貧困状態にとどまるとしています。地域的には貧困人口はサブサハラアフリカや南アジアに集中しています。一方、南米や東南アジアなど、主要穀物の自給に一定の目途がつくとともに都市部の中間層が伸びている地域では、都市と農村の経済的格差が大きくなり、その是正が課題となっています。

農業が牽引する成長がもたらす貧困削減効果は、農業以外の産業部門が牽引する成長の少なくとも2倍に達するという報告があります。また、サブサハラアフリカなどの所得水準の低い国においては、GDPにおける農業分野の割合が高く、農業が経済成長の源泉として期待されている場合が多いです。

● JICAの取り組み

農業・農村開発の協力は、農村部と都市部双方の住民への食料供給の安定と農村貧困の削減、それらを通じた国や地域の経済発展を目的としており、MDGs目標1の達成に貢献するものです。

このためJICAでは具体的な協力目標として、次の1～3を掲げています。

1. 持続可能な農業生産

近年の食料供給に関するリスクは、天候不順による不作やこれらを契機とした投機のような短期的要因と、新興国の人口増と需要構造の変化・土地や水といった生産資源の制約・気候変動に対する脆弱性・バイオ燃料需要拡大と食料の競合などの長期的要因が複雑に絡み合う中で発生しています。対処にあたっては、地域ごとに異なる状況を踏まえ、それぞれの原因に即した対応を検討する必要があります。JICAはこうした多様な問題に対応すべく、持続可能な農業生産を目指しています。

JICAは、持続可能な農業生産に向けたアプローチとして、対象国の農業セクター全体の特徴に即した農業政策の立案を支援しています。そうした政策に基づき、灌漑施設などの生産基盤の整備・維持・保全・管理、種子・肥料などの農業生産資材の確保・利用の改善、穀物・家畜などの生産技術の確立・普及、組織強化などの農業経営の改善、生産から加工・流通・販売を含めたバリューチェーン全体を見た協力に取り組んでいます。

また、食料生産と競合しない第二世代バイオマスエネルギーの開発、備蓄体制・農業統計・天候保険の活用など、気候変動に対する強靱性強化、民間セクターの参入促進について検討・着手しています。さらに

事例 カンボジア 農業生産性の向上による農村部の貧困削減への取り組み

ソフトとハード両面からの包括的な取り組み

JICAはカンボジアの貧困人口の9割以上が住む農村部で、技術協力、無償資金協力、有償資金協力を組み合わせ、農業生産性向上のための灌漑施設の整備、灌漑技術の向上、営農改善を支援しています。

カンボジアの貧困率は改善傾向にあるものの依然26%(2010年)と高い水準にあります。この中で、農業は特に地方部の貧困削減に必要な収入と雇用機会を創出する役割を担っていますが、いまだ農村部が持つポテンシャルは十分引き出されていないとはいえません。

JICAは農村部の貧困削減に貢献するため、農業生産性向上を支援すべく、ハード面では無償資金協力や有償資金協力を活用した灌漑施設の改修などの農業基盤整備、ソフト面では普及員や農家への営農技術指導などをカンボジア水資源気象省、農林水産省のカウンターパートとともに取り組んできました。灌漑施設の改修にあたっては、日本人専門家が限

られた灌漑用水を地域の中で有効に活用するための水管理の方法を指導し、改修される施設を農民自らが維持管理していくための水利組合設立・強化も合わせて支援しています。また、営農技術指導の際には、無償資金協力により高品質な肥料を安価に提供し、その活用方法を専門家が技術指導しています。

このようにJICAが投入できる資源を有機的に組み合わせ、農産物の生産量が増える、収入が向上するといった、農家自身が変化を実感できるような支

援となるよう、専門家の間でも情報交換しつつ、ひとつの目標に向かって取り組んでいます。



収穫直前の種子生産圃場検査

は、途上国の国民の所得の向上に伴って、高付加価値の農産物、畜産製品の需要の拡大、食料の品質や安全への関心の高まりなどがあり、これらへの対応も期待されています。

アフリカは、世界でも栄養不足に苦しむ人々の割合が最も高く(栄養不足人口の割合が2011年で35%)、食料増産の必要性がきわめて高い地域です。コメはアフリカで消費量が急増していることに加え、今後の持続可能な生産増の可能性が高く、アフリカの食料不足の解消の鍵となるものと考えられています。

JICAは2008年に「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)」イニシアティブを他ドナーとともに立ち上げました。10年後の2018年までにアフリカのコメ生産を1,400万トンから2,800万トンに倍増する目標の達成に向けて、CARD参加国(23カ国)の国家稲作振興戦略の策定を支援し、各国の戦略に沿ってコメの増産支援を行っています。CARD第一グループ12カ国では基準年の1,400万トンから2011年には1,778万トンと27%増産されました。

2. 安定した食料供給

国民への安定した食料供給のためには、持続可能

な生産を前提として、国際的な食料安全保障を視野に入れた国全体の食料需給政策の策定・輸入体制の整備・援助食料の適正な利用などが図られねばなりません。

例えば、モザンビークでは、JICAは農業生産拡大のポテンシャルが高い熱帯サバンナ地域で、同じく熱帯サバンナのセラードの開発を通じて世界有数の農産物輸出国となったブラジルとの三角協力を行っています。過去のブラジルとの農業開発協力の知見を生かし、小規模農家の貧困削減・国内食料問題の低減を図るとともに、国際的な食料安全保障に貢献する取り組みを進めています。また、エチオピアやケニアでは、多発する干ばつに対し、食料援助の適正な利用を支援する緊急・福祉的対処だけでなく、強靱性も高めるという観点から、自助努力による食料安定供給能力の向上を目的とする支援を行っています。

3. 活力ある農村の振興

貧困問題に向けた農村開発では、農業生産の拡大や食料の安定した供給を基盤として、農村経済の発展と人々の生活レベル向上の観点から、農村社会の変化、農村の振興を目指すことが重要です。このために

事例 アフガニスタン・タジキスタン国境バダフシャン地域における農村開発

地域に根ざしたパートナーと連携し、人々に届く支援を

JICAはアフガニスタン・タジキスタンの国境周辺の農村地域において、治安の制約を超えて現地の人々に支援を届けられるよう、現地のパートナーとともに、コミュニティの開発に取り組んでいます。

人口の8割が農村部に暮らすアフガニスタンでは、農村住民の生計を向上し、生活を支えることが平和と安定の鍵となります。

このためJICAは農村部の地域開発、農業開発の推進を支援の柱のひとつとして掲げ、2011年からは国際NGOアガハーン財団と連携して、アフガニスタンの中でも最もアクセスが困難なタジキスタンとの国境地帯バダフシャンにおいて、国境の両側でコミュニティ開発事業を展開しています。地域の開発ニーズを聞き取り、優先度が高く、広く地域に裨益する橋梁や学校などのインフラ施設の建設が始まっています。

ヒンドゥークシュ山脈とパミール高原の山地が大半を占めるバダフシャンは、冬の間は深い雪に閉ざされます。春先に

は雪崩や鉄砲水の被害に見舞われることも多く、建設工事ができるのは雪解け後の遅い春から秋までの短い期間です。このような制約の多い遠隔地に日本の支援が届けられるのは、現地に活動拠点をもち、地元出身のスタッフを抱え、地域に根ざした活動を実施してきたアガハーン財団の機動力があるからこそ。信頼できるパートナーとの連携により、JICAが単独ではアクセスできない地域での事業展開が可能となりました。

アガハーン財団のほかにも、JICAは今

後、治安による制約を超えて現地の人々に届く支援ができるよう、FAO(国連食糧農業機関)などの国際機関や現地NGOなどとも連携し、活動を展開していく予定です。



事業計画を話し合うバダフシャン県シュグナン郡の住民代表たち
(写真提供：アガハーン財団)

は、生産性向上にとどまらず、食料の流通販売の改善・農産品加工業の振興・輸出促進策の強化・農外所得の向上などの農家経営の改善が必要です。

さらに、地方行政機能の強化・生活道路や飲料水確保など農村生活インフラの整備、農村生活環境の改善・住民の保健教育水準の向上・参加型農村開発・ジェンダーなど、多様な分野での支援を組み合わせる行うことが必要となります。

JICAでは、農村振興の取り組みとして、地方行政機関が農村住民の参加を得ながら開発計画を策定していく仕組みづくりの支援や、農村コミュニティが収入向上や生活改善の取り組みを行うための実施体制の構築、農産物の流通・販売の改善などを支援しています。また、紛争後支援対象国は農業・農村開発が重要な場合が多く、優先的に取り組んでいます。

例えば、農村住民の収入向上およびマーケティング力改善の取り組みとして、ケニアでは、小規模園芸農家の自主的な発展を促す技術協力において、「作ってから売る」から「売るために作る」農業へと発想を転換し、農家自身が市場を調査し、選定した作物を栽培して販売する支援を行いました。また、ジェンダーバランスにも気を配り、研修は男女同数の参加としました。その結果、対象農家の平均所得が倍増し、現在は、同手法を全国展開するプロジェクトを実施中です。さらに、この考え方を取り入れたプロジェクトがルワンダ、パレスチナなどでも実施中であり、近隣諸国への広域展開も望まれています。



農家自身が市場調査を行い、栽培作物を決め、行動計画を作っていくことで、意識が「作ってから売る」から「売るために作る」という発想に転換し、所得向上に結びつきました

水産

● 課題の概要

海や河川、湖沼の恵みである魚介類は、開発途上国の人々にとって比較的安価に入手できる貴重な食料です。FAOの統計によると、開発途上国で摂取される動物性たんぱく質の約20%は水産物に依存しています。水産業は、土地や安定した収入源を持たない人々にとって食料確保や生活の安定のための重要な手段となっており、特に貧困層や女性にとっては容易に代替し難い生計手段でもあります。また、世界の水産物輸出での開発途上国の割合は金額で50%以上、重量で60%以上を占めており(2010年)、開発途上国の経済にとって水産業が重要な位置づけにあるといえます。

世界の水産物の生産量は、148百万トン(2010)となっていますが、1990年代以降、海面漁業の生産量は頭打ちになっており、海洋水産資源の利用はほぼ満限に達しています。近年では、漁業生産量の停滞を補完する形で養殖業の生産量が増大し、全生産量の4割を占めるまでに至っています。

開発途上国でも、過剰な漁獲や環境破壊による水産資源の減少は深刻な問題となっていますが、漁民に資源を管理するという考え方が十分に浸透していないこと、生活難から目の前の利益を優先してしまうなどの傾向があるため、漁業活動をうまく管理することは容易ではありません。このため、水産資源の管理と保全を図り、持続可能な水産業を振興していくことが大きな課題となっています。

● JICAの取り組み

開発途上国の重要な産業である水産業は、資源管理の不備や環境の悪化による水産資源の減少に加え、沿岸域の漁村における慢性的な貧困などの社会問題を有しています。漁業開発だけでなく、支援の対象を漁民とともに漁村に住む「漁村住民」全体に広げ、生計向上を目指す「漁村開発」の視点が必要です。

水産協力は、「国民への食料の安定供給」、「良質な栄養分の供給による栄養不良の解消」、「貧困層への生計手段提供による貧困削減」の3つを目的とし、その前提となる水産資源の保全や管理を図り、水産資源の持続的利用に基づく漁村開発を進めていくことが重要です。JICAは、具体的な協力目標として、次の3点に取り組んでいます。

1. 活力ある漁村の振興

慢性的な漁村の貧困問題の解決に向けた漁村振興として、持続的な漁業への正しい理解や適正な技術の選択により、世帯収入の安定化を図る地道な支援とともに、農業など他の産業振興や、教育、保健医療などの社会開発を含めた包括的な取り組みが必要です。

JICAは、漁業収入の増加・安定化につながる水揚・流通施設の建設、漁民組織の強化による生産活動の効率化や経費の削減などを支援しています。また、零細漁村の女性グループによる水産加工から販売までの活動を支援し、生活の改善に必要な組織の能力強化にも取り組んでいます。

2. 安定した食料供給(水産資源の有効活用)

開発途上国では、急激な人口増加に伴い、食料不足という重大な課題に直面しており、水産資源の収奪にいつそうの圧力を及ぼしています。資源を守りつつ、水産物需給のギャップを解消するためには、「獲る漁業」から「育てる漁業」への転換が必要となることから、JICAでは、養殖振興にも力を入れています。村落部における養殖振興では、行政機関の支援が限定的となることから、優秀な民間養殖家を普及活動に取り込んだ農民間研修アプローチを応用するなど効率的な養殖振興手法の開発にも取り組んでいます。また、研究者、技術者、普及員などの人材育成にも一体的に取り組ん

でいます。

水産物は、常温で保存できないため、流通インフラの整備が遅れている開発途上国では、変質・腐敗によって廃棄される比率が高いことが問題です。JICAは、水揚げ場や魚市場などの流通施設の整備、塩干品や燻製などの簡易加工、冷凍加工などの技術向上により、水産物の鮮度と品質改善を支援し、水産資源の有効活用を促進しています。

3. 水産資源の保全管理

水産資源は、秩序ある漁業活動により資源利用度を適正なレベルに抑えれば、自律的に回復する再生産可能な資源です。JICAでは、行政主導によるトップダウン式の資源管理が有効に機能しなかったという教訓を受け、漁民と行政が協調して適切な資源利用を図る共同資源管理を推進しています。そのために、参加型アプローチによる漁民や地域住民の意識・能力向上にも取り組んでいます。

水産資源管理や漁場環境保全の観点から、行政の漁業管理制度などの策定や運用能力の向上支援、科学的なデータの蓄積や国境を越えた広域的な取り組みも重要視しています。また、沿岸零細漁民の参加のもと、漁業資源を育む藻場などの重要生態系の再生・保全にも取り組んでいます。

事例 ベナン 内水面養殖

低投入の技術とマーケティング手法を活用した養殖で普及に成果

ベナンでは、国内漁獲量だけでは需要を満たせず、その約半分を輸入に頼っています。さらに、人口増加が進んでおり、この需要不足に拍車をかけています。ベナンの国土は海岸線が約120kmと短いので海面漁業の生産量は少なく、内水面からの漁獲量が総漁獲量の80%を占めています。しかし、近年は資源の過開発のために生産量が減少または横ばい傾向にあります。このような背景から、ベナンでは魚を獲ることではなく、養殖することによる増産が目ざされており、JICAは、「内水面養殖振興による村落開発計画調査」の結果を踏まえ、南部7県の内水面養殖振興を支援しています。

プロジェクトでは、養殖の普及・振興に民間養殖家を活用する「農民間研修」アプローチを導入し、政府の投入に過度に依存しない普及システムの構築を支援しています。具体的には、先進的な養殖家(中核養殖家)が政府に代わって種苗や餌を生産し、これらの販売によって利益を得る代わりに、中核農家自身が一般養殖家に研修をする仕組みです。専門家は中核養殖家に対して研修を実施、その後は中核養殖家が販路拡大を目指して一般養殖家への指導を行い、さらに将来

にわたっての顧客とするために継続したフォローアップも行います。また、プロジェクトでは、裏庭の小さなスペースでも簡易に生産できる箱養殖も推奨しており、女性グループがマイクロクレジットを活用して箱養殖に挑戦しています。養殖振興は、女性達の仕事や収入源の多様化にもつながっているのです。これらの協力の結果、これまでに約500戸の養殖家が本プロジェクトの支援で養殖を開始ないし再開をし、生計向上につながっています。



女性によるナマズの箱養殖。1箱で70kg程度を養殖。1回の生育期間は4か月ほど



チュニジア：品質／生産性向上プロジェクト



植嶋 卓巳

産業開発
・公共政策部
部長

部長インタビュー

産業開発・公共政策

民間セクターの活力を引き出す

産業開発・公共政策部は、民間セクター、資源・エネルギー、ガバナンスの3グループがあります。2012年度は、途上国開発において民間セクターの活力を最大限に引き出すことができるよう、各グループのシナジーを強め、ビジネス環境整備につながる政策・制度改革支援、裾野産業・産業人材の育成、資源・エネルギー開発などを包括的に進めました。

今や、開発途上国の開発にあたって、民間セクターの果たす役割は極めて大きなものとなっています。

JICAは、これまでベトナムなどのアジア諸国をはじめとする各国において、海外からの民間投資促進を意識して、ビジネス環境整備のために法整備、税制、金融・証券、通関、知財、行財政改革など制度政策面からの支援を行ってきました。

加えて、民間セクター開発において重要なのが、モノづくりの基盤となる裾野産業・産業人材の育成です。例えば、JICAは、日本企業の進出が急速に進むインドにおいて、製造業経営幹部の育成を支援し、日本的モノづくりのエッセンスをインドの経営者と共有してきました。また、日本の自動車メーカーが数多く現地生産を行っているメキシコでも、日本でのモノづくりの経験豊かな専門家の派遣を通じて、自動車部品などの裾野産業のレベルアップを支援しています。

また、資源・エネルギー分野では、多くの国で投資のボトルネックとなっている電力を中心に支援しています。2012年度にはより一層効率的かつ効果的な支援となるよう、ローカーボン、ローコスト、ローリスクの「3L」ポリシーを打ち出しました。

このほかにも、エチオピアをはじめとするアフリカのカイゼン・ネットワーク、一村一品運動など地場産業の支援、アジア・カーゴ・ハイウェイ構想やワンストップボーダーポスト(OSBP)をはじめとする物流の円滑化、インドシナ諸国における日本センターなど、さまざまな取り組みを行ってきました。

2013年度も引き続いて、日本の民間セクターの知恵を生かしながら、いかに民間セクターの活力を引き出して、途上国の開発を推進していくかという観点から積極的な支援を展開していきたいと考えています。

民間セクター開発 / 資源・エネルギー / ガバナンス

—— 開発途上国の持続的な成長と民主的で公正な社会の実現へ



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

JICAは、貿易・投資促進、中小企業振興、地場産業振興／地域経済活性化、観光開発など経済発展のエンジンとなる民間セクターの開発に資する支援や、電力安定供給、鉱業開発、再生可能エネルギー開発、省エネルギー促進など開発途上国の産業基盤を整えるための支援に幅広く取り組んでいます。また、国の根幹を支える法・司法制度の整備、行政の効率化や透明化、地方政府の行政能力向上、財政・金融の強化などの協力を通じてガバナンスの強化を図り、開発途上国の持続的な成長を促進するとともに、民主的で公正な社会の実現に向けた支援を行っています。

民間セクター開発

経済成長の源泉である民間セクターの開発は、開発途上国の経済社会が自立的・持続的に発展する上での重要課題の一つです。特に経済のグローバル化の進展に伴い、企業活動はますます国境を越えて行われるようになり、開発途上国の民間セクター開発においては、経済のグローバル化から適切に恩恵を享受すること、人々が経済発展の恩恵を幅広く受け取ることが主たる課題となっています。このようななか、民間セクター開発分野では、貿易・投資促進、中小企業振興・産業人材育成、地域の経済・産業振興など途上国の民間企

業の活性化に資する支援に幅広く取り組んでいます。

また近年は、製造業を中心とする日本企業が、開発途上国において活発な事業展開を行っており、各国の民間セクター開発に大きな役割を果たしています。JICAは、これらの日本企業との連携を強化することにより、途上国へのより効果的な支援を行うと同時に、相手国とわが国の経済関係の強化と相互発展に貢献しています。

● 課題の概要

民間セクター開発分野の協力では、民間企業の活力を伸ばすことで開発途上国の雇用の拡大および経済発

事例 民間セクター開発 日本人材開発センター開設

ミャンマー産業界の将来を担う人材を育成

2013年8月、ミャンマーに、ASEAN地域インドシナ4番目の「日本センター」が開所しました。

2012年2月から調査を開始し、ミャンマーの商業省、商工会議所連盟と協議を重ね、ビジネス経営人材育成と日本・ミャンマーの人材交流を目的とする「ミャンマー日本人材開発センター」の開設準備を進めてきました。同センターは、首都ヤンゴン中心部にあるミャンマー商工会議所連盟の本部ビルの11階に設けられるなど、JICAの協力に対する大きな期待が感じられます。

ミャンマー日本人材開発センターでは、3年間にわたり、日本から派遣された講

師による、日本的経営・生産管理手法を生かした研修コースの実施のほか、企業向けのカスタマイズ研修、経営人材育成に向けた講師派遣、カリキュラム・教材の開発などセンターの運営を支援しつつ、地元講師の育成、産官学ワークショップを通じた交流促進などに力を注いでいきます。さらに、ASEAN統合を念頭に、ベトナム、ラオス、カンボジアの「日本センター」とも情報交換を行い、効果的な活動を展開していく方針です。



ミャンマー日本人材開発センターが入居するミャンマー商工会議所連盟本部ビル

展に貢献することを目指しています。多くの開発途上国では、民間セクターの振興に向けた政策・制度などが整っていないうえ、企業および産業の競争力の不足、産業の深化・多角化が進んでいないなどの課題を抱えています。

また、インドや中国をはじめとする新興国市場の拡大により、外国企業が途上国での製品の生産、販売を活発に行っています。日本企業を含めた外国企業は高い技術力を持ち、途上国における技術者の育成、現地企業への技術移転を行うとともに幅広い雇用機会の提供をもたらすことが期待されます。途上国政府が民間セクター開発を行ううえで、いかに日本企業を含めた外国企業と連携し、技術の吸収、生産・雇用の拡大をもたらす効果的な開発につなげていくかが課題となっています。

●JICAの取り組み

JICAの民間セクター開発支援は、大きく貿易・投資促進、中小企業・産業人材育成、地域の経済・産業振興に分類されます。円滑にビジネス活動を行うことのできる環境を整備すること、貿易投資の阻害要因を削減し、企業の輸出入・投資活動を促進すること、企業の競争力強化を図るため、中小企業振興のための政策制度の策定支援や各種施策の実施体制を強化すること、地方部などにおいて地域資源を活用した産業振興を図り、国内で幅広い経済的裨益を図ることにより、経済発展、雇用の拡大や、日本を含む他国との経済関係強化にもつながります。

近年、日本企業の海外進出への関心が高まるなか、各国に派遣されている投資促進アドバイザーや日本センターの専門家等が投資セミナーなどの機会を通じて、日本企業との意見交換や情報提供を行っています。また、工業団地・経済特区の開発支援、基準認証や知的財産権等のビジネス基盤の整備につながる支援を行い、日本企業の海外展開に資する協力を実施しています。さらに、アジアでのビジネス人材の育成、アフリカでの品質・生産性向上の普及などの産業人材育成にも力を入れており、これらを通じて開発途上国、日本の双方の民間セクターにとって有益な協力に取り組んでいます。

1. 貿易・投資促進

貿易の振興と投資の促進は、新たな市場創造、資本・経営ノウハウなどの専門知識・技術の導入、雇用創出、

国際競争力の強化といった効果をもたらします。

JICAは、貿易振興と投資促進に向けて、途上国における企業の生産活動や商取引を振興・円滑化する政策制度、関連インフラを整備する①「ビジネス環境整備」、政府等公的機関による貿易投資の阻害要因の削減、企業の輸出入・投資を促進する機能を強化する②「貿易促進のための体制整備」、③「投資促進のための体制整備」を重点課題とし、政策制度の策定から具体的な実施体制の強化まで一貫した支援を行っています。各重点課題における支援の最近の代表事例としては、以下が挙げられます。

(1)「ビジネス環境の整備」：インドネシアおよびベトナムにおける知的財産権の保護体制の強化や、ベトナムにおける基準認証制度体制の整備などのソフト面の協力。カンボジアにおけるシハヌークヴィル港に隣接する約70haに経済特別区を整備するなどハード面の支援。

(2)「貿易促進のための体制整備」：インドネシアにおける輸出振興機関の機能強化に対する支援。

(3)「投資促進のための体制整備」：カンボジアおよびザンビアにおける投資促進機関に対する、海外直接投資誘致に向けた制度面、実務面からの支援。日系企業の海外展開支援も視野に入れた途上国への投資促進アドバイザーの派遣。

国レベルで見ると、カンボジアにおいては、海外直接投資の促進も柱とした産業政策提言など上位政策レベルから投資促進機関の実務レベルに至るまでの包括的な支援が行われています。

また、昨今の経済のグローバル化に伴い、二国間、地域レベルでの自由貿易協定(FTA)の締結が加速していることを受け、これを支援する協力も行っています。例えば、日本とインドネシアとの経済連携協定に関して、協定の貿易促進効果を分析するとともに、協定の活用を促進するため、インドネシアの公機関が協定に沿った貿易手続を行うための支援などを行っています。さらには、多角的貿易体制構築の観点から、世界貿易機関(WTO)の枠組みで「貿易のための援助(Aid for Trade: AfT)」が取り組まれています。JICAが上記のソフト・ハードの協力によってこのAfTに貢献をしています。

2. 中小企業振興・産業人材育成

中小企業振興分野におけるJICAの支援は、主に、①中小企業振興のための政策制度・体制の整備と②

企業競争力の向上を目標としています。

まず、途上国において中小企業振興に必要な政策や制度は多岐にわたるため、効果的な施策展開には、中小企業振興の基本理念やそれを実現するための実施体制の構築・強化が必要です。例えばカンボジアでは、省庁横断的な中小企業振興の枠組みを形成し、実効的な政策を展開できるよう、JICAは、中小企業基本法の策定支援とともに、上位政策のもとでの施策実施能力向上への支援を行っています。

一方、企業競争力の向上の観点からは、企業内の経営資源である、いわゆる「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」に対する支援が考えられます。中小企業へのこれらの支援は、各国で支援機関と呼ばれる公的機関や民間の組織を介して行われることが多いため、JICAの支援の多くも、これら支援機関の能力向上を目指しています。タイの例では、JICAは、支援機関による地方における中小企業支援サービスの強化と定着に向けた協力をを行っています。

特に、「ヒト」すなわち産業人材の育成は、日本のノウハウを生かした企業競争力向上のための取り組みとして重視しています。ここでは企業活動に必要な経営・生産管理、生産技術などのノウハウの獲得・向上を目的に、それを支援する行政機関や教育機関などへの協力を各国で展開しています。例えばインドでは製造業の持続的な発展に貢献するため、日本のものづくりの真髄を製造業の経営幹部に伝え、インド製造業の変革を担えるリーダーの育成を行う革新的な取り組みを行っています。これらの協力の成果は、途上国の産業振興に資するとともに、現地に展開する日本企業の活動にも貢献することとなり、途上国と日本の相互の利益につながっていくことも期待されます。

産業人材育成のなかでJICAでは、日本が最も得意とする分野の一つである、「カイゼン」(品質・生産性向上)活動の普及にも力を入れています。とりわけアフリカでは、第5回アフリカ開発会議(TICAD V)で採択された「横浜行動計画(2013 - 2017)」において、カイゼン活動を通じた公的セクターや民間セクターの品質・生産性向上が重要であることが明記されました。この方向性に沿って、民間セクター開発分野では、エチオピア、ガーナ、ケニアに加え、新たにタンザニアやザンビアにおいても協力を開始し、さらにこれら協力の相互連携も推進しています。

さらに、途上国における産業人材育成の拠点として、アジア諸国においては、日本人材開発センター(通称：

日本センター)を設置しています。日本センターは、ベトナム、ラオス、カザフスタン、ウズベキスタン、モンゴル、キルギス、カンボジア、ウクライナの8カ国に加え、新たにミャンマーにおいて開設されました。

日本センターは、事業の柱であるビジネスプログラムの実施により、途上国において日本的経営・生産管理手法を学んだ人材の育成を行ってきました。さらに近年では、プログラム修了生の同窓会が活発に活動している例もあるなど、現地産業人材のネットワーク化を進めつつあります。このように長年培ってきたビジネスプログラムのノウハウやネットワークを生かし、現地の日系企業への支援や連携にも取り組んでいます。最近では、日系企業の進出が進んでいる国において、自社の現地社員をプログラムに派遣する事例も増加しています。

3. 地域の経済・産業振興

開発途上国の経済成長が進むにつれて、国内の地域間格差が大きな課題となる国が増えてきています。JICAは「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」をビジョンとしており、途上国の地域の人々が広く経済成長の恩恵を受けられるよう、地域の特性・資源を有効に活用し、地域に裨益する産業振興を支援しています。

地場産業の振興に向けた協力は、①地場の企業や組合を支援する体制・制度づくり、②企業や組合が商品開発、品質改善、マーケティング、その他経営活動全般を実施するための能力開発、③地域の産業振興を行うための官民の連携体制構築、などで成り立っています。対象とする産業は、その地域で採れる農産物などから作られる加工品や手工芸品などとともに、地域の自然や文化、史跡名勝などの観光資源を生かした観光商品も含まれます。

例えばケニアやマラウイでは、地域の小規模な企業や組合などを支援するために、担当省庁や地域の担当行政官が、企業や組合の必要とする技術・金融支援を直接、あるいは適切な支援機関を通じて提供できるよう体制づくりを行っています。これと合わせ、地域の資源を生かし、売れる商品を作るための基本的なビジネス知識(会計等)、資源の発掘、品質・生産性の向上、マーケティング・販売などに関する企業・組合の能力強化も行っています。これらの取り組みは、ケニア、マラウイに加え、エチオピア、モザンビークなど多くの国で実施されています。

また、パレスチナやチュニジアの観光分野の協力では、観光客や地域のもつ資源の特性を調査し、地元裨益する観光商品の開発や、ターゲットとした観光客向けの効果的な広告・宣伝等に官民で協働・連携して取り組むための支援を行っています。観光資源の利用にあたっては、自然や文化、生活様式を含めた環境を、持続可能な方法で保存・展示・活用していく考え方を取り入れ、資源を持続的に利用するための行政の能力強化なども支援しています。

協力にあたっては、日本の地方の産業開発の知見も活用し、各国にあった経済開発・産業振興に取り組んでいます。

資源・エネルギー

●途上国エネルギーの3L(Low-Cost、Low-Carbon、Low-Risk)を支援

エネルギーの安定供給は、ベーシックヒューマンニーズの充足、工業化に必要なインフラとして、幅広い用途、経済活動において不可欠であり、経済成長とエネルギー消費量の増加は強い正の相関関係にあります。低廉なエネルギーを安定的に確保することは、途上国にとって社会経済の安定と持続的成長のため非常に重要な開発課題となります。

資源ポテンシャルの高い開発途上国において、鉱物資源開発は他産業の育成・開発と比べ短期的に結果が得られるほか、鉱山開発にとどまらず、インフラ整備、

地域振興など、社会、経済に与える影響は非常に大きく、わが国をはじめとした鉱物資源輸入国にとっても、多くの国で鉱山開発が進展し、多様なチャンネルから持続的かつ安定的に鉱物資源が確保されるようになることは極めて重要です。

●課題の概要

1. エネルギー

(1) 増大が避けられない化石燃料利用への対応

国際エネルギー機関(IEA)が発表したWorld Energy Outlook(WEO) 2012によれば、2010年から2035年にかけて、途上国のエネルギー利用は、大幅に増加すると見込まれます。今後は、気候変動対策の観点から地熱発電などの再生可能エネルギーの導入を可能な限り推進するとともに、大きなシェアを担う石炭・ガス火力の効率化と低炭素化が重要です。

(2) 途上国地域の安定と持続的成長への対応

途上国では、持続的成長と公平な社会の実現のため、電化率の向上が大きな課題です。2009年時点の非OECD地域の電化率は、地方部で低く、電化率が低い地域では、分散型電源の導入や送配電網の延伸による電化を推進していく必要があります。

(3) 高度な技術と莫大な資金のニーズへの対応

電力供給の改善には、多大な投資が必要です。IEAは非OECD諸国における2035年までの電力セクター

事例 資源・エネルギー 地熱開発協力

ケニアで、地熱開発の技術協力がスタート

地熱発電資源は、低炭素・低コスト・安定した出力発電が期待できる再生可能エネルギーとして期待が高まっています。JICAは、日本の優れた技術を活用し、アフリカのケニアで地熱開発の技術協力を開始しました。

アフリカの大地溝帯には豊富な地熱資源が存在しています。特に、アフリカ東北部のリフトバレー地域では、地熱発電所の建設が有望視されています。地熱発電は、低炭素・低コストの安定した出力を期待できる再生可能エネルギー源として世界的に注目されていますが、試掘の成功率が低いことがボトルネックとなっています。

JICAは、これまでケニアのオルカリアで地熱発電所の建設を円借款で支援してきましたが、さらなる地熱開発の促進の

ため、日本の優れた地熱開発技術を生かして、2013年からケニア地熱開発公社の能力向上を目指す技術協力を開始しました。ケニアでは、すでに開発を進めているサイトがあるため、サイトへの専門家派遣や本邦研修などを通じて、探査・掘削・評価の一連の技術向上につながる支援を進めていきます。

こうした支援を通じて、日本企業にとっても発電設備の輸出やIPPなど発電ビジネスの参入機会

拡大、若手の地熱関連技術者育成にもつながります。



地熱の噴気試験(ケニア・メネンガイにて)

への必要投資額を100,810億ドルと試算、今後は電源のみならず、送配電といった流通設備への投資も重要としています。こうした大きな資金ニーズに対して、開発援助等公的資金のみならず、民間資金の導入促進にも取り組んでいくことが求められます。

以上のように、途上国のエネルギーに関する課題を解決するには、技術・ノウハウ、多額の資金が必要とされます。しかし、途上国ではそれらが不足しており、政策立案や実施を担う人材も不足しています。さらに、途上国でも、より低炭素なエネルギー利用への転換が求められており、エネルギー利用に要する技術が高度化、高コスト化しています。そのため、技術面、資金面、歴史的に蓄積された経験・ノウハウの面で、先進諸国の協力が不可欠となっています。

2. 資源

(1) 近年の資源を取り巻く環境と途上国における課題

近年、中国はじめ新興国の経済成長に伴い世界的な鉱物資源需要が高まっており、資源獲得競争の激化や資源メジャーによる寡占化、資源価格の高騰が続いています。これを受け、資源ポテンシャルの高い開発途上国において鉱業振興に強い意欲を持つ国が多くなっています。鉱物資源の探査から操業につなげるには、多くの資金と高い技術を要しますが、大半の開発途上国ではこれらが不足しており、外国企業の参入を必要としています。

しかし、開発途上国政府においては鉱業振興や企業活動の管理の知見に乏しく、法制度や体制・基礎的な地質情報・インフラなどの未整備などの課題があります。加えて、政治的・社会的なリスク、治安・紛争リスク、鉱石輸出・操業においてさまざまな規制を課す「資源ナショナリズム」と呼ばれる状況の高まりなど、外国企業進出促進に向け解決すべき事項は多くあります。

(2) JICAの鉱業分野協力概況

JICAでは開発途上国の鉱業発展における上記開発課題への支援とわが国の資源確保の両面を念頭に、開発途上国との互惠(Win-Win)関係の構築に資する協力を進めています。また、わが国政府関係機関では、経済産業省を中心として、JICA、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)などとともに、鉱業分野における有機的・体系的な連携体制(海外鉱物資源確保ワンストップ体制)をとっていますが、この中でJICAは、特に開発途上国政府部門にターゲットを絞った技

術支援や人材育成を展開しています。

● JICAの取り組み

1. エネルギー

(1) 低炭素電源の導入促進

JICAは、有償資金協力や技術協力を通して、インドネシアなどで高効率火力発電の導入促進を行っています。このほか、協力対象国の一次エネルギー賦存状況に応じて、水力や地熱といった低炭素かつ安定的な電源の導入に向けた支援を行っているほか、太陽光や小水力を活用した小規模電源の導入についても、無償資金協力や技術協力を通じて行ってきています。特に地熱発電については、日本の技術を生かせる分野であることから、アフリカ諸国などにおいても開発促進に向けた協力を行っていく方針です。

(2) エネルギー効率利用の推進

エネルギー需要側の効率的な利用促進(省エネ)にもベトナムなどで従来から取り組んできています。また、途上国においてロス率が高い送配電などの電力流通設備においても、設備増強に向けた資金協力や維持管理能力の強化に向けた技術協力を通じ効率化を支援しています。

(3) ミャンマー: 発電・送配電などの電力セクターへの支援

2012年以降、民主化に向けた取り組みが進むミャンマーに対しては、今後見込まれる経済成長を支える重要なインフラとして、電力設備改善に向けた膨大な支援ニーズに応えていくことが求められます。具体的には、老朽化した電力設備のリハビリなどのほか、電力セクター全体の計画策定支援や送配電系統の強化、地方部における電力アクセスへの改善などについて、世銀やADBといったドナー機関と協調しながら技術と資金の両面で支援していきます。

2. 資源

短期的な効果を期待する協力分野としては、民間投資の呼び込みに必要となるソフト・ハード両面で開発途上国政府の体制整備・周辺インフラ支援に取り組んでいます。また、中長期的には、開発途上国政府の行政機能の強化、人材育成を支援するとともにわが国との人的ネットワークの構築を通じた互惠関係構築を推進しています。

具体的には以下の4分野を重点分野としています。

(1) 周辺インフラ・地域開発

鉱山開発に不可欠な道路、鉄道、港湾、電力、水などの周辺インフラの整備、周辺コミュニティの開発支援。

(2) 鉱業開発戦略・法制度の整備

鉱業振興、適切な鉱物資源管理に向け必要とされる法制度、政策、実施体制、基礎情報整理など政府としての計画・方針策定等を支援。

(3) 鉱物資源管理

民間投資を呼び込み、持続的な鉱業開発・資源管理を実現するための行政機能強化。具体的には探鉱活動に必要な基礎情報の提供や管理体制整備に関する支援。

(4) 鉱山保安・環境対策

鉱山保安行政、鉱山環境行政への支援。

ガバナンス

● 法・司法制度整備

JICAは、1996年以降、市場経済化に向けた法整備の構築・改善が必要とされている国や紛争終結国の法・司法制度の再構築・人材育成に対する支援を実施しています。

2012年度の新たな取り組みとして、2012年4月に対ミャンマー経済協力支援分野の拡大が決定されたことを受け、人材の能力向上・制度整備支援の一環として、法整備支援によりミャンマーの民主化・経済改革を後押しする取り組みに着手しました。具体的には、2012年8月にミャンマー連邦法務長官府と共催で、会社法に関するセミナーを首都ネピドーで開催しました。また、12月にはミャンマー政府にとって喫緊の課題である国有企業の民営化に関するセミナーを開催するとともに、22名の若手行政官を日本に招いて、法制度整備研修を実施しました。さらに、セミナーなどの結果も踏まえ、2013年度に本格的な技術協力プロジェクトの開始を予定しています。

また、2013年1月には、ラオス「法律人材育成強化プロジェクト」のカウンターパート15人が、類似の法制度を有し、JICAによる法整備支援を受けているベトナムを訪問して、関係機関の視察、ベトナム「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズII」のカウンターパートとの意見交換を通じて、市場経済化で一步先んじているベトナムの経験をラオスが学ぶ、法整備分野初の南南協力を実施しました。

そのほか、カンボジアにおいては、2011年末に民法が適用されたことを受け、司法省職員や法曹に加え、王立法律経済大学の講師などを主要なカウンターパートとした民法・民事訴訟法普及のための新たな協力を開始しました。モンゴルでは、パイロット裁判所での調停試行などを実施してきた「調停制度強化プロジェクト」による支援もあり、2012年5月に調停法が成立し、裁判所における調停制度が全国にて導入されることとなったことを受け、「調停制度強化プロジェクトフェーズ2」を2013年4月から立ち上げることとし、そのための各種準備活動に着手しました。また、ネパールにおいては、裁判所事件管理に関する本邦研修を実施するとともに、裁判所能力強化に関するプロジェクト支援開始準備を進めています。

● 民主的制度の整備

JICAでは、公正な選挙の実施に向けた選挙管理委員会の能力向上、議会の機能強化、権力の監視機能となるメディアの能力強化など、開発途上国における民主的統治の基盤強化の支援に取り組んでいます。

2012年は、エジプトにおいて、革命後に初めて実施される大統領選挙に向けて、選挙管理委員会および国営放送局を対象とした現地セミナーを実施しました。また、イエメン、パレスチナ、ケニアなど、公正な選挙管理や議会運営が課題となっている複数の国を対象とし、本邦における課題別研修を実施しました。さらに、南スーダンにおいては、国営放送局の公共放送局化を支援し、国民に正確、公平、中立な情報を提供するための技術協力を開始しました。

● 公共安全分野

公共安全の分野では、主に「市民のための警察」に向けた体制整備や人材育成を進める国々に対する支援や、指紋採取や鑑識など科学捜査能力向上の支援を行っています。具体的には、インドネシア、東ティモール、ブラジル、ホンジュラスでの市民警察・地域警察支援、フィリピンでの犯罪対処能力向上支援などがあります。また、紛争経験国における公共安全の強化に向け、アフガニスタンの警察官の人材育成も支援しています。

加えて、複数の国々を対象として、国際テロ事件対策、国際捜査、薬物犯罪取り締まりなどをテーマとした本邦研修も実施しています。

●公共財政管理

JICAはこれまで、税務行政、税関行政、円借款の実施機関の財務健全性確保を中心に多くの協力実績を積み重ねてきましたが、2012年度、JICAは公共財政管理に関する課題別指針、そしてポジションペーパーの策定・対外公表により、それに対する取り組みを充実強化したり、JICA事業のPDCAサイクルの各ステージに公共財政管理の視点を強化したりするなど、進化する方向にあります。

安定的かつ持続的な財政運営を図るためには、「総合的な財政規律」「資源の戦略的配分」「効果的・効率的なサービスデリバリーの実現」が必要です。しかし、これらは自然に達成されるものではなく、それを実現するための制度的な仕組みが必要です。そのための制度インフラといえるものが公共財政管理です。

公共財政管理(Public Financial Management: PFM)には、予算計画、予算編成、歳入計画、国庫管理、会計・調達、内部統制・監査、財務報告、外部監査などを含み、国や地方レベルの財政の説明責任や透明性などを確保していくために必要な要素が含まれます。

JICAが公共財政管理に対応していくには、開発イシューの一つとしての公共財政管理分野に対する支援をできるだけ戦略的に展開していくこと、および公共財政管理をJICA事業の円滑な実施、そして援助効果および開発効果の発現にとって重要な制度インフラと明確に位置づけ、事業のPDCAサイクルの各ステージで出来ることを地道に実行に移していくことが重要と考えていますが、公共財政管理は、援助受け取り国の公共セクター全体に影響のある大きな改革であり、当該国の開発計画から公共セクターのマネジメントのあり方に関連する重要な開発イシューであることから、JICAが取り上げるにあたっては援助受入国の経済社会開発の現状だけでなく、政治経済的な背景にも十分に関心を払い、中長期的な視点で当該国の公共財政管理改革の取り組みを俯瞰するとともに、関与にあたっては短期的に成果を求めるのではなく、中長期的に対処していくこと、公共財政管理は一国の制度政策に関するイシューであるとの性格上、JICAという単独のドナーだけで抱えられるものではないため他のドナーとの協調などについて留意していく必要があります。

事例 法・司法制度整備 憲法改正に関する支援

ベトナム司法調査団を日本に招へい

ベトナムは、近年、市場経済化、国際統合・経済自由化の進展に伴い社会および経済の両面で大きな変化が生じており、このような変化に対応した立法・行政・司法制度の改革に取り組んでいます。

JICAは、1996年からベトナムの法・司法改革を積極的に支援してきたほか、2009年から国会の能力向上を支援しています。国家の基本法である憲法についても、2013年末までの改正を目指して改正案の検討が進められており、長年にわたる法・司法分野の日本の支援に対する信頼を背景として、JICAに対し憲法改正に関する支援要請がありました。

これを受け、JICAは、7月1日(日)から7月7日(土)まで、グエン・スアン・フック副首相を団長とし、チュオン・ホア・ビン最高裁長官、ハ・フン・クオン司法大臣、憲法改正委員会の主要メンバー(党中央委員・大臣・副大臣クラス12名)など23名からなるベトナム司法調査団を日本に招へいしました。

同調査団は、日本の国会、最高裁判所、関係行政機関や大学を訪問し関係者や学

識経験者との協議を行い、憲法の最高法規性(違憲立法審査権、憲法改正手続)、人権の保障、司法権の強化(権力分立と裁判所の権能強化)、地方自治、主権概念(国民主権の意義)などについて活発な議論が行われました。

JICAは、同調査団の帰国後も、現地セミナーや本邦研修を実施し、憲法改正編集委員会のメンバーなどに対してベトナム憲法改正の主要な論点に関する知見や日本の経験の提供を行ってきました。2013年1月には改正憲法草案が公表され、国民からのパブリックコメントを踏まえてさらに議論が行われています。

JICAは、引き続き、憲法改正を踏まえた各種法令の改正や統治機構の能力強化にも協力することで、ベトナムにおける立法・行政・司法制度改革の推進を支援します。



ベトナム司法調査団

民間連携

経済成長を支える
新しいパートナーシップ

開発途上国の社会開発やインフラ開発のニーズに開発途上国政府予算やODA支援のみで対応することは困難です。近年、開発途上国への資金の流れは、民間資金が大きな割合を占めるようになってきました。企業は積極的に開発途上国への貿易・投資を拡大しているほか、官民連携(Public-Private Partnership: PPP)によるインフラ事業や、BOPビジネス、CSR活動といった活動が広がってきています。その結果、開発途上国での民間ビジネスが、雇用創出や人材育成、技術力向上などの開発効果発現にも貢献しています。また、中小企業を含むわが国企業には、その優秀な技術や事業アイデアが開発途上国の課題解決に資するものも多いといわれています。JICAの活動においても、より一層民間セクターの活動と連携することで、効率的かつ効果的な開発支援を行うことが期待されており、さまざまな支援メニューを活用して具体的な事業につながる成果も出てきています。

海外投融資：民間企業などとのパートナーシップによる途上国の経済社会開発支援

JICAが行う有償資金協力のうち、開発途上国において本邦企業等による民間事業に対し投融資業務を行うのが海外投融資制度です。海外投融資業務は、PPPインフラ事業、BOPビジネス、中小企業の海外展開などで、開発途上国にて開発効果の高い事業を行おうとす

る民間企業を「融資」と「出資」の形態で支えるものです。

また、民間企業が持つ技術・ノウハウの動員、地方自治体との連携等を図るとともに、技術協力などとの連携による開発効果の一層の発現や事業リスクの軽減などを目指しています。

2012年度は、海外投融資本格再開後の初めてのインフラ事業「ベトナム・ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業」に係る融資契約を締結しました。[事例を参照ください]

協力準備調査(PPPインフラ事業)：官民が協働で開発途上国のインフラ事業に取り組む

従来、公共事業として行われてきた開発途上国のインフラ事業で、官民の適切な役割・リスク分担のもと、民間活力を導入し、さらに高い効果と効率性を目指す官民協働(PPP)形態でインフラ事業に取り組む仕組みが普及してきています。JICAも、円借款や海外投融資での支援を想定したPPPインフラ事業の形成を図っています。

PPPインフラ事業は、事業オーナー、スポンサーなどさまざまな関係者の意向を十分踏まえ、計画初期段階から官民協働で推進する必要があります。JICAは本邦企業からPPPインフラ事業計画を募り、優れた提案を行った民間企業に必要な調査の実施を委託することにより、事業計画の策定を支援しています。

事例 海外投融資事業

本格再開後初のインフラ案件に調印

2013年1月30日、海外投融資再開後初のインフラ整備事業である「ベトナム ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業」に対する融資契約を、ベトナム産業貿易商業銀行(VietinBank)との間で締結しました。

本事業は、ベトナムロンアン省において、二つの環境配慮型工業団地の排水処理事業、給水事業などを実施する日本・ベトナムの合弁会社3社に対し、施設整備費用などの必要資金をJICAが支援するもので、VietinBankを通して融資が行われます。ベトナムでは一般的に、工業団地からの排水による公害、工業用水の需要増加による地下水の枯渇が深刻な問題になっています。本事業は、海外投融資からの支援を受けつつ、株式会社神鋼環境

ソリューションなどが現地企業とともに、日本の技術・経験を活用し、工業団地向け排水処理や給水事業などを実施するものです。環境配慮を徹底した工業団地を整備することで、ベトナムの産業発展と環境対策の両面に対応した持続可能な成長支援に加え、日本企業の投資環境整備にもつながることが期待されています。事業実施地のロンアン省は日本の中小企業の誘致による産業発展に強い期待を寄せており、JICAとして技術協力により具

体策支援を行うことも検討しています。

今後は、神戸市も浄水場の運営管理に参画することを検討しており、官民連携によるパッケージ型インフラ輸出のモデルケースとなることが期待されます。

なお、融資契約締結に際しては、ロンアン省の投資セミナーが東京と神戸で開催され、同省の開発計画や投資誘致先候補地となる工業団地の紹介が日本投資家向けに行われ、JICAも官民連携の取り組みの現状紹介などを行いました。

2012年度には、8件の調査案件を採択しました。また、調査が完了した21件のうち、ベトナム・ロンアン省における「環境配慮型工業団地ユーティリティ運営事業」は、本調査制度を活用して機構の海外投融資による事業化が決定した初めての事例となりました。

協力準備調査：企業のビジネス原理を活用した、途上国支援への新たなアプローチ

BOPビジネスは、援助機関だけでは達成できない開発途上国の開発を課題に、企業がビジネスを通じて貢献しうる新たなアプローチとして注目を集めています。

JICAは開発課題解決に資するBOPビジネスの事業計画のプロポーザルを募り、優れた提案を行った民間企業などに、市場調査やJICAとの連携を含む事業計画立案のための調査を委託しています。

2012年度は計2回の公募を実施し、計31件の案件を採択しました。また、ルワンダにおいて現地採取した酵母菌などを使用した有機肥料やトイレ消臭剤・汚物分解剤の販売を行う事業や、バングラデシュにおいてもやしの原材料となる高品質緑豆の栽培ノウハウを指導し、収穫した緑豆を農民から購入し、日本で販売する事業が、本調査制度を活用して事業化の目途が立った初めての事例となりました。

中小企業連携促進調査(F/S支援)

JICAは中小企業が有する優れた製品・サービスや技術を活用した海外事業を自ら開発途上地域に展開を支援することを目的として、2012年2月にJICAは中

小企業を対象とする新たな提案公募型調査の公示を行いました。この調査は、開発途上国への事業展開計画のプロポーザルを中小企業から募り、優れた提案を行った中小企業に対して、市場調査や事業計画策定のための調査を委託して実施するものです。その結果、11件の調査案件を採択しました。

ODAを活用した中小企業等の海外展開支援のための委託事業(ニーズ調査、案件化調査、途上国政府への普及事業)

近年オールジャパンでの中小企業海外展開の取り組みが活発化する中、JICAは外務省から委託を受け、平成24年度に新たに3つの調査事業(ニーズ調査、案件化調査、途上国政府への普及事業)を開始しました。中小企業は、これらの調査を通じて海外展開のために必要な情報収集、途上国政府等とのネットワークづくりができるとともに、途上国政府等への働きかけによって現地の市場創造、制度づくり等にもつながります。昨年度はニーズ調査8件、案件化調査32件、途上国政府への普及事業10件を実施しました。平成25年度は、50件程度の調査案件に加え、新たにJICAの交付金による普及・実証事業20件(他、平成24年度補正で20件)をODA案件として実施する予定です。

その他の連携

グローバルな視野や素養を備えた人材の確保を求める企業側のニーズに応えるべく、民間企業の職員を派遣する「民間連携ボランティア」制度を開始しました。

事例 中小企業の海外展開支援

中小企業の独創技術・製品を開発に生かす

日本の中小企業は世界に通じる技術・製品を有していても、資金・人材の制約で海外展開は容易なことではありません。JICAは、開発途上国支援に中小企業パワーを生かすための支援を本格的に進めています。

JICAは、中小企業の優れた技術・製品を開発途上国の開発に生かす目的で、外務省、経済産業省、中小企業庁、日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構などと連携し、中小企業の海外展開を支援しています。

2012年度に、外務省委託事業として公募に基づき調査を実施したのは、アジア、アフリカ、大洋州など50件を数えます。

マレーシアでは中小企業が開発した遠隔隔び割れ計測システム「KUMONOS」を使って、離れた場所から橋や建物など

のインフラの健全性を点検・維持管理する技術を移転する事業の調査を実施しました。現在は調査結果を踏まえ、現地実証試験を実施中です。

カンボジアでは、日本の中小企業が開発した長粒種米(インディカ米)に対応する精米技術を導入することで、精米ロスの低減と商品性の高い精白米生産を行う事業の調査を実施しました(本事業は、民間提案型普及・実証事業を実施中)。

JICAは今後も、中小企業が保有する独創的な技術・ノウハウ・製品を活用した開発途上国支援の拡大に努め、中小企業の海外展開を支援していきます。



「KUMONOS」による橋梁の遠隔隔び割れ計測(関西工事測量(株))



小型精米機(株)タイウ精機

ボランティア — 「世界も、自分も、変えるシゴト。」 市民が主役の国際協力

JICAのボランティア事業は、開発途上国の経済、社会の開発や復興のために協力しようとする市民(ボランティア)の活動を支援するものです。日本の国際協力の代表的な事業として広く認知され、相手国から高く評価されているだけでなく、日本社会でもグローバルな視点をもった貴重な存在として期待されています。

応募できる年齢は20歳から39歳までで、協力分野は計画行政、商業・観光、公共・公益事業、人的資源、農林水産、保健・医療、鉱工業、社会福祉、エネルギーの9部門、職種は約200種類と多岐にわたります。2012年度は、全体で948人を派遣し、これまでの累計派遣人数は、3万7,899人、88カ国に及んでいます。

青年海外協力隊

原則として開発途上国で2年間活動します。「現地の人々と共に」という言葉に集約されているように、相手国の人々と共に生活し、働き、彼らの言葉を話し、相互理解を図りながら、彼らの自助努力を高めることに配慮して協力活動を展開します。

シニア海外ボランティア

応募できる年齢は40歳から69歳までで、近年、退職後の「第二の人生」をより有意義なものにしたいと応募される方が増えています。長年培った専門分野の知識、技術など、実績のある確かな経験を開発途上国で存分に生かしたいという強い意欲をもって協力活動

事例 ボランティア事業における大学連携

帯広畜産大学と協力し、パラグアイの小規模酪農家を支援

JICAと帯広畜産大学は、2011年8月に「帯広-JICA協力隊連携事業」の合意書を締結し、2012年度から同大学の学生や卒業生を青年海外協力隊員としてパラグアイに派遣し、酪農技術向上や組合組織強化を6年間支援する取り組みが始まりました。ボランティア事業における大学との連携は、開発途上国の発展に寄与する専門性を持つ人材の継続的な派遣を目指すJICAと、グローバル人材の育成を目指す大学側の双方にとってメリットのある試みです。このような大学とJICAの連携は、帯広畜産大学以外にも、広島大学、東京大学、拓殖大学等、多数の大学と進めています。

帯広畜産大学とJICAボランティア事業の連携は、長年にわたる同大学とJICA国内機関との協力関係を基盤とし、さらにパラグアイ国の関係機関より、小規模酪農家の自立支援の要請があがったことからボランティアのグループ型派遣「イタプア県小規模酪農家強化プロジェクト」としてスタートしました。

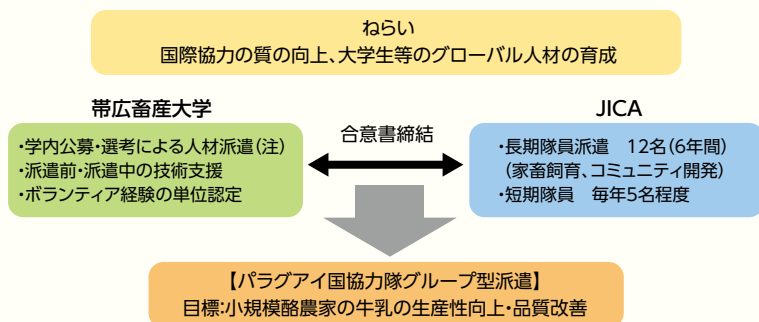
このプロジェクトは、小規模酪農家の牛乳の生産性向上・品質改善を目指し、パラグアイ南部イタプア県に、6年間で

長期隊員12名および、短期隊員約30名を派遣する計画です。長期隊員は、現地の基礎調査、酪農家の個別訪問・指導、農協の育成強化などを担当し、短期隊員は、対象3市を巡回しデータ収集・分析、モニタリングなどを行い長期隊員の活動を補佐します。

また、同大学は、隊員の技術的サポートを行うため学内に「支援委員会」を設置するとともに、第二外国語科目にスペイン語を加え、語学面での支援環境も整備

するほか、学生が協力隊に参加しやすい環境づくり(単位認定制度の導入等)にも積極的に取り組み、大学全体で隊員をバックアップしています。

技術とやる気のある学生を大学が組織的にサポートし、JICAが活躍の場を用意することで、連携効果による質の高い協力が可能となることに加え、ボランティア活動を通じて多くのグローバル人材が育成され、帰国後の日本社会への貢献が期待されます。



(注) JICAは通常の選考手続きにより隊員としての適格性を判断します。



家畜の栄養状態について、データを収集する短期隊員(パラグアイ 家畜飼育)。現地の人々や長期隊員と協力して結果を取りまとめ、各農家に報告・提案を行う

を行っています。

協力分野は主に農林水産、エネルギー、保健・医療、人的資源(教育・文化・スポーツなど)など9分野にわたります。2012年度は264人を派遣しました。現在までの派遣国は71カ国、累計派遣者数は5,138人に上ります。このほか、中南米の日系人社会に貢献するための日系社会青年ボランティア、日系シニア・ボランティアや、派遣期間が1年未満の短期ボランティアも派遣しています。

帰国後の進路

現在、日本国内の地域社会、行政、教育、企業活動などさまざまな場面で、多様な文化や社会を受け入れ、対話し、行動する人材として、帰国後のJICAボ

ランティアに期待が高まっています。その表れとして、地方自治体や教育委員会でのJICAボランティア経験者の特別採用制度を導入する自治体が増えてきており、その数は2013年4月1日時点で確認されているものは54自治体に上ります。

このように、JICAでは各ボランティアが派遣国で培った経験を、帰国後の社会で生かしてもらうための支援体制を用意しています。また、帰国後に子育て支援や地域の活性化など、日本社会の抱える課題に取り組むJICAボランティア経験者も多く、JICAとしてもボランティア事業が、開発途上国への貢献のみならず、「日本も元気にする」事業である点も広報していくこととしています。



ドミニカ共和国のろう学校で活動している協力隊員(青少年活動)。ろう者児童・生徒の自立支援のため、日々工夫を重ねて活動している



ネパール農業研究評議会 植物病理部に配属されているシニア海外ボランティア(きのこ栽培)。地方の農家やきのこ生産者を対象に、シイタケ栽培の技術研修を行っている

事例 スポーツにおけるボランティア事業

国際野球連盟がJICAボランティアの功績を称えて特別表彰

2013年4月14日、国際野球連盟(IBAF)より、世界各国で野球やソフトボールの普及に尽力したJICAボランティアの貢献に対し、JICAが特別表彰を受けました。JICAは、1970年以来、世界36カ国で延べ278人の野球・ソフトボール分野のJICAボランティアを派遣してきており、2013年3月31日現在も13人が活動中です。

表彰式にて盾を受け取ったJICA黒川理事は、「スリランカでは、2002年に2個のボールと1本のバットから始まった野球選手の活動が、2009年には国際大会で初のメダルを勝ち取るまでになり、2012年にはスリランカ初の専用野球場が日本の協力で建設されました。また、5年前にブルキナファソで生まれて初めて野球のボールに触った少年が、この夏、日本のプロ野球独立リーグのチームに研修生として参加することになっている」と近年の成果を報告しました。続けて「これらはJICAボランティアの努力だけではなく、各国の指導者や選手、野球協会の多大な協力によるもの」と活動を支えた

人々への謝意を表すとともに、「JICAはこれからも野球やソフトボールなどスポーツの振興を通じて、よりよい世界の実現に向け、努めていきたい」と話しました。

今回の授賞に関して、国際野球連盟アフリカ大陸代表副会長のイショラ・ウィリアムス氏は、「JICAボランティアはアフリカ諸国で野球とソフトボールの発展に大きく寄与している。彼らなしでは、アフリカ諸国の多くでは野球とソフトボールの発展は考えられない。彼らの活動を通じて、アフリカの人々は日本の若者を『アフリカの友人』と呼び、非常に親しみを持っている」とJICAボランティアのアフリカでの活躍を称えました。

今回の表彰で、長い間、世界の野球やソフトボールを支えてきたJICAボランティアの功績が一層輝かしいものになりました。今後もJICAボランティアによって、心と心のキャッチボールがさらに世界中に広がっていくことが期待されます。



キャプテンを中心に話し合いを行いチームの意思統一を図る輪の中に、指導者である協力隊員の姿(ブルキナファソ 野球)。技術のみではなく、野球を通じた心の成長を大切にしている

市民参加協力

— 国際協力を日本の文化に

市民による国際協力への取り組みは、NGOなど市民団体による活動のほか、JICAが実施するボランティアや技術協力などのODA事業への参加など、さまざまな形で実施されています。なかでも市民団体の発意や個人のボランティア精神に基づき実施される活動を、JICAでは国民等の協力活動と呼んでいます。その国民等の協力活動の実施と国際協力への理解の促進のための活動を「市民参加協力事業」と位置づけ、さまざまな取り組みを行っています。

市民による国際協力の意義は、開発途上国の課題に応えるアプローチが多様化することや、国際協力の理解者、実践者が増えることにより、日本社会に広く途上国の現状の理解と国際協力が浸透していくこと、またそのことを通じて日本の地域が活性化し国際化が進むことです。市民参加協力を通じて、国際協力が日本の文化のひとつになることが期待されています。

市民参加協力事業は、個人や団体の意志や発意を重視するとともに、すべての国民に参加の機会があることを特長としています。市民参加協力のうち、ボランティア事業については「ボランティア事業」【[OP.106](#)】を、草の根技術協力事業とNGO支援事業については「NGO等との連携」【[OP.110](#)】もご参照ください。

全国の国内機関を拠点に

JICAには全国に14の国内機関があり、各地域で国際協力への理解を促進し、参加の機会を提供する活動を行っています。また、地方自治体の国際交流協会などに配置しているJICA国際協力推進員は、JICAの窓口として地域と連携しながら国際協力に関する各種イベントやセミナー、相談に対応しています。

東京都市ヶ谷にある「JICA地球ひろば」や愛知県名古屋市にある「なごや地球ひろば」では、国際協力の経験をもつ「地球案内人」のガイドにより、「見て、聞いて、触って」体験できる展示を通じ、開発途上国の現状や地球規模の課題を来場者が体感できます。2つの地球ひろばでは、各国の料理などが味わえるカフェや、フェアトレード商品も販売しており、「JICA地球ひろば」は90万人、「なごや地球ひろば」は28万人の入館者数を突破し、子どもから学生、大人までが楽しく学べる場となっています。セミナーや報告会などに最

適な貸し出しスペースも併設し、市民による国際協力の活動や成果を発信する場として活用されています。



なごや地球ひろば

国際協力の理解のために — 開発教育支援事業

さらに、JICAは教育現場を中心に、開発途上国の現状への理解を

深め、国民の協力活動を含めた国際協力の活動を知ってもらうことを目的に、NGOや学校関係者と連携



青年海外協力隊ボランティア経験者による出前講座

し、開発教育支援事業を実施しています。

小中学校の授業に講師を派遣する「国際協力出前講座」(毎年約2,000回実施)や、国際協力に関する作文コンクール「国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」(中学生、高校生合わせて、毎年約7万人が応募)のほか、開発教育に関心のある教員や教育関係者を対象に行う「教師海外研修」では、実際に途上国の教育現場を視察し、帰国後の授業実践に活用するための機会を年間約20コース約170名に提供しています。

また、JICAは開発教育の手法や事例を学ぶための「開発教育指導者研修」や教材の作成も行っています。

これらの市民参加協力活動は、地域とのつながりの中で活動しているNGOや地方自治体などと協力して実施しています。日本の市民にとって国際協力が当たり前となり、身近に感じられ、日本の優れた文化のひとつになるよう、活動を深めています。

教師海外研修

JICA東北では、東北5県の中学校・高校現職教員8名をインドネシア国アチェ州に派遣しました。アチェ州は2004年12月のスマトラ島沖地震の津波により20万人を超える犠牲者があった被災地で、8年の時を経て復興の歩みが進んでいる場所です。

参加者は今回の滞在期間に、現在の被災地の様子を实地に視察し、また、地域の復興への取り組みや学校現場での教育関係者や生徒らとの対話を行いました。資料館や語り部の証言で当時の状況を知り、また、過去を乗り越えて現在の暮らしを営んでいる市民の暮らしや子供たちの日常を垣間見ていただきました。どの訪問地でも必ず大変温かい大歓迎を受け、多くの市民から日本の被災について自分の家族のこの様に励ましの言葉をいただき、全ての訪問日程を無事に終えることができました。

教育の現場では、持ち帰った写真や民族衣装だけではなく、直接触れ合ったからこそ得られる想いや力強さが生徒たちに伝えられることとなります。東北の教育の現場で、海外に目を向け、同時に自身が暮らすコミュニティにも目を向ける生徒たちへ、それぞれの参加者の工夫を通じて授業が行われています。

帰国後の事後研修の機会では、一般公開の形で授業実践の工夫について参加者間で意見交換し、また、歴代の研修参加教師の協力も得て教師間のネットワークを構築し、東北の教育関係者の連携の場として活用していただく計画です。



教師海外研修(インドネシア国)

JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト

次の世代を担う全国の中学生・高校生を対象に、開発途上国の現状と国際協力の必要性について理解を深め、国際社会のなかで日本は何をすべきか、また、自分たち一人ひとりがどう行動すべきかについて考えてもらうことなどを目的として、国際協力に関するエッセイコンテストを実施しています。

以下は、エッセイコンテスト2012中学生の部に入賞した2つの作品からの抜粋です。

「『国際協力』とよく言われるが、国際協力の基本は

『互いによく知ること』ではないかと思う。私は、ブラジルに行き、ブラジルの良さを知った。そして、世界を学んだ旧友は差別をしなくなった。大地震の報道で日本の良さを知った国々は、支援の手を差し伸べてくれた。全て『知ること』から始まっている」

「人は、一人では成り立たない。国も、他の国の支えなしでは成り立たず、成長もできない。世界中の人々は、どこで生きていても同じ人間。文化の違いがあるだけだ。私は、今、文化の壁に温かい扉をつくる力になりたい」



エッセイコンテスト2012の入賞者たち(高校生の部)

ジュニア地球案内人プログラム

JICA地球ひろばでは、全国の大学生向けのプログラムとして、毎年春休みと夏休みの時期に、「ジュニア地球案内人プログラム」を実施しています。

JICA地球ひろばには、市民を対象に、開発途上国の課題や国際協力をわかりやすい形で理解していただくための常設展示施設『体験ゾーン』があり、この展示の内容をわかりやすく説明する「地球案内人」が常駐しています。

「ジュニア地球案内人プログラム」は、この「地球案内人」の業務の体験、JICA職員をはじめとする国際協力活動に従事している人々との交流、国際協力に関するワークショップの企画・実施等を通じて、大学生の皆さんに国際協力と自分たちとの関わりを考えてもらうことを目的とした、体験型プログラムです。



大学生に国際協力に関する仕事を体験してもらう「ジュニア地球案内人」プログラム

NGO等との連携

—— 国際協力の多様な担い手との連携

開発途上国における支援のニーズが多様化するなか、ミレニアム開発目標(MDGs)などの開発課題に対して「人間の安全保障」の概念に基づいて取り組むためには、日本の「人」「知恵」「技術」を結集した国際協力が必要です。NGO(Non-Governmental Organization:非政府組織)、大学、自治体などの多様な担い手との連携は、特に地域の教育・保健・環境の改善、コミュニティ開発支援、平和構築・復興支援などの分野で、ODA事業の効果的な実施に大事な役割を果たしています。

JICAは対話、連携、支援の側面からもNGO等との連携に取り組んでいます。

● 草の根技術協力事業

— 海外での国際協力活動の共同実施

草の根技術協力事業は、国際協力の意志のある日本のNGO、大学、地方自治体や公益法人などの団体が、これまで培ってきた知見や経験を生かした提案に基づき、開発途上国の地域住民の経済・社会の開発

を目的にJICAと共同で行う事業です。特徴は、開発途上国の地域住民の生活改善・生計向上に直接役立つ内容で、草の根レベルのきめ細やかな活動が行われる事業である点です。2012年度は206件の事業を世界45カ国で実施しました。草の根技術協力には、開発途上国で一定程度の活動実績がある団体がこれまでの経験や技術を生かす「草の根パートナー型」、開発途上国での活動実績が少ない団体による「草の根協力支



スーダン・母親教室での助産師による講義(草の根パートナー型「スーダン・ガダーレフ州シェリフ・ハサバラ地域における母子保健指標改善プロジェクト」、実施団体：(特活)ロシナンテス)

事例

草の根地域提案型「サモア水道事業運営(宮古島モデル)支援協力」宮古島市

南太平洋に位置する島嶼国サモアでは、雨期時の高濁水化や、それに伴う浄水処理への影響、漏水率の高さによる慢性的な水不足など安定的な水供給に多くの課題を抱えています。

かつて「水無し島」と呼ばれ、水の確保に大変な苦勞を強いられてきた宮古島は、現在では、独自の水源保全対策と低コストで維持管理が容易な生物浄化法(緩速ろ過)による浄水処理により、全島民へ「安全でおいしい水」を供給するノウハウを確立しています。プロジェクトでは、これらの経験・ノウハウを“宮古島モデル”としてサモアに移転し、サモア水道公社の自立的な水道事業運営体制の構築に寄与することを目指しています。

市職員の声

プロジェクトマネージャー
梶原健次さん

プロジェクトは、宮古島の私たちにとっても有意義なものでした。宮古島の水道

の歴史は浅く50年程度に過ぎないので、その水道草創期と同じ状況がサモアの現状によく似ていました。十分な資金も資機材もないなかでは、職員の経験・スキル・工夫がとても重要になります。宮古島市の熟練職員と若手職員が共に漏水防止の技術指導をサモアで行ったのですが、私たちにとっては草創期の追体験や技術伝承の良い機会となりました。

プロジェクトの中心課題である生物浄化法の技術移転については、信州大学名誉教授の中本信忠博士の協力も得て、サモアの浄水場が正常に機能するよう指導を繰り返しました。そのなかで、サモアや宮古島のように日射量や温度が高い地域では、生物活性も高くなるので生物浄化法の浄化能力も高くなるのが、プロジェクト実施中に確認できてきました。その成果をフィードバックし、宮古島の浄水場の運転方法を改善できたことも収穫でした。

宮古島にとっての意義だけではなく、

プロジェクトはサモア側からも評価され、浄水場の管理改善や、漏水量低減の成果が出ました。これは日本側の指導内容が正当かどうかという問題よりも、サモアの方々が置かれている状況だけでなく社会的な歴史、文化や慣習を理解した上で、交流を重ねた結果だと思えます。20数年前にサモア水道事業で活動していた元協力隊員の金城進さん(名護市役所)と、初年度の本邦研修に参加したサモアのジェームスさんが、人的・文化的交流の最高級潤滑油となってくださったことに感謝し、人材の重要性を再認識したプロジェクトでした。



メーターでの漏水音聞き取り

援型」、地方自治体が主体となり日本の地域社会のノウハウを生かす「地域提案型」の3つの形態があります。

● NGO-JICAジャパンデスク

—現地の日本のNGOの活動を支えるために

開発途上国での日本のNGOの活動を支援するため、現在21カ国に「NGO-JICAジャパンデスク」を設置しています。草の根技術協力事業などでの活動に有用な、現地の法律・制度や社会情勢、現地NGOの活動状況などの情報を提供したり、各種相談に対応しています。

● NGO等の人材育成・組織強化支援

—より質の高い市民による国際協力の推進に向けて

国際協力活動を行うNGO等の活動を支援するため、JICAはプロジェクト管理手法の研修^{※1}、人材育成を通じて団体の組織強化を支援する研修^{※2}、専門知識を有するアドバイザーの派遣^{※3}などの支援プログラムを実施しています。2012年度は以下のとおり実施しました。

※1: 国際協力担当者のためのPCMを活用したプロジェクト運営基礎セミナー:308名参加

※2: 組織力アップ!NGO人材育成研修:15名参加

※3: NGO組織強化のためのアドバイザー派遣:13団体、NGO海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣:4団体及び2カ国(集合研修)に派遣

● NGO-JICA協議会

—対等なパートナーシップに基づく連携のために

NGOとJICAが対等なパートナーシップに基づき、より良い連携を進め、相互理解を深めるには、「対話」が重要です。JICAは、本部、在外事務所、国内機関で、それぞれの地域や課題についてNGOと意見・情報交換を行っています。また、年4回「NGO-JICA協議会」を開催し、双方の関心事項や連携促進に関する協議や、情報共有を行っています。

● 世界の人びとのためのJICA基金

—寄附を通じた国際協力

JICAは「世界の人びとのためのJICA基金」を設置し、寄附を通じて、市民の皆様や法人・団体の皆様に国際協力へ参加いただいています。寄附金は、開発途上国で活動するNGOなどの市民団体による事業に活用して、現地の人々の貧困削減、医療や教育の向上、環境問題の解決のために役立てています。2012年度は7事業に対し本基金を活用しました。

事例

草の根パートナー型「ネグロス島 養蚕普及体制の強化」オイスカ

1980年代の砂糖の国際価格の暴落により砂糖産業に頼ってきたネグロス島は、一時「飢餓の島」と呼ばれました。1989年からオイスカは、特に生活苦を強いられた山間地の農民を対象に養蚕の技術指導と普及に着手し農家の収入確保を目指しました。2006年より蚕種製造を開始。蚕種製造から織物づくりまでの一連の工程を確立。養蚕に対する関心と期待は年々増し、特に州内の山間地を中心に養蚕への参加を希望する零細農家が増加しました。こうしたニーズに応え、ネグロス島の零細農家の生活改善拡大を図るため、2011年10月からJICA草の根技術

協力(パートナー型)を開始。良質な繭の生産を増やすとともに、蚕品種の改善や養蚕組合による普及体制を強化することを目指しています。また、生糸による燃糸加工技術の導入や絹織物製品による市場の拡大といった取り組みを通じ、将来的にはシルク産業がネグロス島の地場産業となることを目指しています。

NGOスタッフの声

プロジェクトマネージャー
渡辺重美さん

現在プロジェクトが行われている山間部の村では、養蚕を始める前は自然林を切って炭焼きをしたり、野生のランを採集して生計を立てていました。しかし、養蚕を始めたことで桑を植え、蚕を飼い良質な繭が生産されるようになり、今では収入が1.5倍から2倍になりました。村人たちの生活が向上したことで、子供たちが学校に通えるようになるなど、養蚕が村人たちに笑顔をもたらしてくれています。また、繭から絹糸がとれ機織りも行

うようになり、地元女性の雇用機会の場としても歓迎されています。一方で養蚕農家のさらなる拡大とともに普及員の育成などまだまだ多くの課題はありますが、一つ一つ解決しながら努力していきます。

現地スタッフの声

西ネグロス州農業普及部長
ルシル ハルボリア(Miss Lucille Golveola)さん

ご存知のようにネグロス島は砂糖の生産が島の基幹産業になっていますが、単一作物の脆弱性を知っている我々にとって新たな産業の普及は長く課題となっていました。幸いJICAとオイスカの支援によって繭生産が少しずつ広がりを見せています。そして、新たに養蚕からシルク生産という新産業の芽が出始めたことで州政府としては本プロジェクトに大きな期待を寄せています。また、桑畑が山間地の緑化につながることから村単位で植林を進めている環境省もこれを評価し、桑栽培を取り入れていく計画です。



地元女性の雇用の場となっている機織り

移住者・日系人支援

高齢者福祉、人材育成に重点を置いて移住者・日系人を支援

移住先国の環境の変化と課題

現在、北米・中南米を中心に全世界で290万人を超える移住者・日系人が生活しています。これらの人々は政治、経済、教育、文化など、多分野で活躍し、移住先国の発展に寄与するとともに、日本との「懸け橋」となって二国間の関係緊密化に重要な役割を果たしています。

JICAは、戦後の国の政策によって中南米などへ渡航した移住者に対し、移住先国の社会での定着と生活の安定を図るため、移住投融資事業(土地購入・営農資金などの貸付)や入植地事業(土地の造成・分譲)、基盤整備事業(農業生産、生活環境、医療衛生、教育)を実施してきました。

しかし、時の流れとともに移住先国における日系社会の成熟や世代交代といった変化が生じてきました。移住者一世の高齢化、日本への出稼ぎによる日系社会の脆弱化、日系人のアイデンティティの喪失といった問題が生まれ、また、日本国内に在留する日系人は、子弟の日本語能力不足による不就学という教育問題に

も直面しています。

主な事業と取り組み

移住者・日系人が抱える課題に対応するため、JICAでは次のような事業を行っています。

1. 知識普及

2002年に横浜市に開館した海外移住資料館では、海外移住の歴史や日系社会の現状などに関する資料の常設展示や企画展を実施、ホームページによる情報提供も行っています。広く一般の人々、特に次代を担う若い世代に、海外移住の歴史や移住者とその子孫である日系人への理解を深めてもらうことが目的です。

2. 移住先国での支援

●医療衛生対策

パラグアイ、ボリビアにある5つの移住地診療所とブラジルのアマゾニア病院の運営、ブラジルの巡回診療を助成しています。また、高齢者福祉・医療への要望が高いドミニカ共和国、ブラジルおよびボリビア

事例 中南米における日系社会・日系人支援

「第1回中南米民間連携調査団」を通して、中南米・日系社会を身近に

中南米部計画・移住課では、「日系社会を活用した民間セクター連携情報収集・確認調査」(第1回中南米民間連携調査団)を2013年2月25日から3月9日、ブラジルとパラグアイで実施しました。約60社の応募のなかから選考された13社・組織が参加しました。本調査は、中南米地域の国際協力において本邦民間企業に加え、日系人が経営する民間企業や民間ビジネスとのパートナーシップを強化し、開発途上国の経済・社会開発に貢献する案件形成に資する情報収集を目的としたものです。

また、同調査団の応募促進を兼ねて、JETRO(日本貿易振興機構)と連携で、日系人を通して中南米とより関係が深い2つのJICA国内機関(沖縄、横浜)で「中南米・民間連携セミナー」を開催しました。両セミナーとも多数の地元企業の参加があり、特にBRICsの1つとして経済成長が

著しいブラジルへの高い関心が感じられました。

両国の調査では、先方政府機関との協議や現地企業の視察などとともに、日系企業の視察や日系関係者との協議を行いました。ブラジルではパラナ日伯商工会議所などの主催による地元企業との意見交換会が行われたり、ブラジル盛和会、ブラジル日本商工会議所による当地の経済状況や企業経営の秘訣などの説明がなされたりしました。パラグアイでは、イグアス移住地において日系農協や日系企業関係者との意見交換や、在パラグアイ日本商工会議所主催の懇親会を通して、ブラジルと比較して税制面、労働法、若年層が多いといった労働力の面で有利なパラグアイをブラジル市場向けの生産拠点として活用する方法などの説明がありました。これらを通して、日系社会を有力なビジネスパートナーとして感じた参

加企業もあります。

本調査に参加した企業の一部とは民間連携に関するスキームをはじめ、さまざまな形でJICAとの連携が進んでいます。また、本調査で人脈が培われ、日系関係者とビジネスが始まった参加企業もあります。本調査を通して多くの参加企業が中南米を身近に感じ、つながりを深めています。



ブラジルの日系企業Sansuyで、平崎顧問(右)から説明を受ける調査団員

では、医療保険加入、介護、健康診断、デイサービスなどに関する事業を助成しました。

●教育文化対策

日本語教育対策として、現地日系日本語教師の養成・確保のため、教師合同研修会、教師謝金、現地日本語教師の第三国研修、ブラジル日本語センターの日本語調査研究などを助成しています。

●施設などの整備

2012年度は、パラグアイにおける地域開発事業を行うための基礎調査実施に係る経費を助成しました。

3. 移住者子弟の人材育成

●日系社会次世代育成研修(旧・日本語学校生徒研修)

北米、中南米諸国の日系団体が運営する日本語学校に通う日系人子弟を日本に招き、公立中学校への体験入学やホームステイなどを通して、日本の文化・社会への理解を深める機会を提供。2012年度は49人を受け入れました。

●日系社会リーダー育成事業

日本の大学院で学ぶ日系人に対し、滞在費、学費などの一部を支給しています。2012年度の新規支援の対象者は8人でした。

4. 日系社会と地域社会への支援

中南米地域の日系社会に、日本語教育や保健、福祉などの分野で協力する青年やシニアのボランティア(日系社会ボランティア)を派遣しています。2008年度には新たな支援策として、日本国内の国公立学校の教員をブラジルの現地政府公認校へ派遣する「現職教員特別参加制度(日系)」を創設し、2012年度は4人を長期(1年9カ月)派遣しました。帰国後は、その経験を生かし日本国内での日系人子弟に対する教育支援での活躍が期待されています。

さらに、大学、地方自治体、公益法人などの提案により、各国の国づくりの促進などのため中南米諸国から日系研修員を受け入れています(2012年度受け入れ119人)。

5. 事業資金の貸付

移住者や日系団体への貸付は2005年度に終了し、現在は回収のみ実施しています。

事例 海外移住した日本人の歴史や業績を伝える

JICA横浜 海外移住資料館開館十周年

JICA横浜 海外移住資料館は、日本人の海外移住の歴史や日系人の業績を多くの人たちに知ってもらうことを目的に2002年に開設されました。館内は、故梅棹忠夫氏の監修のもと「われら新世界に参加す」をコンセプトに、移住先で根づかれた人々の様子が展示されています。2012年11月には開館十周年を記念し、シンポジウムを開催しました。公益財団法人海外日系人協会との共催のもと、第54回海外日系人大会参加者、研究者、マスメディアなど約130名の参加を得て、大変盛況なシンポジウムとなりました。世界各国の日系博物館・資料館の関係者が初めて一同に会し、パネルディスカッションでは、各国において日系人の構成や世代はさまざまであるものの、共通して、移住の歴史や意義を後世に継承することに高い問題意識を持っていることが確認されました。また、次世代に

伝える工夫など、各国の博物館・資料館の連携が重要であること、そして海外移住資料館に対する大きな期待が表明されました。

海外移住資料館はこの十年の間に、天皇皇后両陛下のご来館もあり、一般市民や社会科学習による来館も増え、来館者30万人を達成しました。最近では修学旅行生の訪問も増えています。ハワイになぜ多くの日系人がいるのか、戦時中の日系人の厳しい経験など、来館者の多くはここに来て初めてこのテーマに触れており、驚きと感動の声が寄せられています。移住者の歩んだ道を日本人の歴史の中に正しく位置づけること、そして国内外の博物館・資料館とのネットワークを強化しながらより多くの人にそれを伝えていくことが、次の十年に向けて

一層重要な使命だと認識しています。

また、海外移住資料館は、2013年4月1日付で内閣総理大臣が指定する「歴史資料等保有施設」に認定されました。従来保有していた文書が、学術的・歴史的な価値を有する各種資料と認められたものであり、今後一層、海外移住資料館が保有する資料をJICA外の各種研究、調査等にも役立ててもらいたいと考えています。



十周年記念シンポジウム パネルディスカッションの様子

人材養成・確保

将来の国際協力を担う人材を育て、
必要な人材を確保する

今日、国際協力の現場では、高度化、多様化していく援助ニーズに的確に対応できるプロフェッショナルが求められています。JICAでは、こうしたニーズに迅速に対応するため、人材養成・人材確保事業として、さまざまな取り組みを行っています。

2012年度の実績

名称	実績(2013年3月現在)
国際キャリア総合情報サイト	
PARTNER	国際協力人材登録者 8,902名
人材養成	
1. ジュニア専門員	新規5名 継続38名
2. 専門家養成個人研修	18名
3. 公募型インターンシップ	28名
4. 研修	
(1) 専門家等赴任前研修	年12回 298名
(2) 能力強化研修	全12コース 255名
(3) UNHCR連携安全管理研修	全3コース4回 98名
(4) その他	事務所員赴任前研修、 ナショナルスタッフ研修等
人材確保	
1. 国際協力専門員	81名
2. 特別嘱託	21名

将来に向けた人材の養成

1. ジュニア専門員 —JICA専門家を目指して

国際協力人材が不足する分野における中長期的な人材育成を念頭に、2012年度から新制度に改編しました。一定の実務経験に基づく専門性を有し、将来のJICA専門家などを目指す若手人材を対象に、主にJICA本部における人材養成研修を通じて、国際協力の仕組みを学びます。



セネガル教育改善プロジェクト先の学校を視察しているジュニア専門員

2. 専門家養成個人研修 —新たな開発課題への対応

開発途上国における高度化・多様化する新たな開発課題に対応するため、海外の大学や国際機関等での短期研修の機会を提供します。2012年度はマイクロファイナンス研修や気候変動対策研修等を実施しました。

3. 公募型インターンシップ

—JICA専門家等将来の国際協力人材の裾野拡大

国際協力に関連する研究を行い、将来この分野で活躍することを志望する大学院生を対象に、国内外のJICA機関で1～4カ月の実習を行います。2012年度は前年度に引き続き若手医師に門戸を広げました。



海外からの研修員に同行した国内センター受入の大学院生インターン

即戦力となる人材の育成

1. 専門家等赴任前研修

—派遣直前のスキルアップとオリエンテーション

赴任前の専門家等に対して、JICAの協力方針、業務内容、最新の援助動向、効果的な技術移転手法などについての研修を行います。

2. 能力強化研修

—即戦力人材の能力アップを図る公募型短期集中研修

特定の専門分野での技能や知識、語学力を有し、近い将来、専門家等として開発途上国への派遣が予定される方を対象に公募し、援助動向に関する知識や実践的なスキルを身につける機会を提供しています。環境社会配慮、平和構築・復興支援(事業評価)等の他、最近の援助ニーズを踏まえ、2012年度は試行的に公共財政管理セミナーを実施しました。

3. 安全管理研修

—UNHCRと連携して実施する安全管理面に特化した研修

平和構築支援・復興支援分野のみならず安全配慮が特に求められる業務に従事する人を対象に、UNHCR(国連高等難民弁務官事務所) e-Centreと連携して安全管理研修を実施しています。



スピーチするUNHCR駐日事務所代表と熱心に耳を傾ける参加者

人材の確保

JICAは、途上国での業務経験が豊富で、直ちに国際協力の現場で活躍できる人材として、国際協力専門

員や、特別嘱託の確保に努めています。特に、国際協力専門員は、それぞれの専門分野における卓越した知見を活用してJICA事業の質の向上に貢献しています。

開発途上国支援の量・幅・質の拡大を目指して 国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」

■ PARTNERとは

「PARTNER」は、JICA国際協力人材センターが企画・運営する「国際協力人材キャリア総合情報サイト」です。PARTNERは、海外でのさまざまな開発支援事業での活躍を目指す方々に、豊富な求人情報を提供しています。この求人情報は、JICAのみならず、国際機関や政府関係機関、NPO/NGO、民間開発コンサルタント、さらに、近年では海外進出を目指すわが国企業からも多数の求人が寄せられています。一方、9千人近い人材がこのPARTNERにおいて人材登録を行い、海外の「開発の現場」からの声のかけを待っています。これまでも数多くの団体・企業が、PARTNERに登録されている人材にアプローチし、海外の開発の現場における「即戦力」や「次代のリーダー」をリクルートしています。海外での飛躍を目指す人材と、そのような人材の獲得を目指す団体・企業が一堂に会するマーケットプレイス——それがPARTNERです。



(<http://partner.jica.go.jp/>)

PARTNER

検索

着実に拡大するPARTNER

2012年度は3,356件の求人情報、1,377件の研修・セミナー情報を掲載し、年間のトップページアクセス数は804,438件に上りました。また、2013年3月末時点で8,902名の方が人材登録を行う一方、740を越える団体・企業が団体登録を済ませて、ともにPARTNERを活用しています。

このほかPARTNERでは、専門の要員を配置して、人材登録いただいた人材の方々からのキャリア形成に関する各種相談を受け付けています。2012年度はメールで113件、面談形式で214件の相談業務を行いました。

さらに、JICAをはじめ国際機関やNGO、開発コンサルタント、海外に進出する民間企業などでキャリアアップを目指す人材登録者を対象に「国際協力人材セミナー」を実施しています。2012年度は東京、神戸、福岡で開催し、合計530名の方々に参加いただきました。参加者からは「地方でこういったセミナーはほとんどなく、とても貴重な機会だった」、「講師のレベルが高く、いろいろな組織の話を知ることができて本当に良かった」などの声が寄せられました。

海外進出企業による人材確保への支援

「新興国」をはじめとする開発途上国の

多くが、いまダイナミックな経済発展を遂げようとしています。そしてこれらの国の多くが、官民一体となってインフラ整備を進めています。このインフラの整備の進展と相まって、外国からの投資環境も整備されつつあり、安価な労働力を活用した製造業での投資が盛んに行われています。また、経済の発展とともに増大する中間層による消費意欲も旺盛です。高度な技術力を有するわが国の民間企業も、開発途上国における新たな経済の拡大に対応して海外進出を積極的に推進しています。そしてこのような民間企業は、開発途上国で活躍できる人材を強く求めています。PARTNERは、このような中小企業等民間企業の海外展開を支援すべく、2012年6月に「簡易登録団体」制度を新設しました。民間企業は簡単な登録を行うだけで、人材登録している人材のプロフィールを閲覧でき、また個別にコンタクトができるようになりました。JICAでは、この新しいサービスをより多くの企業に利用・活用いただくべく、商工会議所や税理士法人事務所といった中小企業支援団体のご協力も得てサービスの利用を呼びかけています。

さらなる利用の推進のために

2013年1月より、海外での活躍を志向する若年層への呼びかけを強めようと、PARTNERのFacebookページ(<https://www.facebook.com/jicapartner>)

を立ち上げ、各種セミナー情報や国際協力人材センターの日々の活動を随時情報発信する体制を整えたところ、大変大きな反響がありました。また、東京都内の公共職業安定所(ハローワーク)や、国内主要都市の人材銀行にもPARTNERの案内用リーフレットを設置させていただき、より多くの個人や団体・企業にPARTNERを知ってもらい、継続的に利用してもらえるよう取り組みを行っています。

PARTNERサービス開始10周年に向けて

PARTNERは2013年10月でサービス開始10周年を迎えます。この10年間で、わが国も開発途上国も、大きな変貌を遂げました。これまでPARTNERは「国際協力」をキーワードとして人材の需要と供給のマッチングを行ってききましたが、今後はさらに提供するサービスの「量」「幅」「質」すべての拡充に向けて、たゆまぬ改善・強化を進めてまいります。10周年を迎えるに当たり、まずPARTNERサイト上で求人案件への応募が行えるよう「Web 応募機能」を新設しました。また、Skypeを用いての遠隔キャリア相談の開始も行います。PARTNERは今後もますます進化していきます。

災害緊急援助

タイムリーで心のこもった
支援を被災者へ

災害緊急援助からシームレスな協力へ

JICAでは、海外で大規模な災害が発生した場合に、被災国政府または国際機関からの要請に基づき、緊急援助を実施しています。人的支援としては外務大臣の指示により国際緊急援助隊(Japan Disaster Relief Team: JDR)を派遣します。物的支援としては、独立行政法人国際協力機構法に基づき緊急援助物資の供与を行っています。

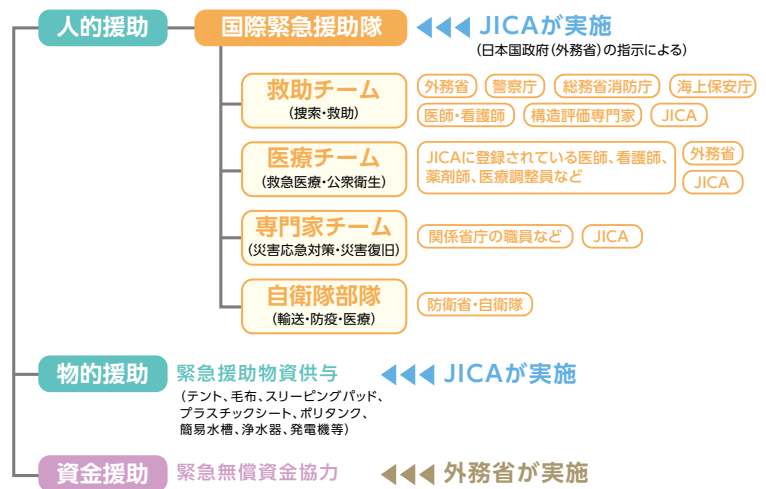
東日本大震災の経験から「防災の主流化」[\[P.88を参照ください\]](#)が強く求められています。JICAは緊急援助という人道援助と、国の開発を支援するという開発援助の両方に携わっている組織であることから、その利点を生かし、実際に発生した災害への緊急対応、さらに復旧・復興へとシームレスな協力を目指すことによって、防災・減災を実現する取り組みを強化しています。

国際緊急援助隊事務局の業務と今後の挑戦

JDR事務局は、救助チームや医療チームの派遣が決定されると、チーム編成、航空機の手配、資機材の選定・輸送などの準備を行うほか、事務局員を業務調整員として派遣したり、現地で円滑な活動ができるようにさまざまな支援を行います。

チームが災害現場で高い能力を発揮するためには、平時における準備が大切であり、このため、さまざまな訓練、研修を行っています。救助チームについては、

日本の国際緊急援助体制



普段は別々の所属先である隊員が緊急時に参集し、国内とは環境が異なる海外での活動を行えるよう総合訓練などの訓練を実施しています。医療チームについては、登録者になるために必要な知見や技術の習得を2泊3日で行う導入研修、海外での災害医療に関する登録者の知識・技術の向上を目指す中級研修などを実施しています。

また、JDR事務局自体も、災害発生時に迅速に派遣するための派遣実務の習熟を目的として、定期的にシミュレーション形式による練習を行っています。

災害救援など緊急事態への対応においては「実際の場面では訓練以上のことはできない」といわれます。このように日頃の訓練や研修を通じて、実際に派遣された時に、より多くの人を迅速に助けられるよう研鑽

事例 医療チーム(JMTDR)の活躍

設立30周年を迎えた国際緊急援助隊医療チーム

JDR医療チームの前身である国際救急医療チーム(JMTDR)設立30年の歴史を振り返り、現在の取り組みや今後の課題について考えるセミナーを開催しました。

JMTDRは、1979年のカンボジア難民救援の教訓から、平時から医療関係者を登録し、海外の災害発生時にすぐ対応できる体制構築のため、1982年に設立されました。1987年にJDR医療チームが発足し、機能が引き継がれました。現在、1,000名以上の日本国内の医師、看護師、

薬剤師、調整員等が登録しています。

1984年のエチオピア干ばつ被害への派遣に始まり、1991年のイラク難民支援、2004年スマトラ沖・インド洋津波被害、2005年パキスタン地震、2010年ハイチ地震など、現在までに計60チーム、延べ約900人が派遣され、被災者へ

の診療活動などを行ってきました。

派遣体制の整備、携行機材の検討、ガイドラインの整備などを重ね、国際水準の医療チームへと成長。今後は、被災地でのより高度な医療の実現や、公衆衛生、感染症対策等、被災者のニーズに応える支援をさらに強化していく予定です。

を積んでいます。

また、救助チームは2015年度に国際捜索・救助諮問グループ(INSARAG)による、最上級の救助能力レベルである「ヘビー」級チームの再認定の受検が予定されており、それに向けて捜索・救助能力の一層の

向上を目指しています。医療チームは被災地での超急性期における救命医療の強化のため、いわゆるワールドホスピタル化を目指して、手術機能、病棟機能および透析機能を備えるための体制整備、資機材調達、マニュアル作成などの検討を行ってきています。



救助チーム「捜索活動を行う救助犬とハンドラー」
(2011年ニュージーランド地震被害)



医療チーム「被災した子どもをケアする看護師」
(2010年ハイチ地震被害)



緊急援助物資供与「緊急援助物資の引き渡し」
(2012年ナイジェリア洪水被害)

2012年度緊急援助実績 (2012年4月～2013年3月 計17件)

No	支援時期	被災国・地域	災害区分	援助区分	概算額	供与物資
1	2012年 4月	フィジー共和国	洪水	物資供与	約1,800万円	ポリタンク、簡易水槽、浄水器、発電機
2	5月	コモロ連合	洪水	物資供与	約1,000万円	スリーピングパッド、プラスチックシート、ポリタンク、発電機
3	8月	イラン・イスラム共和国	地震	物資供与	約1,800万円	簡易トイレ・シャワー
4	9月	ニジェール共和国	洪水	物資供与	約2,000万円	毛布、プラスチックシート、ポリタンク
5	11月	キューバ共和国	ハリケーン	物資供与	約3,100万円	毛布、スリーピングパッド
6	11月	パキスタン・イスラム共和国	洪水	物資供与	約3,500万円	テント、毛布、プラスチックシート
7	11月	ナイジェリア	洪水	物資供与	約5,200万円	テント、毛布、浄水器
8	11月	グアテマラ共和国	地震	物資供与	約1,200万円	毛布、簡易水槽、浄水器、発電機
9	11月	ミャンマー連邦共和国	地震	物資供与	約1,000万円	毛布、スリーピングパッド、プラスチックシート、発電機
10	12月	フィリピン共和国	台風	物資供与	約4,500万円	テント、スリーピングパッド、プラスチックシート、ポリタンク
11	12月	パラオ共和国	台風	物資供与	約500万円	毛布、プラスチックシート、ポリタンク、浄水器
12	12月	サモア	サイクロン	物資供与	約1,000万円	テント、ポリタンク
13	12月	フィジー共和国	サイクロン	物資供与	約1,200万円	テント、スリーピングパッド、プラスチックシート、ポリタンク、発電機
14	2013年 1月	スリランカ民主社会主義共和国	洪水	物資供与	約2,300万円	テント、スリーピングパッド、プラスチックシート
15	1月	ヨルダン(シリア難民支援)	洪水	物資供与	約1,300万円	テント、毛布
16	1月	モザンビーク	洪水	物資供与	約2,100万円	テント、プラスチックシート、浄水器、浄水液、蚊帳、石鹸
17	2月	ソロモン	地震・津波	物資供与	約1,000万円	毛布、ポリタンク、浄水剤

事例 救助チーム総合訓練

被災国からの要請に応えるため、さまざまな訓練に取り組む

JDR救助チームは、兵庫県との協力を得て、48時間連続の救助活動を含む実践的総合訓練を11月27日から12月1日まで兵庫県広域防災センター(兵庫県三木市)などで実施しました。

JICAでは、69人編成のJDR救助チームが、被災国からの要請に応じて迅速かつ効果的に捜索救助活動を行えるよう、さまざまな訓練を実施しています。

JDR救助チームは、1990年のイラン地震を皮切りに、これまで世界各地に計17回派遣されてきました。その高い救助技術と献身的な活動は被災地で高く評価されています。

2010年3月、JDR救助チームは国連人道問題調整事務所が主催する国際都市型捜索救助チームの能力評価(IEC)の

ヘビー級チームの認定を受けました。ヘビー級チームには、二つの災害現場において同時に24時間10日間連続で捜索救助活動を継続できる能力に加え、他国に先駆けて被災地入りした場合には国連の災害評価調整チームに代わって「現地活動調整センター」を立ち上げ、被災情報収集、各国チームの受け入れ・調整までを行うなどの幅広い能力が要求されます。

実際の派遣を想定したシミュレーション形式の総合訓練を実施することにより、海外の捜索救助現場で必要とされる知識

や技術への成熟度を実践的に確認し、また訓練参加者同士の相互理解促進やチームワークの醸成などを行っています。



夜間も続く総合訓練で要救助者を救助するためにコンクリートを破砕する救助チーム隊員

研究活動

開発実務へのフィードバックと世界の
開発潮流へのインプットを狙うJICA研究所



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

JICA研究所は、開発援助機関として蓄積してきた多くの経験とノウハウを生かし、「開発途上国における開発課題分析とJICA事業戦略への貢献」と「国内外への発信強化と開発援助潮流のリード」を主要な目的として研究業務を行っています。

研究業務を通じて得られた成果は、ワーキング・ペーパー、ポリシー・ブリーフ、書籍などとして発刊し、ホームページなどを通じて発信しています。

研究活動の基本方針と重点研究領域

国際社会は、貧困や武力紛争、環境破壊など、開発途上国が抱えるさまざまな問題に取り組んできました。しかし、いずれの課題も、いまだに根本的な解決には至っていません。JICA研究所は、こうした問題の解決につながる価値ある研究を推進するために、次に掲げる4つの基本方針と4つの重点研究領域を定めています。

● 基本方針

① 総合的視点

分野横断型の研究を実施し、開発途上国に関わる諸問題を、人間・国家・市場・社会といった複合的視点から分析する。

② 過去と未来の融合

JICAを含めた世界のあらゆる開発援助機関の経験とこれまでの研究結果を踏まえ、未来の援助活動につなげる。

③ 日本および東アジアの経験の発信

日本の成長経験と、開発援助において日本が深く関わった東アジア諸国の成長経験を分析し、他地域の開発援助に生かす方法を探る。

④ 世界への発信と開かれた活動

国内外の研究機関、開発援助機関、政府組織、民間企業、NGOなどに向けて、広く研究過程とその成果を発信していく。

● 重点研究領域

① 平和と開発

武力紛争の予防と管理、紛争後の平和構築を迅速

かつ有効に進める方法を探るために、過去の経験を比較分析しています。

② 成長と貧困削減

日本と東アジア諸国は、成長を実現し貧困を克服した成功例と国際社会から評価されています。そうした事例を人間・国家・市場・社会という複合的視点から見つめ、アフリカ諸国の経済発展との比較分析を行います。

③ 環境と開発／気候変動

地域ならびに地球規模の環境破壊は、開発途上国の人々の安全保障を脅かす大きな要因となっています。自然科学分野の知見、援助現場での経験やデータを踏まえ、環境保全策の推進方法や気候変動による環境変化への適応策の策定を進めます。

④ 援助戦略

人々、組織、社会といった多層にわたる能力の向上を目指す「キャパシティ・ディベロップメント」のアプローチや、「人間の安全保障」[Inclusive and dynamic development] (すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発)の理念などに基づく援助のあり方を、日本の経験と知見を生かしながら研究することで、国際協力のあり方を提言していきます。

● 内外の機関と連携した研究活動

これらの研究プロジェクトの概要や研究成果は、JICA研究所のホームページ上*で公開しています。

2012年度には、16本のワーキング・ペーパーを発行しました。ワーキング・ペーパーは、英語論文として世界の開発援助に関わる人々に向けて発信しています。

また、海外の出版社から、*Climate Change Mitigation and International Development*

Cooperation(気候変動緩和策と国際開発協力)も発刊しました。この書籍は、2011年度に、同じ出版社から刊行された *Climate Change Adaptation and International Development* (気候変動適応策と国際開発) の続編になります。

さらに、2012年度は、国際的なイベントにおいて、研究プロジェクトの成果を発信することを目的に、英文冊子(conference volume)を刊行。該当イベントならびにサイドイベントで配布しました。

6月には、「ブラジル・セラード農業開発」について、*Cerrado Agriculture: A Model of Sustainable and Inclusive Development* を作成し、「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」で配布しました【[事例を参照ください](#)】。

11月には、「南南・三角協力」について、JICAによる取り組みを中心に事例分析をまとめた *Scaling Up South-South and Triangular Cooperation* を作成し、11月19日から23日までオーストリア、ウィーンで開催された国連南南協力EXPOで配布しました。

JICA研究所では、これらの国際的発信に加え、日本の途上国開発への貢献を長期的な観点から分析する

「プロジェクト・ヒストリー」研究を進め、その成果を日本語書籍として出版しています。

2012年度は、7月に『ブラジルの不毛の大地「セラード」開発の奇跡』を、2013年3月に『中米の知られざる風土病「シャーガス病」克服への道』を刊行しました。

「セラード」については、大幅な改訂後、英文書籍として、海外出版社から出版する企画も進んでいます。

2013年3月には、東日本大震災が発生してから2年を迎えるにあたり、災害支援や防災への取り組みについて国際協力の観点から考察した書籍『大災害に立ち向かう世界と日本—災害と国際協力—』も発刊しました。

JICA研究所では、こうした研究活動を進めるにあたって、内外の研究機関・援助機関とのパートナーシップに基づくネットワーク型の研究を重視しています。海外の機関では、世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関をはじめ、米国コロンビア大学、英国サセックスの開発学研究所、そして、ブルッキングス研究所などの研究者と共同研究を進めています。

中華人民共和国の商務部国際貿易経済合作研究院とも、開発問題について意見交換を重ねています。

※ JICA研究所URL <http://jica-ri.jica.go.jp/ja/index.html>

事例 「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」が開催

JICA研究所、リオ+20でブラジル・セラード農業開発について発表

6月20日から22日の3日間にわたり、ブラジル・リオデジャネイロで「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」が開催。1992年に同地で開催された「国連環境開発会議(地球サミット)」から20年、2002年の「持続可能な開発に関する首脳会議(ヨハネスブルグ地球サミット)」から10年を経て、環境保全と持続可能な開発を実現するための、世界各地での取り組みの成果や課題が討議されました。

本会合に関し、JICA研究所からは、細野昭雄研究所長(当時)、本郷豊客員専門員、島田剛研究所企画課長(当時)が出席しました。最終日には、サイドイベント、「持続的開発への教訓と世界への貢献：ブラジル・セラード農業開発」を、JICAはブラジル国際協力庁(ABC)と共催しました。会場には、ブラジル政府関係者を始めとした約100名が参加し、活発な質疑応答が行われました。

堀江正彦地球環境問題担当大使は開会の挨拶で、日本が行ってきたODAの貴重な例として、セラード農業開発のプロジェクト・ヒストリーに関する書籍を手にとって紹介し、将来その英語版、ポルトガル語版の出版への期待を語りました。

本セミナーでは、セラード開発に直接

携わってきた関係者の生の声が紹介され、「持続的な開発と環境への配慮」をキーワードとする今後の開発援助のあり方が議論されました。

セミナー前半のセッション1では、セラード農業開発における日伯セラード農業開発協力事業(PRODECER)の役割について、ブラジル農牧研究公社(EMBRAPA)淡水養殖研究所長(元EMBRAPA総裁)のカルロス・マグノ氏が説明し、カンボ社社長のエミリアーノ・ポテーリョ氏は、PRODECER成功の要因分析、世界の食糧増産への貢献、またブラジルにおけるバリューチェーンの創出を通じた地域格差是正への貢献などについて語りました。

後半のセッション2では、セラード開発と環境保全について、ブラジル環境・再

生可能天然資源院(IBAMA)モニタリング部長のエドソン・サノ氏、ジャラボン地域生態系コリドープロジェクト・チーフアドバイザーの浅野剛史氏からそれぞれ発表がありました。両氏は、衛星画像を使用した違法伐採の監視システム、また生態系コリドーの導入による地域生態系の保全など、適切な環境保護への取り組みがセラード開発に組み込まれていることについて言及しました。



日伯のセミナー関係者

開発パートナーシップ

世界中の援助機関と協調し、
開発効果のスケールアップを目指す

近年の課題

日本をはじめ各国ドナーおよび国際機関(以下、ドナー)は、MDGsという枠組みで貧困削減への取り組みを強化し、「モンテレー開発資金国際会議」(2002年)や「ドーハ開発資金国際会議フォローアップ会合」(2008年)ではMDGs達成に必要な開発資金の確保が国際的に確認されてきました。また、援助の質を高めることも求められ、「援助効果向上にかかるパリ宣言」(2005年)によって援助効果の議論が高まり、「アクラ行動計画」(2008年、ガーナ)を経て、「第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」(2011年、韓国)でその成果が総括されました。

しかし、全ての人々が恩恵を受けられる格差無き成長、紛争・脆弱国支援、気候変動、食糧安全保障、アラブの春を契機とした雇用の創出、防災の取り組みなど、開発課題はグローバル化、多様化しています。また、リーマン・ショック以降、OECD/DAC加盟国の援助額はほぼ横ばいであり、限られた資金をさまざまな開発課題に充てるため、ドナーは開発成果そのものへの重視や投下資金に対する開発効果など説明責任への取り組みがより一層求められています。

近年、民間企業や財団、NGO、新興国の開発における役割は欠かせない存在となっており、開発援助に参画する主体の多様化や援助のあり方がG20など国際会議でも頻繁に取り上げられています。援助を取り巻く世界的な環境の変化を把握し、国際的な議論への発信を強化すること、また他のドナーや開発協力主体と事業連携を進めることは、開発援助を進めるうえでとても重要です。

開発課題におけるドナー連携

JICAは従来から欧州や米国、国際開発機関と緊密なパートナーシップを構築しており、開発援助の現場ではこれらドナーと協調融資や技術協力の連携などを実施しています。開発規模が大きい案件、ドナーごとに得意な分野・技術に特化する場合や、単独では対応が難しい課題に対しては、協調することで、より効果的・効率的な支援が可能になります。また、日頃から援助の潮流を把握し、そこにJICAの考えを発信しフィードバックを得ることは、現場のニーズを理解し、JICAの

援助方針を策定するうえで欠かせません。世界銀行(世銀)、アジア開発銀行(ADB)、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行の年次総会に積極的に参画し、ドナー幹部の相互訪問を通じて、開発課題や地域別・国別の援助戦略の共有など包括的な協議を実施しています。

ADB総会(5月、マニラ)や国際通貨基金(IMF)・世銀総会(10月、東京)では役員が最近の開発課題に関する多数のセミナーに基調講演やパネリストとして登壇し、JICAの考えや取り組み実績・方針などの発信を積極的に行いました。[[👉コラムを参照ください](#)] また、理事長はワシントンDC、ニューヨーク、ブリュッセル、ロンドンにおける開発シンクタンクやDAC、国連本部など関係構築を図ると同時に講演会を行い、ここでもTICAD、ポスト2015年開発アジェンダ、特定の人々が疎外されない(インクルーシブである)成長、人間の安全保障などをテーマに、JICAの開発理念に対する理解向上に努めています。

世銀が毎年発刊する世界開発報告書にも積極的に関わっています。同報告書2013年(雇用)の執筆に際してはJICA研究所が事例研究報告書を共著しています。また同報告書2014年(開発におけるリスク管理)についても作成段階から意見交換を行い、また複数のバックグラウンド・ペーパーを提供するなど、質の高い議論に貢献しています。

理事長は国連開発計画(UNDP)が毎年発刊する人間開発報告書(HDR)のアドバイザー・パネルのメンバーに就任しました。同報告書は国際開発の分野で最も大きな影響力を持つ報告書の一つです。ノーベル賞受賞者など、世界の著名な学者や政治家、開発専門家に並んで、アドバイザー・パネル会合において来年の発刊に向けた論点の形成に貢献しています。

IMFとは昨年度に引き続き、第2回目の合同セミナーをバンコクで開催しました。経済構造転換とインクルーシブ成長をテーマにIMFとJICAが実証分析的な研究調査を持ち寄り発表し、アジアの11カ国の低所得国の財務省、中央銀行、開発省の政策当局者の幹部等約100名と討論を行いました。各国が自由に意見交換を行う機会の提供に貢献するのみならず、JICAが主張する包摂成長の実現に向けて理解を深め

るとともに、IMFとの対話と情報共有は事業戦略強化にもつながります。

国連は2008年以来、毎年「南南協力エキスポ(Global South-South Development Expo)」を開催しており、JICAはこの中で南南協力局長級会議を共催し、ドナー国・新興国・途上国とともに、南南協力・三角協力に関する知見の共有と途上国の発展に資する南南協力・三角協力の促進を支援しています。今年のエキスポではJICAの南南協力の実施支援、優良事例や教訓の共有など40年近くの長きにわたる取り組みが評価されました。

一部のドナーとは戦略的開発パートナーとして連携に向けた定期協議を行っています。世銀、ADB、UNDPのほか、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)(難民支援)、欧州連合(EU)(アフリカ開発支援)、仏国開発庁(AFD)(アジア・アフリカ・中東開発支援・気候変動対策)、独国際協力公社(GIZ)(アフリカの水分野)、独復興金融公社開発銀行(KfW)(環境)、オーストラリア国際開発庁(AusAID)(アフリカ、大洋州支援)と実施しました。イスラム開発銀行を含むアラブ・コーディネーション・グループと初となる連携協議も実施しました。欧州での情報収集やJICAに関する情報発信を強化するとともに、EUとの連携を強化するため、新たに首席駐在員をEUの拠点であるブリュッセルに派遣しました。

ここ数年で連携協力協定(MOU)を多く締結しています。2012年度はアガハーン財団、国際赤十字・赤新月社連盟、アジア財団と新たに連携協力協定を締結しました。ゲイツ財団、コンラッド・アデナウアー財団

とも定期協議を行い、組織間の共通の関心分野に相互補完的に協力することで、より質の高い支援を実現していきます。

JICAは2011年9月に発足した先進国・新興国を含む19の二国間・地域開発金融機関による相互協力のためのネットワーク国際開発金融クラブの副議長・運営委員を務めています。2012年度は第一回年次総会をJICAが東京でホストし、日本の民間企業にも広く声をかけ、セミナーを開催し、気候変動対策ファイナンスの議論をリードしました。

新興国とのパートナーシップ

近年、中国、韓国、タイ、ブラジルなどの新興国は援助提供国としての姿勢が明らかになっており、これらの動向を抜きに援助の議論はできなくなりつつあります。長くアジア唯一のDACドナーであった日本の経済発展と援助国としての経験を背景に、JICAは新興国との対話を通じ、さまざまな援助アプローチや開発課題への取り組みの共有を進めています。2012年度はタイ(第3回)とインドネシア(第4回)で開催されたアジア開発フォーラムに参画し、アジアの新興国を含めたアジア諸国や国際機関とグリーン成長、包摂的成長、防災主流化、ポスト2015開発課題など、アジア開発課題の解決に向けた取り組みや知見を共有しました。

他方、中国・韓国・タイの援助機関との定期協議や合同協議、相互訪問の機会を通じて、昨今の開発課題への取り組みや日本の援助経験の共有を行い、これまでの関係を維持し、深化させています。

IMF・世界銀行年次総会の機会をとらえて世界へ発信

48年ぶりに東京で開催されたIMF・世銀総会(10月)は、世界中から1万人から2万人が集まるとされ、4月に就任した理事長が国際社会でJICAの強いコミットメントとリーダーシップを示す好機となりました。全体会合と並行して、IMFと世界銀行が主催する多数の公式セミナーでは世界の政財界関係者や有識者らが経済・開発課題を議論します。このうち、JICAが提案したテーマも含め4件(ポスト2015年開発枠組み、雇用と開発、アフリカのエネルギー開発(TICADV)、グローバル・ヘルス)について、田中理事長が登壇しました。JICAの開発課題ア

プローチや開発理念について発信し、国際社会における開発議論の形成に貢献しました。

JICAは総会期間を通じて、他にもさまざまなセミナーを主催・共催しました。成長を続けるASEAN地域における食糧安全保障の展望と必要な施策、グリーン成長促進に向けた官民連携、イスラム圏におけるJICAと開発金融機関との新たな連携、「アラブの春」以降の中東・北アフリカ支援など、多様化・複雑化の進む国際社会の抱える課題に対し、国際的な議論をリードし、積極的に知的貢献に取り組んでいます。またこの機会に訪日し



IMF・世界銀行年次総会のセミナーで発言する理事長(右から2人目)

た各国政府・国際機関の要人との対話を100件以上実施するなど、国内外のメディアを含め多くの注目を集めました。

今後も、世界最大規模の二国間援助機関として、世界銀行やIMFをはじめとする国際機関、二国間援助機関や地域開発金融機関との連携を強め、ますます多様化する開発課題の解決に向けた議論に知的貢献を行いつつ、世界に向けて発信していきます。



なんとかしなきゃ!

見過ごせない — 55億人

なんとかしなきゃ! プロジェクト 3年目の取り組み

市民参加型の国際協力推進活動として、2010年7月にスタートした「なんとかしなきゃ! プロジェクト—見過ごせない55億人(なんプロ)」。国内の市民団体、国際機関、政府機関、企業、地方自治体、教育機関など、国際協力の担い手が連携して情報発信することで、国際協力への関心、理解、支持、行動・参画が波紋のように社会全体に広がっていくことを目指しています。

プロジェクト開始3年目に入った2012年度は、「イシュー展開」を重視した活動を行いました。1年間の活動期間中、「環境」、「貧困」、「教育」、「アフリカ」というテーマを設定し重点的に情報発信を行うことで、メリハリをつけた広報活動を行えるよう留意しました。

テーマを決め、その分野の活動を行っているNGOや国際機関、企業などのなんプロメンバー団体と連携した活動を展開することにより、より効果的にメンバー団体の活動を広く一般の皆さまにお知らせするとともに、なんプロの活動が橋渡しとなる形によりメンバー団体間の連絡・連携が密になるような効果を上げることができるよう取り組みました。これは、なんプロが国際協力の「プラットフォーム」として機能し、各メンバー団体が有機的につながることで、より効率的・効果的に国際協力に関わる活動状況を一般の皆さまに拡散できるようなメカニズムとなることを目指してのことです。

また、イシュー広報の一環として力を入れたマスコミの皆さまに対する「プレス勉強会」では、国際協力NGO、国際機関、企業、JICAといったなんプロに関わるメンバーの生の情報を入手できるとの評判を頂き、回を追うごとに記者の皆さまの参加率が上がっています。2012年度は計5回の勉強会を開催し、延べ60名以上の記者の方に参加いただきました。

(アンダーグラフ)といった皆さまが途上国の現状について自分の目で見て感じた言葉で聴衆に語りかけてくれました。また、来場者の皆さまをお願いした「世界へのメッセージ」は毎回数百名の皆さまが世界地図にメッセージを寄せてくれました。

—昨年開始したfacebookによる情報発信は、メンバー団体の動向や時々のトピック紹介、著名人メンバーの途上国訪問レポートなどを分かりやすく、美しい写真とともにお届けしています。2012年度末までに8,456人の「ファン」を獲得し、ますます増加中です。



継続的にプレス勉強会を開催し、プレスの方々に国際協力の重要性をお知らせしました



グローバルフェスタでは桑山紀彦さんと国際協力NGO、民間企業、一般市民の方々とトークを行いました【撮影：久野真一】

年度の後半(2012年10月、2013年2月)に行われた東名阪の国際協力フェスティバル(東京：グローバルフェスタ、名古屋：ワールドコラボフェスタ、大阪：ワンワールドフェスティバル)では、押切もえさん、桑山紀彦さん、田中雅美さん、真戸原直人さん

2013年度は、現在実施中のなんプロの最終年度となります。次のステップに進む準備をしながら、6月に行われるTICAD VIに向けた広報や、メンバー団体の活動紹介など、なお一層分かりやすく、サポーターの皆さま、一般の皆さまが最初の一步を踏み出せるような情報を発信し続けていこうと考えています。



なんとかしなきゃ!プロジェクトfacebookでは国際協力にまつわるニュース、エピソードなどを毎日更新中です



シリア：金融・銀行コース1年生。タイピングの練習（視聴覚教育）【撮影：沼田早苗】

協力の形態 運営・管理・評価

協力の形態

技術協力	124
地球規模課題に対応する 科学技術協力	125
本邦研修	126
有償資金協力	128
無償資金協力	130
フォローアップ	132
JICA-Net	134

運営・管理・評価

環境への取り組み	135
広報活動	136
情報公開	138
コンプライアンス	139
環境社会配慮ガイドライン	140
金融リスク管理	144
海外での安全管理	145
業績評価制度	146
事業評価	147
業務改善への取り組み	148
東日本大震災への JICAの取り組み	149

技術協力

重層的な支援により、開発途上国の
課題解決能力向上を目指す

● 多様化するニーズに応じて

技術協力は、開発途上国の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上(キャパシティ・ディベロップメント)を目指す、人を介した協力です。開発途上国のニーズは、農業開発、運輸交通、産業開発、保健医療、教育に加え、近年では、法整備、市場経済化、平和構築・復興、環境・気候変動等、多様化してきています。JICAは、現場の状況に応じたオーダーメイドの協力計画を開発途上国の人々とつくりあげ、日本と開発途上国の知識・経験・技術を生かして、開発途上国の人材育成、組織体制の強化、政策立案・制度構築を重層的に支援しています。

● さまざまなメニューを効果的に組み合わせる

1. 専門家派遣

開発途上国に日本人専門家を派遣して、相手国の行政官や技術者(カウンターパート)に必要な技術や知識を伝えるとともに、彼らと協働して現地適合技術や制度の開発、啓発や普及などを行います。相手国の地域特性や文化特性などを考慮して、第三国(日本と相手国以外の国)からの人材派遣が効率的な場合には、第三国専門家を派遣します。

2. 研修員受入

開発途上国から、当該分野の開発を担っている人材を研修員として日本に招き、必要とする知識や技術に関する研修を行う「本邦研修」のほか、「在外技術研修」があります。

3. 機材供与

専門家などが効果的な協力を実施するにあたって必要な機材を相手国に供与します。

4. 技術協力プロジェクト

「専門家派遣」「研修員受入」「機材供与」などを最適な形で組み合わせ実施する技術協力の中心的な事業です。開発途上国の関係機関と協働して事業計画の立案から実施、評価までを一貫して計画的かつ総合的に運営・実施することで、より確実な成果が得られます。

実施のプロセス

① 案件発掘・形成

相手国政府との協議、協力準備調査などにより案件発掘・形成を行います。

② 要請～採択

相手国からの要請に基づき、日本の外務省が採択可否を決定します。JICA、関係省庁も検討に参加します。採択された案件は相手国政府へ通報され、実施のための国際約束が締結されます。

③ 計画検討／事前評価

対象案件の具体的な協力内容や予想される協力効果を明確にし、実施の適切性を総合的に検討するため、「妥当性・有効性・効率性・インパクト・持続性」の5つの評価項目による事前評価を行います。

④ プロジェクトの実施／終了時評価

プロジェクトの実施や活動内容・必要な措置について、JICAと相手国政府実施機関との間で合意文書を締結します。

実施中は定期的にプロジェクトの活動と実施プロセスを把握し、必要に応じて当初計画の見直しを行います。プロジェクト終了前においては、相手国とともにプロジェクト目標の達成度等の評価(終了時評価)を行い、協力終了の適否等の判断のほか、得られた教訓や提言を相手国と共有し、今後の事業に活用します。

⑤ 事後評価

事後評価はプロジェクトの終了後数年が経った時点でを行い、プロジェクトの自立発展性やインパクトを確認します。評価結果は類似プロジェクトの形成・実施のための教訓として活用します。

5. 開発計画調査型技術協力

開発途上国の政策立案や公共事業計画の策定などを支援するとともに、相手国のカウンターパートに対し、調査・分析手法や計画の策定手法などの技術移転を行います。

協力終了後は、開発途上国が、1) 提言内容を活用してセクター・地域開発、復旧・復興計画を実施する、2) 国際機関などからの資金調達により計画(プロジェクト)を実施する、3) 提言された組織改革、制度改革を行うことなどが期待されます。

6. 地球規模課題に対応する科学技術協力

日本と開発途上国の大学・研究機関等が連携し、地球規模課題(一国や一地域だけで解決することが困難であり、国際社会が共同で取り組むことが求められている環境・エネルギー問題・自然災害(防災)・感染症・食糧問題などの課題)に対応する新たな技術の開発・応用や新しい科学的知見獲得のための共同研究の要素を取り入れた技術協力も実施しています。

独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会とJICAとの共同事業として実施しています。



エジプト水管理移管強化プロジェクト：現地調査において、JICA専門家、カウンターパートの水資源灌漑省技術者、水利組合員が図面と照らし合わせて現地の状況を確認している。現場を見ながら直接意見を交わすことがお互いの理解を促進し、技術移転にも繋がる

地球規模課題に対応する 科学技術協力

地球規模課題の解決に繋がる新たな知見の獲得及びその成果の将来的な社会実装を目指し、国際共同研究を推進することにより、開発途上国研究機関の人材育成と自立的な研究開発能力を向上

● 背景

近年、日本の科学技術を活用し、地球規模課題、すなわち一国や一地域だけで解決することが困難であり、国際社会が共同で取り組むことが求められている環境・エネルギー、感染症、自然災害等の課題に関し、これらに脆弱な開発途上国における課題の克服に向けた国際協力の重要性が指摘されています。

地球規模課題に対応しつつ、開発途上国の自立的、持続的な発展を支えるには、日本の既存技術や知見を活用するという従来のアプローチに加え、日本と開発途上国の大学・研究機関等が連携して、新たな技術の開発・応用や新しい科学的知見獲得のための共同研究を実施して課題解決を進め、両国の科学技術水準の向上と開発途上国の総合的な対処能力の強化を図ることが求められています。

これに応えるべく、JICAは2008年度から次の2つの事業で構成される地球規模課題に対応する科学技術協力を開始しました。

- ①地球規模課題対応国際科学技術協力(技術協力プロジェクト型)
- ②科学技術研究員派遣(個別派遣専門家型)*

● 地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS※)

1. 概要

環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症等の地球規模課題の解決を視野に、これら諸課題の解決につながる新たな知見の獲得およびその成果の将来的な社会実装(具体的な研究成果の社会還元)を目指し、開発途上国の社会的ニーズをもとに日本の研究機関と開発途上国の研究機関が協力して技術協力プロジェクトの枠組みにより国際共同研究を推進する。

2. 目的

- ①開発途上国の人材育成および自立的な研究開発能力の向上
- ②地球規模課題の解決に資する持続的活動体制の構築
- ③科学技術水準の向上につながる新たな知見の獲得と全地球的な課題解決への寄与

3. 実施体制

独立行政法人科学技術振興機構(JST)と連携して実施する。JSTによる大学・研究機関等を対象の公募にて選定された研究課題について、提案者(日本側研究代表者)が所属する機関とJICAが連携して実施する。相手国内に必要な活動経費等(専門家派遣、相手国研究員の本邦受入、機材供与、現地活動費等)についてはJICAが技術協力プロジェクトの枠組みにより支援し、相手国以外(日本国内および第三国)で必要な研究費については、JSTが科学技術振興にかかる競争的資金の枠組みにより支援する。

4. 対象分野

2013年度は、環境、低炭素、生物資源、防災、感染症およびこれらの境界の6領域を公募対象とした。

● 科学技術研究員派遣*

1. 概要

開発途上国のニーズに基づき、共同研究及び能力開発に最適な日本人研究員をJICAの技術協力専門家(個別案件)の枠組みにより派遣する。

2. 目的

- ①日本の研究機関等の研究者を開発途上国に派遣し、共同研究を通してキャパシティ・ビルディングの支援
- ②日本の研究機関等との交流基盤作り/活性化、研究計画作りの支援等

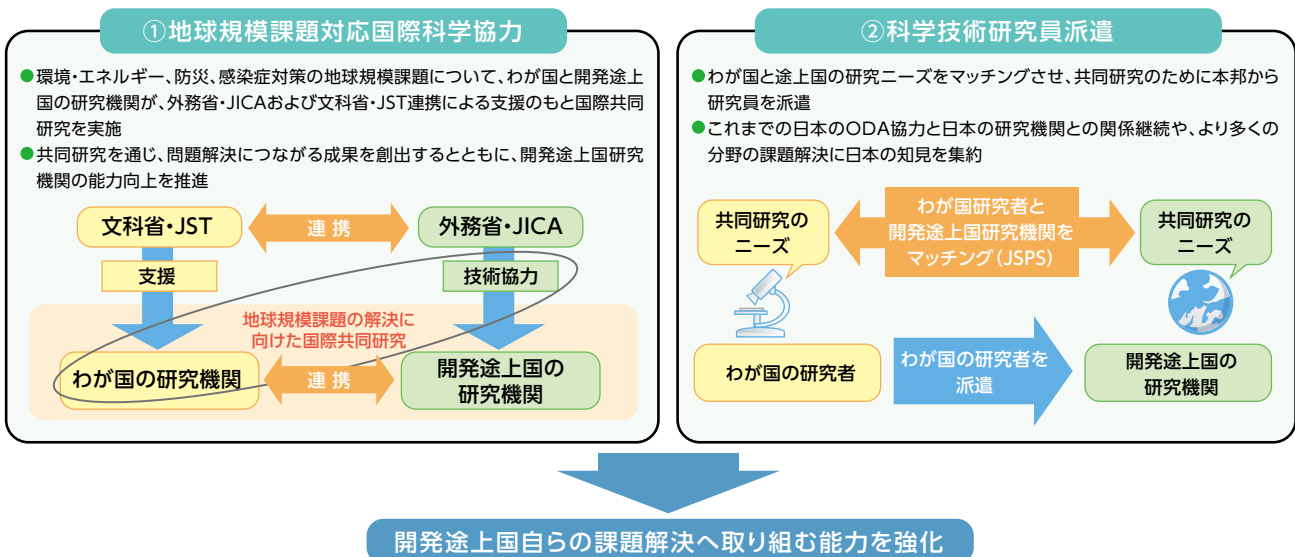
3. 実施体制

日本国内の研究者ネットワークを有する独立行政法人日本学術振興会(JSPS)と連携し、専門家の人選は文部科学省/JSPSが行う。

4. 対象分野

科学技術分野全般を対象とし、地球規模課題の解決に向けた取り組みである限り、特に限定していない。

※ Science and Technology Research Partnership for Sustainable Developmentの略称。
* 科学技術研究員派遣は、2012年度案件をもって終了となりました。



本邦研修

—— 質の向上をめざして

● 質の向上をめざして

JICAの国内事業部と国内機関は、在外事務所、地域部、課題部※など主に開発途上国で事業を実施している部門と密接に連携を取りながら、国内での本邦研修、市民参加協力事業、留学生事業、大学との連携事業などの事業を通じて、開発途上国における開発課題解決への取り組みを支援しています。

国内での主たる事業のひとつである本邦研修は、開発途上国から行政官等の参加を得て国内のパートナーの協力を得て実施され、参加各国の開発課題の解決のために必要な技術や知識を伝えています。

本邦研修においては、限られた予算の中でより効果的・効率的に取り組む必要があり、現在さまざまな取り組みを行っているところです。例えば各研修が参加国の重点開発課題に沿っているかを確認し、原則としてこれに沿っている案件のみを実施するという絞り込みを行っています。また、教育・農業といった課題毎に、研修として取り上げるべき内容について他の協力形態の動向も把握しながら検討を行い、最適な研修ラインアップを策定する取り組みも始まっています。

また、最適な研修ラインアップの策定にあたっては、

各研修が、日本で実施することがふさわしいかどうかという観点からの検討も必要です。その際には、それぞれの日本国内各地域の特性を把握している国内機関の知見をもとに必要な研修を抽出することも始めています。

なお、研修の効果を上げるためには研修参加者が帰国した後も、参加者とながらりを持つことが重要です。この点をふまえて、主に研修参加者を対象としたフェイスブックページを立ち上げるなどネットワークの強化も図っています。

● 研修効果の多面性

参加国の開発課題解決に貢献することを目標としている本邦研修ですが、そのほかにも多くの効果があることが確認されています。

例えば、累計29万人を超える本邦研修参加者は日本滞在中に多くの日本人に出会い、そして日本文化に親しむことによって日本への理解を深め親近感を抱いて帰国していきます。また、研修の視察プログラムなどを通じて国内各地域の受入先企業が途上国の情報を入手し、海外展開につながる人脈を形成したり、



農家への効果的な営農指導や農家組織強化方法の習得を目的とした「住民参加型水管理」コースがJICA東京にて実施され、佐賀県農業協同組合を視察した。(国別研修「イラン」住民参加型水管理)



JICA中部では集積度の高い自動車産業の特色を生かし、ものづくりをテーマにした研修が実施された。(集団研修「日本のものづくりと途上国の製造業の比較分析」)

研修を実施している大学の学生が研修員との交流を通して国際感覚を涵養するなど、日本の地域活性化やグローバル人材育成に対してもプラスの効果を及ぼしています。

このように本邦研修の成果には、開発途上国への貢献だけでなく、知日家・親日家の育成、地域活性化への貢献、グローバル人材の育成などの要素もあることも認識しつつ、実施を進めています。

● 世界的にユニークな研修事業

技術協力の具体的な実施方法は、それぞれの分野の専門家やボランティア等を開発途上国に派遣して現地で協力を行う方法と、開発途上国の関係者を日本に招いて協力を行う方法に大きく分けられます。本邦研修は、日本国内で技術協力を実施するさまざまな研修形態の総称です。

日本国内で実施する研修の意義は、各分野における日本の知識や最先端技術そのものを伝えるというよりはむしろ、開発途上国の発展に日本の経験を生かすことにあります。そのためには日本がこれまで蓄積してきた「知」に対する理解が重要となりますが、これには組織のノウハウや社会制度の背景・変遷を含めて日本で直接見聞きし経験することで初めて理解できるというものが少なくありません。また、日本という異文化に接し、自国の経験や実情を外国である日本から見つめ直すことにより、自国の問題を異なる角度から検討する機会を開発途上国の研修員に提供できることも、本邦研修の特長です。

なかでもさまざまな開発途上国から研修員が参加して集団型で実施する「課題別研修」では、日本と自国の視点だけでなく、他の研修員との意見交換から得られ

る別の視点も加わるため、より複眼的な気づきを促し、参加者にきわめて重要な示唆や発見を与えるものとなります。

本邦研修はこうした日本ならではの「知」を用いて、開発途上国の人材育成や課題解決に向けた取り組みを後押しする技術協力の重要なツールです。

全国9カ所の国際センターと3カ所の支部を中心に、毎年約1万人規模の研修員を受け入れています。その大半は途上国政府の関係者ですが、開発途上国におけるニーズの多様化や日本の協力内容の広がりなども反映して、近年、NGO関係者などの参加も増えてきています。研修の実施にあたっては、国や自治体のほか、大学、民間企業、公益法人やNGOなどとも連携し、国内各方面からの協力を得て開発途上国の課題解決に対応する幅広い分野において研修を実施しています。

JICAの本邦研修は規模と内容の多様性という点において世界でもきわめてユニークな研修事業であり、日本の国際協力の大きな特長のひとつとなっています。

※ JICAの組織のうち、経済基盤開発部、人間開発部、地球環境部、農村開発部、産業開発・公共政策部の計5部の総称。



研修員が帰国後もJICAや研修関係者とネットワークを維持・強化することを目的に、2013年3月に研修参加者対象のフェイスブックページが開設された。

有償資金協力

緩やかな条件の開発資金を供与し、
開発途上地域のオーナーシップを支援

開発途上地域の持続的な発展のために

多くの開発途上地域では、電力・ガス、運輸、上下水などの経済社会基盤の整備が不十分です。また近年、貧困問題に加え、HIV/エイズなどの感染症、大気や水の汚染、気候変動、紛争・テロ、金融危機などの地球的規模の問題が顕在化しています。このような問題に対処するため、国際社会では「ミレニアム開発目標(MDGs)」などの共通のゴールを設定し、各国がさまざまな施策を打ち出しています。

有償資金協力は、開発途上地域に対して緩やかな条件で比較的大きな開発資金を供与し、その成長・発展への取り組みを支援するものです。

円借款

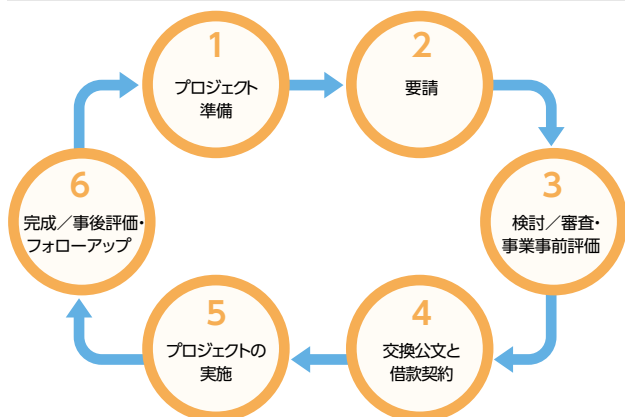
● 開発途上国のオーナーシップを重視した支援

開発途上国の経済成長や貧困削減のためには、自らのオーナーシップ(主体性)が必要不可欠です。円借款は、資金の返済を求めることにより、開発途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業実施を促し、開発途上国のオーナーシップを後押しします。また、円借款は返済を前提とした資金援助であるため、日本にとっても財政負担が小さく、持続性の高い支援手段です。

● 円借款の流れ—プロジェクトサイクル—

円借款は、図のとおり大きく6つのステップを踏んで実施されます。最終段階である事後評価から得られ

プロジェクトサイクル



る教訓は、新しいプロジェクトの準備に生かされます。こうした一連の流れを「プロジェクトサイクル」と呼んでいます。

● 円借款の種類

1. プロジェクト型借款

① プロジェクト借款

道路、発電所、灌漑や上下水道施設の建設など、あらかじめ特定されたプロジェクトに必要な設備、資機材、サービスの調達や、土木工事などの実施に必要な資金を融資するもので、円借款の主要な部分を占めます。

② エンジニアリング・サービス(Engineering Service: E/S)借款

プロジェクトの実施に必要な調査・設計段階で必要とされるエンジニアリング・サービス(現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類作成など)を本体業務に先行して融資するものです。プロジェクト借款と同じく、フィージビリティ調査(F/S)などが終了し、事業全体の必要性・妥当性が確認されていることが前提となっています。

③ 開発金融借款

借入国の政策金融制度の下、開発銀行などの相手国の金融機関を通じて、中小規模の製造業や農業などの特定部門の振興や貧困層の生活基盤整備といった一定の政策実施のために必要な資金を供与するものです。最終受益者に資金が渡るまでに2つ以上の金融機関を経由する手順となるので、ツーステップローン(Two Step Loan: TSL)とも呼ばれます。この借款では、民間の多数の最終受益者に資金を供与できるとともに、金融機関を仲介することによって、その金融機関の能力強化や金融セクター開発を支援することができます。

④ セクターローン

複数のサブプロジェクトで構成される特定セクターの開発計画実施のために必要な資機材、役務およびコンサルティング・サービスの費用を融資します。対象セクターの政策、制度改善にもつなげます。

2. ノンプロジェクト型借款

① 開発政策借款

政策改善と制度全般の改革を目指している開発途上国の国家戦略、貧困削減戦略実施などを支援するための借款です。近年は、その方向性に沿った改革項目が相手国政府により実施されたことを確認し、その達成に対して借款契約を締結、資金を供与し、相手国予算に組み込まれるタイプのものが主体となっています。達成の確認では、将来の改革項目についても協議し、長期的な枠組みの下で改革を支援します。この借款は、世界銀行など国際開発金融機関と協調して融資するケースが多くあります。

②商品借款

外貨事情が悪化し、経済的困難に直面している開発途上国を対象に、緊急に必要な物資の輸入決済資金を供与するもので、借入国の経済安定化を目的とします。借款資金は、通常、両政府間であらかじめ合意した商品(工業資本財、工業用原材料、肥料、農機具、各種機械など)の輸入のために使用されます。

③セクター・プログラム・ローン

商品借款を供与し、同時に重点セクターの開発政策を支援するものです。輸入資金としての外貨を輸入者に売却した代金として政府が受け取る現地通貨資金(見返り資金)を、あらかじめ合意されたセクターの開発投資に振り向けます。

海外投融資

● 開発途上国における民間企業による開発事業への支援

近年、開発途上国における経済・社会開発において民間セクターの役割の重要性が益々高まっており、国際機関、欧米ドナーとも民間セクター向け支援を

近年大幅に強化しています。海外投融資は、こうした民間企業等が開発途上国で行う事業に対する「出資」と「融資」による支援を通じて、開発途上国の経済活性化、人々の生活向上等を目的とする業務です。

「新成長戦略実現2011」(平成23年1月)において、パイロットアプローチの下で年度内に再開を行うこととされ、平成24年8月にパイロットアプローチでの実施体制、審査プロセス等についてレビューを実施し、案件選択のルールについても整理を行ったうえで、平成24年10月に本格再開しました。

● 支援対象分野

海外投融資は開発効果の高い事業に対して行うこととなっており、その対象はODA対象国における、①貧困削減に向けた生活・成長基盤を整備するための「インフラ・成長加速化」、②貧困層を直接受益者とする「MDG・貧困削減」、③気候変動等により貧困層が蒙る負の影響を予防・軽減する「気候変動対策」の3分野に貢献する事業です。

● リスク審査・管理体制の構築

海外投融資業務は、リスク審査・管理体制を構築したうえで再開をしました。JICAは部門間の相互牽制体制の他、管理勘定^{*}を通じて海外投融資全体のポートフォリオ管理を行い、業務実施体制及びリスク審査・管理体制を強化しています。

※ 2013年3月期末での海外投融資管理勘定における貸付金残高は1.4億円、投資有価証券は46百万円、関係会社株式は764億円です。2013年3月期での経常収益は336億円(内、受取配当金275億円、有価証券売却益62億円)、当期純利益は330億円となりました。管理勘定では、新JICA設立時である2008年10月1日を基準として海外投融資事業の資産を継承する形としています。経常収益は海外投融資に係る受取配当金、貸付利息等であり、経常費用は海外投融資に係る有価証券売却損、有価証券減損損失、借入金支払利息、貸倒引当金繰入、弁護士費用等となっています。なお、海外投融資事業に直接関係しない収益や費用(例：減価償却費、不動産関係費用、人件費等)は管理勘定収支に含めていません。

事例 円借款の可能性を広げる

「外貨返済型円借款」、「災害復旧スタンド・バイ借款」を創設

JICAは、期間短縮化オプション適用案件(償還期間15年と20年)を対象に、2013年1月から「外貨返済型円借款」を導入しました。外貨返済型円借款では、円借款債務を円建てから米ドル建てに転換できるオプションを付加しています。借入人が米ドルを軸に債務管理を行っている場合には、米ドル建てで債務額を確定できるため、返済時における為替変動リスクの軽減が可能となります。外貨取

入がある案件等を実施する上でも魅力があると考えられ、円借款候補案件の裾野が拡大し海外展開を企画する企業のビジネスチャンスの拡大につながることを期待できます。

また、「災害復旧スタンド・バイ借款」も創設しました。災害発生が予想される開発途上国において、あらかじめ支援額や用途などを決めて借款契約を結んでおくことで、災害発生時に速やかに融資を

実行するものです。JICAは、これまでも被災直後の緊急支援、復興段階でのインフラ整備を行ってきましたが、本借款の創設により、緊急支援と復興をつなぐ資金需要に迅速な対応が可能となります。本借款では、日本の防災に関する知見を活かす技術協力と有償資金協力の連携により、借入国の災害対応力の更なる向上に貢献します。

無償資金協力

開発途上国の将来の
生活基盤づくりのための資金協力

● 国の将来のための基盤づくり

無償資金協力は、開発途上国に返済義務を課さない資金協力です。開発途上国のなかでも、所得水準の低い諸国を中心に、病院や橋の建設など社会・経済の基盤づくりや、教育、HIV／エイズ、子どもの健康、環境など、開発途上国の将来の国づくりの基礎となる協力を幅広く行っています。

JICAは、外交政策の遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除いて、無償資金協力の実施主体として、「事前の調査(協力準備調査)」、支払い業務などの「実施監理」、そして「事後監理」を担っています。

● 無償資金協力の実施の流れ

案件発掘・形成

プロジェクトの内容に関し、JICAは協力準備調査などを通じて相手国政府と協議しながら、相手国の現状、実施の目的、協力規模、実施した場合の管理・運営体制、期待される効果など、さまざまな観点から調査を実施します。また、これらの情報に基づき、必要な経費を積算します。

案件審査・実施決定

協力準備調査の実施過程と調査結果について、日本政府と情報を共有しつつ、JICAはプロジェクト実施の妥当性を検証し、協力内容を審査します。

日本政府は、調査の結果を受け、予算を確保するために必要な検討と手続きを行い、最終的に閣議で対象案件の実施を決定します。

交換公文と贈与契約

閣議決定後、相手国政府と日本政府の間で、プロジェクトの協力の目的や内容についてまとめた文書(交換公文)の署名が行われます。

これを受けて、JICAは相手国政府との間で具体的な贈与内容や条件を定めた「贈与契約」を締結します。

プロジェクトの実施

交換公文署名、贈与契約締結後の実施段階では、JICAは施設の建設や資機材の調達が適正に滞りなく行われるように、契約締結から建設の完了、資機材の引き渡しまで、相手国政府やコンサルタントに対して、助言や実施指導を行います。

事後監理

協力終了後は、相手国政府が維持管理を行います。が、機材の故障など、当初予想されなかった問題が生じることがあります。JICAは、必要に応じて資機材の調達、修理班の派遣、応急対策工事などのフォローアップ協力を実施し、協力の効果が持続するよう支援します。

無償資金協力の種類 (JICA実施分)

スキーム名	概要
一般プロジェクト無償	基礎生活分野、教育分野などにおいて実施するプロジェクト(病院や学校、道路の施設建設、公共輸送用車両などの資機材調達など)への支援
コミュニティ開発支援無償	人命や安全な生活への脅威に直面するコミュニティの総合的能力開発の支援
紛争予防・平和構築無償	紛争終結国などにおける必要な経済・社会基盤普及のための支援等
防災・災害復興支援無償	防災対策や災害後の復興支援
環境・気候変動対策無償	温暖化対策などに関する政策・計画策定およびプロジェクトへの支援
貧困削減戦略支援無償	貧困削減戦略を実施している国への財政支援
人材育成支援無償	若手行政官の育成に対する支援
水産無償	水産振興を図るための事業に対する支援
一般文化無償	文化の振興などに必要な機材の調達や施設整備の支援
貧困農民支援	食料自給のための自助努力支援を目的とした、農業機械、肥料などの購入に必要な支援
テロ対策等治安無償	テロ・海賊対策など治安対策強化のための支援

ミャンマーへの支援

無償資金協力による社会・経済への基盤づくり

JICAは基礎インフラの整備、気候変動対策、国境管理、海上警備の強化等の様々な分野で無償資金協力を実施しています。2012年度の特徴としては、JICA実施分として最大規模の支援を行ったミャンマーへの協力が挙げられます。

ミャンマーでの民主化・国民和解に向けた改革を受けて、日本政府は経済協力方針として、①国民の生活向上、②経済・社会を支える人材の能力向上、③持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備への支援を挙げています。無償資金協力では、経済協力方針に合致した医療、農業、電力、交通施設、通信等への支援を進めています。

例えば、通信分野を例にとると、急激に進む民主化、経済改革の中、

通信サービスの利用者数が増加しており、通信ネットワークの改善が急務となっています。しかしながら、旧軍事政権による国内規制等により、回線の容量・通信の品質においても大きな問題が生じています。

こうした課題に対応するため、ミャンマー政府は特にニーズの高い主要3都市(ヤンゴン、マンダレー、ネピドー)における通信の改善および情報へのアクセスの向上に係る協力を要請し、2012年12月にはその贈与契約の調印がなされました。

本計画は、経済活動や国民生活の基盤である通信インフラ改善、ミャンマーの各種経済活動活性化、3都市の住民の生活向上、行政の効率化等様々な分野での発展の促進に資するとともに、我が国企業等民

間企業による投資促進にもつながることが期待されます。

また本計画では通信施設の整備と併せミャンマーの技術者への技術指導を行っています。無償資金協力ではハード面と合わせてソフト面での支援も強化しています。



ヤンゴン市内の通信タワー

協力準備調査

有償資金協力、無償資金協力、技術協力の特色を生かした協力を策定

事前の調査を機動的に行い、協力効果の高い事業に速やかに着手

協力準備調査は、「協力プログラム」の形成と個別案件の発掘・形成および妥当性・有効性・効率性などの確認を行う調査です。必要に応じて随時、外務省と協議して実施を決定し、適当と認められる場合には協力プログラムと個別案件形成のための調査をひとつの調査としてまとめて実施することもできるため、機動的かつ迅速に実施することができます。

また、この調査の実施により、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の3つの援助手法の特色を生かして、最適な援助投入の組み合わせを検討・展開することで相乗効果が生まれ、開発効果の高い協力を実施することも期待できます。

協力準備調査の目的は、大きく以下の2つのタイプに区分されます。

- ①特定の開発課題の解決を効果的・効率的に支援するために、「どこまで協力するか、その目標」を設定し、「それを達成するための適切な協力シナリオ(協力プログラム)」を形成する調査
- ②個別の案件を発掘・形成し、当該案件の妥当性・有効性・効率性などを事前に確認し、その案件の基本事業計画の策定と協力内容の提案を行う調査

フォローアップ

事業の付加価値を高めるフォローアップ協力

● 案件終了後の支援

JICAのさまざまな事業は、一定の協力期間を経て終了します。JICAは終了後も相手国の自助努力により事業の成果が維持・発展しているか継続的にモニタリングしています。さらに必要がある場合には側面支援や補完的な支援を行っています。このような支援を「フォローアップ協力」と呼び、大きく分けて2つの種類があります。

1. 施設・機材の問題を解決するフォローアップ

日本の協力で整備・建設された施設や機材が自然災害でダメージを受けたり、相手国の経済状況の悪化等による予算不足、使用方法や維持管理の問題で機能しなくなったりした際に、問題を解決するために実施する協力です。

例えば、ウガンダでは、無償資金協力事業により2003年から2004年に116箇所の給水用のハンドポンプ施設の建設及び維持管理を行うための機材の調達を行いました。ウガンダ政府及び住民は維持管理に努めながら施設を利用してきましたが、老朽化等により一部の施設に不具合が生じました。給水施設は住民の日常生活に不可欠であるため、早急な改修が必要でしたが、ウガンダ側の自助努力だけでは緊急的な対応は困難であったことから、JICAはフォローアップ協力により、施設改修及び修理機材の供与を行いました。また、施設の維持管理をより円滑に行うため、ハンドポンプ施設の管理を担う住民組合を対象に維持管理の重要性に関する意識向上を目的としたワークショップを開催するとともに、ハンドポンプ施設の修理人を対象に訓練を実施しました。これらの協力には、ウガンダで「水の防衛隊」として活動する青年海外協力隊員も参加し、ハンドポンプ施設の修理技術を地元の方々



給水用ハンドポンプ施設の修理方法を学ぶ修理担当者(ウガンダ)

に根付かせ、協力の効果に持続性を持たせる一助となりました。

フォローアップ協力の結果、全ての施設が正常に稼働し、更にハンドポンプ施設を長く利用するための維持管理体制の強化が行われたことから、住民の生活に欠かすことのできない安全な水が安定的に供給されることになりました。

2. 成果をさらに広げるフォローアップ

プロジェクトや研修の実施後に、相手国がプロジェクトの目標に沿ってさらなる付加価値を生み出せるように追加支援を行い、実施した事業の効果を促進・拡大する協力です。

例えば、JICAは中華人民共和国の感染症対策を支援する協力の一環として、2006年から2011年にかけて「ワクチン予防可能感染症のサーベイランス及びコントロールプロジェクト」を実施しました(「サーベイランス」とは、感染症の発生状況を調査・集計すること)。プロジェクトは、予防接種の質の向上を目的とし、それまで行政の所掌により3冊に分かれていた妊婦手帳、小児健康手帳、予防接種証を、我が国の母子手帳の概念に基づいた「母子健康手帳」として統合し、パイロット事業対象地である江西省南豊県で配布しました。協力終了から約1年を経た2013年3月、フォローアップ協力により、住民の健康意識、母子保健サービス、そして母子健康手帳の使い方などのような変化が起こったかを確認し、協力成果の更なる普及を図ることを目的としたワークショップを開催しました。ワークショップでは、プロジェクト終了後、約6,700冊の母子健康手帳が新たな妊婦と出生児の手に渡ったことが確認されたほか、健診受診率や妊婦の健康知識の向上、医療機関間の情報共有の促進といった成果が確



母子健康手帳を用いて健診を受ける母子(中国)

認められました。一方、手帳の配布漏れが見られる、手帳の記入に負担感があるなどの課題も提起されました。ワークショップの開催を通じ、江西省南豊県の関係者が一丸となって、ユーザーの視点に基づいた課題の解決を図り、母子の健康を守るために一層の取り組みを進めていくことが確認されました。

また、JICA関西が中米・カリブ地域を対象に2006年から2011年までの6年間実施した「中米・日本貿易振興のためのキャパシティ・ディベロップメント」研修では、研修対象各国の食品関連企業による我が国食品市場への参入を促進するため、輸出振興活動を担当する貿易投資センター職員等の研修員による日本の食品市場の分析や輸出戦略の策定を支援しました。この研修コースの特徴は、毎年開催される日本最大の食品・飲料専門展示会「FOODEX JAPAN」への参加を実現することを研修後の目的のひとつとしていたことです。

本研修の帰国研修員による現地企業の輸出振興活動を支援するため、JICAはドミニカ共和国とニカラグアを対象にフォローアップ協力を実施しました。2013年2月、研修講師が帰国研修員の担当する企業を訪問し、商品の取り扱い方法や設備の様子を確認し、アドバイスをを行いました。また、フォローアップ協力の一環として現地で開催された対日輸出セミナーに参加し、日本市場における消費の傾向、好まれる甘さの質やパッケージなどを現地企業関係者に紹介しました。こうした取り組みもあり、ドミニカ共和国の4社の食品関連企業は「FOODEX JAPAN 2013」に初出展を果たし、中米・カリブ地域の企業の日本市場進出への機運が高まっています。

帰国研修員同窓会への支援

このほか、フォローアップ協力では帰国研修員の同窓会を支援しています。JICAは設立以来、29万人を超える研修員を開発途上国から日本へ受け入れてきました。研修参加者は、将来の母国の国づくりの担い手

となり、日本との懸け橋となる貴重な「人的財産」です。日本のよき理解者である彼らとの友好関係を維持・発展させ、日本で習得した技術や知識をさらに向上させるため、JICAは帰国研修員やその同窓会のネットワーク形成・維持を支援しています。2012年時点で全世界で130団体に上る同窓会が活動を行っています。

多くの同窓会では、帰国研修員が講師を務める勉強会が開かれているほか、ウェブサイトやニュースレターによる情報発信、年次総会の開催によって自国でのJICAの活動や帰国研修員の研修成果を共有する取り組みが行われています。

JICAでは、このような「人的財産」である同窓会と連携し、効果的なフォローアップ協力を実施しています。

例えば、イラクの帰国研修員同窓会は、JICAによるイラクへの重点支援分野である経済成長の基盤整備、民間セクターの活性化、生活基盤整備、ガバナンスの強化等に関連した様々なセミナーを現地で開催しています。セミナーでは帰国研修員が講師を務め、関係者間の情報共有・連携の促進に取り組んでいます。イラクでは治安上の理由により日本人の移動に制限があるため、JICAの事業サイトや帰国研修員の活動現場での視察や情報収集を比較的容易に行える同窓会メンバーは事務所の活動をサポートする貴重な存在にもなっています。また、2013年3月には、バグダッド大学文学部の協力を得て、イラク帰国研修員同窓会として初めてとなる写真展を開催しました。写真展開催の目的は、JICAのイラク支援、日本の文化についてイラク人に広く紹介することでした。写真展には同窓会メンバーのみならず、大学の教員や学生、政府関係者も参加し、大盛況のうちに終わりました。また、写真展の様子は全国紙でも取り上げられ、JICAの活動をイラク全土に紹介する機会となりました。

フォローアップ協力は過去に実施した協力の成果を、より長期間持続、発展させることで、日本の国際協力の効果と質を高めるために役立っています。



対日輸出セミナーで指導する日本人講師(ドミニカ共和国)



バグダッドで開催された写真展の開会式の様子(イラク)

JICA-Net

—— 時間と距離の制約を超えた新しい形の国際協力を実現

JICA-Netとは、JICAが推進する遠隔技術協力事業です。遠隔講義・セミナーの実施、マルチメディア教材の作成、ウェブサイトを通じた教材の紹介・配信など、さまざまな情報通信技術を活用し、時間と距離の制約を超えてJICA事業の効率化と質の向上を図っています。

JICA-Netの誕生は、2000年に開催された九州・沖縄サミットに端を発します。その後、マルチメディア教材や遠隔講義・セミナーなどコンテンツの蓄積、テレビ会議ネットワークの海外拠点の拡大に伴い、その効果が認知され、利用数も増加しています。

2012年度のテレビ会議システムの利用件数は約6,100件、接続時間は約9,700時間、遠隔セミナー・テレビ会議の参加者は6万5,000人を超えました。現在、日本国内では本部を含む18機関に、海外では計74カ国にテレビ会議システムが設置されています。また、外部機関のネットワークを通じた相互利用も行っています。特に、世界銀行GDLN(Global Development Learning Network)とは施設利用のみでなく共同での遠隔セミナー企画・実施などコンテンツ利活用にも取り組んでいます。

JICA-Netでは、以下のような手法により、遠隔技術協力の浸透を図っています。

● 遠隔講義・セミナーの実施

JICA事業の効率と効果を高めるツールとして、テレビ会議システムを活用し、日本からの派遣が困難な有識者による遠隔講義や、複数国をつないだ地域ワークショップなどを実施しています。例えば、中南米地域4ヶ国(ホンジュラス・ボリビア・ドミニカ共和国・コロンビア)から研修員が参加した地域別研修「教育養成課程における教育改善方法の検討」では、本邦研修終了後一定期間をおいて、再度各国の帰国研修員及び研修実施機関をテレビ会議システムで接続し、研修員達による活動報告会を実施しました。報告会では研修員間で各国の実際の取組状況に係る情報交換が行われるなど、研修効果の向上を図ることが出来ました(右図参照)。このように、JICA-Netの活用によってJICA事業の効率・効果の向上が図られています。

● マルチメディア教材の作成

マルチメディア教材とは、動画、写真、文書などさまざまなメディアをCD-ROMやDVDなどに記録したもので、JICA事業に関する知見をデジタル化し、開発途上国の人々やJICA関係者と共有するなど、主として、技術協力用の学習教材として活用することを目的として作成しています。これまでに開発したマルチメディア教材は約270件あります。

マルチメディア教材は日本語、英語のみならず、フランス語やスペイン語をはじめ、必要に応じて多言語訳版も作成しており、日本の経験や各国での好事例などを国や地域を超えて広く共有・普及するために活用されています。例えば、徳島県上勝町の「彩(IRODORI)」事業を事例として地元のリソースを活用した地域開発を学ぶための教材「彩(IRODORI)-木の葉の里の元気づくり-」は、シンハラ語やネパール語にも翻訳され広く活用されています。

● ウェブサイトを通じた教材の配信

遠隔講義セミナーの指導例や資料、マルチメディア教材などデジタルコンテンツをウェブ上に蓄積し、世界中のJICA事業関係者間で共有し再利用する環境を提供しています。また、同じウェブサイト上で遠隔技術協力の事例や利用方法を紹介することにより、さらなる利用の促進を目指しています。

JICA-Net ウェブサイト

URL <http://jica-net.jica.go.jp/ja2/index.html>

研修の事後活動を遠隔で

帰国研修員によるアクションプランの進捗状況発表



環境への取り組み

JICAは、世界の一員として、持続的発展との調和を図りながら、人類すべての生命を取り巻く地球環境の保全へ向けて最善を尽くすため、環境問題への取り組みを積極的に進めています。2004年4月1日に「環境方針」を公表し、環境マネジメントシステム(EMS)の本格運用を開始しました。2005年度には本部を含む国内の全機関でISO14001の認証を取得し、その後も毎年審査を受け、認証の継続が認められてきました。

ISO14001の枠組みも活用した環境に関する取り組みを展開してきた結果、活動が浸透し、省エネ・省資源など環境負荷の低減に一定の成果を達成することができました。一方で昨今は、環境法規制の遵守等、社会的責任への的確な対応がより強く求められていることから、JICAにおいても、従来以上に省エネルギー・省資源・環境法規制への対応に重点を置く必要があります。そのため、効率的・効果的なEMSを再構築するとの観点から、2013年10月28日のISO14001認証登録期間満了をもって、JICA独自のEMSへ移行し、ISO14001の基本的な考え方を取り込みつつ、より一層環境への取り組みを推進していきます。

● 環境方針

JICAは「JICA環境方針」に基づき、環境配慮を進めています。

「JICA環境方針」の基本方針

私たちは、独立行政法人国際協力機構法に明記された「開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通して、国際協力の促進ならびにわが国及び国際経済社会の健全な発展に資する」という使命に基づき、環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していきます。

● 国際協力を通じた環境対策の推進

ODAの実施機関として、日本政府の援助政策を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進します。

▶ 開発途上国における環境保全に貢献する国際協力事業の推進

▶ 気候変動に関する取り組み

[▶ 詳細はP.89を参照ください]

▶ 環境社会配慮ガイドラインの遵守による、開発事業等が引き起こす可能性のある環境影響の緩和

[▶ 詳細はP.140を参照ください]

● 環境啓発活動の推進

環境に関する知識・情報を集積し、人々の環境意識の向上を図ります。

▶ JICAの環境への取り組みの紹介等を通じた啓発・教育活動の展開

▶ 環境問題についての継続的な調査・研究の実施および提言

▶ セミナー開催、オリエンテーションの実施等による、JICA役職員、JICA業務に従事する者に対する継続的な研修・訓練の実施

● オフィスおよび所有施設における環境配慮活動の推進

事務・事業の活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境に配慮した活動を推進します。

▶ 廃棄物の削減、省資源、省エネルギー、資源リサイクル活動の推進

▶ グリーン購入法等に基づく環境配慮物品の調達促進

● 環境法規制等の遵守

JICAが適用を受ける環境法規制等を遵守します。

その他の取り組みなど、詳細はJICAウェブサイトを参照ください。

URL ▶ <http://www.jica.go.jp/environment/index.html>

広報活動

JICAは、本部をはじめ日本全国にある国内拠点と世界中の海外拠点を通じ、国内外の方々へ幅広く積極的な広報活動を行っています。

広報戦略と実績

国際協力に対するいっそうの理解と参加の促進のため、JICAは、国際社会の抱える課題や国際協力を通じた取り組みと成果、さらには日本との関わりなどの情報を、一般の方々および研究者やメディア・企業関係者等、さまざまな方々の興味・関心に応える形で積極的に発信しています。

一般の方々向けには「 이슈広報」を強化しています。具体的には、開発途上国を取り巻く課題は何なのか、その解決にどのような意義があるのか、解決に向けてどのような取り組みがなされ、どのような結果につながったのか等、広く国際協力についての重要性や成果を知っていただくため、具体的事実を中心に、そこで活躍する人々のヒューマンストーリーも交えながら、ウェブサイト等を通じて発信しています。JICA広報誌では、世の中の流れや国際会議のタイミングを踏まえて、特集を組んでいます。また、個別事業を写真付きで紹介する「ODA見える化サイト」の掲載件数を大幅に増やして、JICA支援事業の内容をわかりやすく公開しています。



JICA's World



JICA's Worldアラビア語版

2012年度は、第6回太平洋・島サミット、アフガニスタンに関する東京会合、IMF・世銀総会等、様々な国際会議が日本で開催された年でした。JICAの展開する事業は、それぞれの会議に密接に関係していますが、一般の方々には、なじみの少ない内容も含まれる



JICA ウェブサイト



ODA 見える化サイト

ことから、ウェブサイト、広報誌を活用して、よりわかりやすい形でJICA事業および国際会議の動きを紹介する等の取り組みを行いました。

また、2013年6月に開催された第5回アフリカ開発会議(TICAD V)に向けて、アフリカビジネスの可能性にかかる情報を日本のビジネス層に向けて発信するため、ビジネスパーソン向け情報配信サイトと協力してアフリカ特集を展開。アフリカの現状と課題、日本の支援の状況、日本企業進出の可能性を、動画を交えて紹介しました。

さらに、情報収集手段が多様化している昨今の状況を踏まえ、Facebook、Twitter、YouTube、Ustream等の媒体を通じた情報発信を行い、より多くの方々にJICA事業に関する情報が届くよう改善しました。

報道メディア向けには本部や国内外の拠点から、タイムリーなプレスリリース発信を行なうほか、メディアの関心の高いテーマを取り上げたメディア関係者向け



自転車一体型浄水装置について説明を受ける参加者

勉強会を開催し、最近の支援の動向などについて情報提供しています。また、国内および海外の報道メディア向けに、途上国における協力事業や日本で実施している研修の現場を実際に見ていただく機会も提供しています。

海外メディア向けとして、2012年度は、「開発途上国の課題解決に貢献する日本の技術」をテーマに10カ国15名のメディア関係者を日本に招き、高速道路や鉄道等のインフラの高い運営維持管理技術、途上国の課題解決とビジネスの海外展開の両方を目指す日本の中小企業等を取材してもらいました。

メディア、学界、経済界などのオピニオン・リーダー層に対して、日本の国家運営における国際協力の意義と重要性を伝えるべく、グローバル人材をテーマにJICA広報誌の特別号を発行しました。

海外への情報発信については、ウェブサイトや英文広報誌などの活用を強化しています。2012年度は英文版JICA広報誌のアラブの春特集を、アラビア語に翻訳し、広く配布しました。

国内拠点・海外拠点の広報の取り組み

国内拠点、海外拠点でも2012年度は以下のようにさまざまな広報の取り組みを行っています。

2012年7月8日、アフガニスタンに関する東京会合が開催された際には、JICA本部、アフガニスタン事務所、国内拠点が連携し、広報活動に取り組みました。

東京会合開催前の5月下旬から6月中旬にかけて、国内各地で一般の方を対象に理解促進イベントを開催するとともに、ウェブサイトや広報誌でのアフガニスタン特集をはじめ、パンフレット「アフガニスタンとJICA」を発刊し、アフガニスタンの抱える課題とJICA支援に関する「イシュー広報」を展開しました。また研究所は、アフガニスタン復興の現場で取り組む専門家等のヒューマンストーリーをまとめた冊子「アフガニスタン平和と礎を～人々の生活再建に奔走する日本人たち」を発刊し、有識者や一般の方に配布しました。6月中旬以降は、記者勉強会、有識者等を対象にした講演会、そして東京会合直前の一般の方を対象にしたシンポジウムの開催、また本邦メディアの現地取材に協力するなど、東京会合に向け、さまざまな形で情報発信に取り組みました。

JICAオフィシャルサポーター

JICAオフィシャルサポーターとは、開発途上国の抱えるさまざまな課題解決に協力しているJICAの活動を、著名人を通して広く市民



エルサルバドルで防災を学ぶ子供たち

に知ってもらうための制度。テニスプレーヤーのグルム伊達公子さん、元サッカー日本代表の北澤豪さん、シドニーオリンピック女子マラソン金メダリストの高橋尚子さんの3名がオフィシャルサポーターとして活動中です。

過去20か国以上の途上国を訪問してきた北澤豪さんが2012年度に訪れたのは、2002年に独立を果たしたばかりの新しい国、東ティモール。コメの生産技術指導を通じた農業支援や、豊富なココナッツを加工して商品化するアグリビジネスの支援などを視察したほか、恒例のサッカー教室を開催し、子供たちとの交流を深めました。この訪問の様子は、ニュース番組でも取り上げられました。高橋尚子さんは、エルサルバドルとニカラグアの2カ国を訪れました。高橋さんが中南米を訪問したのは今回が初めてです。両国が共通して抱えるハリケーンなどの自然災害やシャーガス病対策などのプロジェクトを中心に視察。また、ストリートチルドレンの社会復帰支援や環境教育、助産師などさまざまな分野で活躍する青年海外協力隊の活動も視察し、ボランティアへの理解を深めました。さらに、ニカラグアではマラソン大会を開催して、地元の子どもたち約200人と一緒に走った高橋さん。参加者と手を取り合って走ったり、最後の一人までエールを送ったりして、子どもたちとの絆を深めました。



ニカラグアで子供たちとマラソン



稲作プロジェクトを視察する北澤さん

情報公開

JICA では、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）第二十二条に基づき、以下の案内をはじめホームページなどで情報公開を行っています。

● 組織に関する情報

目的・業務の概要・国の施策との関係、組織概要、法令・規程集、役員の給与・退職手当の支給基準、職員の給与・退職手当の支給基準、事業継続計画等

● 業務に関する情報

事業報告書・業務実績報告書、中期目標・計画、年度計画等

● 財務に関する情報

決算公告等

● 組織・業務・財務についての評価・監査に関する情報

業績評価資料、監事監査報告、監事監査意見書、内部監査報告、行政評価及び監視報告書、会計検査報告書等

● 調達・契約に関する情報

随意契約に関する情報、入札状況一覧等

● 関連法人に関する情報

資金供給業務としての出資先、関連公益法人の状況等

● もっと詳しく調べる

国際協力機構 ホームページから詳細がご覧いただけます。

情報公開について

[国際協力機構トップページ](#) ▶ [情報公開](#)

[URL](http://www.jica.go.jp/disc/index.html) <http://www.jica.go.jp/disc/index.html>

個人情報保護制度について

[国際協力機構トップページ](#) ▶ [個人情報保護](#)

[URL](http://www.jica.go.jp/disc/personal/index.html) <http://www.jica.go.jp/disc/personal/index.html>

請求区分	(参考)					計
	2012年度	2011年度	2010年度	2009年度	2008年度	
郵送	17	4	20	8	27	76
受付窓口	本部	7	13	13	24	103
	国内機関	0	0	0	0	0
他機関からの移送受付	0	0	0	0	0	0
合計	24	17	33	32	73	179

処区分	(参考)					計		
	2012年度	2011年度	2010年度	2009年度	2008年度			
処理済	開示決定等の措置済	全部開示	0	1	3	5	11	20
		部分開示	20	14	20	24	54	132
		不開示	0	1	9	2	6(2)	18
	取下げ	0	1	1	1	0	3	
他機関に全部移送	0	0	0	0	0	0		
合計	20	17	33	32	71	173		
JBIC承継分を含む合計					73			

注：1. この表は、受け付けた開示請求1件毎のまたは他の機関から移送された事案1件毎の処理状況を分類したものです。

2. 他機関に全部移送とは、受け付けた開示請求事案を法第12条もしくは第13条に基づき他の機関に全て移送したことで処理済としたものを示しています。1事案を分割して複数の行政機関に移送している場合も1件としてカウントしています。また、受け付けた開示請求事案の一部を他の行政機関に移送したものは、「他機関に全部移送」にはカウントせず、移送しなかった部分を1件として、「開示決定等の措置済」、「取下げ」又は「処理中」のいずれかに計上しています。

3. 「取下げ」は、開示請求を一旦受け付けた後に、開示請求者から開示請求を取り下げの旨の申し出があり、その結果開示決定等を行わずに処理済となったものを指します。なお、受付段階において情報提供を行ったことにより開示請求者が開示請求を取りやめたものなど、受付がなされていないものは対象としていません。

4. 2008年10月1日、国際協力銀行の組織分離・統合に伴い、1件(処区分：不開示)を、株式会社日本政策金融公庫と連名にて処分を行いました。同1件は、上記の表には含まれません。

コンプライアンス

JICAのコンプライアンス・ポリシー

- ① 独立行政法人として、業務内容及び財務基盤の両面にわたり、経営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します。
- ② 開発援助により国際社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します。
- ③ 開発途上地域のニーズに応え、機動的に質の高い業務を実現します。
- ④ 業務遂行に当たり、自然環境及び社会環境に配慮します。
- ⑤ 広く社会とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を保ちます。

JICAは、独立行政法人として、高い社会的責任と公共的使命を有しています。こうした社会的責任と国民、国際社会からの期待に適切に応えていくとともに、行政改革やODA改革等JICAを取り巻く環境の変化も踏まえ、法令、内部規程および社会規範に則した透明、公正な業務運営の確保がますます重要となっており、こうした適正な業務運営を徹底すべく、コンプライアンス態勢の強化が求められています。

こうした認識の下、JICAは、コンプライアンスを組織として取り組むべき経営の最重要課題のひとつと位置づけ、行動理念を上記のコンプライアンス・ポリシーとして定めて実践に努めています。

具体的には、独立行政法人通則法に基づく、監事による監査や会計監査人による監査に加え、理事長直属の内部監査担当部門として、他部門から独立した監査室が定期的に監査を実施し、JICAの業務が適正かつ効率的に遂行されるよう努めています。

また、法令、内部規程違反などを未然に防止し、組織全体として適切に対処するとともに、再発防止に資することを目的とする事故報告制度と内部通報制度を設けています。加えて、コンプライアンスに関する諸事項を審議・検討するため、副理事長を委員長としたコンプライアンス委員会を定期的開催しています。これらを通じ、コンプライアンス・ポリシーを遵守・実現する態勢を整え、JICAの業務運営の公正性の確保を図っています。

さらに、JICAのコンプライアンス・ポリシー、遵守すべき法令、ルール、社会的要請等を整理・体系化し、多様な問題をわかりやすく解説したコンプライアンス・マニュアルを全役職員に配布し、各役職員の行動上の指針としています。

こうした基盤のうえに、JICAのコンプライアンスに係る組織的な態勢の定着を目的として、コンプライアンス委員会で決定したコンプライアンス・プログラムに基づき、各年度のコンプライアンスに係る活動を進めています。

2012年度は、各都道府県が制定した暴力団対策条例等を踏まえて、JICAが反社会的勢力との一切の関係を持たず、その社会的責任を果たすために内部規程「独立行政法人国際協力機構 反社会的勢力への対応に関する規程」を制定し、その趣旨に実効性を持たせるため、JICAが締結する契約書等にもその内容を反映するようにしました。

また、新たなコンプライアンス課題を含め、各役職員の業務の内容や役割に応じて、研修を実施するなど、各種の取り組みを通じて、役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上に努めています。

環境社会配慮ガイドライン

● 環境社会配慮ガイドライン

社会・経済の開発を支援するための事業であっても、大気、水、土壌、生態系など自然への望ましくない影響や、非自発的住民移転、先住民族の権利の侵害など社会への望ましくない影響が発生する可能性があります。また、持続可能な開発を実現するためには、開発事業が環境や地域社会に与える影響を見極め、その回避または最小化のための方策や補填に必要なコストを事業の中に組み入れる必要があります。このように、環境・社会に掛かるコストを開発コストの中に内部化させる取り組みが「環境社会配慮」であり、環境社会配慮に必要なJICAの責務と手続、そして相手国などに求める要件を示した指針が「環境社会配慮ガイドライン」です。

現行の環境社会配慮ガイドライン(以下「ガイドライン」)は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の特性を踏まえつつ、JICAの旧ガイドライン(2004年)と「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年)の体系を一体化したもので、2010年7月以降に要請のあったプロジェクトに適用されています。

ガイドラインは、JICAのウェブサイト(<http://www.jica.go.jp/environment/index.html>)から閲覧・ダウンロードいただけます。また、同ウェブサイトから、ガイドラインの英語訳、仏語訳、西語訳、そして「よくある質問集」などの資料もご覧いただけます。

● ガイドラインに基づく環境社会配慮

JICAは、プロジェクトの環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提として、相手国等の開発目的に資するプロジェクトが環境や社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れられないような影響をもたらすことがないよう、相手国による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行うことにしています。ガイドラインに基づいてJICAが行っている取り組みには、以下のものが含まれます。

1. 環境社会配慮の確認

JICAは、プロジェクトの形成、実施の是非の検討、実施、そして事業完了後の各段階において、相手国などによる環境社会配慮の確認を行っています。その

手続は、プロジェクトを環境社会への影響の度合いに応じて4つのカテゴリの何れかに分類する「スクリーニング」、プロジェクトの実施を意思決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、プロジェクトの実施から完了後まで環境社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります。

スクリーニングでは、相手国などから提供される情報に基づき、環境社会に与え得る望ましくない影響の度合いに応じてA(重大な影響を及ぼす可能性がある)、B(影響はAより小さい)、C(影響は最小限かほとんどない)、FI(JICAの融資等が金融仲介者等に対して行われ、JICAの融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない)の4つのカテゴリに分類します。その後、JICAは、各カテゴリに合った環境社会配慮手続を実施します。

環境レビューは、技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力のプロジェクト実施の要請に対して行われます。環境レビューでは、相手国などが環境社会配慮の状況を記載した「環境チェックリスト」や、環境アセスメントなどの報告書に基づき、予想される環境社会影響や相手国などによる対応状況を確認します。特にカテゴリAのプロジェクトについては、相手国などから提出された環境アセスメント報告書などに基づき、プロジェクトがもたらす可能性のある正および負の影響について確認し、負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価するとともに、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行います。また、環境レビューに先立ち、環境アセスメント報告書などをJICAウェブサイトで公開するなど、透明性の確保にも努めています。

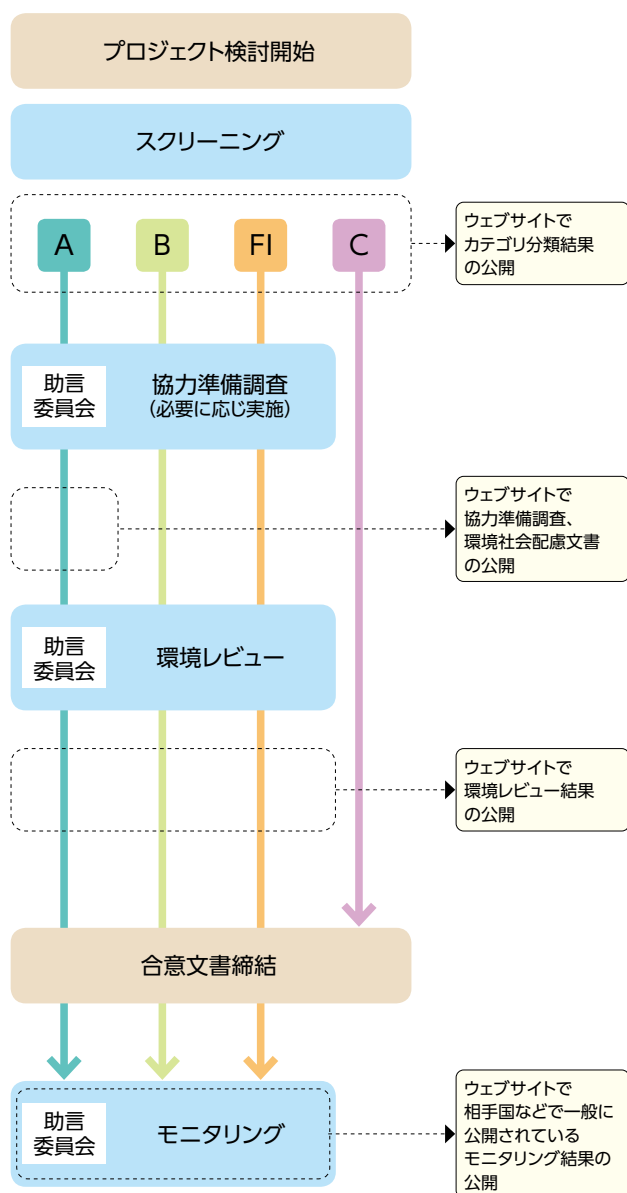
環境社会配慮のモニタリングは、相手国などによって実施されます。JICAは、プロジェクトが終了してからも一定期間、相手国などによるモニタリングの結果を確認し、その結果をJICAウェブサイトで公開します。また、問題が予測・確認された場合には、相手国などに対して適切な対応を促すとともに、必要な支援を行います。

※ 2010年6月以前に要請されたプロジェクトについては、スキームに合わせて「JICA環境社会配慮ガイドライン(2004年4月)」または「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン(2002年4月)」が適用されます。

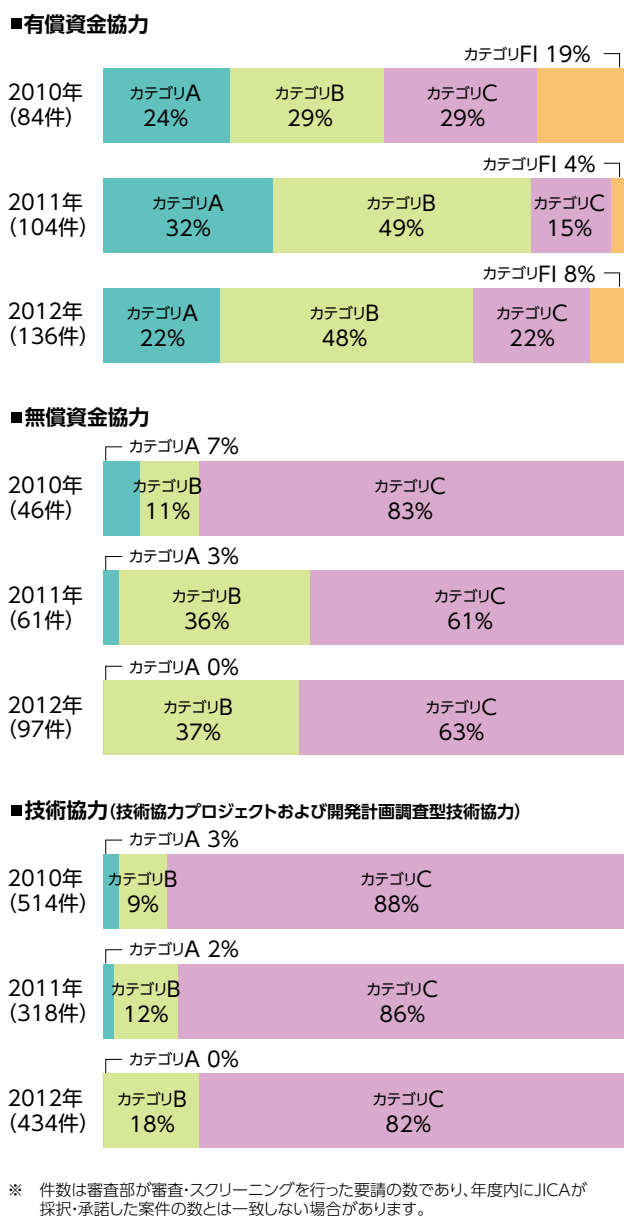
環境カテゴリ分類

カテゴリ	基準
A	環境や社会に、重大で望ましくない影響を及ぼす可能性があるプロジェクト。具体的には、大規模なエネルギー開発やインフラ整備など影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、大規模な住民移転や森林伐採など、影響を及ぼしやすい活動を含むプロジェクト、そして、自然保護区や先住民族の生活区域など影響を受けやすい地域で行われるプロジェクトが含まれる
B	環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAと比べて小さいと考えられるプロジェクト
C	環境や社会への望ましくない影響が、最小限、またはほとんどないと考えられるプロジェクト
FI	JICAの融資等が金融仲介者(Financial Intermediary)等に対して行われ、JICAの融資承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に行い、JICAの融資承諾(あるいはプロジェクト審査)前にサブプロジェクトが特定できない場合であり、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合、カテゴリFIに分類される

環境社会配慮確認の手続き



JICA事業のスクリーニング実績と環境カテゴリの割合の推移



2. 環境社会配慮の支援

JICAは、相手国などが適切な環境社会配慮を実現できるように、さまざまな支援を行っています。例えば、プロジェクトの形成段階では、「協力準備調査」や「詳細計画策定調査」等の枠組みの中で、相手国などによる環境社会配慮の調査や手続きを支援する場合があります。また、「円借款事業における環境社会配慮実務研修」をはじめとする研修事業や、カンボジアの経済財務省住民移転局を対象に実施された「住民移転のための環境社会配慮能力強化プロジェクト」など、技術協力による相手国などの能力強化も行っています。

さらに、日本国内の支援体制の強化のために、コンサルタントなどを対象とした能力強化研修「実務者・コンサルタントのための新・環境社会配慮」の実施や、国別の「環境社会配慮プロファイル」の作成、世銀やアジア開発銀行の環境社会配慮担当者との協議・情報交換なども実施しています。

3. 環境社会配慮助言委員会

JICAは、環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、公募で選ばれた外部の専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設しています。委員は2012年7月に改選が行われ、2014年6月までの任期で23名が委嘱されています。また、必要に応じて臨時委員の任命も行っています。

2012年度には、委員全員が参集する「全体会合」を12回開催したのに加え、全体会合で任命された委員が個々の助言対象案件について検討を行う「ワーキンググループ会合」を27回実施しています。

2013年3月には、現地の情勢を踏まえた助言を得るために委員によるプロジェクト候補地の現場視察が行われるなど、より質の高い事業の実施に向けた取り組みが進められています。

環境社会配慮助言委員会の委員、全体会合の議事録はJICAウェブサイトの「環境への取り組み」の中の「環境社会配慮助言委員会」で公開しています(<http://www.jica.go.jp/environment/advice/index.html>)。

4. 異議申立手続

JICAは、ガイドラインの遵守を確保するために、上記の取り組みに加えて異議申立手続を整備しています。異議申立手続は、ガイドライン不遵守によって被害を受けた、あるいは被害を受けるおそれのある被援助国

の住民またはその代理人が、所定の手続きに従ってJICAに異議を申し立てることができる制度です。

申し立てられた異議の内容は、JICAの事業担当当局から独立した「異議申立審査役」によって審査されます。異議申立審査役は、ガイドラインの遵守・不遵守に関する事実関係を調査し、その結果をJICAの理事長に報告します。また、ガイドラインの不遵守を理由とした問題や紛争が確認された場合には、当事者である申立人と相手国政府との対話の促進を図ります。2013年3月現在、次の方々に異議申立審査役を委嘱しています。

- ・安念 潤司 氏
中央大学法科大学院 教授、弁護士
- ・原科 幸彦 氏
千葉商科大学政策情報学部 教授、
東京工業大学 名誉教授

異議申立に係る手続および年度ごとの報告は、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」(<http://www.jica.go.jp/environment/index.html>)の中の「環境社会配慮」(和文)、および「Environmental and Social Considerations」(http://www.jica.go.jp/english/operations/social_environmental/index.html)の中の「Objection Procedures」で公開しています。2012年度に、異議申立の受領はありませんでした。

5. 情報公開

JICAは、環境社会配慮に係る説明責任と透明性を確保するために、さまざまな情報の公開に努めています。プロジェクトの環境社会配慮に係る情報の公開は、相手国などが主体的に行うことが原則ですが、JICAも、環境社会配慮に関し重要な情報を協力事業の主要な段階で、ガイドラインに則って適切な方法で公開を行っています。例えば、2010年に改定されたガイドラインが適用されたプロジェクトのうち、カテゴリがAのプロジェクトについては、環境アセスメント報告書をJICAのウェブサイトで公開しています。

また、大規模な非自発的住民移転を含むプロジェクトについては住民移転計画を公開しています。その他にも、前出の環境社会配慮助言委員会の結果や、異議申立手続に関する情報をウェブサイトで公開しています。詳しくは、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」

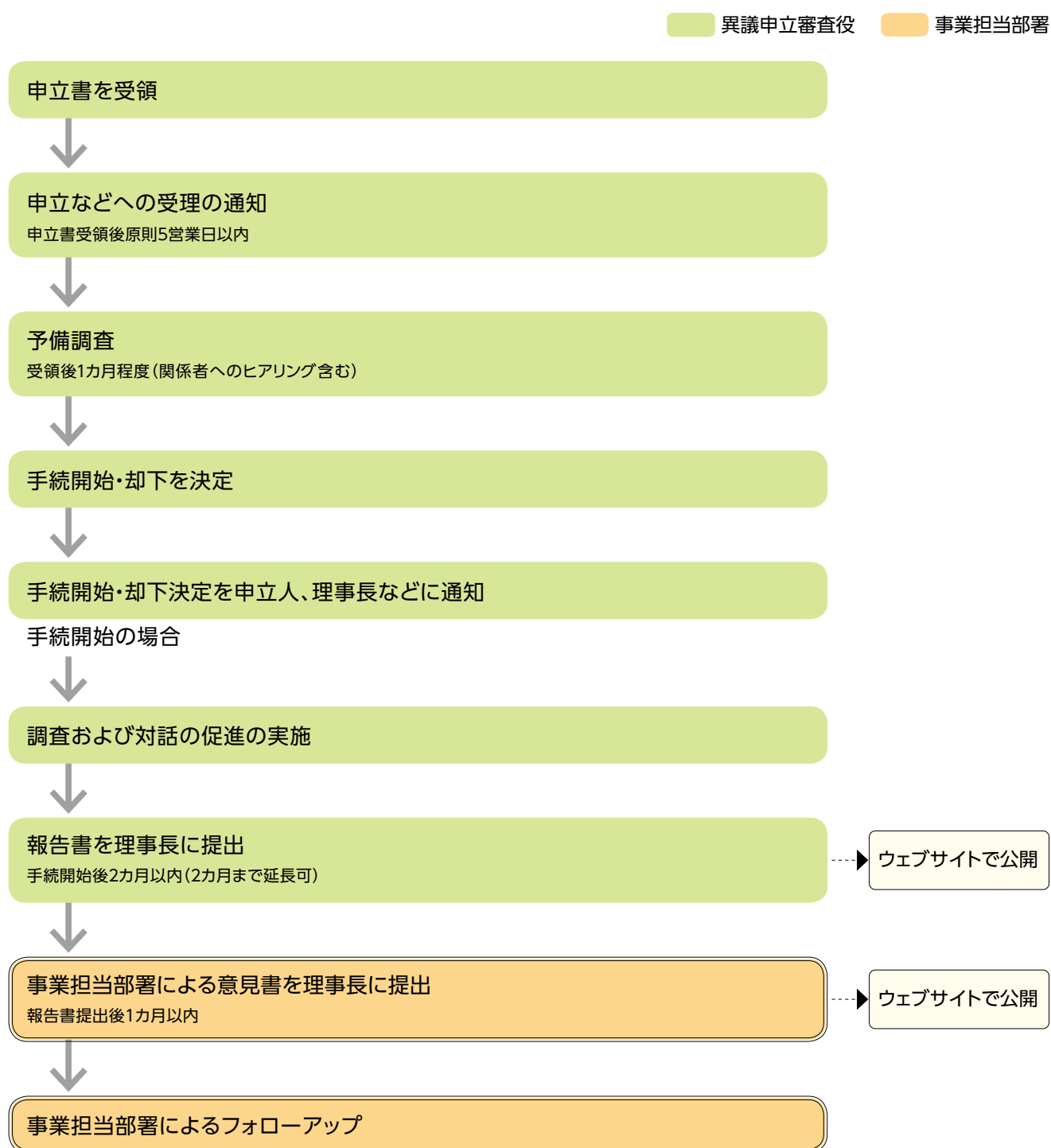
(<http://www.jica.go.jp/environment/index.html>)
の中の「環境社会配慮」をご覧ください。

6. 国際開発機関の制度との調和化

ガイドラインでは、JICAの事業における環境社会配慮について、世界銀行のセーフガードポリシー（世界銀行が借入人に遵守を求める環境社会配慮の要件を示した業務政策）から大きな乖離がないことを確認し、また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定

めた基準やその他の国際的に認知された基準、およびグッドプラクティス（優れた取り組み）を参照することと定めています。そのためにJICAは、世界銀行やアジア開発銀行などの国際援助機関と緊密に連携し、協調案件については合同で環境社会配慮の調査・確認を行うなどして、調和化を図っています。また、環境社会配慮に関する国際会議等に参加し、世界的な動向を把握するとともにJICAの取り組みを発信して、よりよい環境社会配慮の実現に貢献しています。

異議申立手続



金融リスク管理

金融業務を行うに当たっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどの様々なリスクを伴います。JICAは開発援助機関として有償資金協力業務を行っており、リスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関とは異なりますが、国際的潮流も踏まえ、金融機関のリスク管理手法を援用しつつ、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、JICAの有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の適切性の確保および適正な損益水準の確保を図ることを目的と定め、その目的に資するため有償資金協力勘定リスク管理委員会を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

有償資金協力業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクの把握、分析および管理の状況については以下に示します。

● 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能または困難になり、損失を被るリスクです。有償資金協力業務には、円借款と海外投融資がありますが、その主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理はJICAのリスク管理において重要な位置を占めます。与信の大半を占める外国政府・政府機関向け円借款に伴うソブリンリスク(外国政府等与信に伴うリスク)については、公的機関として相手国政府関係当局やIMF(国際通貨基金)・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。本年度に本格再開された海外投融資においては、企業向け与信に伴うコーポレートリスクおよび企業所在国に起因するカントリーリスクの管理を行っております。

①信用格付

JICAでは、信用格付を制度化しており、原則としてすべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。信用格付においては、債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適応して格付付与し、随時見直しを行っております。

②資産自己査定

JICAでは信用リスクを管理し、償却・引当を適時適切に実施するため、金融検査マニュアルを参照し、JICAの資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう、資産自己査定を行っています。資産自己査定に当たっては、適切な牽制機能を維持するため、与信担当部門による第一次査定、審査管理部門による第二次査定を行うという体制を取っています。資産自己査定の結果は、当機構における与信状況の不断の見直しを行うため内部活用するに留まらず、JICAの財務内容の透明性向上のため、資産内容の開示に積極的に利用しています。

③信用リスク計量化

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化にも取り組んでいます。信用リスクの計量化に当たっては、長期の貸出や、ソブリンリスクを伴った融資が大半という、民間金融機関には例を見ないJICAのローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組みなどによる債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク計量化パラメータを適用のうえ、信用リスク量の計測を行っています。

● 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。

このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、有償資金協力業務においては融資期間が最長で40年に及

ぶという融資の特性に応じた金利リスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れること等により金利リスク吸収力を高めています。さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先にかかる市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価および信用状態を常時把握し、必要に応じて担保を徴求することによって管理しています。

為替リスクについては、JICAは外貨貸付を行っていませんが、本年度に制度導入された外貨返済型円借款においては、融資先の求めに応じ円建て融資が外貨建てに変換されるため、為替リスクが発生します。このリスクは、通貨スワップを利用することでヘッジします。また、海外投融資において、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額に関して為替リスクを負っています。このリスクについては、出資先所在国通貨の為替変動を常時把握し、管理しています。

● 流動性リスク

流動性リスクとは、JICAの信用力の低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

有償資金協力業務では財政投融資資金借入、財投機関債発行等の多様な資金調達手段を確保することに加え、資金繰りの管理を十分に行うことによって流動性リスク回避に万全を期しています。

● オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICAにおいてオペレーショナルリスクは事務にかかわること、システムにかかわること、内外の不正などにより発生するものとしています。オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

海外での安全管理

開発途上国の多くは貧困問題を抱え、そこから多くの一般犯罪が発生しています。また、政情が不安定でクーデターの可能性がある国や、長年、国の一部で内戦が続いている場合もあります。

内戦終結後も、政情が安定せず、治安上の問題の多い国で平和構築のために活動することが求められるケースがあります。さらに世界各地にはテロの危険性も現存しています。また、日本とは異なる交通習慣のなか、未整備な交通インフラや未熟な現地運転者による交通事故のリスクが高い国も多くあります。

JICAは、こうした状況下で活動を続ける関係者が、安全に生活し仕事ができるよう、安全対策と危機管理に力を入れています。

● 研修やセミナーの実施

JICAは、出発前の専門家やボランティア、随伴家族を含めた関係者に対し、安全対策に関する研修を実施しています。研修では、地域ごとの犯罪の特徴、住居の選び方、現地の人との接し方、貴重品の保管方法、ホールドアップやカージャック、銃器犯罪などに関し、防犯と有事の対応の観点から具体的な・実践的な指導・助言を行います。

また、任地に到着した時点で、JICA海外拠点より、最新の現地治安状況や防犯対策について国別の事情に特化したオリエンテーションを行っています。加えて、JICA海外拠点が中心になって、活動中の全JICA関係者による安全対策連絡協議会を年1回の頻度で開催しています。この協議会では、JICAからの現地安全情報の提供、関係者間の体験や情報の共有がなされ、同じ環境のもとに暮らし、仕事をする関係者同士が、日々工夫している安全対策の具体的なノウハウを交換して安全に対する意識を高めています。

● 専門的な安全対策アドバイザーの配置

JICAは、現地での安全対策を強化するため、その国の治安や安全管理に詳しい専門人材を「安全対策アドバイザー」として活用しています。安全対策アドバイザーは、日々の治安情報の収集とJICA関係者への発信、住居防犯から交通事故対策まで、広範囲の安全対策を実施しています。

現地の犯罪傾向を熟知した安全対策アドバイザーは、過去の日本人の犯罪被害の具体例も踏まえて、適切な安全指導を行っています。

また、JICA海外拠点のない国でも、現地の治安情報を収集するための人材を配置している場合があります。

● 緊急連絡網の構築

JICAは、各国で全関係者を網羅した緊急時の連絡体制を構築しています。連絡手段は、固定電話、地上波携帯電話、衛星携帯電話や無線があり、有事の際の迅速な情報伝達・安否確認などを想定して連絡体制を整備することを、安全対策の重要な柱にしています。

● 安全対策のための調査団派遣

JICAは、安全上特に懸念がある国に対しては、JICA本部や海外拠点から安全確認調査団を派遣して現地の安全状況を確認しています。この現地調査の結果に基づき、国別の細かな安全対策措置を講じています。例えば、ひとつの国に対しても地域ごとの治安状況を分析して、JICA関係者の活動範囲を決定し、援助ニーズに応えるようにしています。

一般犯罪の多発している国へは、住居防犯、銃器犯罪対策などの指導のため、JICA本部から巡回指導調査団を派遣して、関係者への直接的な安全指導を行っています。

交通安全対策については、各種の指導マニュアルを作成してJICA関係者に配布するとともに、各国の交通事故発生状況を定期的に周知し、安全意識の醸成に努めています。また、現地からの要望などに応じて、交通安全指導のための調査団も派遣しています。

● 防犯設備設置や警備員備上経費の負担

専門家やボランティアなどの住居の防犯設備の設置や警備員の備上、アラーム警備体制に関しては、JICAが経費を負担しています。例えば、防犯設備では、塀のかさ上げ、ドアや窓枠の補強、鉄格子の設置、鍵の付け替え、補助錠の取り付けなどの工事を必要に応じて実施しています。

● 24時間危機管理体制の実施

JICA本部は、通常の業務時間外となる平日の夜間や休日、海外からの緊急連絡を確実に受け付け、対応できるよう待機体制を整え、365日24時間の緊急対応体制を取っています。

● テロ対策

最近の懸念は、テロの可能性のある国・地域が増加してきていることです。また、近年の特徴は、国際テロ組織が起こす大規模な事件が増えていることです。これまで、中東・南アジア・アフリカなどで欧米権益などを狙ったテロが発生してきましたが、今後は日本人をターゲットにテロが起きる可能性も否定できません。リスクの高い地域で勤務するJICA関係者には、テロに巻き込まれないための具体的な注意事項を赴任前研修や到着後のオリエンテーションなどの機会にブリーフィングするなど、関係者の意識を高めてリスクを回避する努力を行っています。

● 復興支援地域などにおける安全対策

アフガニスタン、イラク、コンゴ民主共和国東部、スーダン(ダルフール地方)、南スーダン、パキスタンなどの紛争終結国、紛争が継続している地域でも、多くのJICA関係者が活動しています。JICAは、そうした地域で活動する他の援助機関や国連機関の対応を参考に、流動的な政情や治安状況を日々監視しつつ、行動地域の安全状況を精査し、無線や防弾車両などの必要な安全対策措置を施して事業を行っています。今後、JICAが平和構築分野や復興支援業務を増やしていくうえで、こうした安全対策のさらなる整備が不可欠です。

また、そうした活動では、誘拐、政変や暴動、テロなど予想不可能な事態もあり得ることから、潜在的な危機にいかに対処するかといった現場のノウハウが重要となります。そのため2003年から、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR) e-Centre(イーセンター)との連携により、国内・海外で「安全管理研修」(Security Risk Management Training)を実施しています。

業績評価制度

JICAは、独立行政法人として、業務の質および効率性の向上を図るとともに、透明性を確保しつつ、公共性の高い業務を確実に実施することが求められています。これを適切に進めるための仕組みとして、中期的な目標管理と第三者による事後評価の制度が「独立行政法人通則法」に定められています。

JICAの場合は、外務大臣が定める5年間の中期目標の下で、中期計画と年度計画を作成し、中期目標期間及び各事業年度の業務実績、自己評価結果を取りまとめて、外務省「独立行政法人評価委員会」に報告することとなっています。報告を受けた「独立行政法人評価委員会」は、JICAの業務実績を評価し、評価結果は外務省のウェブサイト上に公開されています。さらに、総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」は、各府省の「独立行政法人評価委員会」が行った法人の評価結果について横断的な観点から二次的な評価を行うとともに、中期目標期間の終了時には、法人の業務を継続させる必要性及び組織・業務全般の見直しを検討し、主務大臣(JICAの場合は外務大臣)に対して勧告ができるとされています。

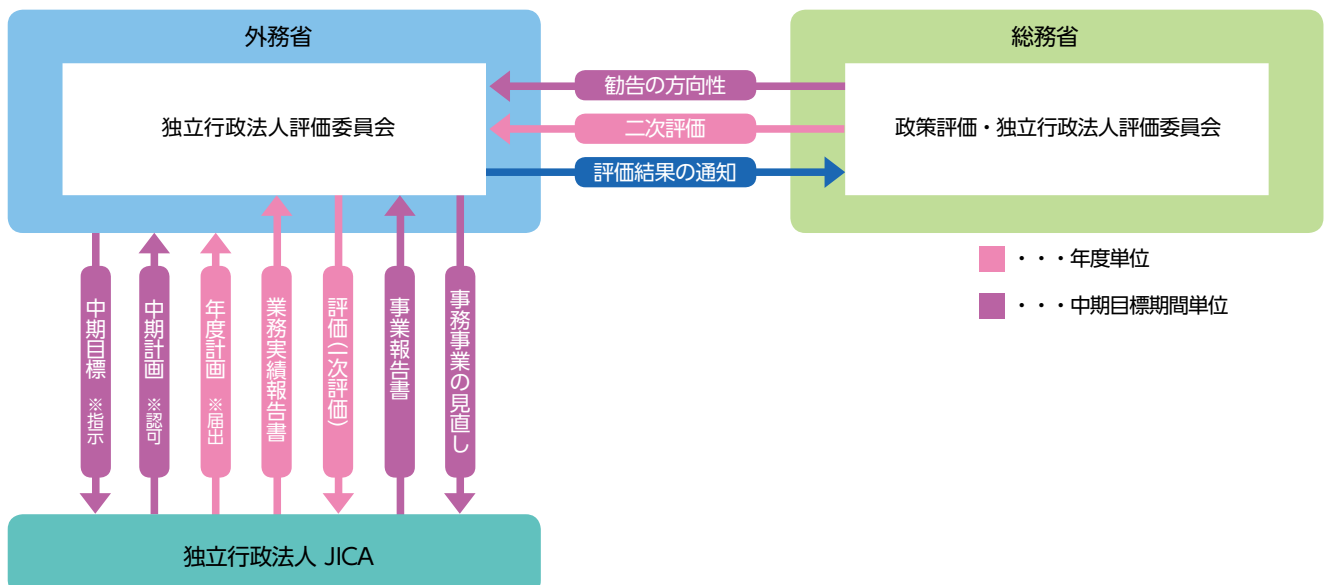
JICAでは、中期計画・年度計画の達成に向けて業務を実施し、半期ごとにその進捗状況のモニタリングを行っています。また、JICA内部において「業績評価委員会」を設置し、外部有識者の参画も得て、業務実績に関する検討と審議を行い、業務の質の向上や効率

化を図っています。これらのモニタリング結果は、外務省「独立行政法人評価委員会」や総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」による評価結果などとともに業務への適切な反映に努め、不断の業務改善に取り組んでいます。

2012年4月から始まった第3期中期計画(2012～2016年度)では、JICAの事業実態により即した構成とし、事業面での取組を前面に掲げています。具体的には、政府が開発協力の重点課題に掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題や平和の構築などの課題への対応、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を一体的に運用するプログラム・アプローチの推進、事業構想力や情報発信力の強化、国内外の関係者とのパートナーシップの拡大など、戦略的かつ効果的な事業の実施に向けた取組を掲げています。また、組織・業務運営面や経費面の効率化についても引き続き取り組んでいくこととしています。

2013年度の計画では、第3期中期計画の実現に向けた取組として、戦略性の高いプログラムの形成や国別分析ペーパーの策定と活用、開発課題の解決に向けた組織的ナレッジの蓄積・活用・発信の強化、国内外の多様な関係者との連携強化等を進めることとしています。また、公正かつ機動的な組織・業務運営、契約の適正化、経費の効率化等にも着実に取り組んでいきます。

独法JICAの業務運営と業績評価の枠組み



事業評価

JICAは、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助スキームに共通して、PDCA(Plan、Do、Check、Action)サイクルを活用した事業評価を行っています。援助スキームの特性、支援の期間、効果発現のタイミングなども反映しながら、プロジェクトの事前段階から、実施、事後の段階、フィードバックまで、一貫した枠組みによる評価を行っています。このようにPDCAサイクルの各段階で評価を行うことにより、プロジェクトの開発成果の向上に努めています。

● JICAの事業評価

1. プロジェクトのPDCAサイクルに沿った一貫した評価 (図参照)

2. 援助スキーム間で整合性のある手法・視点による評価

JICAでは、援助スキームの特性を考慮しながら、基本的な枠組みを共通にすることで、一貫した考え方による評価の実施と評価結果の活用を目指しています。PDCAサイクルに沿った、プロジェクトの各段階の評価、OECD DACによる国際的なODA評価の視点である「DAC評価5項目」(表参照)による評価、レーティング制度などの開発により、統一感のある評価結果を公表しています。

3. テーマ別評価による横断的・総合的な評価

JICAでは、複数のプロジェクトを取り上げて総合的かつ横断的に評価・分析を行う「テーマ別評価」を実施しています。特定のテーマに沿ってプロジェクトを選定し、通常の事業評価とは異なる切り口で評価することによって、共通する提言・教訓を抽出することを目的としています。

今後は、JICAが開発途上国の特定の中長期的な開発目標の達成を支援するための戦略的枠組みとして取り組んでいる「協力プログラム」の進展状況をふまえつつ、各協力プログラムの目標および指標が明確に設定されているか、などについても事前段階から検証していきます。

PDCAサイクル

	PLAN		DO		CHECK	ACTION
事前段階	中間レビュー	終了時評価	事後評価	事後モニタリング	フィードバック	
事業の実施前に、妥当性、計画内容、想定する効果、評価指標などを検証	事業の実施段階で、計画の妥当性、進捗状況、目標達成見込み、影響する内外の要因などを検証		事業の終了後に、妥当性、有効性、インパクト、効率性、持続性を検証。事後評価後は教訓・提言への対応などを確認	評価結果は、当該事業の改善のみならず、類似の事業の計画・実施に反映		

4. 客観性と透明性を確保した評価

事業実施の効果を客観的な視点で検証することが求められる事後評価では、案件規模に応じて外部の評価者による評価(外部評価)を取り入れています。さらに事後評価結果等をJICAウェブサイトで公開することで、透明性を確保するよう取り組んでいます。また、外部者の視点が事業評価に反映される仕組みとして外部有識者で構成される事業評価外部有識者委員会から、評価の方針や評価体制、手法などに関する助言を得ています。

5. 評価結果の活用を重視する評価

JICAの事業評価は、プロジェクトの各段階の評価結果がPDCAサイクルの「Action」の質を高めるためのフィードバック機能の役割も担っています。対象プロジェクトの改善に関する提言、実施中あるいは将来の類似プロジェクトに対する教訓のフィードバックに加え、今後はJICAの協力プログラムや、課題別指針などのJICAの協力の基本的方針へのフィードバックを行っていきます。また、相手国政府へ評価結果のフィードバックなどを行い、評価結果が相手国政府のプロジェクト、プログラム、開発政策等の上位政策に反映されるよう努めています。

DAC評価5項目による評価の視点

妥当性 (relevance)	プロジェクトの目標は、受益者のニーズと合致しているか、問題や課題の解決策としてプロジェクトのアプローチは適切か、相手国の政策や日本の援助政策との整合性はあるかなどの正当性や必要性を問う。
有効性 (effectiveness)	主にプロジェクトの実施によって、プロジェクトの目標が達成され、受益者や対象社会に便益がもたらされているかなどを問う。
インパクト (impact)	プロジェクトの実施によってもたらされる、正・負の変化を問う。直接・間接の効果、予期した・しなかった効果を含む。
効率性 (efficiency)	主にプロジェクトの投入と効果の関係に着目し、投入した資源が効果的に活用されているかなどを問う。
持続性 (sustainability)	プロジェクトで生まれた効果が、協力終了後も持続しているかを問う。

業務改善への取り組み

JICAでは、中期目標・計画に基づき組織業務改善に向けた取り組みを実施しています。中でも重点的に対応すべき事項として、事業の戦略性の強化や、ナレッジの蓄積・活用・発信、新商品の開発、民間連携のための更なる制度改善や体制整備を図った他、中小企業をはじめとした本邦企業の海外展開支援やインフラ輸出等といった政策的要請への迅速かつ的確な対応、事業実施の迅速化、適切な予算管理と経費の縮減等に取り組んできました。

これらの取り組みを通じて、自律的・能動的に新たな価値創造を提供・発信することを目指します。

なお、具体的な取り組み事例は以下の通りです。

● 組織体制の改善に向けた取り組み

経営戦略機能の強化として、業務の絞り込みや新しい事業形態の開発等の事業企画と、それを実現するために必要な組織のあり方等に係る検討を行い、その結果に基づいて具体的な施策に着手しました。

政府開発援助に関する政府の政策に基づき、中小企業等海外展開支援に取り組むための体制を迅速に整備しました。また、ナレッジマネジメント担当特命審議役を設け、更なるナレッジの蓄積・活用・発信等を図りました。更に地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう、JICA内の所掌業務の調整を柔軟に行いました。かかる取り組みの結果、24年度末時点で23部5室2事務局1研究所となっています。今後も引き続き社内文書の決裁プロセスの合理化、意思決定の迅速化、責任・権限の明確化、管理スパンの適正化を達成するための取り組みを推進して参ります。

● コスト縮減・調達の競争性向上に向けた取り組み

事業仕分け等の結果も踏まえ、コストのさらなる削減と合理化、調達の競争性向上への取り組みを継続し、取り組み結果を以下のページにて公表しています。

URL http://www.jica.go.jp/information/info/2012/20120831_01.html

また、調達の競争性向上の取り組みの例としては、競争性のない随意契約に対する第三者による網羅的な点検、定型的な事務処理に関する業務委託契約の一般競争入札化(総合評価落札方式)、応募要件の緩和(独自の登録制度の廃止、プロポーザルの作成負担軽減)、実施予定案件情報の前広な公開等が挙げられます。今後とも、独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針(2010年12月7日閣議決定)等を踏まえ、適切な見直しを行っていきます。

● 在外機能の強化

在外機能の強化として、各海外拠点における事業環境の変化に応じた体制強化・見直し、加えて、本部による在外サポート体制の強化を進めています。

東日本大震災へのJICAの取り組み

東日本大震災等の復興経験の整理と教訓の抽出

JICAが途上国の大規模災害への支援を行うにあたって、未曾有の災害をもたらした東日本大震災からの復興経験を充分にくみ取ることが重要です。東日本大震災に加えて、関東大震災や阪神・淡路大震災等の国内6災害と、JICAが支援を行ったトルコやスマトラ沖地震等6か国を対象とし復興経験を整理しました。

復興プロセスの枠組を4つのステージ(①平時、②避難生活期、③復興始動期、④本格復興期)と6つの施策(①救急・応急対応、②復旧・復興体制立上げ、③住まいと暮らしの再建、④安全地域の整備、⑤産業・経済の復興、⑥事前対策)の組合せと捉え、施策毎に教訓を合計23抽出しました。また、教訓を踏まえたJICAの取組み案を44項目示しました。

◎：優先事項

	教訓	JICAの取組み(案)
救急・応急対応をする	(1) 避難所の運営	○避難所運営ガイドラインの作成支援 ○避難所アセスメント調査と改善点提案
	(2) 救急・医療サービスの供給	○緊急時の医療体制の構築支援(事業継続計画の策定支援等) ○医療施設立地の十分なリスク検討
	(3) 支援物資の適切な供給	○海外からの支援物資の流れ確認 ○国のみならず、自治体やNGOの支援物資の受け入れ可能性を把握
	(4) 情報の迅速な提供	○被災国、被災地の情報発信機能の強化支援
	(5) ゴミ・し尿の処理	◎地域における適切な処理方法の検討と支援
	(6) エネルギーや水資源の地産地消	○再生可能エネルギーを補助電源として利用するための設備整備 ○インフラ整備を進める一方で、井戸水等も利用
復旧・復興体制をつくる	(1) 支援ニーズの把握	◎救急・救助段階の終了時点で復興ニーズアセスメント調査実施
	(2) 一元的復興体制構築	◎復興の司令塔への支援
	(3) 外部支援者の被災者対応	○現地の代表的なNGOにつき情報収集 ○経験のあるNGOと初期段階からの連携 ◎専門家による支援組織立上げ支援
	(4) 被災者の声を反映した復興計画作成	○自治体等の復興計画作成への技術協力 ○「住民主体性の確保」原則を提案 ○策定過程への多様な主体の参画の確保 ○NGOと連携した住民参加型復興計画支援
すまいと暮らしを再建する	(1) 仮設住宅の確保	○「仮設市街地づくりの重要性」の提案 ○「コミュニティの継続性」原則の提案
	(2) 仕事の回復	◎特に女性に対する就業支援
	(3) 被災者生活再建の物理的・精神的支援	○生活再建阻害要件の把握と打開策の提案と実施支援 ○仮設住宅住民をケアするNGO等支援 ○本邦NGOの把握とネットワーク構築 ○地域性を踏まえた復興方針と実施支援
	(4) 教育支援	○子ども教育支援を行っているNGO支援
	(5) 安心な宅地確保と自力再建環境整備	○自力再建のための団地計画技術協力 ○合意形成のための被災者の組織化支援 ○公営住宅建設支援(例えば、耐震・免震等の工事技術支援)
安全な地域をつくる	(1) 地域性を踏まえた安全な町づくり	○復興マスタープラン、マスタープログラムの作成、及び基幹事業の実施支援 ○現地の視察、交流を通じた防災まちづくりワークショップ研修の充実
	(2) 津波の総合的対策	○津波対策の提案と実施支援 ◎避難機能も兼ねた公共施設の提案
産業・経済を復興する	(1) 中小企業再建	○地場企業復興事業の実施支援 ○環境未来都市参加自治体交流を支援
	(2) 地場産業の再生	○被災国と連携した地域産業再生支援 ○環境教育を組み合わせた産業再生支援
事前対策に取り組む	(1) 学童対象防災教育	◎小中学校における防災教育促進(避難三原則)
	(2) 防災まちづくり	◎住民の災害対応能力強化
	(3) 大規模被災の軽減	◎国別・都市別災害リスク情報収集と評価 ○本邦防災研修の再構築
	(4) 災害経験の伝承	○アーカイブの作成支援 ○伝承方法に関する提案

1954

旧国際協力事業団・ 旧国際協力機構

1954年	1月	(財)日本海外協会連合会設立	1990年	7月	青年海外協力隊25周年で派遣隊員1万人突破
	4月	(社)アジア協会設立	1991年	1月	「評価ガイドライン」作成
1955年	9月	日本海外移住振興(株)設立	1992年	9月	「社会・経済インフラ整備計画に係る環境配慮ガイドライン」作成
1962年	6月	海外技術協力事業団(OTCA)設立		12月	「WID(開発と女性)配慮の手引書」作成
1963年	7月	海外移住事業団(JEMIS)設立	1994年	5月	研修員受入数10万人突破
1965年	4月	OTCA、日本青年海外協力隊事務局(JOCV)設置	1995年	8月	「事業評価報告書」を初めて公表
1974年	5月	「国際協力事業団法」公布	2000年	6月	青年海外協力隊2万人突破
	8月	国際協力事業団(JICA)設立	2001年	12月	「特殊法人等整理合理化計画」により、JICAの独立行政法人化の方針が示される
	12月	国際協力事業団業務方法書施行	2002年	6月	外部有識者評価委員会設置
1978年	4月	「国際協力事業団法」改正(無償資金協力実施促進業務の追加)		10月	情報公開制度開始
1983年	10月	国際協力総合研修所開設		12月	「独立行政法人国際協力機構法」公布
1986年	4月	国際緊急援助隊(JDR)発足			

旧海外経済協力基金・ 旧国際協力銀行

1960年	12月	「海外経済協力基金法」公布	1995年	3月	「日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について」閣議決定
1961年	3月	政府出資を受けて日本輸出入銀行が別勘定にて運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継し、資本金54億4,400万円余で海外経済協力基金(OECF)設立	1996年	4月	開発政策・事業支援調査(SADEP)開始
	3月	業務方法書の認可を受け業務開始	1999年	4月	「国際協力銀行法」公布
1966年	3月	OECF初の円借款供与(対韓国)		9月	●「国際協力銀行法施行令」公布 ●「国際協力銀行法施行規則」公布
1968年	5月	法律改正(商品借款の追加)		10月	国際協力銀行(JBIC)設立
1980年	3月	第1回政府保証海外経済協力基金債券発行		12月	「国際協力銀行海外経済協力業務実施方針(1999年10月1日～2002年3月31日対象)」策定
1987年	4月	援助効果促進業務(SAPS)開始	2001年	4月	円借款の事業事前評価制度導入
1988年	4月	案件形成促進調査(SAPROF)開始		9月	「行政コスト計算書」「民間会計基準準拠財務諸表」公表
1989年	11月	「環境配慮のためのOECFガイドライン」発表		10月	初の財投機関債発行
1991年	5月	「『開発と女性』(WID)配慮のためのOECF指針」作成・発表		12月	「特殊法人等整理合理化計画」閣議決定
1992年	4月	案件実施支援調査(SAPI)開始			

2003年	9月	特殊法人国際協力事業団を解散
	10月	●独立行政法人国際協力機構設立 ●第1期中期計画作成・公表(2003年10月1日～2007年3月31日)
2004年	4月	「JICA環境社会配慮ガイドライン」作成・発表
	11月	ISO14001取得
2006年	4月	JICA地球ひろば開設
2007年	4月	第2期中期計画作成・公表(2007年4月1日～2012年3月31日)
	4月	寄附金制度「世界の人びとのためのJICA基金」開始
	6月	青年海外協力隊3万人突破

2002年	4月	●「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」施行 ●「業務運営評価制度」導入 ●「国際協力銀行海外経済協力業務実施方針(2002年4月1日～2005年3月31日対象)」策定
	10月	情報公開制度開始
2005年	3月	「業務運営評価制度に基づく中期的な業務戦略(2005年4月1日以降対象)」策定
	4月	「国際協力銀行海外経済協力業務実施方針(2005年4月1日～2008年3月31日対象)」策定
2006年	6月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」公布
2007年	5月	円借款供与国数が100カ国到達
2008年	3月	「国際協力銀行海外経済協力業務実施方針(2005年4月1日～2008年3月31日対象)」の対象期間を半年間延長

国際協力機構

2006年	11月	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」公布
2008年	10月	●旧国際協力銀行の海外経済協力業務および外務省の無償資金協力業務(外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き直接実施するものを除く)を承継 ●第2期中期計画の変更
2010年	4月	「新環境社会配慮ガイドライン」作成・発表
2012年	4月	第3期中期計画作成・公表(2012年4月1日～2017年3月31日)

組織図

独立行政法人国際協力機構の組織図 (2013年9月1日現在)

職員数：1,842人



【→更新情報はJICAウェブサイトをご覧ください。】

国内拠点、海外拠点はP.156参照

役員一覽

1. 役員の数：独立行政法人国際協力機構法第7条の規定により、理事長、副理事長1人、理事8人以内および監事3人
2. 役員の任期：同法第9条の規定により、理事長および副理事長の任期は4年、理事および監事の任期は2年
3. 役員の氏名、役職、前職等

2013年10月1日現在の役員情報は以下の表のとおり。

役職名	氏名	就任日	前職
理事長	たなか あきひこ 田中 明彦	2012年4月1日	東京大学副学長
副理事長	どうみち ひであき 堂道 秀明	2012年4月25日	特命全権大使 経済外交担当
理事	こでら きよし 小寺 清	2010年4月1日(再任)	世界銀行・IMF合同開発委員会事務局長
理事	いちかわ まさかず 市川 雅一	2011年8月1日(再任)	経済産業省大臣官房審議官
理事	くろやなぎ としゆき 黒柳 俊之	2012年7月1日(再任)	独立行政法人 国際協力機構国際協力専門員
理事	うえきわ としつぐ 植澤 利次	2013年10月1日	独立行政法人 国際協力機構総務部長
理事	かとう ひろし 加藤 宏	2013年10月1日	独立行政法人 国際協力機構上級審議役
理事	きやま しげる 木山 繁	2013年10月1日	独立行政法人 国際協力機構上級審議役
監事	いとう たかふみ 伊藤 隆文	2011年10月1日(再任)	独立行政法人 国際協力機構青年海外協力隊事務局長
監事	くろかわ はじめ 黒川 肇	2011年10月1日(再任)	有限責任監査法人 トーマツ東京事務所 パブリックセクター部マネージャー

(理事および監事は就任順)

予算

1 一般勘定 収入支出予算 (2012年度および2013年度)

(百万円)

区分	2012年度	2013年度
年度計画予算 収入	154,789	149,143
運営費交付金収入(当初予算)	145,379	146,919
運営費交付金収入(補正予算)	4,284	—
施設整備費補助金等収入	2,451	—
受託収入	1,553	1,472
事業収入	358	348
寄附金収入	5	120
前期中期目標期間繰越積立金取崩収入	759	284
国際協力機構法第35条資金(無償資金協力事業費) [*]	0	0
年度計画予算 支出	154,789	149,143
一般管理費	9,951	10,038
うち特殊要因を除いた一般管理費	10,106	10,038
業務経費	140,830	137,513
うち技術協力プロジェクト関係費	71,019	68,549
無償資金協力関係費	206	203
国民参加型協力関係費	17,183	15,351
海外移住関係費	333	328
災害援助等協力関係費	880	880
人材養成確保関係費	368	191
援助促進関係費	13,799	14,980
事業附帯関係費	7,419	6,493
事業支援関係費	29,622	30,537
施設整備費	2,451	—
受託経費	1,553	1,472
寄附金事業費	5	120
無償資金協力事業費 [*]		

注)「平成25年度 年度計画予算」は、独立行政法人国際協力機構平成25年度計画の別表1の内訳を表したものです。別表1については、「<http://www.jica.go.jp/disc/budget/general.html>」を参照。四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

^{*} 無償資金協力の計画は閣議によって決定されるため、ゼロとしている。

2 有償資金協力部門 資金計画 (2012年度および2013年度)

(億円)

		2012年度	2013年度
出融資計画	直接借款(円借款)	8,797	8,915
	海外投融资	3	235
	合計	8,800	9,150
原資	一般会計出資金	503	506
	財政投融资	4,270	3,844
	自己資金等	4,027	4,800
	うち 財政機関債	800	800
	合計	8,800	9,150

注) 2012年度については補正後の計画。

中期計画・年度計画

1 中期計画

独立行政法人国際協力機構 中期計画

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第30条第1項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)の平成24年度から始まる期間における中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を次のように定める。

中期目標に示された開発援助を取り巻く情勢を踏まえ、政府から示される政府開発援助に関する政策及び方針に基づく事業を効果的に実施するために、機構は「すべての人が恩恵を受ける、ダイナミックな開発(Inclusive and Dynamic Development)」をビジョンとし、グローバル化に伴う課題への対応、公正な成長と貧困削減、ガバナンスの改善といった課題に対し、人間の安全保障の視点に基づき、開発途上地域の人々に包括的な支援を迅速に実施する。特に、東日本大震災で甚大な被害を受けた際、世界各国から多大な支援と連帯の表明を受けたこと、東日本大震災からの復興に向けて国を挙げて取り組まなくてはならないことを職員一人一人が胸に刻み、海外からの期待に応える協力を進めるとともに、開発途上地域に広く事業展開し、国内にも各地に拠点を有する数少ない公的機関である組織の特性を最大限に活かし、国内の課題や経験と海外の課題や経験をつなぎ、双方の課題解決に資する取組を行う。

機構は、平成20年10月の統合により、我が国政府開発援助の主要な手法である技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を一元的に担う援助機関となり、開発途上地域等が抱える開発課題に対し、各援助手法の特性を踏まえ有機的に組み合わせた最適な協力を実施することが可能となった。これまで尽力してきた統合のシナジー効果発現を今後は一層深化させ、政府方針を踏まえたプログラム・アプローチを推進することにより、国際競争力が高くより戦略的な事業を実施する。事業の実施に当たっては、NGO、中小企業を含めた本邦企業、教育機関、地方自治体等の多様な関係者と幅広いネットワークを構築し、オール・ジャパンの英知と経験を結集して課題の解決に取り組む。

また、現場においてこれまで培った知見の蓄積に加え、開発援助に関する国際的な潮流を取り込むことにより、事業の実施に必要な分析や課題解決の能力といった面で組織の専門性をより一層高めていく。加えて、対外的な発信を強化し、国際社会のパートナーと連携を深めることにより、開発援助の世界において日本がリーダーシップを発揮する上で必要な知的貢献を行う。これらの取組を通じ、国際社会からの期待に応えるとともに、事業及び組織の透明性を高め、国内における市民をはじめとするさまざまな層の国際協力への理解、支持、共感及び参加を得る。

さらに、国内における独立行政法人全般及び機構の運営の在り方に対する厳しい指摘を真摯に受け止め、国民の負託に応えるために、組織・業務全般について不断の改善を自律的に行うことにより、より戦略的、効果的かつ効率的な業務実施を実現する。

中期計画を実施するに当たっては、関係行政機関と連携しつつ、あらゆる努力を行うとともに、事業の特性を踏まえて、毎年度の年度計画においてできる限り定量的かつ具体的に目標設定する。

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1)より戦略的な事業の実施に向けた取組

政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCAサイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。

政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるといふ機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。

具体的には、

(イ)貧困削減(MDGs達成への貢献)

- 公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、貧困層自身が潜在的に持つ様々な能力の強化及びその能力を発揮できる環境整備を支援する。

(ロ)持続的経済成長

- 我が国自身の復興・成長体験、知識・技術・制度を世界と共有し、日本の成長にも配慮しつつ、途上国の持続的成長を後押しする。その際、経済成長の果実が、貧困層も含め広く配分されるよう、格差是正にも配慮して事業を実施する。

(ハ)地球規模課題への対応

- 地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、食料、エネルギー、防災等といった地球規模課題に対して、国際社会と協調しつつ、課題解決に取り組む。

(ニ)平和の構築

- 紛争の発生と再発を予防し、平和を定着させるため、緊急人道

支援から、復興・開発に至るまでの継ぎ目のない平和構築支援を行う。

(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上

- 国・地域別の分析、課題・分野別の実施指針等に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを推進する。
- より戦略的、効果的かつ効率的に案件を実施するために、事業成果をとりまとめ、内外に発信するとともに、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めたPDCAサイクルを徹底する。
- 事業実施に当たり、個人、組織、制度・社会システムのすべてのレベルにおける総合的能力開発を重視し、途上国の課題対処能力の向上プロセスを包括的に支援する。
- 開発途上地域支援における南南協力の意義と有効性に留意し、三角協力を戦略的に実施し、その知見の蓄積・発信に努める。

(2) 事業構想力・情報発信力の強化

(イ) 事業構想力の強化

- (i) 多様化・複雑化する開発ニーズについて、国・地域別の開発課題を把握・分析した国別分析ペーパー、課題・分野別の実施指針等の策定を促進する。
- (ii) 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者間で共有し、効果的な活用を推進する。
- (iii) ボランティア・専門家等が現場で有する情報・知見の共有及び本邦企業やNGOとの対話を強化し、現地ODAタスクフォースの情報収集・分析作業に一層の貢献を行う。

具体的には、

- 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握し、課題解決のためのアプローチとして、国・地域別の開発課題を整理・分析したペーパー(中期目標期間終了までに50ヶ国程度)及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定を促進する。
- 戦略的な事業を実施するために、相手国政府との対話や事業実施から得られる情報を蓄積し、援助機関としての専門性を強化する。
- 多様な関係者から得られる情報(関連する知識・ノウハウ)を活用し、現地ODAタスクフォースにおいて知見、経験及び情報の共有を行う。

(ロ) 研究

開発途上地域及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、より戦略的、効果的かつ効率的な事業を実施するため、機構は、開発協力に関係する我が国及び海外の大学や研究機関と連携し、機構事業での確実な活用及び国際的な援助潮流への影響を拡大すべく、研究領域を設定し、また研究課題を実施する。その貢献について定期的に検証を行い、研究の成果に基づき対外発信を更に充実させる。

具体的には、

- 機構の事業への反映や国際援助潮流に影響を与え得る研究テーマの設定を行うとともに、質の高い研究を効率的に実施するため、機構が事業実施を通じて培ったこれまでの知見を活用しつつ、共同研究や委託を含めて国内外のリソースとの連携、内部体制の充実、外部査読、第三者委員会による検証等の研究の質の確保への取組を強化する。また、研究成果の組織内への還元と対外発信の強化のため、戦略的な発信機会の確保と発信

媒体の工夫に取り組む。

(3) 事業実施に向けた取組

(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力

(i) 技術協力

技術協力は、開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す、人を介した協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的として、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。

具体的には、

- 人的資源開発・計画立案・制度改善を中心に、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。

(ii) 有償資金協力

有償資金協力は、開発途上地域に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上地域の自助努力による経済発展、経済的自立等を支援するものであり、機構は、借入国政府の能力向上の支援を含む取組による事業プロセスの迅速化や制度改善を図り、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。我が国又は開発途上地域の法人等に対する有償資金協力(海外投融資)については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い事業を対象とし、適切な監理を行いつつ、平成22年6月に閣議決定された新成長戦略の考え方に従って対応していく。その際、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に確実に反映させた上で、万全の体制で実施していく。

具体的には、

- 自助努力による経済発展、経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、同地域のニーズや官民連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、更なる迅速化や、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。
- 海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するという考え方に則り、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、民間企業等の案件ニーズの把握・発掘に取り組むとともに、優良案件の形成に努め、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に反映しながら、対応していく。

(iii) 無償資金協力

無償資金協力は、開発途上地域の基礎生活分野向上、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発に資するために行う返済義務を課さない資金協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについては、その案件が戦略的、効果的かつ効率的に実施されるよう、その促進に努める。

ODAの開発効果を確実に実現するため、案件規模の適正化を図りつつ、引き続きコスト縮減に努めるとともに、予測できないリスクに対応する仕組みを強化する等の取組を通じて企業の参加促進を図り、競争性を高める。

具体的には、

- 基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を中心に各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。

(ロ)災害援助等協力

機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際社会等と連携して、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。

具体的には、

- 大規模災害発生時には、被災国のニーズを的確に把握し、国際社会等との協調により適切な規模・内容の緊急援助を迅速かつ効果的に実施するよう取り組むとともに、実施後のモニタリングを引き続き行う。
- 国際緊急援助隊については、平時より国際標準を踏まえた研修・訓練を充実させ待機要員の能力の維持・向上を図るとともに、同隊の活動に必要な資機材を整備する。また、緊急援助物資については、備蓄体制の最適化に努める。
- 国連等、緊急人道援助に関係する内外の機関、組織との協力関係を平時より構築し、緊急時における円滑かつ効果的な援助の実施を図る。

(ハ)海外移住

機構は、本事業を実施するに当たっては、移住者の属する地域の開発に資するよう留意し、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、海外移住者の団体に対する支援事業については、引き続き高齢者福祉支援及び人材育成分野への重点化を行う。また、外交政策上の重要性を踏まえ、海外移住・日系人社会に関する国民への啓発・広報、学術的研究等、海外移住に関する知識を普及する。融資事業においては、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、必要に応じ償還計画の見直し等を行い、債権の回収・整理を適切に進めるとともに、早期に債権管理業務を終了する方策を立てる。

なお、日系個別研修については、事業規模の縮減を行い、機構で実施する日系人としてのアイデンティティ向上を目的とした研修については、国際交流基金と事業実施状況の情報共有等を含めた連携を図り、効果的かつ効率的に実施する。

(4)開発人材の育成(人材の養成及び確保)

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く事業全般の基盤をなすものであり、また、我が国の国際協力の質的向上に直接関連するものである。このため機構は、コンサルタント等開発を担う人材の養成及び確保のための研修等の業務を、開発ニーズを踏まえて的確に行う。

具体的には、

- 国際協力人材センターの情報発信機能の強化を通じ、国際協力への参加機会及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。

- 援助ニーズが高いものの人材が不足している分野課題に対応した能力強化研修等の実施により、開発を担う人材の能力開発・強化に取り組む。

(5)国民の理解と参加の促進

開発協力の実施には国民の理解と支持が不可欠であり、その意義と実態を国民へ伝えるため、機構は、効果的・効率的な情報の発信と国民参加の促進に取り組む。

(イ)ボランティア

ボランティア事業は、開発途上地域の経済及び社会の発展、復興への寄与、我が国と開発途上地域の友好親善及び相互理解の深化、並びに国際的視野の涵養と経験の社会還元を事業の目的とし、効果的かつ効率的に実施する。本事業を取り巻く環境の変化に対応するため外務省及び機構が行った平成23年7月の海外ボランティア事業のあり方及び同年8月の同事業の実施のあり方の抜本的な見直し(「草の根外交官：共生と絆のために～我が国の海外ボランティア事業～」)の結果を踏まえ、事業の質向上のための事業実施体制や運営手法の改善、ODAの他事業や専門性を有する企業、地方自治体、NGO、他機関等との連携の強化、帰国後の社会還元支援を含む、国民が安心して参加できるような取組の強化、事業にふさわしい評価の実施、ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施する。

具体的には、

- 開発課題の解決に資する事業の実施や他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高める取組を促進する。
- ボランティアの活動状況の「見える化」の取組を進める。
- 派遣中ボランティアの現地活動の支援を強化する。
- 国民参加型事業として、多様な人材の参加を促進するために、自治体、民間企業、大学等との連携の強化に取り組む。
- 開発ニーズを満たす人材の養成・確保を進めるために、より効果的で効率的な募集・選考、訓練・研修への改善を進める。
- 帰国ボランティアの社会における積極的な活用を進めるための具体的な方策を検討・実施するとともに、グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元及び帰国後のキャリアアップへの側面支援等の取組を強化する。

(ロ)市民参加協力

NGOや自治体、教育機関等知見と技術を有する団体が担い手となる事業を実施することは、ODAに対する国民の理解増進に資するものであり、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、機構は、NGO等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を効果的に行う。また、幅広い国民の参加を得るため、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続の更なる迅速化に努める。

国民の理解と参加の促進を目的として、NGO、教育機関、地方自治体等の様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む国際協力活動に対し、支援サービスを提供する。

具体的には、

- 草の根技術協力事業については、幅広い国民から事業の趣旨に合致した応募を得るために、対象協力地域に関する情報や事業例等をわかりやすく説明するよう努めるとともに、事業の効果発現と成果向上に向けた体系的な事業運営の改善及び事務手続き

の一層の簡素化・迅速化を図る。

- 国内拠点等を通じて、地域に密着した国際協力活動を支援するとともに、NGOや教育機関、地方自治体等との連携の強化等により、開発教育の質の向上に取り組む。
- 国際協力の実践を目指すNGO等に対し、人材育成、組織強化、事業マネジメントの向上等を目的としたプログラムを推進する。

(ハ)広報

(イ)ODAの現場を伝える広報

国民に対する説明責任を果たし、国際協力に対する国民の信頼、理解・共感及び参加を促進するとともに、機構が事業を展開する開発途上地域における人々の我が国ODAに対する理解を促進するとの観点から、マスメディアやNGO等との連携を強化するとともに、国内及び海外拠点を有効に活用し、国内広報及び海外広報に適正に取り組む。機構は国民の情報アクセスのハブとなり、利用者にとっての利便性・分かりやすさを向上させるとともに、ODA案件の形成・実施に際し、国民への情報開示を積極的に推進する。

(ii)「見える化」の徹底(透明性の向上)

成果重視への転換による援助の効果の明示、全てのODA資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト(HP)等を通じ、情報開示を強化する。その際、成功事例か失敗事例かに関わらず情報を開示する。このように開発協力の透明性を高め、また、目的や実態をできるだけ分かりやすく伝えることで、国民のODAに対する信頼を高める。

(6)多様な関係者の「結節点」としての役割の強化

(イ)NGO、民間企業等の多様な関係者との連携

官民の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で効果的な事業を推進し、グローバルな人材の育成にも資するべく、NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。

具体的には、

- NGO、民間企業、教育機関、地方自治体等、多様な関係者とのパートナーシップを強化するとともに、JICA事業への参加を促進し、その知見や技術を事業に活用する。
- 途上国の開発課題解決に裨益する分野において、他の機関と連携しつつ、中小企業等を含む本邦企業とのパートナーシップを強化し、これら企業の優れた製品・サービスの活用、グローバル展開に必要な人材の育成・確保への貢献等を行い、効果的・効率的な民間連携事業を推進する。

(ロ)国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献

国際社会と我が国の共同利益の実現に向けて、地球規模課題の解決やそのための意識向上に積極的に関与するとともに、国際社会の議論のリードに貢献する。また、国際社会と足並みを揃えつつ、我が国が主導する援助政策・アプローチを広め、我が国の存在感を高めるため、国際機関、新興ドナーといった国際社会のパートナーとの連携を進める。

具体的には、

- より効果の高い援助の実現に向け、機構がこれまでの経験から蓄積している効果的なアプローチ等の知見を国際社会において幅広く共有し、国際援助潮流、各地域・国の支援方針づくり等に主要メンバーとして参画するとともに、地域・国毎の援助協調を更に進めるよう努め、地球規模課題等の課題解決

に寄与する。

- 新興ドナーとの戦略的なパートナーシップを強化し、三角協力を推進するとともに、援助協調の枠組への橋渡しを行う。
- プログラムや個別案件レベルにおいて、国際機関等の他機関との連携を推進する。

(7)事業の横断的事項に関する取組

(イ)環境社会配慮

機構は、事業実施に当たっては、環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する職員その他の関係者の意識を高め、環境社会配慮ガイドライン(平成22年7月1日より施行)に則り、第三者の関与も得て、環境及び社会に配慮した業務運営を行う。

(ロ)男女共同参画

開発における公平性の確保及び事業の効果向上の観点から、男女共同参画の視点は重要であり、機構は事業実施に当たり、女性の開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分に配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助におけるジェンダー主流化推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、ジェンダーの視点に立った業務運営を行う。

(ハ)事業評価

客観的な事業の運用・効果指標の設定を含む事前評価から、当初想定した事業効果の発現度合い及び事業実施からの教訓の抽出を含む事後評価にいたる体系的かつ効率的な事業評価(PDCAサイクル)を適切に実施する。また、これらの事業評価の内容について国民にわかりやすい形で公表し、「ODAの見える化」を推進するとともに、評価内容を迅速かつ確に新たな事業等にフィードバックする。

具体的には、

- 事後評価の着実な実施を通じて事業評価の質を高めるとともに、得られた教訓の事業へのフィードバック強化に資する適切な評価情報の共有に取り組む。
- 国民への事業評価結果の情報開示を改善しつつ、よりわかりやすく迅速な発信を進める。
- プログラム化の進捗も踏まえたプログラムレベルでの評価やインパクト評価等、新たな評価手法の実施に取り組む。

(ニ)安全対策の強化

機構は、安全情報を収集し、機構事業関係者に対し、適切な安全対策を講じる。

具体的には、

- 海外における事業の実施現場が開発途上地域であることを踏まえ、各国の治安状況や交通事情等のリスクを考慮した安全対策措置が不可欠である。この観点から、派遣専門家、ボランティア、職員等の関係者に対し適切な安全対策を講じる。
- 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を図る。

(ホ)機構は、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号。以下「機構法」という。)第40条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の機動性向上

機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく取組を着実に進め、開発途上地域のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化等の内外の環境の変化に対応し、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施する体制を整備する。この観点から、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、必要な機能強化を図りつつ、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、本部体制の適正化に向けスリム化を行う。

海外拠点については、国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化のため必要な見直しを行う。また、効果的・効率的な事業実施のため、着実に国内の人員を在外の人員へシフトすること等により、国別分析の強化や事業展開計画、現地ODAタスクフォースへの参画等を通じ、多様化するニーズを的確に把握し、海外の現場における被援助国関係者や他ドナーとの対話や案件形成機能等、現場機能の総合的な強化に取り組む。さらに、海外事務所を持つ他法人と、現地における事務所及び所員の法的地位等の保持、有償資金協力業務に関する金融業務型のガバナンス適用等の課題を整理した上で、海外事務所の機能的統合の在り方等について個々に検討を行い、平成24年夏までに結論を得る。

国内拠点については、個々の必要性等を検証し、配置の見直しを進めるとともに、それぞれの拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による検証結果を踏まえ、地域特有の経験やネットワークを活用し、開発途上地域における開発課題の貢献のみならず、地域における国際協力の結節点として、その強化に努め、国民の国際協力の理解・共感、支持、参加を促進する。

具体的には、

- 独立行政法人の制度趣旨を活かし、地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部体制の見直しを行い、必要な機能強化を図りつつ、部や課の再編を通じた本部体制のスリム化を行う。
- 海外拠点について、開発途上地域の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。
- 各国の状況に応じ、現地職員の一層の活用を図る観点から研修の充実や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外への着実な人員シフト、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。
- 広尾センターの機能移転、大阪国際センターと兵庫国際センターの統合に当たっては、それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績を損なうことなく、体制の見直しを進める。札幌国際センターと帯広国際センターについては、地元自治体・関係者との調整を踏まえて統合し、また、東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業のあり方、海外移住資料館の扱い及び施設の稼働率等を踏まえ統合を検討し、一定の結論を得る。
- 国内拠点については、国民の国際協力への理解・共感、支持、参加を促進する観点から、民間企業、NGO、地方自治体、大学等との多様なパートナーとの連携を促進し、技術協力、市民参加協力、開発教育支援、広報等への取組を通じ、各拠点の特性を活かした効果的かつ効率的な活動を行う。

(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施

機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。

(イ) 契約の競争性・透明性の拡大

機構は、契約取引については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)及び「公共サービス改革基本方針」等の政府方針を踏まえ、優良案件の形成のために必要な開発コンサルタント育成にも留意しつつ競争性を確保する観点から、開発コンサルタント等が応募しやすい環境を整備し、一者応札・応募の改善方を講じる等の契約の点検・見直しを行う。併せて、機構は、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。

具体的には、

- 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減や契約手続きの更なる改善への取組を継続する。
- 契約の透明性をより一層向上する観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、契約実績等の公表を行うとともに、選定過程に関し引き続き第三者による検証を行う。
- 不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。
- 関連公益法人との契約については、原則として一般競争入札により行うなど、引き続き競争性及び透明性の確保に努める。

(ロ) ガバナンスの強化と透明性向上

機構は、組織の目標を達成するために、適切な体制・制度整備及び運用(モニタリングを含む。)により、金融業務型のガバナンスが適用される有償資金協力の特性も踏まえた内部統制の充実・強化を図り、マネジメント及び業績管理を改善する。

- (i) 内部監査を行い、外部監査結果も含め、監査結果に基づくフォローアップを適切に行う。
- (ii) 機構の組織内における適正な業務運営を確保し、不断の業務改善を推進するため、内部通報制度の環境整備を行う等、内部統制機能を強化する。
- (iii) 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し、必要な措置をとる。
- (iv) 各年度の業績評価に関し、外部有識者を含めて法人による評価を行い、組織目標管理を通じて業務運営に反映させる。
- (v) 国際協力事業の最前線に立つ専門家、ボランティア、NGO、コンサルタントをはじめとする民間企業等の関係者の意見を業務運営に適切に反映させるため、機構の業務への改善提案を幅広く受け付ける機会を設ける。

(ハ) 事務の合理化・適正化

実施する業務の特性を踏まえ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が合理的、適正になされるよう、事務処理の改善を図る。

具体的には、

- 契約事務を見直し、契約取引先の選定及び精算の各手続きの簡素化、機材調達事務の効率化、契約情報管理の効率化、在外事務所の調達実施体制の適正化等、事務を合理化・簡素化する。
- 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの更なる効率化に取り組む。

(3)経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し
(イ)経費の効率化

中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費(特別業務費及び特殊要因を除く。)の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正かつ厳格な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。

(ロ)給与水準の適正化等

給与水準については、機構の業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが(地域・学歴勘案109.3(22年度実績))、本中期目標期間中においても引き続き不断の見直しを行い、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、見直しを図るものとする。その際、在外職員に対する在勤手当についても、国や民間企業等の事例も参照しつつ可能な限り早期に適切に見直す。

(ハ)保有資産の適正な見直し

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、売却又は国への返納等を行うものとする。職員宿舎については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。

竹橋合同ビルの区分所有部分については、有効な利活用方を検討した上で、保有の必要性がなく、売却が合理的であると判断される場合には、処分する。

3 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(有償資金協力勘定を除く。)

(1)機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「2.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、財務諸表におけるセグメント情報等の充実を図り、運営費交付金債務残高の発生原因や当該発生原因を踏まえた今後の対応等について、業務実績報告書等で更に具体的に明らかにする。

なお、平成24年度補正予算(第1号)により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日)において、復興・防災対策、成長による富の創出及び暮らしの安心・地域活性化のた

めに措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援等に係る技術協力並びに防災・減災機能向上のための施設改修に活用する。

(2)機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。

4 短期借入金の限度額

一般勘定 620億円

有償資金協力勘定 2,200億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

区分所有の保有宿舎については、平成24年度に34戸、平成25年度に33戸、平成26年度に33戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし、譲渡が困難な場合は、当該不要財産を国庫に納付することがある。

大阪国際センターについては、平成24年度末までに現物納付する。広尾センターについては、平成25年度末までに現物納付又は譲渡する。譲渡の場合、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。

6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし

7 剰余金の使途(有償資金協力勘定を除く。)

剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。

8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1)施設・設備

業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。

具体的には、既存の施設の老朽化等の業務実施上の必要性の観点から、施設・設備の整備改修等を行う。

平成24年度から平成28年度の施設・設備の整備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	財源	予定額
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備費補助金等	4,191
		計 4,191

(注)施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

(2)人事に関する計画

機構は、効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配

置及び役割と貢献に応じた処遇への適正な反映を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員のキャリア開発や研修等の充実を通じた能力強化を図る。そのため、職員の専門性をより一層高めて活用するキャリア開発を促進する観点から、若手の段階から専門分野を含めたキャリアの方向性を意識させるとともに、様々な方法で効率的に現場に展開する機会を増やす。

機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。

具体的には、

- 的確な勤務成績の評価を行い、役割と貢献に応じた処遇の徹底を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図り得る適材適所の人事配置を行う。
- 職員一人一人にキャリア開発の方向性を意識させるとともに、事業現場でのマネジメント経験、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力の涵養を目的とした研修又は機会を提供し、業務内容の高度化及び専門化に対応する職員の能力強化を図る。
- 在外職員に対して、在外において円滑な業務の遂行を可能とする支援策を拡充し、これまで家庭の事情等により在外赴任が困難であった職員の赴任を可能とするなど、人的リソースの効率的な活用を図る。

(3)積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項(機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項)

前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約(有償資金協力業務を除く。)、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。

前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。

(4)中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

別表1: 予算

(単位: 百万円)

区別		
収入	運営費交付金収入	713,924
	施設整備費補助金等収入	4,191
	事業収入	1,711
	受託収入	7,496
	寄附金収入	120
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	1,043
	計	728,485
支出	一般管理費	49,834
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,988
	業務経費	666,844
	(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)	658,005
	受託経費	7,496
	寄附金事業費	120
	施設整備費	4,191
	計	728,485

注1) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

注2) 上記収入中の施設整備費補助金等収入及び支出中の施設整備費については、平成24年度以降の施設・整備計画に基づき記載しているが、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

注3) 無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画及び資金計画は記載していない。

注4) 運営費交付金収入及び業務経費については、平成24年度補正予算(第1号)により措置された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日)の中小企業及び地方自治体の国際展開支援等の技術協力に係る予算(5,400百万円)が含まれている。

注5) 施設整備費補助金等収入及び施設整備費については、平成24年度補正予算(第1号)により措置された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日)の防災・減災機能向上のための施設改修(1,984百万円)に係る予算が含まれている。

注6) 運営費交付金収入、一般管理費及び業務経費については、機構が行った従業員の給与の見直し反映されている。

[人件費の見積り]

期間中、64,539百万円を支出する。ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = B(y) + C(y) + D(y) + E(y) - F(y)$$

A(y): 運営費交付金

B(y): 物件費

C(y): 人件費

D(y): 特別業務費

E(y): 特殊要因

F(y): 事業収入

○物件費 B(y)

各事業年度の物件費B(y)は以下の式により決定する。

$$B(y) = \text{直前の事業年度における物件費}(y-1) \times \text{効率化係数} \alpha \times \text{調整係数} \sigma$$

・効率化係数 α

各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

・調整係数 σ

法令改正等に伴う業務の変更、政策的要素に伴う事業量の増減等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○人件費 C(y)

各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

○特別業務費 D(y)

機構の判断のみで決定又は実施することが困難な国家的な政策課題に対応するために必要とされる業務経費であり、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

○特殊要因 E(y)

現時点で予測不可能な事由により時限的に生じる経費の増減であり、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

○事業収入 F(y)

各事業年度の事業収入F(y)は以下の式により決定する。

$$F(y) = \text{当該事業年度に回収する利息収入} + \text{直前の事業年度における雑収入} G(y-1) \times \text{収入係数} \delta$$

・収入係数 δ

各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画の予算を試算。

α : 効率化係数(0.986と仮定)

σ : 調整係数(1.00と仮定)

δ : 収入係数(1.03と仮定)

別表2：収支計画

(単位：百万円)

区別	
費用の部	724,941
経常費用	724,941
一般管理費	49,267
(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,422
業務経費	666,844
(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)	658,005
受託経費	7,496
寄附金事業費	120
減価償却費	1,213
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	723,898
経常収益	723,659
運営費交付金収益	713,358
事業収入	1,472
受託収入	7,496
寄附金収入	120
資産見返運営費交付金戻入	1,162
資産見返補助金等戻入	52
財務収益	238
受取利息	238
臨時収益	0
純利益(△純損失)	△ 1,043
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,043
目的積立金取崩額	0
総利益(△総損失)	0

注)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

別表3：資金計画

(単位：百万円)

区別	
資金支出	745,537
業務活動による支出	723,728
一般管理費	49,267
(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,422
業務経費	666,844
(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)	658,005
受託経費	7,496
寄附金事業費	120
投資活動による支出	4,757
固定資産の取得による支出	4,757
財務活動による支出	4,087
不要財産に係る国庫納付による支出	4,087
国庫納付金による支払額	10,797
次期中期目標期間への繰越金	2,168
資金収入	745,537
業務活動による収入	723,251
運営費交付金による収入	713,924
事業収入	1,711
受託収入	7,496
寄附金収入	120
投資活動による収入	5,956
施設整備費補助金による収入	2,515
固定資産の売却による収入	647
貸付金の回収による収入	2,795
財務活動による収入	0
前中期目標期間からの繰越金	16,329

注)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

独立行政法人国際協力機構 平成25年度計画

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)の中期計画に基づく平成25年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(イ) 貧困削減(MDGs達成への貢献)

2015年のMDGs目標年次に向けて、進捗が遅れがみられる分野に配慮しつつ、優良案件の形成及び実施を促進し、支援を強化する。

(ロ) 持続的経済成長

各国の状況に応じて、インフラ整備、法整備、産業振興・貿易投資促進、ビジネス環境整備等に関連する政策・施策の策定及び実施並びに人材育成を支援する。支援に当たっては、経済成長の果実が貧困層も含めて広く配分されるよう、格差是正にも配慮する。

(ハ) 地球規模課題への対応

環境、気候変動、災害、食料等の地球規模課題について、日本の技術の活用やハードとソフトを効果的に組み合わせた支援等を通じて、開発途上国の政策・施策の策定及び実施を後押しする。

(二) 平和の構築

紛争の予防及び再発防止並びに平和の定着を図る観点から、ハードとソフトを効果的に組み合わせた、緊急人道支援から復興支援まで継ぎ目のない支援を行う。支援に当たっては、中長期的な開発に向けた貧困削減や持続的成長にも配慮する。

(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上

- ① 日本政府とも情報共有を図りつつ、協力プログラムの質の向上などを通じ、援助の戦略性及び予測性を高める。
- ② より戦略的、効果的かつ効率的に事業を実施するために、課題別事業成果をとりまとめた内外に発信するとともに、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めたPDCAサイクルを徹底し、抽出された教訓の事業の形成への反映を図る。
- ③ 事業実施に当たり、個人、組織、制度・社会システムの全てのレベルにおける総合的能力開発(キャパシティ・ディベロプメント)を重視し、開発途上国の課題対処能力の向上プロセスを包括的に支援する。
- ④ 南南協力の意義と有効性を考慮して三角協力を戦略的に実施する。また、援助効果のさらなる発現や我が国のプレゼンス確保、第三国との適切なコストシェアリング等の優良事例を抽出し、その知見の蓄積・発信に努める。

(2) 事業構想力・情報発信力の強化

(イ) 事業構想力の強化

- ① 開発途上国の開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握するために、累計で43カ国程度について国別分析ペーパーを策定する。あわせて、質の向上に取り組むとともに、関係者との策

定過程におけるコンサルテーション及び策定後の共有を通じ、戦略的な活用を図る。

- ② 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握し、課題解決のための方策として、課題別指針及びポジションペーパー等の分野・課題別の分析及び実施方針等の策定並びに活用を推進し、課題対応能力を強化する。
- ③ 「JICAナレッジマネジメント執務要領」の改訂により、ナレッジマネジメントネットワークを通じたナレッジの蓄積・活用体制を整備し、内外との共有・発信機能を強化する。
- ④ 現地ODAタスクフォースに積極的に参加し、機構の専門家やボランティア、本邦企業、NGO等との対話を通じて得た課題解決のための知見、経験、情報を共有する。また、中期的な事業計画案を検討・策定し、現地ODAタスクフォースにおける議論のベースを提供することにより、援助の戦略性向上に貢献する。

(ロ) 研究

機構が蓄積した知見の活用及び国内外のリソースとの連携を通じて、事業へのフィードバックと国際援助潮流の形成に資する国際水準の研究を行う。また、ワーキングペーパーや書籍の発刊、国際シンポジウムやセミナーの開催、ウェブサイトの充実等を通じて発信を強化するとともに、機構内の知見の体系化・蓄積のための取組を行う。さらに、これらを達成するために研究体制の更なる充実を図る。

(3) 事業実施に向けた取組

(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力

(i) 技術協力

- ① 人的資源開発、計画立案及び制度改善を中心に、各国・地域の課題解決のために適切かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- ② 戦略的、効果的かつ効率的な事業実施に資する業務フローや手続きの見直し、関連マニュアルや執務参考資料等の改訂を行う。また、協力プログラム及び重要政策に基づいた課題別研修の形成を促進すべく、課題別研修の企画・計画業務を、国内機関から、経済基盤開発部等からなる課題5部に試行的に移管する。

(ii) 有償資金協力

- ① 円借款事業を通じて、自助努力による経済発展や経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、開発途上地域のニーズや官民連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。
- ② 円借款の迅速化に向け、平成25年度に借款契約を締結する案件のうち、起算点から借款契約までに要した期間が9カ月以下である案件の割合を増やすための取組を推進する。
- ③ 政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に努める。
- ④ 海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するという考え方に則って、パイロットアプローチ及び本格再開後の事業実施の教訓を反映した業務実施体制並びにリスク審査・管理体制等の整備・強化に努め、民間セクターを通じた開発途上地域の開発を促進する。

(iii)無償資金協力

- ①基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を主な目的として、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- ②政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、無償資金協力の効果的な実施やプログラム化の推進に向けた、案件形成及び実施監理における業務フローや手続き等の改善に取り組む。

(iv)災害援助等協力

- ①大規模災害発生時には、各種情報源から被災国のニーズを的確に把握し、活用可能な手段を組み合わせ適切な規模・内容の緊急援助を、国際社会等との協調により迅速・柔軟かつ効果的に実施する。また、引き続き実施後にレビューを行い、得られた教訓が次回派遣につながるよう改善を図る。災害支援を行った場合は、被災国及び日本国民に対する広報を行う。
- ②医療チームについては、能力の維持・向上のための研修を着実に実施するとともに、手術機能付派遣の準備を完了する。救助チームについては、災害援助に関する国際的な認定レベルの維持・再認定のために必要な課題を整理して対処方針を定めた上で、各訓練の質の向上を図る。物資供与に関しては、これまでのオペレーションにおいて把握した課題を整理・分析し、迅速性確保の観点から引き続き備蓄体制の最適化を図る。
- ③平時には捜索・救助や災害医療に関する国際連携枠組に積極的に参画して貢献するとともに、関係者とのネットワークを維持し、有事には災害現場で効果的な連携・調整を図る。また、災害多発国等に対する、当該国の災害対応力を高めるための支援策を検討する。

(v)海外移住

- ①政府の政策を踏まえ、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉及び人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。日系個別研修については効率的に実施し、事業規模の縮減を行う。また、日系社会における継承教育の現状やニーズ等について、国際交流基金と情報共有を行う。
- ②移住債権については、債権回収計画に基づき回収予定額を適切に回収するとともに、債権管理業務の終了に向けての方策を検討するため、各国の債権の状況を詳細に把握し、適切に分類する。
- ③引き続き海外移住・日系社会に関する知識の国民への普及を図るために、海外移住資料館の体制整備や調査、展示の充実、教育素材の活用、周辺自治体や関連機関等との連携強化などの取組を行う。なお、年間の来館者数を30,000人以上、年間の教育プログラム参加人数を1,894人以上、年間の海外移住資料館ウェブサイトアクセス数を113,182以上とすることを目指す。

(4)開発人材の育成(人材の養成及び確保)

- ①国際協力に携わる人材向けサービスの拡充や国際協力団体以外との連携の拡大による利用層の発掘、団体向けサービスの拡充による新規登録団体の獲得を進める。また、国際協力人材センターが所管するウェブサイト「PARTNER」について、平成25年度には、新規人材登録者数：1,500名、新規登録団体数：65団体、情報提供件数：前年比200件増、キャリア相談(対面)人数：

200名を目指して取り組む。あわせて、国際協力人材セミナー開催時のソーシャルメディア活用等も含めた情報発信機能の強化に取り組む。

- ②能力強化研修については、多様な援助ニーズに応えるべく、随時コースを見直しながら実施する。なお、270名の参加数を目標に、専門家として活動が見込まれる即戦力人材向け能力強化研修を行う。
- ③国際協力に携わる人材の裾野拡大に資するべく、国際協力・開発援助関連分野を専攻する大学院生及び社会人向け公募型インターンを実施し、30名程度の受け入れを目指して取り組む。

(5)国民の理解と参加の促進

(イ)ボランティア

- ①開発課題に沿って事業を実施すべく、平成24年度に本格導入したグループ型派遣を効果的に実施するためのモニタリングを行うとともに、シニア海外ボランティアを中心として、開発課題に沿った新規案件形成に引き続き取り組む。
- ②他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高めるため、ボランティア事業に関連した国際会議への参加を通じた発信や国際機関等との協議を進めるとともに、現場レベルでの連携に取り組む。
- ③ボランティア事業の「見える化」を促進するため、ボランティアの活動内容を発信するウェブサイトコンテンツ等の充実に取り組む。
- ④派遣中のボランティアの現地活動を支援するため、ボランティアの活動計画の策定支援及び海外拠点を通じた活動状況のモニタリングに引き続き取り組む。
- ⑤国民参加型事業として多様な人材の参加を促進するため、民間連携ボランティアの派遣を拡充するとともに、地方自治体及び大学との連携によるボランティア派遣を促進する。
- ⑥より効果的、効率的な募集に向けて、ウェブサイトの拡充やソーシャルメディアの活用等を通じた募集広報を行う。選考の効率化に向けては、シニア海外ボランティアに続き、青年海外協力隊に二次選考(面接)の一部地方実施を導入する。
- ⑦青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアの訓練の改善については、大幅な見直しを踏まえて新たなプログラムを導入し、適切なモニタリングを行う。
- ⑧帰国後のキャリアアップへの側面支援のため、進路支援情報サイトを効率的に運営するとともに、企業・地方自治体向け事業説明会の開催(年4回)や帰国後訓練等、帰国隊員の進路開拓支援を行う。グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元に向けては、帰国隊員の社会還元活動の優良事例を収集し、広く発信する。

(ロ)市民参加協力

- ①NGO、地方自治体等が活動するために必要な事業対象国情報をウェブサイトにて更新する。
- ②新規の草の根技術協力事業開始時に案件の円滑な開始・実施に向けた団体向け説明会を行うとともに、案件開始後の計画のレビュー及び終了時の評価を着実に実施する。
- ③NGOと機関間の協議会等、草の根技術協力事業に係る協議を行い、協議内容から抽出された必要な取組を進める。
- ④地球ひろばを通じて、市民による多様な手作りの国際協力の試みに対する支援サービスを提供する。また、NGO、企業、市

民等とのソーシャルメディアなども活用した情報発信や、国際協力に対する理解促進の機会を提供する。これらの取組を通じて、情報発信件数を平成24年度の実績から着実に増加させるとともに、利用者に対して「満足度」に関するアンケート調査を実施し、5段階評価で上位2つの評価を得る割合を7割以上とすることを旨とする。

- ⑤ NGO、教育機関、地方自治体等との連携強化等を通じて、開発教育を実践する人材の能力向上や各種プログラムの内容の改善等を図り、開発教育支援の効果的な実施に努める。
- ⑥ 開発教育に関するJICAウェブサイトの充実も図り、アクセス数100,000件以上を目指す。また、開発教育に関する研修の実施実績人数7,000人以上を目指す。
- ⑦ 国際協力に関わるNGO等の組織強化、事業運営能力の向上等のため、各種支援プログラムを推進するとともに、その内容の改善に引き続き取り組む。

(ハ) 広報

(i) ODAの現場を伝える広報

国際協力に対する国民の信頼と理解・共感及び参加並びに開発途上地域における日本のODAに対する理解を促進するため、広報戦略に基づき、国際協力の意義や背景となる課題をわかりやすい形で幅広く市民に伝える一般広報と各種有識者やマスメディア等のオピニオンリーダーに対する専門広報を、機構全体の基幹業務として効果的に実施する。特にソーシャルメディアなどの新たな媒体の更なる拡充や、地方及び海外拠点での広報の充実を図るとともに、必要に応じて広報戦略の内容を点検し、総合的な対外発信機能を強化する。

(ii) 「見える化」の徹底(透明性の向上)

「見える化」を徹底すべく、全ての新規案件及び過去10年間に事後評価を実施した完了案件のうち未掲載のものについて、ODA資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト上に掲載する。

(6) 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化

(イ) NGO、民間企業等の多様な関係者との連携

- ① NGO等との連携強化を図るべく、引き続きNGOと機構間の連携協議会を開催する。
- ② 地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)への教育機関等の参画促進、大学との連携講座及び大学-JICA連携会議の拡充等、教育機関との連携推進を図る。
- ③ 国内拠点を中心として、地域経済活性化に向けた地方自治体のニーズ把握に努め、連携強化を促進する。また、補正予算「地域経済活性化特別枠」を活用した迅速な事業実施に向け、地方自治体の提案による事業の実施促進を行う。
- ④ 政府開発援助に関する政府の施策に則って、民間企業等との連携を促進すべく、PPPインフラ及びBOPビジネスに関する協力準備調査並びに中小企業連携促進調査等の制度の充実を図り、着実な実施につなげるとともに、民間連携に関するニーズの把握や対外発信を推進する。
- ⑤ 中小企業海外展開支援に資する事業に関しては、民間提案型普及・実証事業、研修員フォローアップやパートナーシップセミナー等を通じて民間企業との連携強化を図る。

(ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献

- ① 国際援助潮流の形成や各国・地域の支援方針づくり等に主要メンバーとして参画し、機構の経験やアプローチ等の知見を国際社会において幅広く共有する。
- ② 新興ドナーとの対話を促進し、共通関心事項について発信するなど、戦略的なパートナーシップを強化するとともに、三角協力を推進する。
- ③ 国・地域やセクターに関する事業戦略を他ドナーと共有するとともに、プログラムや個別案件レベルにおいて、国際機関等、他機関との連携を推進する。

(7) 事業の横断的事項に関する取組

(イ) 環境社会配慮

- ① 環境社会配慮ガイドラインを運用し、第三者の関与も得て、環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を実施する。
- ② 本部と海外拠点の職員、専門家、コンサルタント、相手国政府等を対象に、環境社会配慮ガイドラインに関する研修を実施する。

(ロ) 男女共同参画

- ① 各部署での事業ジェンダー主流化の推進に向け、引き続き優良な取組に関する情報共有を行う。また、ジェンダー視点を適切に統合した案件の実施監視・活動が行われるよう、職員、専門家、外部関係者等に対するジェンダー講義等を引き続き実施する。
- ② 重点対象案件のモニタリングを通じ、ジェンダー主流化の優良事例の形成、抽出、事業へのフィードバックを行う。

(ハ) 事業評価

- ① 事後評価を着実に実施し、適切な提言や教訓を得て、その活用を一層促進するよう取り組む。有益な教訓が引き出せそうなプロジェクトについては、特定の評価テーマを設定し、より詳細な調査から得られる教訓を機構内部に広く提供する。
- ② 事業評価年次報告書をより分かりやすい形で作成・公開するとともに、速やかにウェブサイトでも公開する。また、各事業の評価報告書及び評価結果要約表のウェブサイトへの掲載数の増加により、事業評価結果の検索システム機能を充実させる。
- ③ プログラム単位の事業実施における、事前評価段階での成果指標の設定及び教訓の活用を促進する。また、プロジェクトが与えた事業効果を精緻に測定するためのインパクト評価の実施及び評価結果については、機構内部に広く共有する。

(ニ) 安全対策の強化

- ① 関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、派遣中の安全対策の継続的な実施を図る。
- ② 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府、事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組を徹底し、必要に応じて支援する仕組みの強化を図るため、これまでに取り組んできた執務参考マニュアルの機構内での周知徹底や実施状況調査等によるコントラクターへの助言等を行うとともに、新たな取組として建設工事の安全管理ガイドラインの検討等を行う。

(ホ) 主務大臣からの緊急の要請への対応

独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対して、迅速に対応する。

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の機動性向上

- ① 政府開発援助に関する政府の施策及び地域・国ごとの援助ニーズへのより迅速かつ確かな対応並びに戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう、中小企業の海外展開支援や本格再開された海外投融資業務等に適切に対応するための体制整備をはじめとする、本部の組織編成及び各部署の果たすべき機能・役割の見直しを行う。
- ② 開発途上地域の政治経済・治安等の国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間、安全配慮が必要な長期滞在者等の状況を踏まえ、海外拠点の配置適正化のための必要な見直しを行う。また、国際業務型法人との連携強化については、今後の行政改革推進本部の方針等を待って適切に対応する。
- ③ 現地職員の役割の明確化や育成に向けた取組を推進するとともに、海外拠点におけるニーズに応じた適切な人員配置、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。
- ④ 移転した旧広尾センター(地球ひろば)の機能について、その役割に応じたより機動的な体制の構築に向けた見直しを進める。関西国際センターに関しては、旧大阪国際センターと旧兵庫国際センターの統合を踏まえた事業内容及び業務量に機動的に対応するための体制の見直しを進める。また、研修員受入事業のあり方を検討し、東京国際センターや横浜国際センター等の役割と機能を整理する。
- ⑤ 国内拠点を通じて多様な関係者との結節点としての役割を果たすべく、民間企業、NGO、地方自治体、大学等とのパートナーシップを強化し、拠点の特性をいかした活動を行う。民間企業については、特に中小企業支援に資する活動を行う。これらの取組を通じ、国内拠点の統合後も利用者数470,000人程度の維持を目指す。

(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施

(イ) 契約の競争性・透明性の拡大

- ① 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会等における点検の継続的な実施を図る。また、コンサルタント等契約の手続きの更なる改善として、プロポーザル評価、監督検査、実績評価等をはじめとする各種調達制度の見直し・周知、説明会等を通じた企業等との対話強化、総合評価落札方式の試行・モニタリングに継続的に取り組む。
- ② 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、運用状況のモニタリングとガイドラインへの反映を図るとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。
- ③ 契約の透明性を一層向上させる観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続し、定着を図る。また、コンサルタント等契約の外部審査の継続と定着を図る。
- ④ 適正な事業実施に向けて、コンサルタント等契約における再委託契約の抽出検査等の取組を継続するとともに、不正行為等に関する情報に対しては適切に調査を行い、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。
- ⑤ 関連公益法人との契約については、一般競争入札を原則とし、

競争性のない随意契約は真にやむを得ない場合に限定するとともに、一者応札・応募の削減に向けた取組を進める。また、一定の関係のある法人との契約実績の公表を通じて透明性の向上を図る。

(ロ) ガバナンスの強化と透明性向上

- ① 会計監査人による監査を適切に実施し、内部統制を強化する。
- ② 各業務固有のリスクに着目しつつ、体系的な手法により内部監査を適切に実施し、マネジメント及び業務監理の改善に貢献する。
- ③ 監事監査における指摘事項に対し、具体的な対応策を策定し、その対応状況をモニタリングする。
- ④ 部署別年間業務計画を通じたリスクモニタリングによる内部統制環境の維持、改善を図る。組織全体のリスクを統制するため、内部統制の枠組みを構成する既存の各制度の連携及び枠組みの機構内での周知等に取り組む。また、内部統制理事会及びリスク管理に関連する各種委員会を定期的開催し、会議の結果及びリスクへの対応について各部署にフィードバックする。こうした一連の取組を通じて、金融業務特有のリスクも含めた内部統制機能の強化を図る。
- ⑤ 引き続き、内部通報制度を機構全体に周知させるための取組を実施するとともに、通報に対して適正に対処する。
- ⑥ 情報セキュリティ管理に関し、外部監査の結果も踏まえ、規程類の整備、遵守、研修、点検、情報セキュリティ委員会の開催、対応策のフィードバック等からなるPDCAサイクルの実施により改善を図る。
- ⑦ 年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を交えた機構自身による評価を行い、その結果を機構全体に周知した上で、以後の業務運営に反映させる。
- ⑧ 専門家、ボランティア、業務委託先等からの業務改善提案の受付制度を適切に運用する。

(ハ) 事務の合理化・適正化

- ① 一般契約に係る各種様式の定型化、コンサルタント等契約における新積算体系に基づいた適切な精算、公示関係資料の電子配布等、事務手続きの合理化・簡素化を引き続き実施する。
- ② 機材調達事務の合理化による効率化を推進するとともに、機材調達の実務的な知識・ノウハウを具体的な指針に取りまとめる。
- ③ 海外拠点における調達実施体制の適正化に向けて、海外拠点における調達手続きに関する参考資料の整備を行うとともに、短期在外調達支援要員を計画的に派遣し、現地職員の育成と現地の体制整備を図る。
- ④ 専門家等派遣手続きに関し、平成24年度に抽出した更なる効率化が必要な課題について、旅行制度及び派遣手当制度との関連性及びそのあり方を整理した上で改善策を策定する。
- ⑤ 課題別研修については、評価プロセスの見直し、研修委託契約の見直し等により、事務の効率化を促進する。
- ⑥ ボランティア関連手続きについて、業務の一層の合理化のための見直しを行い、それを踏まえた規程の改定、在外への周知を行う。また、システムの改修を通じ、事務手続きの短縮を図る。

(3) 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し

(イ) 経費の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保

に留意しつつ、一般管理費及び業務経費(特別業務費及び特殊要因を除く。)の合計について、平成24年度比1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。

(ロ)給与水準の適正化等

給与水準については、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。

在勤手当については、国や民間企業等の事例も参照しつつ見直しを進める。

(ハ)保有資産の適正な見直し

詳細な資産情報の公表を引き続き行う。あわせて、資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。なお、職員住宅については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。また、竹橋合同ビル内区分所有部分については、有効な利活用方を継続的に検討する。

3 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(有償資金協力勘定を除く。)

- ①財務内容の一層の透明性を確保する観点から、引き続きセグメント情報の開示方法の改善に向けた検討・準備を進め、平成24事業年度財務諸表において見直し後のセグメント情報を開示する。
- ②引き続き自己収入の確保及び適正な管理・運用に努める。
- ③なお、平成24年度補正予算(第1号)により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日)において、復興・防災対策、成長による富の創出及び暮らしの安心・地域活性化のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援等に係る技術協力並びに防災・減災機能向上のための施設改修に活用する。

4 短期借入金の限度額

一般勘定 620億円
有償資金協力勘定 2,200億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3カ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

区分所有の保有宿舎33戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。広尾センターについては、平成25年度末までに現物納付する。所沢・筑波構外・駒ヶ根構外の職員住宅については、処分の準備を進める。

6 剰余金の使途(有償資金協力勘定を除く。)

剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業

の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1)施設・設備

既存施設・設備の老朽化等による必要性を踏まえて、整備・改修を実施する。

(2)人事に関する計画

- ①評価者研修の継続、充実等に努め、年1回の勤務成績の評価を適切に実施するとともに、前年度の評価結果を適切に処遇に反映する。
- ②より効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制の更なる強化に向け、適材適所の人事配置を実施する。
- ③職員のキャリア開発に係る相談体制を拡充すべく見直しを図る。あわせて、金融等の新たな事業ニーズも視野に入れた能力開発の機会拡充について、国際機関等への出向も含め、階層別研修や各種専門研修の継続、改善を図るとともに、コアスキル研修を整備する。
- ④海外拠点勤務と家庭生活の両立に向けた取組を推進する。

(3)積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項

- ①前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約(有償資金協力業務を除く。)、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。また、独立行政法人国際協力機構法第31条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた額については、費用的支出の財源に充てることとする。
- ②前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令(平成15年政令第409号)附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

国内拠点・海外拠点

国内拠点・地球ひろば

JICA北海道

(札幌)

TEL: 011-866-8333 (代)

〒003-0026 北海道札幌市白石区本通16丁目南4-25

<http://www.jica.go.jp/sapporo/index.html>

(帯広)

TEL: 0155-35-1210 (代)

〒080-2470 北海道帯広市西20条南6丁目1-2

<http://www.jica.go.jp/obihiro/index.html>

JICA東北

TEL: 022-223-5151 (代)

〒980-0811

宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル15階

<http://www.jica.go.jp/tohoku/index.html>

JICA二本松

TEL: 0243-24-3200 (代)

〒964-8558 福島県二本松市永田字長坂4-2

<http://www.jica.go.jp/nihonmatsu/index.html>

JICA筑波

TEL: 029-838-1111 (代)

〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6

<http://www.jica.go.jp/tsukuba/index.html>

JICA東京

TEL: 03-3485-7051 (代)

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5

<http://www.jica.go.jp/tokyo/index.html>

JICA地球ひろば

TEL: 03-3269-2911 (代)

〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5

<http://www.jica.go.jp/hiroba/index.html>

JICA横浜

TEL: 045-663-3251 (代)

〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1

<http://www.jica.go.jp/yokohama/index.html>

JICA駒ヶ根

TEL: 0265-82-6151 (代)

〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂15

<http://www.jica.go.jp/komagane/index.html>

JICA北陸

TEL: 076-233-5931 (代)

〒920-0853

石川県金沢市本町1-5-2 リファール(オフィス棟)4階

<http://www.jica.go.jp/hokuriku/index.html>



JICA中部／なごや地球ひろば

TEL: 052-533-0220 (代)

〒453-0872 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7

JICA中部 <http://www.jica.go.jp/chubu/index.html>

なごや地球ひろば

<http://www.jica.go.jp/nagoya-hiroba/index.html>

JICA関西

TEL: 078-261-0341 (代)

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

<http://www.jica.go.jp/kansai/index.html>

JICA中国

TEL: 082-421-6300 (代)

〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-3-1

<http://www.jica.go.jp/chugoku/index.html>

JICA四国

TEL: 087-821-8824 (代)

〒760-0017 香川県高松市番町1-1-5 ニッセイ高松ビル7階

<http://www.jica.go.jp/shikoku/index.html>

JICA九州

TEL: 093-671-6311 (代)

〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1

<http://www.jica.go.jp/kyushu/index.html>

JICA沖縄

TEL: 098-876-6000 (代)

〒901-2552 沖縄県浦添市字前田1143-1

<http://www.jica.go.jp/okinawa/index.html>

海外拠点 (50音順)



アジア

- アフガニスタン事務所
- インド事務所
- インドネシア事務所
- ウズベキスタン事務所
- カンボジア事務所
- キルギス事務所
- スリランカ事務所
- タイ事務所
- タジキスタン支所
- 中華人民共和国事務所
- ネパール事務所
- パキスタン事務所
- バングラデシュ事務所
- 東ティモール事務所
- フィリピン事務所
- ブータン事務所
- ベトナム事務所
- マレーシア事務所
- ミャンマー事務所
- モルディブ支所
- モンゴル事務所
- ラオス事務所

大洋州

- サモア支所
- ソロモン支所
- トンガ支所
- バヌアツ支所
- パプアニューギニア事務所
- パラオ支所
- フィジー事務所
- マーシャル支所
- ミクロネシア支所

北米・中南米

- アメリカ合衆国事務所
- アルゼンチン事務所
- ウルグアイ支所
- エクアドル支所
- エルサルバドル事務所
- グアテマラ事務所
- コスタリカ支所
- コロンビア支所
- ジャマイカ支所
- セントルシア支所
- チリ支所
- ドミニカ共和国事務所
- ニカラグア事務所
- パナマ支所
- パラグアイ事務所
- ブラジル事務所
- ベネズエラ支所
- ベリーズ支所
- ペルー事務所
- ボリビア事務所
- ホンジュラス事務所
- メキシコ事務所

アフリカ

- ウガンダ事務所
- エチオピア事務所
- ガーナ事務所
- ガボン支所
- カメルーン事務所
- ケニア事務所
- コートジボワール事務所
- コンゴ民主共和国事務所
- ザンビア事務所

- ジブチ支所
- ジンバブエ支所
- スーダン事務所
- セネガル事務所
- タンザニア事務所
- ナイジェリア事務所
- ナミビア支所
- ニジェール支所
- ブルキナファソ事務所
- ベナン支所
- ボツワナ支所
- マダガスカル事務所
- マラウイ事務所
- 南アフリカ共和国事務所
- 南スーダン事務所
- モザンビーク事務所
- ルワンダ事務所

中東

- イエメン支所
- イラク事務所
- イラン事務所
- エジプト事務所
- シリア事務所
- チュニジア事務所
- パレスチナ事務所
- モロッコ事務所
- ヨルダン事務所

欧州

- 英国事務所
- トルコ事務所
- バルカン事務所
- フランス事務所

特集

事業の目的と概況

活動報告

協力の形態

運営・管理・評価

資料編

各拠点の連絡先は、JICAウェブサイトをご覧ください。

[国際協力機構トップページ](#) ▶
 [JICAについて](#) ▶
 [JICAの機関・施設](#)
<http://www.jica.go.jp/about/structure/index.html>

用語解説

50音順

あ インクルーシブな開発

すべての人々が成果を享受できる包括的な開発。JICAはかねてより、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発(Inclusive and Dynamic Development)」をビジョンに掲げ、インクルーシブ(包括的)な開発を通じて、持続的な成長により貧困削減を達成するべく、より多くの人々が広く平等に「成長の過程」に参加し、恩恵を受けることを目指している。

インフラシステム輸出戦略

2013年3月に、日本政府は「経協インフラ戦略会議」を立ち上げ、日本企業によるインフラシステムの海外展開やエネルギー・鉱物資源の海外権益確保の支援、海外経済協力(経協)に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るための検討を始めている。5月には、成長戦略の大きな柱の一つとなる「インフラシステム輸出戦略」を決定し、海外における日本企業のインフラシステムの受注額を、2020年までに現在の3倍の30兆円まで拡大するとしている。これに連携し、国土交通省や経済産業省などでも「インフラシステム輸出戦略」や「戦略的経済協力」に向けた取り組みを進めている。

ODA卒業国

経済協力開発機構 開発援助委員会(DAC)が作成する「援助受取国リスト」から、所得の向上などにより、外れた国を指す。同リストは3年ごとに見直されるが、その時点で3年連続して一人当たりGNIが中所得国を超える等すると、同リストから外れてODA卒業国となる。

ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ

2010年6月、国内外の環境の変化を踏まえ、外務省がこれからのODAのあり方について提言した。理念の明確化、重点分野の絞り込み、民間企業・NGOとの連携強化、戦略的・効果的な援助、情報開示の取り組み、

国民の開発協力への参加促進などについてとりまとめた。

か 開発途上国

経済発展・開発の水準が先進国に比べて低く、経済成長の途上にある国の総称。一般的にはDACが作成する「援助受取国リスト」に記載されている国、地域を指す。

カウンターパート

国際協力事業において、技術移転や政策アドバイスの対象となる相手国行政官や技術者を指す。

ガバナンス

ある国の安定・発展に向けて、その国の資源を、国民の意思を反映できる形で効率的に動員し、配分・管理するための政府の機構制度、政府・市民社会・民間部門の協働関係や意思決定のあり方など、制度全体の構築や運営のあるべき姿をいう。①国家の政治体制、②政府の政策策定・実施能力、③政府の市民社会・民間部門との相互関係にかかわる仕組みや制度の3つの側面が含まれる。

キャパシティ・ディベロップメント

Capacity Development: CD
開発課題に対処するための能力(キャパシティ)を途上国自身が強化していくこと。外からの能力構築を指すキャパシティ・ビルディングに対し、CDは開発途上国のキャパシティを個人、組織、制度・社会と包括的にとらえ、途上国が主体的に向上させていくプロセスを指す。JICAの協力は、開発途上国のCDを側面的に支援するファシリテーターの役割を担っている。

後発開発途上国(LDC)

国連開発計画委員会(CDP)が認定した基準に基づき、国連総会の決議により認定された特に開発の遅れた国々。一人当たりGNIが992ドル以下で、人的資源開発が遅れ、経済的脆弱性が高い国が対象となる。3年に一度リストの見直しが行われる。現在は49カ国で、アフリカ34カ国、アジア14カ国、

中南米1カ国。

さ 三角協力

開発途上国の発展のために、日本が他の援助国や国際機関と共同で協力事業を実施すること。

循環型社会

資源の消費を抑制し、環境への負荷を減らす社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に替わる、循環型社会形成に向け、政府は2000年に「循環型社会形成推進基本法」を制定。「リデュース(ごみの減量)」「リユース(再使用)」「リサイクル(再資源化)」の3Rを行動指針とした。

新興国

先進国に対し、急速に経済成長を遂げている中南米、東南アジア、東欧諸国などの開発途上国を指すことが多い。

生物多様性ホットスポット

人類により生物多様性の破壊が危機にある地域。オックスフォード大学のノーマン・マイヤーズ博士によって提唱され、1,500種以上の固有植物種があるものの70%以上が本来の生息地を失っている地域を指す。世界で日本を含め34カ所があげられている。

た 中進国

一人当たりGNIが、3,976ドル以上6,925ドル以下の国々(国連および世銀の分類による)を指す。

な 南南協力

開発が比較的進んでいる途上国が、自国の開発経験や人材などを活用して、開発が進んでいない後発開発途上国に対して協力事業を行うこと。

は 万人のための教育

Education for All: EFA

世界中のあらゆる人々に教育の機会を提供することを目指して、1990年に開始された国際的なイニシアティブ。あらゆる国・地域で2015年までに、「初等教育の完全修了の達成」「男女の教育格差の解消」「識字水準の50%改善」

など、6つの目標がゴールとして設定されている(ダカール行動枠組み)。

本邦技術活用条件

Special Terms for Economic Partnership: STEP

日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を通じて日本の「顔の見える援助」を促進するため、2002年に導入された円借款の融資条件。日本タイドの調達条件のほか、他の融資条件に比べて、より譲許的な条件が適用される。

ま マスタープラン

さまざまな長期開発事業を実施するために作成される基本計画。

ミレニアム開発目標

Millennium Development Goals: MDGs

21世紀の国際社会の目標として宣言された国連ミレニアム宣言と、1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、ひとつの共通の枠組みとしてまとめられたもの。2015年までに達成すべき8つの目標を掲げている。

アルファベット順

A ADB

Asian Development Bank

アジア開発銀行

アジア地域の開発途上国の開発促進を目的として、準商業ベースの貸付を行う国際金融機関。

AU

African Union

アフリカ連合

アフリカ54カ国・地域が加盟する世界最大の地域機関。本部はエチオピアの首都アディス・アベバ。2002年7月、「アフリカ統一機構」(OAU)から発展改組されて発足。2010年1月、「アフリカ開発のための新パートナーシップ」(NEPAD)を統合し、開発分野での役割を増大させている。

B BOP

Base of the Pyramid

年間3,000ドル未満で暮らしている貧困層を指す。世界で約40億人いるといわれている。「BOPビジネス」は、こうした開発途上国の貧困層および社会や開発プロセスから除外されている状態にある人々が抱えるさまざまな問題に改善をもたらし得るビジネス。

D DAC

Development Assistance

Committee

開発援助委員会

経済協力開発機構(OECD)の三大委員会のひとつで、援助供与国間で意見を調整する。日本は1964年にOECD加盟と同時に加盟国となった。

F FAO

Food and Agriculture

Organization of the United

Nations

国連食糧農業機関

「人々が健全で活発な生活をおくるために十分な量・質の食料への定期的アクセスを確保し、すべての人々の食料安全保障を達成する」ことを目的とする、国連専門機関。

G GNI

Gross National Income

国民総所得

その国の国籍をもつ人々によって、国の内外で一定期間中に生産された財貨・サービスの総計。

I IMF

International Monetary Fund

国際通貨基金

貿易や平常の金融取引に必要な比較的短期間の資金の融通を図ることを目的とした国連の専門機関。

O OSBP

One Stop Border Post

税関の手続き共有化・業務効率化を図る通関業務運営方式の一つ。出国側、入国側での輸出入手続きを1回で済ますことで、物資の滞留時間を短縮し、物流の促進を図る。JICAは、東アフリカなどでOSBP導入プロジェクトを進めている。

P PPP

Public Private Partnership

公共サービス提供に民間主体を活用し、官民が協調して事業を実施する手法。民間事業者の参画度合いに応じて、単純な業務委託からBOT(建設・管理・運営、移転を行う仕組み)、完全民営化まで幅広い形態を含んでいる。インフラ整備を目的とするのが、「PPPインフラ事業」。

T TICAD

Tokyo International Conference on African Development

アフリカ開発会議

アフリカの開発をテーマとする国際会議。1993年以降、日本政府が主導し、国連、国連開発計画(UNDP)、世界銀行などと共同で開催している。5年ごとに開催されており、2013年6月に横浜でTICAD Vが開催された。

U UNICEF

United Nations Children's Fund

国連児童基金

開発途上国の保健分野を中心に、栄養改善、飲料水供給、母子福祉、教育などを通じた児童への援助を行う国連機関。

W WB

World Bank

世界銀行

各国の中央政府または同政府から債務保証を受けた機関に対し融資を行う、世界最大の開発援助機関。

WFP

World Food Programme

世界食糧計画

飢餓と貧困の撲滅を使命とする国連の食糧支援機関。

WHO

World Health Organization

世界保健機関

国際協力を通じた世界的疾病の抑制、健康・栄養基準の向上などを目的とする、国連専門機関。

WTO

World Trade Organization

世界貿易機関

差別のない自由な貿易を促進するため、1995年に設立された国際機関。

事例索引

ASEAN

産業と防災の取り組み	[活動報告]	P.22
教育 工学系高等教育ネットワーク(AUN/SEED-Net)プロジェクト・フェーズ3	[活動報告]	P.77

アジア地域

アフガニスタン・タジキスタン国境バダフシャン地域における農村開発	[活動報告]	P.93
----------------------------------	--------	------

アフリカ地域

ボツワナ・ザンビアへの円借款供与	[活動報告]	P.52
保健医療 きれいな病院プログラム	[活動報告]	P.81

インド

産学官による交流強化に貢献	[活動報告]	P.38
---------------	--------	------

ウズベキスタン

養蚕業振興	[活動報告]	P.34
-------	--------	------

エジプト

開発計画策定支援・選挙支援	[活動報告]	P.59
---------------	--------	------

エチオピア

産業政策への協力	[活動報告]	P.53
----------	--------	------

カンボジア

技術協力プロジェクト「ジェンダー主流化プロジェクト・フェーズ2」	[活動報告]	P.66
農業生産性の向上による農村部の貧困削減への取り組み	[活動報告]	P.92

キルギス

共同森林管理	[活動報告]	P.35
--------	--------	------

ケニア

資源・エネルギー 地熱開発協力	[活動報告]	P.100
-----------------	--------	-------

コロンビア

地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト	[活動報告]	P.47
-------------------------------------	--------	------

コートジボワール

復興支援	[活動報告]	P.55
平和と安定のための首都圏開発支援	[活動報告]	P.69

サモア

草の根地域提案型「サモア水道事業運営(宮古島モデル)支援協力」宮古島市	[活動報告]	P.110
-------------------------------------	--------	-------

スリランカ

紛争影響地域生産性回復プログラム	[活動報告]	P.40
------------------	--------	------

タイ

社会保障 要援護高齢者等のための介護サービス開発プロジェクト(LTOP)	[活動報告]	P.79
--------------------------------------	--------	------

大洋州地域

自治体との連携による支援	[活動報告]	P.28
--------------	--------	------

中南米

中南米における日系社会・日系人支援	[活動報告]	P.112
-------------------	--------	-------

ニカラグア

シャーガス病対策プロジェクト	[活動報告]	P.45
----------------	--------	------

パキスタン

防災に日本の経験を生かす	[活動報告]	P.39
--------------	--------	------

パナマ

生活・衛生環境改善を支援	[活動報告]	P.44
--------------	--------	------

パラグアイ

ボランティア事業における大学連携	[活動報告]	P.106
------------------	--------	-------

バングラデシュ

廃棄物管理に貢献	[活動報告]	P.41
----------	--------	------

フィリピン

自治体との連携による支援	[活動報告]	P.23
草の根パートナー型「ネグロス島 養蚕普及体制の強化」オイスカ	[活動報告]	P.111

ブラジル

「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」が開催	[活動報告]	P.119
-------------------------	--------	-------

ブルキナファソ

技術協力プロジェクトによる支援	[活動報告]	P.86
-----------------	--------	------

ベトナム

森林保全支援	[活動報告]	P.84
法・司法制度整備 憲法改正に関する支援	[活動報告]	P.103
海外投融資事業	[活動報告]	P.104

ベナン

内水面養殖	[活動報告]	P.95
-------	--------	------

ミャンマー

経済改革支援	[活動報告]	P.25
少数民族支援	[活動報告]	P.70
ヤンゴン 都市圏開発プログラム形成準備調査	[活動報告]	P.72
民間セクター開発 日本人材開発センター開設	[活動報告]	P.97

モルドバ

医療サービス改善事業	[活動報告]	P.61
------------	--------	------

モンゴル

ウランバートル市の大気汚染対策能力の強化	[活動報告]	P.32
----------------------	--------	------

ヨルダン

シリア難民・ホストコミュニティ支援プログラム	[活動報告]	P.58
------------------------	--------	------

ラオス

IT基盤を支えるエンジニア育成支援	[活動報告]	P.75
-------------------	--------	------

その他

マイクロファイナンスへの取り組み	[活動報告]	P.68
シーレーンの安全・安心の確保:海上保安分野の協力	[活動報告]	P.73
防災主流化プロジェクト研究	[活動報告]	P.88
中小企業の海外展開支援	[活動報告]	P.105
スポーツにおけるボランティア事業	[活動報告]	P.107
海外移住した日本人の歴史や業績を伝える	[活動報告]	P.113
開発途上国支援の量・幅・質の拡大を目指して 国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」	[活動報告]	P.115
医療チーム(JMTDR)の活躍	[活動報告]	P.116
救助チーム総合訓練	[活動報告]	P.117
IMF・世界銀行年次総会の機会をとらえて世界へ発信	[活動報告]	P.121
円借款の可能性を広げる	[実施体制]	P.129

アンケートご協力のお願い

「国際協力機構 年次報告書2013」をお読みいただき、誠にありがとうございました。
JICAでは、より充実した内容の年次報告書をご提供するため、読者の皆様のご意見・ご感想をJICA WEBサイトにてお待ちしております。

<http://www.jica.go.jp/about/report/2013/index.html>

なお、いただいたアンケートの内容は、上記の目的以外に一切使用いたしません。

お問い合わせ先

JICA 広報室

TEL:03-5226-9781(直通)

FAX:03-5226-6396

国際協力機構 年次報告書 2013

2013年10月発行

編著・発行 独立行政法人 国際協力機構
東京都千代田区二番町5-25
二番町センタービル
〒102-8012
電話番号 03 (5226) 9781
<http://www.jica.go.jp/>

編集協力 株式会社エフビーアイ・コミュニケーションズ
東京都渋谷区神宮前2-26-8
神宮前グリーンビル1F
〒150-0001 電話番号 03 (5413) 5161
<http://www.fbicom.co.jp>

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。
©2013 国際協力機構 Printed in Japan
ISBN978-4-86357-053-5



From
the People of Japan

ISBN978-4-86357-053-5

